

資料編

敦賀市地域防災計画

〈資料編〉

令和6年3月

敦賀市防災会議

目 次

1. 防災アセスメント関係	
資料1-1	アセスメント調査概要..... 1
資料1-2	気象庁震度階級表..... 33
2. 自主防災・ボランティア組織関係	
資料2-1	自主防災会一覧..... 37
資料2-2	地区防災計画策定地区一覧..... 38
資料2-3	敦賀市自主防災会設立補助金交付要綱..... 39
資料2-4	敦賀市自主防災会運営費等補助金交付要綱..... 43
資料2-5	自主防災組織に係る防災資機材倉庫用地貸与要綱..... 46
資料2-6	ボランティア団体一覧..... 48
3. 都市施設・土地利用関係	
資料3-1	都市公園一覧..... 49
資料3-2	道路の状況..... 50
資料3-3	河川の状況..... 50
資料3-4	貯木施設一覧..... 50
資料3-5	森林の状況..... 51
資料3-6	保安林の状況..... 51
資料3-7	土採取規制区域..... 51
資料3-8	耐震岸壁一覧..... 51
資料3-9	応急仮設住宅建設候補地一覧..... 52
4. 災害危険箇所関係	
資料4-1	重要水防区域一覧..... 53
資料4-2	海岸保全区域一覧..... 53
資料4-3	山地災害危険地区一覧..... 54
資料4-4	砂防指定地一覧..... 57
資料4-5	急傾斜地崩壊危険区域一覧..... 59
資料4-6	地すべり防止区域一覧..... 59
資料4-7	雪崩危険箇所一覧..... 60
資料4-8	土砂災害警戒区域一覧..... 63
資料4-9	農業用ため池一覧..... 84

5. 危険物関係

資料5-1	敦賀市危険物施設数一覧.....	85
資料5-2	石油類販売業者一覧.....	86
資料5-3	LPガス販売業者一覧.....	87
資料5-4	火薬庫の状況.....	88
資料5-5	毒物劇物営業者等の状況.....	88

6. 消防・水防関係

資料6-1	敦賀美方消防組合の組織機構.....	89
資料6-2	消防団の状況.....	91
資料6-3	敦賀消防団管轄区域表.....	92
資料6-4	消防通信状況.....	93
資料6-5	消防車両配置状況.....	94
資料6-6	救助用器具保有状況.....	95
資料6-7	消防水利の状況.....	97
資料6-8	化学消火薬剤備蓄状況.....	97
資料6-9	消防相互応援協定等の状況.....	98
資料6-10	水閘門管理者一覧.....	99
資料6-11	水防資器材備蓄一覧.....	100

7. 上下水道関係

資料7-1	水道施設の状況.....	101
資料7-2	上水道配水区域の状況.....	102
資料7-3	プール設置状況.....	103
資料7-4	応急給水機器保有状況（上水道課）.....	104
資料7-5	敦賀市管工事協同組合緊急連絡体制.....	105
資料7-6	応急復旧体制の概要（上水道課）.....	106
資料7-7	災害復旧作業のフローチャート（上水道課）.....	108
資料7-8	緊急飲料タンク一覧.....	109
資料7-9	下水道事業の状況.....	110
資料7-10	敦賀市公共下水道事業下水道施設の概要.....	112
資料7-11	地震災害復旧作業フローチャート（下水道課）.....	113

8. 情報収集・伝達関係

資料8-1	特別警報・警報・注意報等の伝達系統図	115
資料8-2	笙の川水系笙の川の洪水予報実施要領	116
資料8-3	洪水予報区間及び雨量・水位観測所位置図	118
資料8-4	情報システムにより交換される資料に含まれる 笙の川流域の雨量・水位観測所	119
資料8-5	洪水予報の伝達先等	120
資料8-6	洪水予報作業の開始基準雨量	121
資料8-7	情報システム障害時に交換する資料	121
資料8-8	代行作業担当官署の連絡先	121
資料8-9	笙の川洪水予報連絡系統図	122
資料8-10	洪水予報の発表形式イメージ	123
資料8-11	水位周知発表基準	125
資料8-12	井の口川水位情報連絡系統図	126
資料8-13	津波警報等の伝達経路図	127
資料8-14	県警察の津波予報伝達系統図	128
資料8-15	敦賀海上保安部の津波予報伝達系統図	129
資料8-16	敦賀市防災行政無線局系統図	130
資料8-17	防災放送取扱要領	131
資料8-18	広報用放送文例	134
資料8-19	災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定	136
資料8-20	日本アマチュア無線連盟敦賀クラブ会員名簿	137
資料8-21	水防信号	138
資料8-22	津波標識	138
資料8-23	自衛隊災害派遣要請書	139
資料8-24	防災ヘリコプター緊急運航要請書	140
資料8-25	敦賀市被害状況調査及び報告要領	141
資料8-26	地域被害状況報告書	149

9. 備蓄・調達関係

資料9-1	災害備蓄倉庫一覧	150
資料9-2	災害備蓄品保有状況（危機管理対策課）	151
資料9-3	米穀販売店一覧	154
資料9-4	主要調達先一覧	155
資料9-5	炊出し予定場所一覧	155

10. 医療関係

資料 10-1	救急病院一覧	156
資料 10-2	医療機関一覧	157
資料 10-3	敦賀地区歯科医師会会員一覧（敦賀市内）	161
資料 10-4	敦賀市薬剤師会会員一覧（敦賀市内）	162
資料 10-5	敦賀市医師会災害対策本部編成表	163

11. 交通・輸送関係

資料 11-1	敦賀市役所車両保有台数一覧	164
資料 11-2	市及び民間協力保有除雪車一覧	165
資料 11-3	ヘリコプター緊急離着陸場一覧	165
資料 11-4	陸上輸送業者一覧	166
資料 11-5	海上輸送業者一覧	169
資料 11-6	乗船施設一覧	169
資料 11-7	雪捨場一覧	169
資料 11-8	緊急輸送道路等位置図	170
資料 11-9	中心部緊急輸送道路等位置図	172

12. 衛生・防疫関係

資料 12-1	災害廃棄物仮置場候補地一覧	174
資料 12-2	廃棄物処理施設一覧	175
資料 12-3	ごみ収集車及び従事者数一覧	175
資料 12-4	し尿取扱業者及びし尿運搬車並びに従事者数一覧	175
資料 12-5	公衆便所一覧	176
資料 12-6	感染症患者等の収容施設一覧	178
資料 12-7	遺体安置所候補地一覧	178
資料 12-8	火葬場の処理能力	178

13. 避難・福祉関係

資料 13-1	指定避難所・指定緊急避難場所一覧	179
資料 13-2	福祉避難所一覧	183
資料 13-3	要配慮者利用施設一覧（避難確保計画の作成等を要する施設）	186
資料 13-4	要配慮者の状況	195

14. 災害応援協定関係

資料 14-1	災害時応援協定締結一覧	196
資料 14-2	福井県・市町災害時相互応援協定	199
資料 14-3	福井県広域消防相互応援協定	203
資料 14-4	敦賀市と各務原市との間における災害時相互応援協定	206
資料 14-5	災害時における相互援助協定（敦賀市・向日市）	208
資料 14-6	災害時における協力に関する協定 （敦賀市・敦賀市内の郵便局）	210
資料 14-7	茨城県水戸市と福井県敦賀市との間 における災害時相互応援協定	212
資料 14-8	全国原子力発電所所在市町村協議会 災害相互応援に関する要綱	214
資料 14-9	災害時における生活物資の供給協力等に関する協定 （敦賀市・福井県民生活協同組合）	217
資料 14-10	災害時等の応援に関する申し合わせ （敦賀市・国土交通省近畿地方整備局）	219
資料 14-11	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定 （敦賀市・福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）	221
資料 14-12	災害時における福祉避難所として 介護保険施設等を使用することに関する協定 （敦賀市・敦賀市介護サービス事業者連絡協議会）	224
資料 14-13	災害時の医療救護活動等に関する協定	227

15. 法律・条例等関係

資料 15-1	災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表	231
資料 15-2	敦賀市防災条例	236
資料 15-3	敦賀市防災会議内規	239
資料 15-4	敦賀市防災会議委員一覧	240
資料 15-5	敦賀市災害対応基金条例	242
資料 15-6	敦賀市災害見舞金等支給条例	243
資料 15-7	災害弔慰金の支給等に関する条例	246
資料 15-8	敦賀市罹災証明書等交付要綱	251
資料 15-9	敦賀市災害応急用井戸協力の家登録制度実施要綱	260

1 6. 地震防災緊急事業五箇年計画	
資料 16-1 地震防災緊急事業五箇年計画一覧	263
1 7. 情報連絡関係	
資料 17-1 防災関係機関等連絡先一覧	264

資料1-1 アセスメント調査概要

本計画の作成にあたっては防災アセスメント調査を行い、計画の基礎とした。今回の防災アセスメント調査は、防災基礎アセスメントと地震詳細アセスメントとに大別される。

防災基礎アセスメントは本市における地勢、地質、気象等の自然状況、人口・土地利用等の社会状況、並びに過去において発生した災害状況を踏まえるとともに、主に地形・地質的な観点から定性的な災害特性を把握した。

地震詳細アセスメントは、特に直下型地震の発生を想定して、主に定量的な被害予測を行い防災課題を整理した。

以下にその概要を述べる。

1 防災基礎アセスメント調査

(1) 災害履歴

ア 地震災害

敦賀市に影響が及んだ大規模な地震としては昭和19年の東南海地震（敦賀震度5）、昭和23年の福井地震（敦賀震度4）、昭和38年の越前岬沖地震（敦賀震度5）等があるが、市域における地震による被害は少なく、越前岬沖地震で負傷者1名、非住家全壊1、半壊1が記録されているに過ぎない。過去における地震では1325年気比神宮の社殿が破損したという記録が残っているが、その他顕著な被害をもたらした地震災害は記録されていない。

既存資料により敦賀市に被害をもたらした事が記録されている地震の概要を整理した。

発生年月日	震央 北緯・東 経	規模M	地域	被害の概要
1325. 10. 21 正中2	35. 60 136. 10	6. 7	近江北部	大地震によって気比社殿が倒壊する
1819. 6. 12 文政2	35. 20 136. 30	7. 4	伊勢・美 濃・近江	地震
1830. 7. 2 天保1	35. 00 135. 70	6. 4	京都及び 隣国	大地震
1963. 3. 27 昭和38	35. 78 135. 77	6. 9	福井県沖	越前岬沖地震，敦賀で震度5 負傷者1名，非住家全壊1，半壊1， 崖崩れ3箇所

注) 被害の概要は、敦賀市史年表、福井県嶺南気象災害年表による

イ 風水害等

風水害等の災害履歴は、災害年表（風水害・土砂災害・雪崩災害）として整理した。

災害年表（風水害・土砂災害・雪崩災害）（1）

年 月 日	気象災害名等	気 象 状 況				河 川 状 況	被 害 状 況		
		総雨量mm (生起日)	日雨量mm (生起日)	最大時間雨量mm (生起日)	そ の 他		床上浸水	床下浸水	そ の 他
明治28年 7月29日 (1895)	(洪水)					木ノ芽川, 笙の川, 黒河川等の諸川 決壊・氾濫	不明	不明	死傷者104 崩壊1,301 建物被害5,397(流失・ 全壊・埋没409)
明治29年 8月30日 (1896)	(風水害)						不明	不明	建物倒壊30数戸, 半壊14 小型船舶の被害多数
明治29年 9月 7日 (1896) ～ 8日	(洪水)					刀根川溢水	浸水 1,351 (敦賀町)		死者 1 家屋全壊 1 半壊10 被害家屋1,546
明治32年 9月 8日 (1899)	(洪水)	223.3 (9/5-8)	92.3 (9/7)		最大風速 17.6m/s		浸水 2,913 (1,913?)		耕地・雑種地埋没流失60 町余歩 浸水498町3反余歩
明治33年 9月28日 (1900)	(洪水)	90.8 (9/26-27)	87.3 (9/28)		最大風速 21.8m/s		浸水 746		耕地, 宅地浸水64町1反歩
明治36年 7月 9日 (1903)	(洪水)	150.6 (7/6-9)	133.3 (7/9)				浸水破損戸数 1,805		耕地不毛6町9反 荒地42町歩 浸水反別318町歩
明治37年 7月28日 (1904)	(洪水)	211.1 (7/22-28)	82.0 (7/27)				敦賀町 浸水 862		浸水耕地反別286町6反
大正元年 9月23日 (1912)	台 風 (強風害)	122.4 (9/21-23)	82.8 (9/22)		最大風速 15.8m/s			家屋 20	全壊 税関1, 貨物倉庫1 屠殺場1, 民家60 船舶流出4, 沈没1, 破損4
大正 6年 9月30日 (1917) ～10月 1日	(洪水)	249.5 (9/28-10/1)	156.6 (9/30)		最大風速 7.8m/s	諸川溢水	敦賀町, 松原町 浸水 1,800余		

災害年表（風水害・土砂災害・雪崩災害）（2）

年 月 日	気象災害名等	気 象 状 況				河 川 状 況	被 害 状 況		
		総雨量mm (生起日)	日雨量mm (生起日)	最大時間雨量mm (生起日)	そ の 他		床上浸水	床下浸水	そ の 他
大正 9年 6月28日 (1920)	(洪水)	116.2 (6/26-28)	110.8 (6/27)			敦賀町及び付近 出水		敦賀町 39	中郷村 水田浸水 1町15 反, 道路崩壊 1箇所, 橋梁墜落 1箇所
大正10年 9月25日 (1921)	(洪水)	205.0 (9/23-26)	122.7 (9/25)		最大風速 14.2m/s	嶺南地方 堤防決壊13	嶺南地方 62	嶺南地方 368	嶺南地方 倒壊 5, 橋梁流失 3, 全半壊 2, 破損 1, 山崩れ 2
大正14年 8月17日 (1925)	(風水害)	90.3 (8/15-17)	67.0 (8/16)		最大風速 15.0m/s			14	
昭和 2年 3月 9日 (1927)	降雨による 融雪 (洪水)	55.4 (3/8-10)	28.9 (3/9)			笙の川増水氾濫	147	463	橋梁流失 3
昭和 9年 9月21日 (1934)	室戸台風 (強風害)	110.1 (9/19-23)	41.0 (9/21)		最大風速 13.4m/s				住家全壊 4, 半壊17
昭和21年12月 9日 (1946) ～12日	(暴風雨害)	95.0 (12/9-12)	40.8 (12/11)			堤防破損20間		23	家屋全壊 8 流失 1 橋梁流失 1
昭和23年 7月23日 (1948) ～25日	低気圧, 梅雨前線 (洪水)	217.9 (7/22-26)	122.4 (7/24)	57.2 (7/24)	10分最大雨量 17.0mm	各河川氾濫	132	377	家屋流失 3
昭和25年 9月 3日 (1950)	ジェーン 台風 (風水害)	81.0 (9/1-3)	65.1 (9/3)	14.2 (9/3)	10分最大雨量 11.7mm 最大風速 30.4m/s 最大瞬間風速 38.3m/s				死者 3 重軽傷24 家屋全壊16 半壊53
昭和28年 9月24日 (1953) ～26日	台風13号 (風水害)	310.6 (9/23-26)	173.8 (9/25)		10分最大雨量 7.8mm 最大風速 18.7m/s 最大瞬間風速 24.3m/s	笙の川, 黒河川, 木ノ芽川, 井ノ口 川堤防決壊氾濫	290	630	重軽傷 8 家屋全壊 2 半壊10 流失 5

災害年表（風水害・土砂災害・雪崩災害）（3）

年 月 日	気象災害名等	気 象 状 況				河 川 状 況	被 害 状 況		
		総雨量mm (生起日)	日雨量mm (生起日)	最大時間雨量mm (生起日)	その他		床上浸水	床下浸水	そ の 他
昭和29年 9月13日 (1954) ～14日	台風12号 (強風害)								電柱倒壊2 板塀倒壊11
昭和29年 9月17日 (1954) ～18日	台風14号 (洪水)	188.2 (9/17-18)	165.0 (9/17)	31.9 (9/17)	10分最大雨量 7.5mm	黒河川（山泉2， 木崎），三味線川 （杳見）決壊		37	馬場橋等橋梁流失6 堤防決壊10
昭和29年 9月25日 (1954) ～26日	洞爺丸台風 (強風害)				最大風速 23.2m/s 最大瞬間風速 33.9m/s				電話不通
昭和31年 8月 4日 (1956) ～ 5日	寒冷前線 (強雨害)	185.4 (8/4-5)	169.8 (8/4)	57.9 (8/4)	10分最大雨量 22.7mm	笙の川 市鳩原で 60mにわたり決壊	5	1,304	堤防決壊9，崖崩れ17， 土砂崩れ1，橋梁流失15
昭和34年 8月12日 (1959) ～14日	台風7号 (水害)	257.6 (8/12-14)	178.8 (8/13)	35.1 (8/13)	10分最大雨量 9.1mm 最大風速 14.5m/s 最大瞬間風速 22.1m/s	敦賀土木事務所管内			堤防決壊12
昭和34年 9月26日 (1959)	伊勢湾台風 (風水害)	169.7 (9/25-26)	88.1 (9/26)						敦賀市の被害は軽微
昭和35年 8月29日 (1960) ～30日	台風16号 (水害)	238.7 (8/29-30)	182.3 (8/29)	34.8 (8/30)	10分最大雨量 13.6mm 最大風速 21.3m/s 最大瞬間風速 30.3m/s			6	堤防決壊2
昭和36年 6月23日 (1961) ～ 7月 1日	S36梅雨前線 豪雨 (大雨)	301.8 (6/23-7/1)	71.4 (6/29)	27.7 (6/29)	10分最大雨量 8.4mm				五幡・阿曾で崖崩れ
昭和36年 9月16日 (1961)	第2室戸台風 (風水害)	189.1 (9/14-17)	142.1 (9/16)	46.8 (9/16)	10分最大雨量 13.3mm 最大風速 23.0m/s 最大瞬間風速 41.9m/s		嶺 南 地 方		負傷者19 家屋全壊8 半壊45
							1	290	

災害年表（風水害・土砂災害・雪崩災害）（4）

年 月 日	気象災害名等	気 象 状 況				河 川 状 況	被 害 状 況		
		総雨量mm (生起日)	日雨量mm (生起日)	最大時間雨量mm (生起日)	その他		床上浸水	床下浸水	そ の 他
昭和36年10月27日 (1961) ～28日	低気圧 (水害)	207.5 (10/26-28)	168.1 (10/27)	20.0 (10/27)	10分最大雨量 4.5mm	河川氾濫, 決壊	14	316	嶺南地方 家屋半壊1 非住家6 堤防決壊4 山崩れ6
昭和39年 6月 2日 (1964) ～ 3日	低気圧 (強風害)				最大風速 20.3m/s 最大瞬間風速 30.8m/s				非住家全壊1 電話回線20回線不通
昭和39年 8月24日 (1964) ～25日	台風14号 (強風害)				最大風速 14.5m/s 最大瞬間風速 22.1m/s				嶺南地方 非住家倒壊2 電話回線130回線不通
昭和39年 9月25日 (1964)	台風20号 (強風害)				最大風速 17.7m/s 最大瞬間風速 31.8m/s				江良海岸 護岸欠損90m
昭和40年 9月10日 (1965)	台風23号 (強風害)	84.0 (9/8-10)	37.0 (9/10)		最大風速 24.0m/s 最大瞬間風速 40.7m/s				重傷1 軽傷2 非住家全壊2 半壊1 電話回線120回線一時不通
昭和40年 9月16日 (1965) ～18日	台風24号 (水害)	280.6 (9/16-18)	211.2 (9/17)	31.4 (9/17)	10分最大雨量 9.6mm 最大風速 16.7m/s 最大瞬間風速 26.1m/s	笹の川水位 2.8m 市内各河川溢水	45	535	軽傷4 住家半壊3 一部破損6
昭和41年 3月15日 (1966) ～16日	低気圧 (強風害)				最大風速 16.7m/s 最大瞬間風速 35.4m/s				住宅倒壊3 停電450戸
昭和42年 1月 2日 (1967) ～ 5日	(雪崩災害)				最深積雪量(1/5) 敦賀 84cm 杉箸 130cm				江良-赤崎国道8号線 4箇所雪崩発生
昭和43年 5月 3日 (1968) ～ 4日	低気圧 (水害)	115.5 (5/3-5)	113.0 (5/4)	11.0 (5/4)	10分最大雨量 3.0mm	野坂川上流 堤防決壊		3	

災害年表（風水害・土砂災害・雪崩災害）（5）

年 月 日	気象災害名等	気 象 状 況				河 川 状 況	被 害 状 況		
		総雨量mm (生起日)	日雨量mm (生起日)	最大時間雨量mm (生起日)	その他		床上浸水	床下浸水	そ の 他
昭和44年 6月29日 (1969) ～ 7月 2日	梅雨前線 (水害)	171.0 (6/29-7/2)	78.5 (6/29)	35.0 (6/29)	10分最大雨量 13.0mm	栃古川溢水		3	
昭和44年 8月22日 (1969) ～24日	台風9号 (風水害)	99.0 (8/22-23)	99.0 (8/23)	22.0 (8/23)	10分最大雨量 7.0mm 最大風速 16.0m/s 最大瞬間風速 22.5m/s			7	崖崩れ 1
昭和46年 7月25日 (1971) ～27日	台風18号	138.5 (7/25-27)	102.0 (7/26)						二村海岸で崖崩れ (高さ15m, 幅50m)
昭和47年 6月 7日 (1972) ～ 9日		60.5 (6/7-9)	46.5 (6/8)	39.0 (6/8)	10分最大雨量 20.0mm			8	水田冠水 8 ha
昭和47年 7月11日 (1972) ～13日	S47年 7月豪雨 (水害)	476.5 (7/9-16)	127.0 (7/12)	40.0 (7/11)	10分最大雨量 17.5mm			88	住家一部損壊 1 橋梁流失 1
昭和47年 9月16日 (1972)	台風20号 (風水害)	216.0 (9/14-20)	111.5 (9/16)		10分最大雨量 11.0mm 最大風速 15.5m/s 最大瞬間風速 24.5m/s				住家一部損壊 1 水田流失0.9ha, 冠水40ha
昭和47年12月 1日 (1972)	(強風害)				最大瞬間風速 24.5m/s				住家一部破損 1 小型船舶破損 3
昭和50年 3月20日 (1975)	低気圧 (強風害)				最大風速 15.0m/s 最大瞬間風速 31.3m/s				死者 1 150戸停電 敦賀港木材流失 4 万 m ³
昭和51年 9月 8日 (1976) ～13日	台風17号 (風水害)	337.5 (9/8-13)	123.5 (9/10)	29.5 (9/12)	最大風速 14.5m/s 最大瞬間風速 27.5m/s				嶺南地方 非住家倒壊 1 土砂崩れ 9 堤防決壊27

災害年表（風水害・土砂災害・雪崩災害）（6）

年 月 日	気象災害名等	気 象 状 況				河 川 状 況	被 害 状 況		
		総雨量mm (生起日)	日雨量mm (生起日)	最大時間雨量mm (生起日)	そ の 他		床上浸水	床下浸水	そ の 他
昭和52年 9月 3日 (1977)	寒冷前線の 通過	79.0 (9/2-4)	64.5 (9/3)	55.0 (9/3)	10分最大雨量 22.5mm		2	非住家浸水 2 [葉原地区]	
昭和56年 1月13日 (1981) ～17日	雪崩災害				日最深積雪量 196cm(1/15)			泉地先 セメント工場前 2,000m ³ 鞠山トンネル南口 100m ³	
昭和59年 7月 7日 (1984) ～ 8日	梅雨前線	68.5 (7/7-9)	33.5 (7/7)	24.5 (7/7)				下水路, 頭首工に被害	
昭和60年 6月21日 (1985) ～ 7月14日	梅雨前線	537.0 (6/21-7/4, 6-11, 13, 14)	81.0 (6/28)	24.0 (6/28)		生水川, 地藏川, 助高川, 田尻川で 護岸決壊		頭首工破損 3	
昭和60年 7月21日 (1985)	梅雨前線	60.0 (7/21)	60.0 (7/21)	57.5 (7/21)	10分最大雨量 22.0mm		8	呉竹一丁目 2, 三島町 4 砂流 1, 公文名 1	
平成元年 4月15日 (1989) ～16日	低気圧	19.5 (4/15-17)	13.5 (4/16)	3.0 (4/16)	10分最大雨量 3.0mm			老人ホーム「溪山荘」付近 地すべり発生(幅20m, 高さ 20m, 約200m ³)老人 1名死亡	
平成元年 9月 5日 (1989) ～ 7日	停滞前線の 活動	116.5 (9/5-7)	63.5 (9/6)	18.5 (9/6)	10分最大雨量 7.5mm			追分で国道161号に土砂流 入(長さ100m, 幅6.6m, 高さ1.4m)、通行止	
平成 2年 9月17日 (1990) ～20日	秋雨前線 台風19号	167.5 (9/15-20)	72.5 (9/19)	19.0 (9/18)	10分最大雨量 7.0mm 最大風速 21.1m/s 最大瞬間風速 31.6m/s	井ノ口川(沢)で 護岸崩壊			
平成 3年 9月26日 (1991) ～28日	台風19号 (強風害)	21.0 (9/26-28)	19.0 (9/27)	14.5 (9/27)	10分最大雨量 5.0mm 最大風速 21.3m/s 最大瞬間風速 37.3m/s			嶺南地方 住家半壊 2 一部破損22 非住家32 倒木多数	

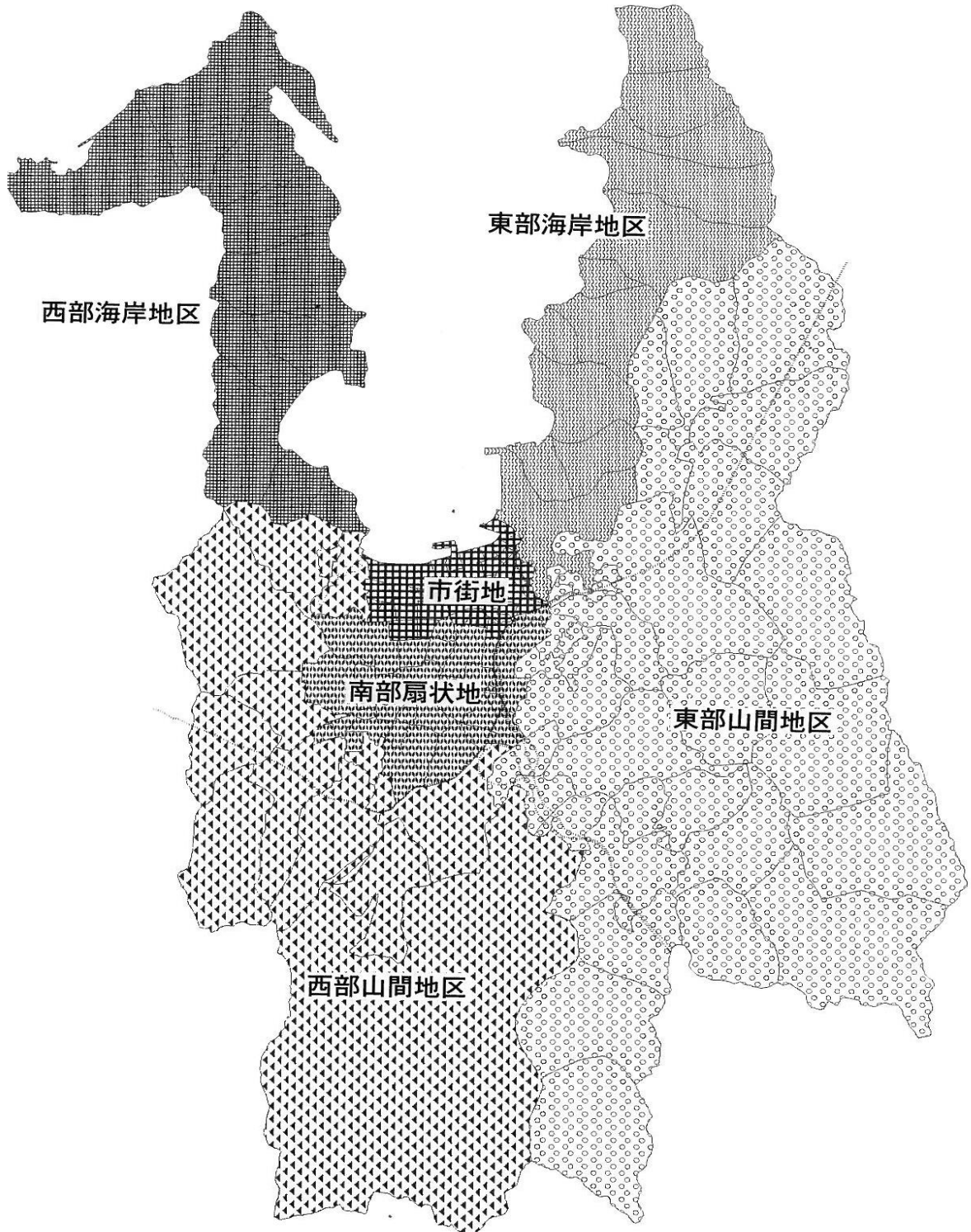
災害年表（風水害・土砂災害・雪崩災害）（7）

年 月 日	気象災害名等	気 象 状 況				河 川 状 況	被 害 状 況		
		総雨量mm (生起日)	日雨量mm (生起日)	最大時間雨量mm (生起日)	その他		床上浸水	床下浸水	そ の 他
平成 6年 7月 7日 (1994)	梅雨前線	90.5 (7/7-9)	81.0 (7/7)	49.0 (7/7)	10分最大雨量 14.0mm		17	津内二丁目1，松島二丁目9，呉竹一丁目6，本町一丁目1	
平成 6年 9月16日 (1994)	停滞前線の活動	176.0 (9/16-17)	136.0 (9/16)	38.0 (9/16)	10分最大雨量 8.5mm		3	市道清水松陵線，呉羽松島線，中央沓見線冠水により一部通行止	
平成 7年 7月21日 (1995) ～22日	梅雨前線	101.5 (7/20-22)	42.5 (7/21)	24.0 (7/21)	10分最大雨量 12.0mm			市道吉河2号線，清水松陵線，呉羽松島線，中央沓見線冠水により一部通行止	

(2) 地区別災害特性

市域の災害履歴、地形分類、県調査の既存資料等からの総合的な判断により、水害、土砂災害、津波災害、雪害（雪崩）の危険区域・危険箇所を把握した。また、これらの危険性を合わせて、地区ごとの災害特性を整理した。

地区区分は、主に市域の地形をもとに設定した次の6区分である。



地区区分図

敦賀市の災害特性 (1)

項目	東部海岸地区	西部海岸地区	市街地	南部扇状地	東部山間地区	西部山間地区
水害	<ul style="list-style-type: none"> 元比田～阿曾，五幡，赤崎等で発達している扇状地面上では、洪水が氾濫しても早く排水されるという特性があるが、勾配が急なため洪水が発生すると人命や構造物の被害は大きくなる。 明治28年の大雨により阿曾，大比田では洪水と土砂流により壊滅的な被害を受けている。 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸沿いには扇状地が発達しており、洪水が氾濫しても早く排水されるという特性があるが、勾配が急なため洪水による人命や構造物の被害は大きくなる傾向がある。 近年では水害による被害履歴は多くはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 低地の中でも相対的に地盤高の低い旧河道等は浸水に対して特に注意を要する。 浜堤背後の地域で、内水氾濫による被害が多発する傾向にある。 国道8号線，JR北陸線等の長大盛土が排水阻害要因として影響する恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 扇状地面上の旧河道付近は、氾濫水が集りやすく、災害履歴によっても洪水氾濫の危険性が高いことが指摘される。 扇状地の先端付近では河川勾配の変化により水位が上昇しやすく越流する危険性がある。 国道27号線バイパス，JR小浜線の長大盛土が氾濫流の流向に影響したり、排水阻害要因となる恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 谷底平野では、集水域となる山地からの距離が近く、雨水は速やかに谷底内に流出するため水位の上昇が急速であり、洪水流の横への広がりが地形的に拘束されるため、洪水流の流速及び水深が大きくなりやすいという特性がある。また、河道狭窄部，屈曲部では上流側で水位上昇による越流・破堤の危険性が高い。 葉原地区は、昭和47年に浸水被害履歴があり下流側に狭窄部が存在するため、ダムアップによる洪水に注意が必要。 余座付近の埋積谷は相対的な低地であり、排水不良による浸水の危険性は非常に高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 沓見や木崎付近の後背低地は、周囲より地盤高が低く、過去に水害が多発する等、水害の危険性が高い地域である。
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 人家に直接影響する急傾斜地は少ないが、国道8号線沿いには自然斜面，人工斜面が多く分布し、災害発生時には交通の遮断等が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 県道沿いは、自然，人工斜面が多く分布し災害時は交通の遮断等が懸念される。 立石地区は、狭小な平地に急傾斜地が近接しているため特に注意が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊危険箇所が、金ヶ崎町，舞崎町に分布する。 昭和50年1月16日舞崎町天筒山の一部において崩壊が発生し、8世帯40人に避難命令が出された。 	<ul style="list-style-type: none"> 切土地などの人工斜面以外は急傾斜地は分布せず、災害発生の可能性は低い。 	<ul style="list-style-type: none"> 断層沿いの斜面は急崖地を呈することが多く、地質が脆弱になっている恐れがあり、地震時，豪雨時に斜面崩壊を起こしやすい。 谷底平野では、人家が高所に位置し、背後は急斜面である箇所が多く、斜面崩壊に注意を要する。 東部の山間地では、土石採取や北陸自動車道による人工斜面が多数分布する。 	

敦賀市の災害特性 (2)

項目		東部海岸地区	西部海岸地区	市街地	南部扇状地	東部山間地区	西部山間地区
土砂災害	地すべり	<ul style="list-style-type: none"> 元比田から杉津にかけては地すべり危険箇所が連続している。連続した降雨の後などには地すべりの発生に注意を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> 明瞭な地すべり地形、クラック地形、滑動履歴のある箇所はみられない。 	<ul style="list-style-type: none"> 地すべりの履歴や地形的に明瞭な危険箇所はみられず、災害発生の可能性は低い。 	<ul style="list-style-type: none"> 野坂、敦賀断層沿いの野坂、坂ノ下付近の山麓に地すべり地形を呈する箇所がみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 吉河では平成元年に地すべり災害が発生している。 西谷川、五位川上流、池河内に地すべり地形やクラック地形を呈する箇所が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 黒河川上流に地すべり地形を呈する箇所が多く、注意が必要。
	土石流	<ul style="list-style-type: none"> 元比田～阿曾、五幡、赤崎等に発達する扇状地は危険渓流が集中し崖錐等の不安定土砂が堆積するため、豪雨時には特に注意が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険区域が海岸線にまで及び、集落のほとんどで土石流に対する危険性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 斜面の規模が小さく、土石流危険渓流等、危険性の高い地域はみられない。 	<ul style="list-style-type: none"> みどりヶ丘町や山、長谷等、開析扇状地面上に位置する集落は、土石流の氾濫区域に重なることから、危険性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 谷底平野に散在する集落のほとんどが土石流危険区域に含まれており、災害発生時に交通、情報の遮断が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 山麓に位置している関、沓見、西原、原等に土石流危険渓流が集中し、危険性が高い。
津波		<ul style="list-style-type: none"> 横浜、五幡、阿曾で海岸線が若干浸水予想区域に含まれるが、人家への影響は殆どない。 赤崎から鞠山にかけては、集落や水田に津波が及ぶ可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 白木、浦底、色浜、沓、縄間等で、若干浸水予想区域に含まれる。 沓～色浜にかけては人家に影響が及ぶ可能性があるが、それ以外は浸水予想区域から外れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 櫛川の井ノ口川周辺、笹の川の右岸側は地盤高が低く、浸水予想区域が広がる。 敦賀港の港湾施設は、フェリー発着場をはじめ敦賀港駅なども浸水予想区域となる。 	/	/	<ul style="list-style-type: none"> 後背低地となっている井ノ口川周辺が、津波の浸水予想区域に含まれる。

敦賀市の災害特性 (3)

項目	東部海岸地区	西部海岸地区	市街地	南部扇状地	東部山間地区	西部山間地区
雪崩	<ul style="list-style-type: none"> ・鉢伏山周辺の県境付近は地形的な要因から、雪崩発生の危険性が高い。 ・泉の鞠山トンネル付近は過去に雪崩災害の履歴があり、地表状態や斜面勾配からも雪崩発生の危険性が高い地域である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・白木、立石、浦底、色浜、縄間付近に雪崩危険箇所が分布しているが、斜面勾配や地表状況からは雪崩が発生しやすい箇所は少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雪崩危険箇所は、急傾斜地と同様に分布し、舞崎町から金ヶ崎町の東部山麓に分布する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雪崩危険箇所は、敦賀断層沿いに多くみられ山泉から坂ノ下に分布する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・吉河から檜曲にかけては雪崩危険箇所が集中している。 ・葉原や檜曲付近の人工改変地では、斜面勾配や地表状況から発生危険度が高い。 ・笙の川、五位川の疋田より上流部の斜面で発生危険度が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・黒河川の上流部は雪崩発生の危険性が高い地域が広く分布するが、人家への影響は無く、森林が被害を受ける。

2 地震詳細アセスメント調査

(1) 地震被害想定調査手法

ア 想定地震

マグニチュードが7を超えるような地震を想定する際、断層の長さは少なくとも20km必要となり、敦賀市周辺でこれに該当する活断層は次の2つである。

想定断層	断層の長さ	想定規模 (マグニチュード)
柳ヶ瀬断層	32.4km	7.4
敦賀断層	25.5km	7.2

イ 地盤状況

市域の地盤状況を既存ボーリング資料や地形分類図等の資料をもとに把握し、市域をおおよそ250mメッシュに分割して、地盤モデルを設定した。

ウ 地盤振動予測

地震波形は1995年1月兵庫県南部地震における神戸市ポートアイランド地下での観測記録を用い、距離減衰過程と表層増幅過程を考慮して、気象庁の計測震度計算法により震度を求めた。

エ 液状化危険度予測

道路橋示方書（平成8年12月）に基づく判定手法を用いて、液状化危険度を求めた。

オ 建物被害予測

建物は、その構造により木造建物、RC系建物、S系建物、その他の構造建物に区分し、各構造区分ごとに建築年や階層等を考慮して、全壊棟数、半壊棟数を求めた。

カ 地震火災被害予測

一般火気器具、危険物施設、化学薬品からの出火を想定し、延焼シミュレーションにより建物の焼失棟数を求めた。

なお、想定条件は、最悪のケースとなる冬の夕方（18時）、風向は北、風速は10.7m/sとした。

キ 人的被害予測

建物の倒壊被害及び地震火災被害の状況から、死者数、負傷者数、り災者数及び避難者数を求めた。

(2) 地震被害想定の子測結果

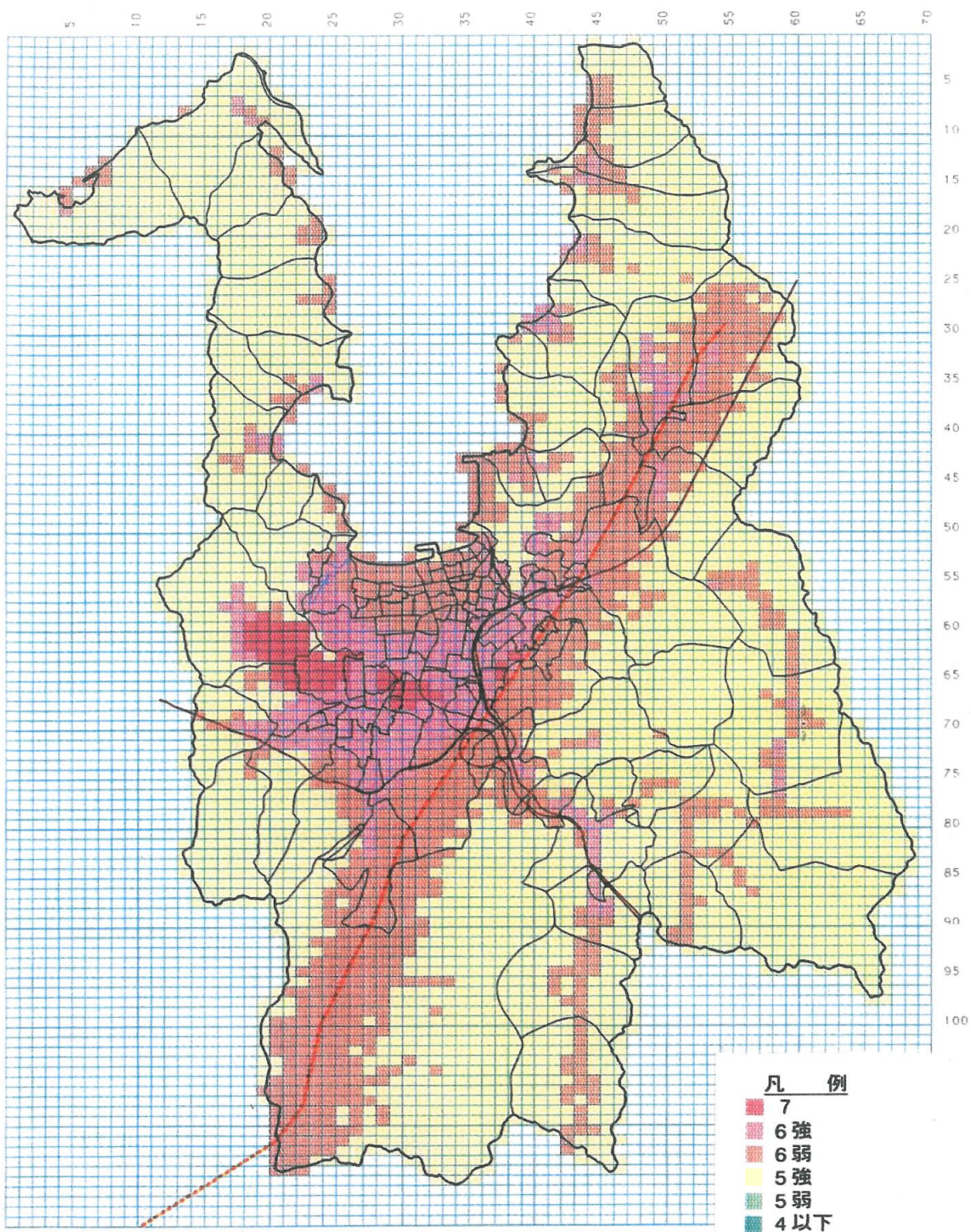
各種の子測結果は、以下の表に整理した。また、地震動子測図は両断層の結果を、その他は敦賀断層の結果を図示した。

想定断層		柳ヶ瀬断層			敦賀断層		
震度分布		5強～6強			5強～7		
液化化危険度分布		市街地のある低地と周辺の人工改変地（盛土地）で危険性が高い。			市街地のある低地と周辺の人工改変地（盛土地）で危険性が高い。		
建 物 被 害	構造種別	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計
	総棟数（棟）	22,306	6,982	29,288	22,306	6,982	29,288
	全壊棟数（棟）	7,552	1,148	8,700	10,504	1,380	11,884
	全壊率（%）	33.9	16.4	29.7	47.1	19.8	40.6
	半壊棟数（棟）	4,757	668	5,424	3,139	753	3,893
	半壊率（%）	21.3	9.6	18.5	14.1	10.8	13.3
	被害棟数（棟）	12,308	1,816	14,124	13,643	2,133	15,777
	被害率（%）	55.2	26.0	48.2	61.2	30.6	53.9
火 災 被 害	季節・時刻の条件	冬 ・ 18時			冬 ・ 18時		
	風向・風速の条件	北 ・ 10.7m/s			北 ・ 10.7m/s		
	延焼出火点数	17			22		
	焼失棟数（棟）	3,447	920	4,381	3,518	950	4,467
	焼失率（%）	15.5	13.2	15.0	15.8	13.6	15.3
人 的 被 害	死者（人）	910			1,050		
	負傷者（人）	1,630			1,860		
	り災者（人）	33,200			38,200		
	避難者（人）	10,000			11,500		

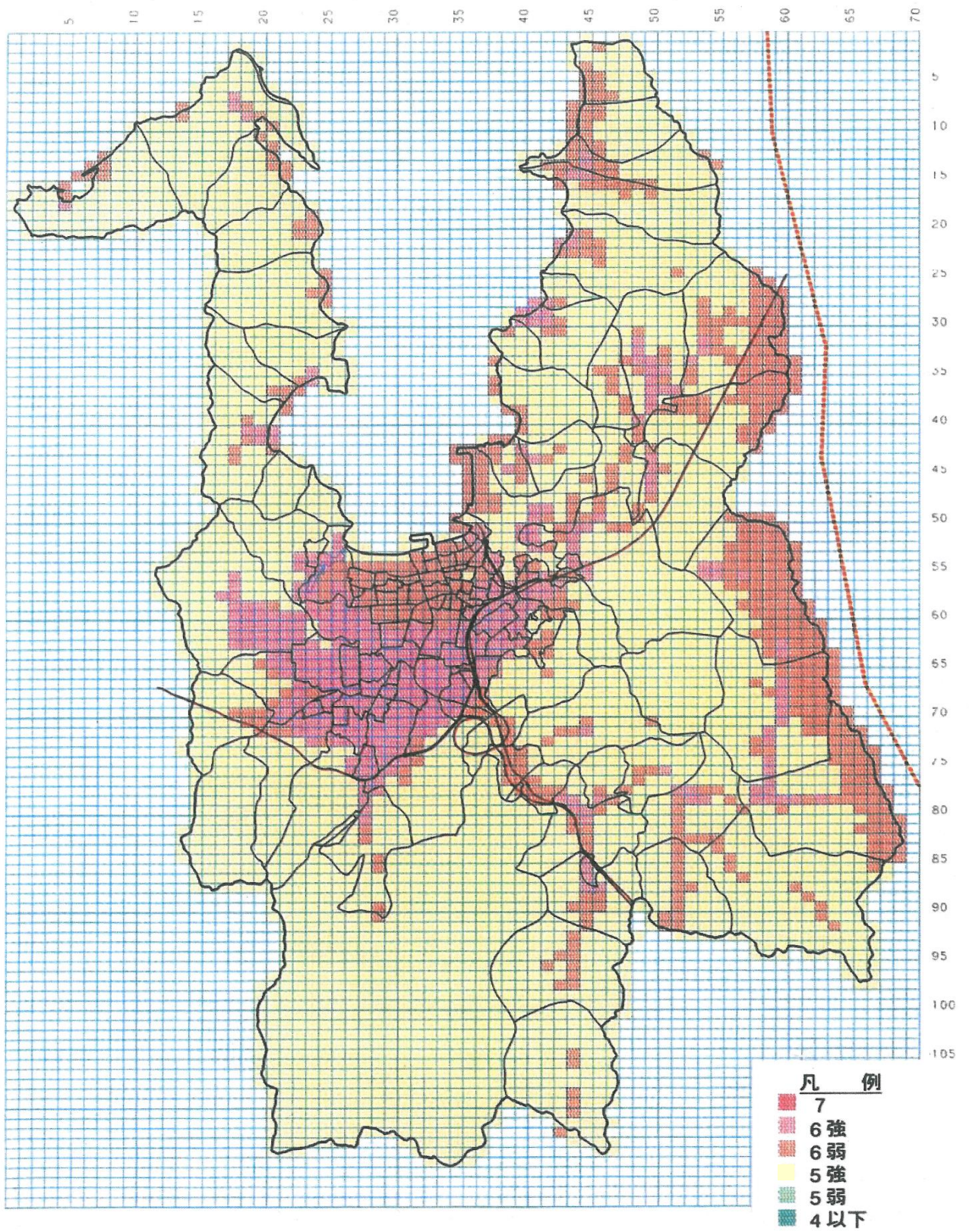
注：1 被害棟数＝全壊棟数＋半壊棟数

2 建物被害棟数は小数点以下を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

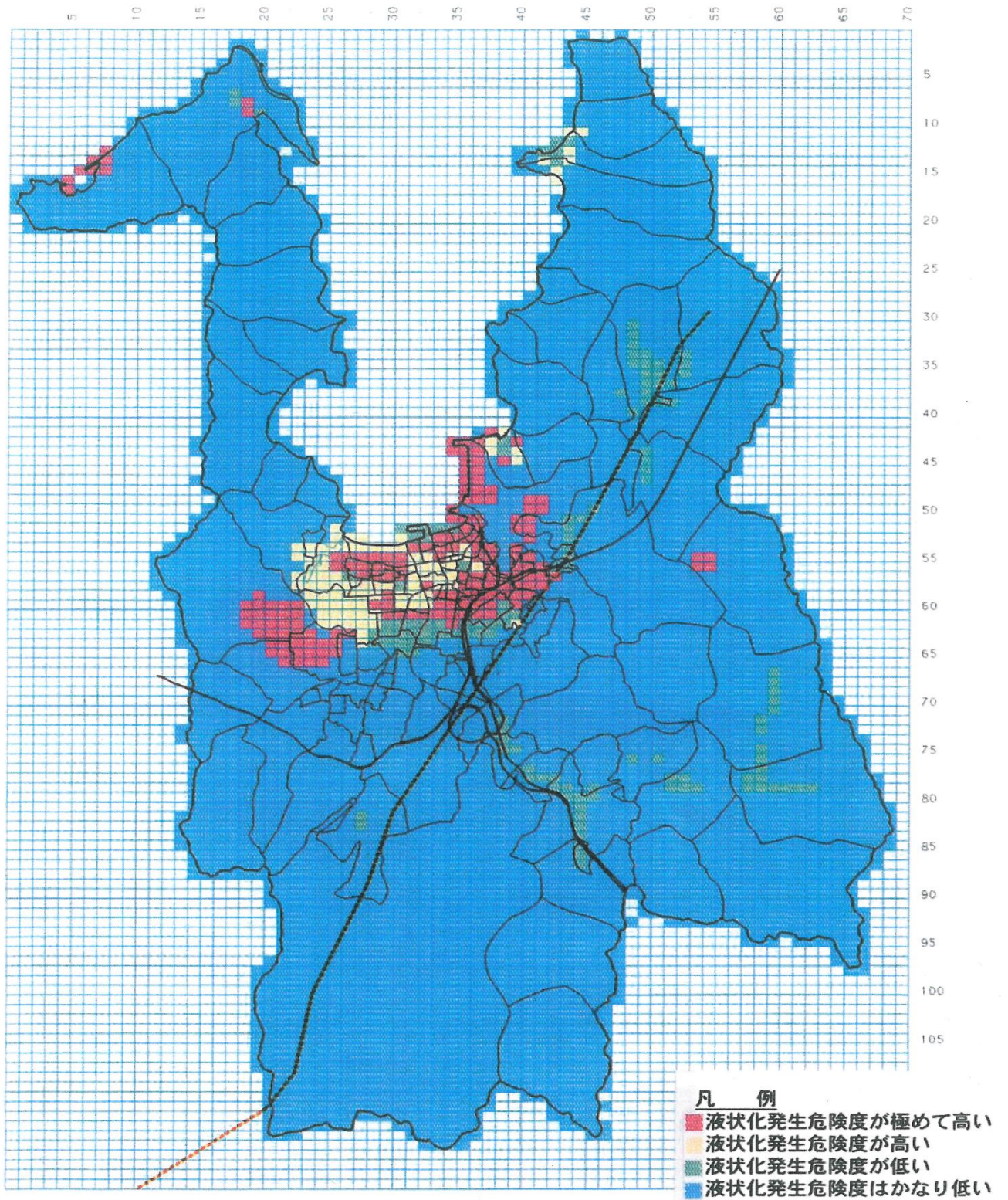
3 人的被害子測に用いた総人口は67,784人（平成8年12月1日現在）



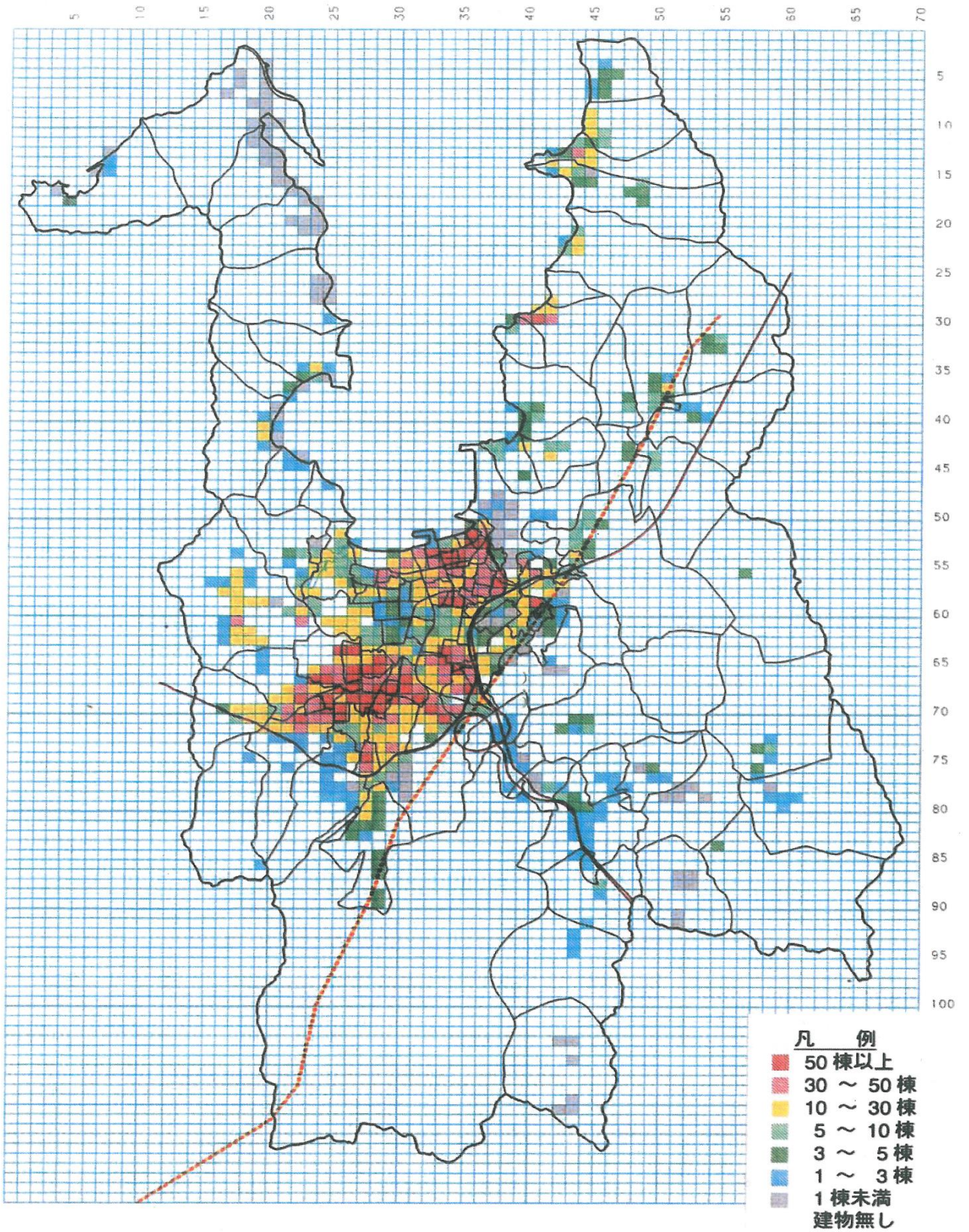
付図1 地震動予測図〔敦賀断層〕



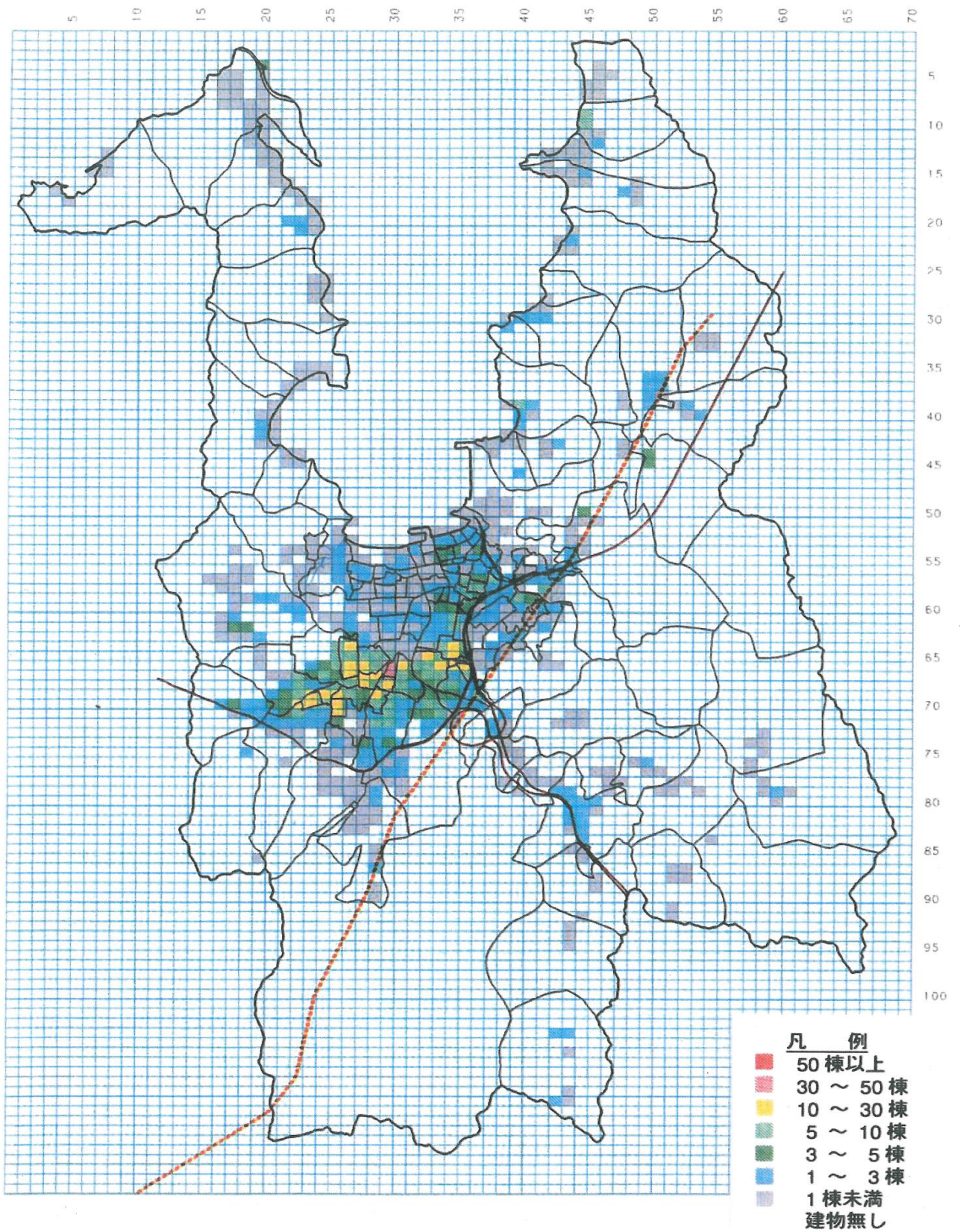
付図2 地震動予測図〔柳ヶ瀬断層〕



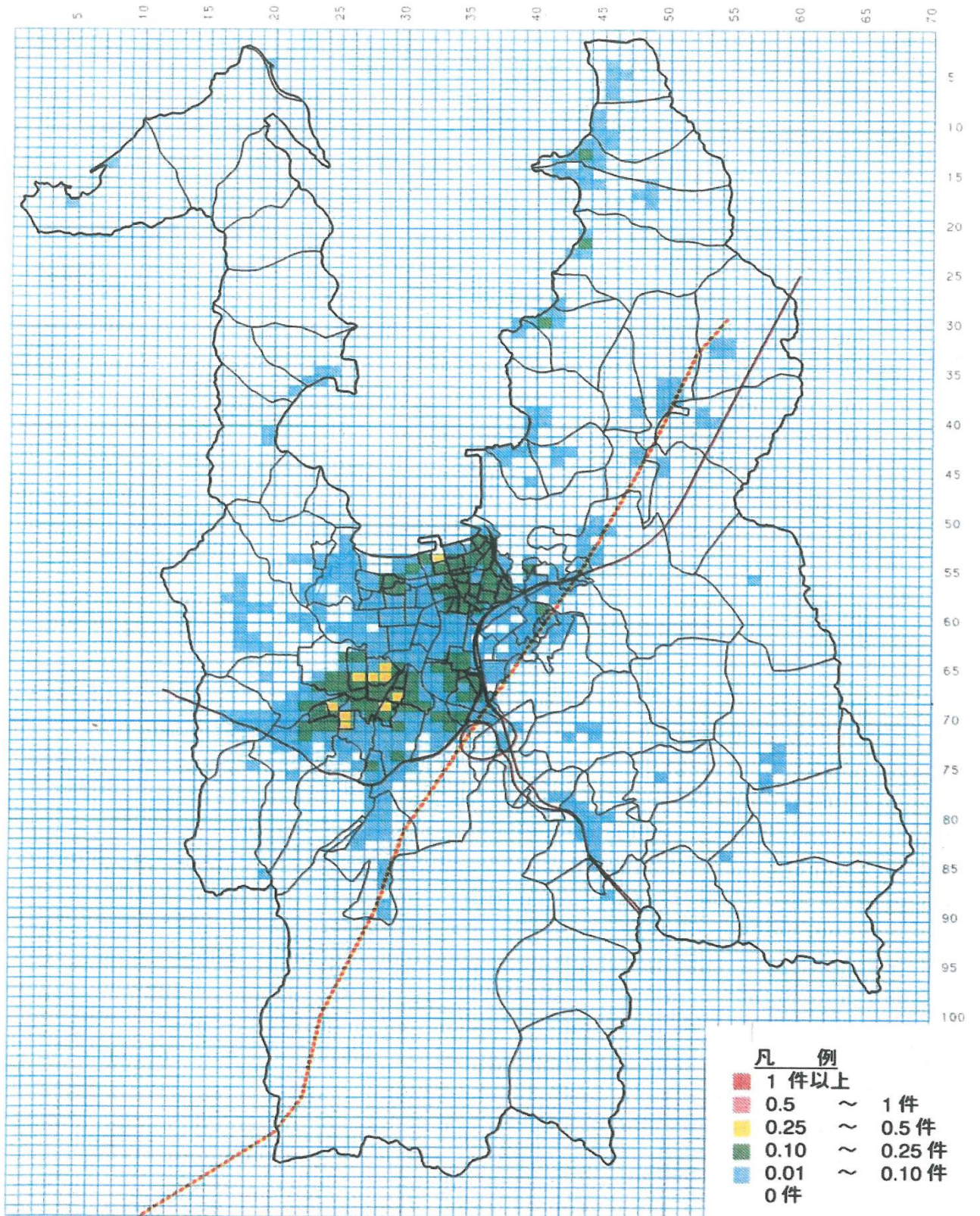
付図3 液状化危険度判定結果〔敦賀断層〕



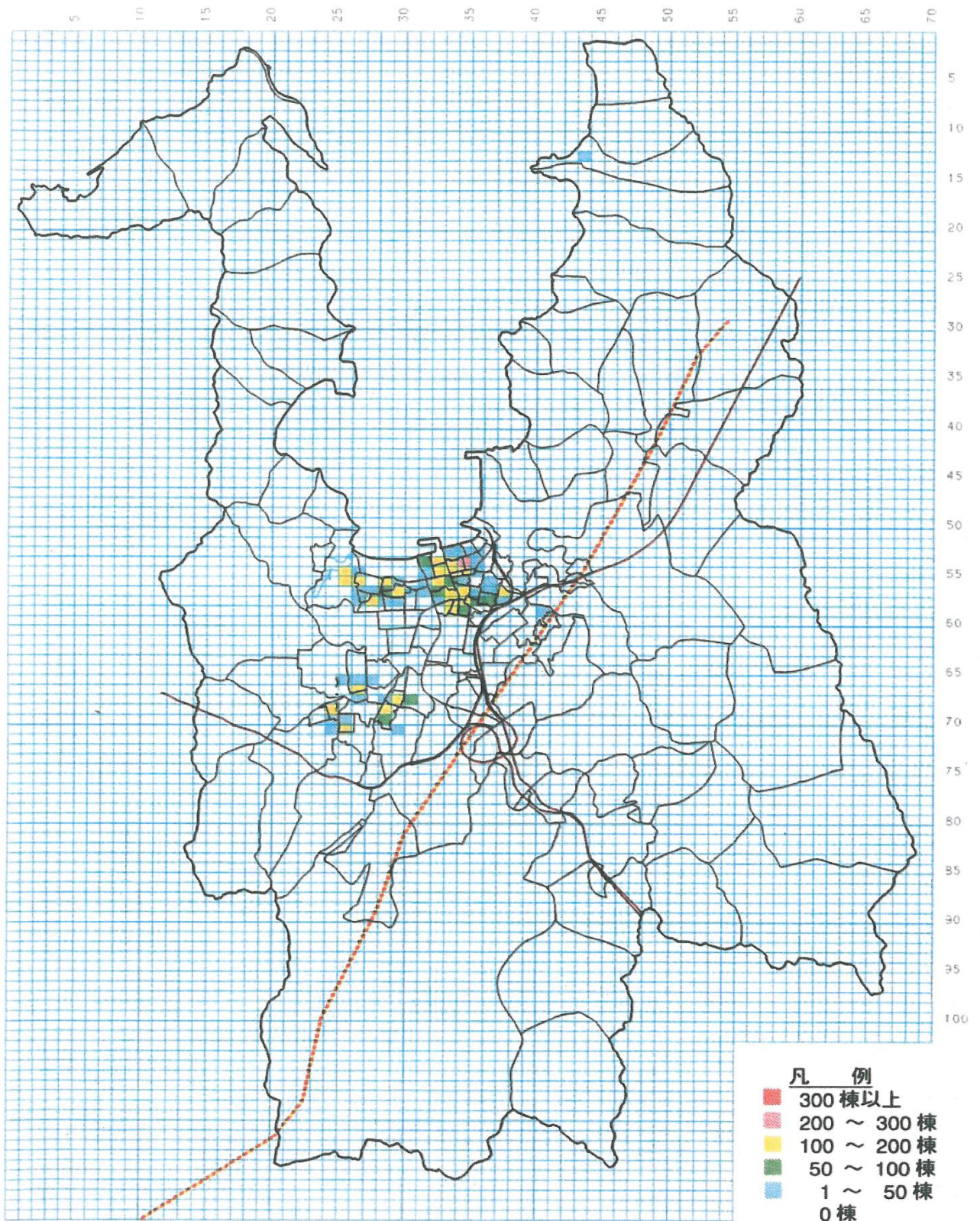
付図4 建物被害予測図（木造全壊棟数）〔敦賀断層〕



付図5 建物被害予測図（非木造全壊棟数）〔敦賀断層〕



付図6 出火危険度図〔敦賀断層〕



付図7 焼失危険度図（焼失棟数）〔敦賀断層〕

(3) その他の被害予測

ア ライフライン被害予測

ライフラインは上水道、下水道、ガスの地下埋設管と、電力、電話の電柱・電話柱を対象とした。ライフライン被害は主に地盤状況と設備分布に関係し、低地地域では被害が大きくなる。特に沖積粘土層と緩い砂層が厚い市街地の大半や、後背低地一帯、扇状地の一部などは地盤が軟弱なうえに設備の分布も多く、被害が大きい地域と予測された。

イ 斜面崩壊危険度予測

斜面崩壊危険度は、斜面の傾斜と加速度の関係から予測した。

市街地とその南部に広がる扇状地、また海岸沿いの低地で斜面の崩壊危険度は極めて低いが、その他の市域はほとんどが山地で占められるため、全般的に高い危険度となった。

また、想定される断層の位置により崩壊危険度の傾向は大きく異なった。

市域中央を北東から南西に通る敦賀断層で想定した場合は、断層を中心とする区域では加速度が大きいため、崩壊危険度も極めて高くなった。

一方、柳ヶ瀬断層を想定した場合、断層が市域の東端を通るため、断層周辺となる市東部では危険度は高いが、西部の山間部や海岸部ではその危険度はかなり低くなった。

ウ 土木構造物被害予測

土木構造物は道路関係では県指定の緊急輸送路のうち過去に地震による被害事例が多い橋梁、盛土の道路構造物、また港湾関係では白木港、敦賀港の岸壁を対象とした。

(ア) 道路施設

道路施設の被害予測は、過去の地震被害から算出された、震度及び液状化と道路構造の被害率の関係をを用い、地震時における被害危険度を予測した。

橋梁、盛土の被害は緊急輸送路（幹線道路）沿い、特に山間部を通る北陸自動車道の周辺で高く、また扇状地の金山から西に延びるバイパス沿いでも極めて高い予測となった。東西の海岸に沿うように幹線道路が通っているが、これらは海岸沿いの低地に沿っているため盛土自体あまり存在せず、危険度は高くない。

(イ) 港湾施設

港湾施設の被害予測は、地震動・液状化と変形量の関係式を用いて、重力式と矢板式の岸壁の被害予測を行った。

白木港、敦賀港の12岸壁についての想定地震毎の結果は、白木港の岸壁と鞠山北D岸壁以外は中程度の被害が予測されるが、全般的にあまり大きくはなかった。

(4) 防災課題の整理

活断層の活動を想定して、地形、地盤、建物種別、老朽度、密集度などを考慮したモデルによる被害想定計算をおこない、敦賀市全市にわたる被害状況を予測した。

この被害想定結果にもとづき各地区の災害(被害)傾向を総括し、以下に総括表としてまとめた。なお、地域的な説明にあたって、前述の災害特性で示した6地区を用いた。

- ① 東部海岸地区
- ② 西部海岸地区
- ③ 市街地
- ④ 南部扇状地
- ⑤ 東部山間地区
- ⑥ 西部山間地区

地震被害想定は敦賀断層系と柳ヶ瀬断層系の2種を検討したが、被害傾向がほぼ同様の項目に関しては、主に敦賀断層系をもとに記述した。ただし、被害想定結果の傾向が敦賀断層系と柳ヶ瀬断層系とで大きく異なる場合は、両方の断層による被害を想定して記述している。

地区別防災課題総括表(1)

地区区分 予測項目	東部海岸地区	西部海岸地区	市街地	南部扇状地	東部山間地区	西部山間地区
地震による想定震度	海岸沿いの低地で6弱 ～6強 それ以外の大半は5強	海岸沿いの低地で6弱 ～6強 それ以外の大半は5強	東部の丘陵付近に一部 6強 それ以外の大半は6弱	大半が6強 敦賀断層の場合中央部 の一部で7	各断層に沿った山地部 で6弱 それ以外の大半は5強	大半5強、敦賀断層の場 合断層沿いに6弱、北部 の一部で7
液状化危険度	南部市街地近くの低地 で高いが全般的には低 い	全般的に低いが、北部 白木地区と南部櫛川地 区でやや高い	全般的に高く、特に市 街地周辺部は高い	全般的に低い	中央東の低地一部が高 いが、全般的に低い	全般的に低いが、北部 の関地区～木崎地区は やや高い
建物被害	全般的に低い(1%未満) 海岸沿いの低地で10～ 30%と高くなる	全般的に低い(0%～ 10%)海岸沿いの低地で 10～30%と高くなる	ほぼ全域で10%以上と 高く、南部は30%以上 と特に高い	ほぼ全域で30%以上と 高い	低地部に10～20%がみ られるが全般的に低い	市街地に近い地域では 30%以上と高いが全般 的には低い
出火危険度	海岸沿いの集落でやや 高いが全般的に低い	海岸沿いの集落のごく 一部でやや高いが全般 的に低い	全般的に他の地区より 高く、市街地の中心部 は特に高い	全般的に他の地区より 高く、市街地に近い地 域は特に高い	山間部の集落付近でや や高いが全般的に低い	市街地に近い北部から 谷底沿いに高くなるが 全般的に低い
延焼危険度	北部海岸沿いの集落で 一部高いが全般的に低 い	全般的に低い	全般的に高いが、特に 東部の市街地は高い	全般的に低い、南部 の住宅地は高い	山間部の集落の一部と 市街地に近い宅地で高 い	扇状地の一部でやや高 いが全般的に低い
ライフライン 被害危険度	海岸沿いや山間部の低 地と市街地に近い南部 でやや高い部分がある が全般的に低い	海岸沿いの低地と市街 地に近い南部でやや高 い部分があるが全般的 に低い	全般的に高い	北部の市街地に近い地 域は高いが南部は大半 が低い	低地でやや高い地域が あるが、全般的に低い	北部の市街地周辺は高 いが、全般的に低い

地区別防災課題総括表(2)

地区区分 予測項目	東部海岸地区	西部海岸地区	市街地	南部扇状地	東部山間地区	西部山間地区
斜面崩壊危険度	海岸沿いの集落が存在する低地以外は危険度が高い 敦賀断層、柳ヶ瀬断層それぞれに沿って極めて高い区域がある	海岸沿いの集落が存在する低地以外では危険度は高いが、相対的に東部海岸地区より危険度は低い	ほぼ全域が低地であるため危険度は極めて低い	ほぼ全域が低地・緩やかな斜面（扇状地）であるため、危険度は極めて低い	敦賀断層、柳ヶ瀬断層ともに断層線に沿う区域は危険度が高く、離れるにつれて低くなる	市街地に近い地域や扇状地では危険度が低い が、敦賀断層の直上に位置する山間部は危険度は極めて高い 柳ヶ瀬断層の場合はやや危険度は低くなる
土木構造物被害危険度	盛土、橋梁に関しては海岸沿いの国道と山間部の北陸自動車道付近の一部が危険度は高く、港湾では鞠山の岸壁で危険度が高い	北部白木港で港湾被害が想定される以外は、被害はほとんど予測されない	市街地中心部で盛土、橋梁の被害が多少想定される 港湾は敦賀港駅からフェリー発着所にかけて被害が予測される	バイパス付近の盛土にわずかに被害が予測されるが、全般的に危険度は低い	幹線沿いの盛土と橋梁に被害が予測される	バイパス沿いの盛土にわずかに被害が予測される以外は、被害はほとんど予測されない

資料 1 - 2 気象庁震度階級表

1 気象庁震度階級関連解説

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

(1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の1階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

(2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。

また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

(3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

(4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

(5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

2 気象庁震度階級表

(1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(2) 木造建物（住宅）・鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	木造建物（住宅）		鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		
5強		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。		壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。傾くものや、倒れるものが多い。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

※耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

※この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

※木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

※鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

(3) 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

※亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
 ※地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
 ※大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

(4) ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。 (安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。 運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

(5) 大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。 しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

資料 2 - 1 自主防災会一覽

(令和 5 年 1 1 月現在)

No.	地区	町内名	設立年度	No.	地区	町内名	設立年度
1	北	金ヶ崎町	平成 8 年度	51	東郷	大蔵	平成 8 年度
2		港町	平成 7 年度	52		中	平成 8 年度
3		栄新町	平成 9 年度	53		藤ヶ丘町	平成 8 年度
4		曙町・天筒町	平成 8 年度	54	中郷	長沢	平成 8 年度
5		蓬莱町	平成 8 年度	55		岡山町 1・2 丁目	平成 8 年度
6		元町	平成 8 年度	56		古田刈	平成 9 年度
7		相生町	平成 8 年度	57		堂	平成 8 年度
8		神楽町 1 丁目	平成 10 年度	58		山泉	平成 9 年度
9		神楽町 2 丁目	平成 8 年度	59		道口	平成 10 年度
10		角鹿町	平成 27 年度	60		衣掛町	平成 9 年度
11	南	舞崎町・舞崎町 2 丁目	平成 9 年度	61		坂下	平成 11 年度
12		清水町 1 丁目	平成 9 年度	62		吉河	平成 11 年度
13		清水町 2 丁目	平成 9 年度	63		鳩原	平成 22 年度
15		本町 2 丁目	平成 8 年度	65	小河	平成 9 年度	
16		鉄輪町 1 丁目	平成 8 年度	66	愛発	疋田	平成 9 年度
17		鉄輪町 2 丁目	平成 10 年度	67		奥野	平成 11 年度
18		津内町 3 丁目	平成 8 年度	68		曾々木	平成 11 年度
19		東洋町	平成 8 年度	69		刀根	平成 11 年度
20		布田町	平成 26 年度	70		杉箸	平成 11 年度
21		西	津内町 1 丁目	平成 11 年度	71	栗野	野神
23	川崎町		平成 7 年度	73	和久野		平成 27 年度
24	松栄町		平成 11 年度	74	市野々町 1・2 丁目		平成 8 年度
25	結城町		平成 11 年度	75	若葉町 1・2・3 丁目		平成 8 年度
26	三島町 1 丁目		平成 9 年度	76	櫛林		平成 11 年度
27	三島町 2 丁目		平成 10 年度	77	筋生野		平成 8 年度
28	三島町 3 丁目		平成 11 年度	78	沢		平成 8 年度
29	開町		平成 10 年度	79	桜ヶ丘町		平成 9 年度
30	呉竹町 1・2 丁目		平成 8 年度	80	ひばりヶ丘町		平成 7 年度
32	松原		松島町・松島町 2 丁目	平成 8 年度	82		関
33		鑄物師町	平成 11 年度	83	野坂	平成 10 年度	
34		新松島町	平成 15 年度	84	長谷	平成 11 年度	
35		松原町	平成 7 年度	85	砂流	平成 16 年度	
36		櫛川	平成 27 年度	86	御名	平成 10 年度	
37		櫛川町 2 丁目	平成 8 年度	87	公文名	平成 11 年度	
38		原	平成 11 年度	88	山	平成 10 年度	
39		木崎	平成 9 年度	89	萩野町	平成 7 年度	
40		平和町	平成 11 年度				
41		沓見	平成 26 年度				
42	西浦	白木	平成 10 年度				
43	東浦	田結	平成 10 年度				
44		赤崎	平成 9 年度				
45		五幡	平成 8 年度				
46		阿曾	平成 10 年度				
47		杉津	平成 10 年度				
48		横浜	平成 9 年度				
49		大比田	平成 8 年度				
50		元比田	平成 9 年度				

資料 2 - 2 地区防災計画策定地区一覧

No.	地区名	計画名	計画概要	策定年度
1	北地区	北地区防災計画	1. 総則（基本方針、地区の特性とリスク） 2. 震災対策（平常時の取組、災害時の取組） 3. 風水害対策（平常時の取組、災害時の取組、 避難行動要支援者対策） 4. 復旧・復興（復旧対策、復興対策） 5. 防災訓練・啓発等（防災訓練、啓発活動）	令和3年度

資料 2 - 3 敦賀市自主防災会設立補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、敦賀市補助金等交付規則（昭和 57 年敦賀市規則第 5 号）第 21 条の規定により、町内会等に対し、自主防災会の設立時に要する費用の助成を行い、地域ぐるみの防災体制の確立を図るため、敦賀市自主防災会設立補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「町内会等」とは、区長が所管する町内会又は自治会をいう。

2 この要綱において「自主防災会」とは、町内会等において、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災活動を行う組織（隣接する 2 以上の町内会等が合同で組織する場合も含む。）をいう。

(自主防災会の登録)

第 3 条 自主防災会は、市長の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする自主防災会は、当該年度の翌年度から 3 年間は継続して活動するよう努めるものとする。

(登録の届出)

第 4 条 前条第 1 項の登録を受けようとする自主防災会は、自主防災会登録届出書（様式第 1 号）に、事業計画概要書等の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(登録の決定)

第 5 条 市長は、前条の届出があったときは、これを審査し、相当と認めるときは自主防災会の登録を決定する。

2 市長は、自主防災会の登録を決定したときは、自主防災会登録決定通知書（様式第 2 号）により自主防災会に通知するものとする。

(登録の解除)

第 6 条 自主防災会は、次の各号のいずれかの事由が生じたことにより、自主防災会を解散した場合は、自主防災会解散届出書（様式第 3 号）を直ちに市長に提出しなければならない。

- (1) 当該組織が継続し難くなったとき
- (2) 当該組織が不必要となったとき
- (3) 当該組織を分割し、又は合併したとき

(補助の対象者)

第 7 条 補助金の交付の対象となる者は、第 5 条の規定による登録の決定を受けた自主防災会（以下「登録自主防災会」という。）とする。

(補助対象経費及び補助限度額等)

第 8 条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設立のための会議に要する経費

- (2) 広報に要する経費
 - ア 防災マップの作成費用
 - イ 会報の作成費用
- (3) 防災訓練等に要する経費
- (4) 防災資機材等の購入に要する経費
 - ア 消火用器具等
 - イ 救出・救助用器具等
 - ウ 救護用器具等
 - エ 情報収集・伝達用器具等
 - オ 給食・給水器具等
 - カ 被服・標識等
 - キ その他市長が必要と認める器具等

2 補助金の額は、別表に掲げる限度額の範囲内とする。

3 補助金の交付は、一の自主防災会につき登録年度時1回限りとする。ただし、隣接する2以上の町内会等で組織する自主防災会が分割又は合併し、新たに登録する場合はその限りではない。

(交付の申請)

第9条 登録自主防災会で、補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第4号）に、事業実施計画書等を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、交付の可否及び交付額を決定し、補助金交付決定通知書（様式第5号）により登録自主防災会に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 前条の交付決定を受けた登録自主防災会は、当該補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（様式第6号）に、必要な書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の実績報告書を審査し、適当と認めるときは補助金を交付する。

(補助金の請求)

第13条 登録自主防災会は、前条の規定による補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第7号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の敦賀市自主防災会設立補助金交付要綱の規定は、平成25年度に係る補助金についてから適用し、平成24年度に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱第4条の規定により指定を受けている自主防災会は、改正後の要綱第5条の規定により登録の決定を受けた自主防災会とみなす。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

補助限度額

自主防災会を置く区の世帯数	会議、広報に要する経費 (1号、2号関係)	訓練、資機材等に要する経費 (3号、4号関係)
100世帯以上	50,000円	150,000円
50世帯以上100世帯未満	30,000円	150,000円
50世帯未満	20,000円	150,000円

※上記の世帯数は、毎年申請年度の4月1日現在における住民基本台帳に登録されている世帯の合計数とする。

資料 2-4 敦賀市自主防災会運営費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、敦賀市補助金等交付規則（昭和57年敦賀市規則第5号）第21条の規定により、自主防災会に対し、運営及び防災資機材の購入等に要する費用の助成を行い、自主防災会の育成及び円滑な運営を促進するため、敦賀市自主防災会運営費等補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、敦賀市自主防災会設立補助金交付要綱第5条の規定による登録の決定を受けた自主防災会（以下「自主防災会」という。）とする。

(補助対象経費及び補助限度額等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 運営のための会議に要する経費
- (2) 広報に要する経費
 - ア 防災マップの作成費用
 - イ 会報の作成費用
- (3) 防災訓練等に要する経費
- (4) 防災資機材等の購入に要する経費
 - ア 消火用器具等
 - イ 救出・救助用器具等
 - ウ 救護用器具等
 - エ 情報収集・伝達用器具等
 - オ 給食・給水器具等
 - カ 被服・標識等
 - キ 非常食・保存水等
 - ク その他市長が必要と認める器具等
- (5) その他事業実施計画に基づく防災活動に要する経費

2 補助金の額は、別表に掲げる限度額の範囲内とする。

(補助対象期間)

第4条 補助金の補助対象期間は、自主防災会の登録の決定を受けた年度の翌年度から2年を超えないものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災会は、補助金交付申請書（様式第1号）に、事業実施計画書等を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、これを審査し、交付の可否及び交付額を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により自主防災会に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の交付決定を受けた自主防災会は、当該補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（様式第3号）に、必要な書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の実績報告書を審査し、適当と認めるときは補助金を交付する。

(補助金の請求)

第9条 自主防災会は、前条の規定による補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の敦賀市自主防災会運営費等補助金交付要綱の規定は、平成25年度に係る補助金についてから適用し、平成24年度に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年度以前に登録の決定を受けた自主防災会に関しては、従前の例による。

別表（第3条関係）

補助限度額

自主防災会を置く区の世帯数	補助金の限度額
100世帯以上	100,000円
50世帯以上100世帯未満	80,000円
50世帯未満	70,000円

※上記の世帯数は、毎年申請年度の4月1日現在における住民基本台帳に登録されている世帯の合計数とする。

資料 2 - 5 自主防災組織に係る防災資機材倉庫用地貸与要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自らの地区で将来にわたり防災資機材倉庫（以下「倉庫」という。）用地の確保が困難な自主防災会が公共用地を使用する場合について必要な事項を定め、自主防災活動の円滑な推進に資することを目的とする。

(公共用地の種類)

第2条 この要綱において、公共用地とは、次に掲げる用地をいう。

- (1) 普通財産指定用地
- (2) 公園用地
- (3) 学校用地
- (4) その他市長が認めた用地

(事前協議)

第3条 自主防災会の長又は地区区長（以下「使用者」という。）は、公共用地のうちから、使用責任者、設置場所、倉庫の規格、平面図、面積等を示した倉庫設置に係る公共用地使用事前協議書（様式。以下「事前協議書」という。）を市長等に提出し協議することができる。

(規模、規格等)

第4条 倉庫の規模、規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 規模
 - ① 面積 7㎡以内
 - ② 高さ 3m以内
- (2) 規格
物置ユニット（スチール系）

(現地の立会い及び協議)

第5条 市民生活部危機管理対策課長（以下「課長」という。）は、事前協議書を受理した場合においては、使用者とともに現地を確認するものとする。

2 課長は、当該公共用地の土地利用及び機能への支障の有無について財産管理者と協議を行うものとする。

ただし、当該公共用地の土地利用及び機能への支障がある場合は、位置等の変更を申請者に指示することができる。

3 課長は、前項の調査結果により公共用地内の使用の可否を使用者に通知し、又は報告するものとする。

(申請の手続き)

第6条 使用者は、前条第3項の規定による使用の内諾に係る通知又は報告を受けたときは、敦賀市財務規則（昭和55年敦賀市規則第4号）第200条の規定に基づく許可申請書又は第203条の規定に基づく申請書を財産管理者に提出しなければならない。

ただし、公園用地にあつては、敦賀市都市公園条例施行規則（昭和40年敦賀市規則第4号）第2条に基づく申請書を提出しなければならない。

（許可書の交付）

第7条 財産管理者は、前条の許可申請書又は申請書を受理したときは、行政財産の使用許可にあつては、速やかに行政財産使用許可書（公園用地にあつては、都市公園施設設置許可証）（以下「許可書」という。）を交付し、普通財産の使用にあつては契約書を作成しなければならない。

この場合において、使用について管理上必要な条件を付することができる。

（使用目的等の変更禁止）

第8条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権利を他の者に譲渡し、若しくは転貸してはならないものとする。

（使用料）

第9条 公共用地を使用する場合の使用料は無料とする。

（安全管理義務）

第10条 使用者は、公共用地の美観を損ねることなく、倉庫を安全に管理するとともに、不慮の事故等については、使用者が責任を負うものとする。

（原状回復）

第11条 使用者は、使用期間が満了した場合又は用途に供する必要がなくなった場合は、直ちに当該用地を原状に回復して返還しなければならない。

（返還）

第12条 使用者は、使用期間中であっても、財産管理者が公用又は公共の用に供するため必要が生じたときは、当該公共用地を返還しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱について定めのない事項については、敦賀市財務規則（公園用地にあつては、敦賀市都市公園条例施行規則）による。

附 則

この要綱は平成9年7月15日より施行する。

資料 2-6 ボランティア団体一覧

(令和 5 年 1 1 月現在)

名 称	所 在 地	電話番号
敦賀市赤十字奉仕団	中央町2丁目	21-1111
敦賀市女性の会	津内町 1 丁目	25-0135
敦賀市区長連合会	中央町2丁目	21-1111
敦賀ライオンズクラブ	神楽町2丁目	22-5926
敦賀気比ライオンズクラブ	東洋町	22-3337
敦賀みなとライオンズクラブ	神楽町2丁目	25-2390
敦賀シニアライオンズクラブ	津内町 1 丁目	22-0742
敦賀ロータリークラブ	東洋町	25-0500
敦賀西ロータリークラブ	東洋町	20-0005
(公益社団法人)敦賀青年会議所	東洋町	22-5036
敦賀市 P T A 連合会	東洋町	22-5975

資料3-1 都市公園一覽

1 都市公園

番号	公園名	種別	所在地	供用開始	
				面積(ha)	年月日
1	敦賀市総合運動公園	運動	杳見地係	32.70	S62. 3. 30
2	金ヶ崎公園	総合	泉、津内地係	59.00	S40. 4. 1
3	松原公園	総合	松島地係	37.20	S 3. 6. 28
4	桜ヶ谷公園	近隣	筋生野、金山地係	4.30	S49. 4. 1
5	岡山公園	近隣	長沢、古田刈地係	2.30	S53. 4. 11
6	松島中央公園	近隣	呉竹町2丁目601	1.60	H12. 12. 1
7	蓬萊公園	街区	桜町7-2	0.18	S29. 12. 13
8	大島公園	街区	元町15-12	0.22	S40. 4. 1
9	旭公園	街区	相生町4-12	0.25	S40. 4. 1
10	本町第1公園	街区	本町1丁目3-5	0.13	S40. 4. 1
11	本町第2公園	街区	本町1丁目13-3	0.18	S40. 4. 1
12	本町第3公園	街区	本町2丁目5-3	0.23	S40. 4. 1
13	津内公園	街区	津内町2丁目3-1	0.18	S40. 4. 1
14	清水第1公園	街区	清水町2丁目16-1	0.22	S43. 4. 1
15	清水第2公園	街区	白銀町6-12	0.25	S43. 4. 1
16	舞崎第1公園	街区	舞崎町2丁目24-1	0.16	S43. 4. 1
17	舞崎第2公園	街区	舞崎町2丁目15-4	0.14	S43. 4. 1
18	三島公園	街区	三島町1丁目816	0.11	S49. 4. 1
19	昭和第1公園	街区	昭和町2丁目8-1	0.74	S52. 4. 18
20	昭和第2公園	街区	野神15-7-1	0.21	S50. 7. 9
21	昭和第3公園	街区	昭和町1丁目10-1	0.24	S44. 4. 1
22	和久野第1公園	街区	新和町1丁目13	0.23	S43. 4. 1
23	和久野第2公園	街区	新和町2丁目25	0.26	S43. 4. 1
24	和久野中央公園	街区	新和町2丁目16	0.74	S43. 4. 1
25	境公園	街区	栄新町10-16	0.05	S29. 12. 13
26	筋生野公園	街区	筋生野97-11-2	0.11	S53. 4. 11
27	松島第1公園	街区	呉竹町1丁目905	0.13	S56. 1. 6
28	松島第2公園	街区	中央町1丁目1601	0.19	S54. 4. 6
29	松島第4公園	街区	新松島町2201-1	0.23	S52. 4. 18
30	松島第6公園	街区	新松島町601	0.14	S55. 1. 10
31	東洋公園	街区	東洋町4-18	0.06	S57. 12. 24
32	三島第2公園	街区	三島36-18-14外	0.12	S59. 3. 26
33	西ノ森公園	街区	野神40-300	0.25	S60. 4. 1
34	山泉公園	街区	山泉73-501	0.27	H16. 9. 9
35	栗野南第1公園	街区	公文名5-83	0.10	H16. 9. 9
36	牛丸公園	街区	野神40-301	0.18	H16. 9. 9
37	石蔵公園	街区	道口23-16	0.12	H18. 3. 14
38	津内緑地	都緑	津内100-2-3	0.98	S57. 4. 1
39	神宮前広場	広場	曙町8-5外	0.08	H15. 3. 25
40	白銀広場	広場	白銀町12-40	0.09	H16. 9. 9

2 種類別集計表

公園の種類	箇所数	供用面積
運動公園	1	32.70
総合公園	2	96.20
近隣公園	3	8.20
街区公園	31	6.62
都市緑地	1	0.98
広場公園	2	0.17
計	40	144.87

資料 3 - 2 道路の状況

(令和 5 年 1 1 月現在)

区 分	実延長(m)	改良済延長(m)	舗装済延長(m)	橋りょう	
				箇所数	延長(m)
一般国道(国管理)	50,861	50,861	50,861	64	2,317
一般国道(県管理)	12,281	11,794	12,281	14	674
主要地方道	10,812	10,584	10,812	11	278
一般県道	61,285	47,226	59,288	72	955
市 道	435,927	319,562	430,234	307	2,973
計	571,166	440,027	563,476	468	7,197

資料 3 - 3 河川の状況

(令和 5 年 1 1 月現在)

種 別	河川数	河 川 名
準用河川	23	刀根川、小河川、宮尻川、地藏川、越坂川、深川、栃古川、谷川、 生水川、五反田川、蛇ヶ谷川、緑川、大瀬川、野坂川、原川、大川、 竹鼻川、平野川、赤崎川、田結川、鞠山川、手ノ浦川、大毛谷川

資料 3 - 4 貯木施設一覧

井ノ口貯木場(2, 4, 5号)	井ノ口川地先	86,821	福 井 県
------------------	--------	--------	-------

資料3-5 森林の状況

(令和5年11月現在)

区 分		面 積
総 数	総 面 積	25,147 ha
	林 野 面 積	19,900 ha
	林 野 率	79.1 %
民 有 林 野 面 積	人 工 林	3,604 ha
	天 然 林 等	11,501 ha
	計	15,105 ha
人 工 林 率		23.9 %

資料3-6 保安林の状況

(令和5年11月1日現在)

区 分	水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	潮害防備	雪崩防止	魚つき	保 健	風 致	計
面 積 (ha)	7,821	403	6	32	55	177	282	3	8,779

資料3-7 土採取規制区域

(令和5年11月1日現在)

区 域	字	面 積 (m ²)	規制理由	指定年月日
赤 崎	赤崎	116,740	人家・国道	昭和48年8月31日
木 崎	木崎・苧生野	15,950	人家	昭和48年8月31日

資料3-8 耐震岸壁一覧

(令和5年11月1日現在)

港 名	地 区 名	施 設 名	水 深	延 長
敦賀港	蓬萊桜地区	桜E岸壁	-5.5m	100m
敦賀港	鞠山北地区	鞠山北D岸壁	-9.0m	240m
敦賀港	鞠山南地区	鞠山南A岸壁	-14.0m	280m
敦賀港	鞠山南地区	鞠山南B岸壁	-14.0m	180m

資料3-9 応急仮設住宅建設候補地一覧

No.	優先度	施設名称	所在 地区	所在地	所管課	インフラ状況			敷地面積	敷地使用 可能面積	仮設住宅 建設可能 戸数	避難所	備考
						上水	下水	搬入路					
1	◎	松島中央公園	西地区	呉竹町2丁目601	都市政策課	引込済	引込済	確保可	15.8 千㎡	6.0 千㎡	100 戸	—	
2	◎	市営野球場	松原地区	松島町30-1	スポーツ振興課	引込済	引込済	確保可	11.0 千㎡	11.0 千㎡	183 戸	—	
3	◎	総合運動公園西側駐車場	松原地区	杓見地係	スポーツ振興課	引込済	引込可	確保可	8.0 千㎡	8.0 千㎡	133 戸	—	
4	◎	和久野住宅団地跡地	栗野地区	新和町1丁目4-1 外	契約管理課・住宅政策課	引込可	引込可	確保可	11.0 千㎡	11.0 千㎡	183 戸	—	
5	○	きらめきスタジアム(A, Bコート)	南地区	若泉町9-3	スポーツ振興課	引込済	—	確保可	11.0 千㎡	11.0 千㎡	183 戸	—	C, Dコートを優先して利用
6	○	きらめきスタジアム(C, Dコート)	南地区	若泉町9-3	スポーツ振興課	引込済	—	確保可	11.0 千㎡	11.0 千㎡	183 戸	—	C, Dコートを優先して利用
7	○	昭和第1公園	西地区	昭和町2丁目8-1	都市政策課	引込済	引込済	確保可	7.2 千㎡	3.6 千㎡	60 戸	—	
8	○	松島第3公園	西地区	中央町2丁目1901	都市政策課	引込済	引込可	確保可	3.9 千㎡	3.0 千㎡	50 戸	—	
9	○	児童遊園	松原地区	松葉町14	住宅政策課	引込可	引込可	確保可	0.9 千㎡	0.9 千㎡	15 戸	—	
10	○	公園	松原地区	松葉町26	住宅政策課	引込可	引込可	確保可	1.7 千㎡	1.7 千㎡	28 戸	—	
11	○	旧常宮小学校グラウンド	西浦地区	常宮13-25	契約管理課	引込済	—	確保可	1.6 千㎡	1.6 千㎡	26 戸	○	閉校
12	○	旧西浦小中学校グラウンド	西浦地区	色浜33-1-2	契約管理課	引込済	—	確保可	2.6 千㎡	2.6 千㎡	43 戸	○	閉校
14	○	旧葉原小学校グラウンド	東郷地区	葉原99-36	教育総務課	引込済	—	確保可	1.9 千㎡	1.9 千㎡	31 戸	○	閉校
15	○	和久野中央公園	栗野地区	新和町2丁目16	都市政策課	引込済	引込済	確保可	7.4 千㎡	3.7 千㎡	61 戸	—	
16	○	中央公園	栗野地区	桜ヶ丘町29	住宅政策課	引込可	引込不可	確保可	3.0 千㎡	3.0 千㎡	50 戸	—	
17	△	旧敦賀北小学校グラウンド	北地区	曙町11-94	契約管理課	引込済	引込済	確保可	7.9 千㎡	7.9 千㎡	131 戸	○	閉校
18	△	角鹿小中学校グラウンド	北地区	角鹿町6-1	教育総務課	引込済	引込済	確保可	9.9 千㎡	9.9 千㎡	165 戸	○	
19	△	敦賀南小学校グラウンド	南地区	清水町1丁目10-40	教育総務課	引込済	引込済	確保可	6.5 千㎡	6.5 千㎡	108 戸	○	
20	△	気比中学校グラウンド	南地区	清水町1丁目11-41	教育総務課	引込済	引込済	確保可	12.1 千㎡	12.1 千㎡	201 戸	○	
22	△	松原小学校グラウンド	松原地区	松島町27-22	教育総務課	引込済	引込済	確保可	5.9 千㎡	5.9 千㎡	98 戸	○	
23	△	松陵中学校グラウンド	松原地区	松葉町1-1	教育総務課	引込済	引込済	確保可	12.1 千㎡	12.1 千㎡	201 戸	○	
24	△	杓見小学校グラウンド	松原地区	杓見66-2-10	教育総務課	引込済	引込済	確保可	6.1 千㎡	6.1 千㎡	101 戸	○	
25	△	ハートフル・スクールグラウンド	東浦地区	赤崎39-8	学校教育課	引込済	引込済	確保可	2.6 千㎡	1.1 千㎡	18 戸	○	一部工事中のため使用不可
26	△	東浦小中学校グラウンド	東浦地区	杉津19-12-1	教育総務課	引込済	引込不可	確保可	9.1 千㎡	9.1 千㎡	151 戸	○	
27	△	旧咸新小学校グラウンド	東郷地区	井川17-20	文化振興課	引込済	—	確保可	3.5 千㎡	3.5 千㎡	58 戸	○	閉校
28	△	中郷小学校グラウンド	中郷地区	津内38-1-2(岡山町1丁目)	教育総務課	引込済	引込済	確保可	5.1 千㎡	5.1 千㎡	85 戸	○	
29	△	中央小学校グラウンド	栗野地区	野神40-249	教育総務課	引込済	引込済	確保可	7.2 千㎡	7.2 千㎡	120 戸	○	
31	△	栗野中学校グラウンド	栗野地区	金山78-1-1	教育総務課	引込済	引込済	確保可	12.1 千㎡	12.1 千㎡	201 戸	○	
32	△	黒河小学校グラウンド	栗野地区	御名25-5	教育総務課	引込済	引込済	確保可	4.5 千㎡	4.5 千㎡	75 戸	○	
33	△	栗野南小学校グラウンド	栗野地区	公文名31-2-1	教育総務課	引込済	引込済	確保可	5.5 千㎡	5.5 千㎡	91 戸	○	
面積・戸数(合計)									208.1 千㎡	188.6 千㎡	3,133 戸		

※各小中学校は学校活動への支障を考慮し優先度を低く設定

資料4-1 重要水防区域一覧

(令和5年11月現在)

河川名	延長(m)	区 域 (敦賀市)	重 要 度			級 別	摘 要
			A	B	C		
笙の川	9,100	道口～松島	右4,900 左4,200			2	堤防高
木の芽川	6,400	谷口～東洋町	右3,200 左3,200			2	堤防高
井の口川	9,400	金山～櫛川		右4,700 左4,700		2	堤防断面

資料4-2 海岸保全区域一覧

(令和5年11月現在)

番号	地区海岸名	保全区域又は地区	延長(m)	面積(m ²)	備 考
1	大比田	元比田15号字堂の上 1番地2から大比田31 号字村の腰1番地まで	1,121	101,830	国土交通省
2	東浦	杉津3号字小丸3番地 崎5番地まで	5,428	359,153	国土交通省
3	白木	白木16号字松ヶ崎1番 の2から白木49号(白 木漁港区域境界線)	220	21,900	国土交通省
4	敦賀港	江良、赤崎鞠山、松 島及び常宮地区	9,800	1,348,243	国土交通省
5	横浜	横浜2号字下向山3番 地から大比田32号字	1,157	608,000	農林水産省

資料4-3 山地災害危険地区一覽

1 山地災害危険地区内訳

(令和5年11月現在)

山腹崩壊危険地区			崩壊土砂流出危険地区			合 計		
国有林	民有林	計	国有林	民有林	計	国有林	民有林	計
10	25	35	22	35	57	32	60	92

2 山腹崩壊危険地区

番号	区 分	位 置		公 共 施 設 等					備 考	
		大 字	字	人家 50戸 以上	49～ 10戸	9～ 5戸	4戸 以下	公共施設 道路除く		道 路
1	国有林	追分	正谷外284	70				1	国	
2	国有林	市橋	岩籠外159		30				国	
3	国有林	山	黒河山133						林	
4	国有林	山	黒河山122						林	
6	国有林	山	黒河山127						林	
7	国有林	山	黒河山110	100					林	
8	国有林	山	黒河山113	100					林	
9	国有林	山	黒河山132						林	
10	国有林	山	黒河山132						林	
11	民有林	鞠山	南三堀谷	100					市	
12	民有林	疋田	鳥越山		22				国	
14	民有林	坂ノ下	トトキ谷	122					国	
15	民有林	木崎	南モロノ木	81					市	
16	民有林	原	西谷	65					市	
17	民有林	杉津	平野						林	
18	民有林	新保	向鉄砲						林	
19	民有林	刀根	緑山		33				県	
20	民有林	刀根	付毛						県	
21	民有林	刀根	阿弥陀						林	
23	民有林	池河内	朴木谷・村上			9			県	
24	民有林	杉箸	七畝谷						県	
25	民有林	杉箸	鳥頭谷						県	
26	民有林	公文名	平石						県	
27	民有林	田結	宮ノ越	150					市	
28	民有林	五幡	メノコ谷		41				国	
29	民有林	瀬河内	向山平		21			1	国	

番号	区分	位置		公共施設等						備考	
		大字	字	人家 50戸 以上	49～ 10戸	9～ 5戸	4戸 以下	公共施設 道路除く	道 路		
30	民有林	沓見	殿の下	52						市	
31	民有林	麻生口	村内			9				国	
32	民有林	奥麻生	富谷口		17					市	
33	民有林	奥野	山出			5				市	
34	民有林	高野	岡見谷			8		2		市	
35	民有林	立石	蛭子坂			7				県	

3 崩壊土砂流出危険地区

番号	区分	位置		公共施設等						備考	
		大字	字	人家 50戸 以上	49～ 10戸	9～ 5戸	4戸 以下	公共施設 道路除く	道 路		
1	国有林	山	黒河山119							林	
2	国有林	山	黒河山120							林	
3	国有林	山	黒河山134							林	
4	国有林	山	黒河山134							林	
5	国有林	山	黒河山121							林	
6	国有林	山	黒河山126							林	
7	国有林	山	黒河山152							林	
8	国有林	山	黒河山145							林	
9	国有林	山	黒河山109	100				1		林	
10	国有林	山	黒河山111	100				1		林	
11	国有林	山	黒河山155	100				1		林	
12	国有林	公文名	平石外158	110				1		林	
13	国有林	公文名	平石外156・157	110				1		林	
14	国有林	追分	正谷外284		20			1		国	
15	国有林	市橋	岩籠外163		30			2		林	
16	国有林	山中	大岩山外205		10					国	
17	国有林	駄口	池ノ谷外210		25			1		国	
18	国有林	泉	天筒山165	150				1		国	
19	国有林	山	黒河山128							林	
20	国有林	山	黒河山127外							林	
21	国有林	山	黒河山116・117							林	
22	国有林	追分	正谷外283		20			1		国	
23	民有林	阿曾	上小林		30					国	
24	民有林	杉箸	項谷		47			1		県	
25	民有林	小河	面谷北		16					国	

番号	区分	位置		公共施設等						備考	
		大字	字	人家 50戸 以上	49～ 10戸	9～ 5戸	4戸 以下	公共施設 道路除く	道 路		
26	民有林	金山	井ノ口			3	1			林	
27	民有林	関	神明谷	543				1		県	
28	民有林	西原	神社谷	215				1		市	
29	民有林	常宮	晒谷			5				県	
30	民有林	横浜	平野		25			4		国	
31	民有林	刀根	朝影				4			県	
32	民有林	刀根	阿弥陀				1			県	
33	民有林	関	大瀬川	118				1		県	
34	民有林	刀根	荒倉		11					県	
35	民有林	刀根	阿弥陀				2			県	
36	民有林	長谷	正木谷		18			2		県	
37	民有林	公文名	平岩		28					高	
38	民有林	刀根	小唐子				1			県	
39	民有林	杉箸	高洞				1			県	
40	民有林	杉箸	四五の谷				1			県	
41	民有林	新保	北谷		33					国	
42	民有林	新保	蛇谷		39					国	
43	民有林	杉箸	栃洞							県	
44	民有林	公文名	シャブ谷		42					市	
45	民有林	新保	グミキダニ		39					国	
46	民有林	長谷	毘沙子	302				1		県	
47	民有林	新道	入目木				2			国	
48	民有林	井川	滝矢谷	252				3		国	
49	民有林	刀根	雑木落				1			県	
50	民有林	横浜	志和寿				3			県	
51	民有林	杓	上下萩ノ谷		20					県	
52	民有林	駄口	日永谷山		21					国	
53	民有林	山泉	兀ノ谷				2	1		農	
54	民有林	瀬河内	瀬谷山		11					国	
55	民有林	檜曲	槻谷	511				4		国	
56	民有林	小河口	松尾	146				1		国	
57	民有林	杉箸	長ヶ谷	68				1		市	

資料4-4 砂防指定地一覧

(令和5年11月現在)

番号	溪流名	よみがな	備考
1	木の芽川	きのめがわ	
2	笙の川	しょうのがわ	
3	五位川	ごいがわ	
4	頃谷川	ころたにがわ	
5	鳩原川	はとはらがわ	
6	黒河川	くろこがわ	
7	薬師谷川	やくしだにがわ	
8	大毛谷川	おもだにがわ	
9	井の口川	いのくちがわ	
10	奥麻生川	おくあそうがわ	
11	木の芽川・野々末川	きのめがわ・ののすえがわ	
13	小河川	おごがわ	
14	長谷川	ながたにがわ	
15	三味線川	しゃみせんがわ	
16	五反田川	ごたんだがわ	
17	西原川	にしはらがわ	
18	助高川	すけたかがわ	
19	野坂川	のさかがわ	
21	鉢伏川	はちぶせがわ	
22	温谷川・支川	ぬくみだにがわ	
23	栃古川	とちこがわ	
24	大川	おおかわ	
25	手ノ浦川	たのうらがわ	
26	谷川	たにがわ	
27	平野川	ひらのがわ	
28	田結川	たいがわ	

番号	溪流名	よみがな	備考
29	蛇ヶ谷川	じゃがたにがわ	
30	色川	いろかわ	
31	黒谷川	くろたにがわ	
32	長所川	ちょうしょがわ	
33	名子川	なごがわ	
34	小河越谷川	おごこしたにがわ	
35	鳴谷川	なるたにがわ	
36	大瀬川	おおせがわ	
37	会下川	えげがわ	
38	常宮川	じょうぐうがわ	
39	西谷川	にしたにがわ	
40	小屋谷川	こやたにがわ	
41	菅浜谷川	すがはまたにがわ	
42	三内山川	みうちやまがわ	
43	井振谷川	いぶりだにがわ	
44	砂田川	すなだがわ	
45	腰谷川	こしたにがわ	
46	悪尾谷川	あくおだにがわ	
47	荒谷川	あらたにがわ	
48	西ノ谷川	にしのたにがわ	
49	緑川	みどりかわ	
50	板ヶ谷川	いたがだにがわ	
51	溝尻川	みぞじりがわ	
52	滝ヶ谷川	たきがたにがわ	
53	田幸谷川	たごたにがわ	

資料４－５ 急傾斜地崩壊危険区域一覧

(令和５年１１月現在)

番号	区域名	所在地	指定年月日	指定番号	面積	事業主体	施工状況
1	中の谷	立石	S47. 9. 1	802	19.10	県	S62完了
2	金ヶ崎	金ヶ崎、泉	S47. 9. 1	802	3.50	県	H14完了
3	山ハナ	舞崎、余座、泉	S51. 2.27	182	0.61	県	H2完了
4	静沢	疋田	S57. 4. 1	292	0.84	県	S60完了
5	清水谷	縄間	S58. 5.13	478	1.51	県	S63完了
6	東本庄	檜曲	S59. 8.10	708	1.01	県	H3完了
7	西本庄	檜曲	S60. 3.26	243	0.98	県	S61完了
8	前山	浦底	H 1. 4.21	321	0.30	県	H元完了
9	ノンコ	色浜	H 2. 3.30	249	0.19	県	H3完了
10	小河口	小河口	H 5. 3.23	199	1.37	県	H6完了
11	村下	杉箸	H 5. 6.25	496	1.61	県	H7完了
12	長谷	長谷	H 8. 1. 9	18	1.54	県	H10完了
13	観音	観音	H 8. 1. 9	18	0.57	市	H10完了
14	笹尾	杉箸	H 8. 1. 9	18	0.63	市	H27完了
15	堂ヶ谷	筋生野、金山	H 8. 3.29	250	1.04	県	H10完了
16	明神山	坂下	H 8. 3.29	250	0.37	県	H10完了
17	堂	堂	H14. 3.29	300	0.86	県	H14完了
18	山	山	H15. 3.31	201	0.70	市	H19完了
19	御名	御名	H15. 3.31	201	0.74	市	H17完了
20	市橋	市橋	H16. 1.13	9	1.71	県	H18完了
21	杉津	杉津	H19. 3.13	145	0.32	市	H22完了
23	五幡	五幡	H21. 3.24	152	2.35	県	H23完了
計	23箇所				42.47		

資料４－６ 地すべり防止区域一覧

(令和５年１１月現在)

箇所番号	区域名	よみがな	所在地
1	中村山	なかむらやま	中、高野

資料4-7 雪崩危険箇所一覧

1 雪崩危険箇所（国土交通省所管分）

（令和5年11月現在）

番号	危険箇所名	大字小字等地名	人家戸数	備考
1	タルミ	白木	6	
2	中ノ谷	立石	24	
3	前山	浦底	16	
4	色	色浜	0	
5	ノンコ	色浜	2	
6	清水谷（1）	縄間	16	
7	モロの木	木崎	14	
8	天筒山	泉	305	
9	山ハナ	舞崎	118	
10	竹原	阿曾	40	
11	南片山	五幡	20	
12	東ノ荘	赤崎	9	
13	兵谷	赤崎	0	
14	上野山	田結	20	
15	上年ヶ谷	田結	15	
16	南三堀谷	鞠山	12	
17	ゼドノ谷	新保	12	
18	田尻	田尻	8	
19	成亥山	越坂	7	
20	向山平	向山平	14	
21	滝ヶ淵	滝ヶ淵	6	
22	東本庄	檜曲	17	
23	西本庄	檜曲	39	
24	大平	檜曲	11	
25	深山寺（1）	檜曲	13	
26	川北	檜曲	6	
27	谷口	井川	19	
28	寺の山谷	大蔵	19	
29	藤ヶ丘	檜曲	30	
30	谷	市谷	8	
31	泉ヶ丘	泉ヶ丘	7	
32	忍庵谷	坂ノ下	9	
33	観音谷	坂ノ下	19	

番号	危険箇所名	大字小字等地名	人家戸数	備考
34	清水谷（2）	堂	8	
35	面谷北	小河	6	
36	穴谷	小河口	28	
37	柳洞	杉箸	6	
38	下笹尾	杉箸	19	
39	村下	杉箸	26	
40	緑山	刀根	53	
41	ジョノケ	新道	14	
42	大畑	奥麻生	15	
43	瀬戸山	市橋	26	
44	堂山	長谷	6	
45	長谷	長谷	15	
46	宮山	御名	7	
47	手（1）	手	0	
48	縄間	縄間	5	
49	阿曾	阿曾	2	
50	江良（1）	江良	9	
51	瀬河内（1）	瀬河内	7	
52	深山寺（2）	深山寺	5	
53	関	関	5	
54	筋生野	筋生野	15	
55	山（1）	山	13	
56	岡山町1丁目	岡山町	7	
57	疋田（1）	疋田	10	
58	疋田（2）	疋田	0	
59	奥麻生	奥麻生	15	

※ 人家戸数（危険範囲内）は、平成12年の調査時点のもの

2 雪崩危険箇所（農林水産省林野庁所管分）

（令和5年11月現在）

番号	位置		保全対象		備 考
	大字	字	人家戸数	その他	
1	刀根	荒倉	—	道路	
2	葉原	念仏伝	—	道路	
3	葉原	長坂	—	道路	
4	瀬河内	瀬谷山	—	道路	
5	杉箸	高洞	—	道路	
6	杉箸	新高洞	—	道路	

資料 4 - 8 土砂災害警戒区域一覽

(令和 5 年 1 1 月現在)

箇所数	郡・市	大字	区域名	自然現象の種類			公示番号	公示日
				土石流	急傾斜	地滑り		
1	敦賀市	市橋	敦賀市市橋(2-I-8040-1)		●		福井県告示第416号	平成21年6月23日
1	敦賀市	市橋	敦賀市市橋(2-I-8040-2)		●		福井県告示第416号	平成21年6月23日
1	敦賀市	市橋	敦賀市市橋(2-2-9-10001)	●			福井県告示第416号	平成21年6月23日
1	敦賀市	市橋	敦賀市市橋(2-2-9-20)	●			福井県告示第416号	平成21年6月23日
1	敦賀市	市橋	敦賀市市橋(2-II-10001)		●		福井県告示第416号	平成21年6月23日
1	敦賀市	疋田	敦賀市疋田(2-2-9-35-1)	●			福井県告示第598号	平成19年9月4日
1	敦賀市	疋田	敦賀市疋田(2-2-9-35-2)	●			福井県告示第598号	平成19年9月4日
1	敦賀市	疋田	敦賀市疋田(2-2-9-36)	●			福井県告示第598号	平成19年9月4日
1	敦賀市	疋田	敦賀市疋田(2-2-9-41-1)	●			福井県告示第598号	平成19年9月4日
1	敦賀市	疋田	敦賀市疋田(2-2-9-42-1)	●			福井県告示第598号	平成19年9月4日
1	敦賀市	疋田	敦賀市疋田(2-2-9-80-1)	●			福井県告示第598号	平成19年9月4日
1	敦賀市	疋田	敦賀市疋田(2-2-9-80-2)	●			福井県告示第598号	平成19年9月4日
1	敦賀市	疋田	敦賀市疋田(2-2-9-80-3)	●			福井県告示第598号	平成19年9月4日
1	敦賀市	疋田	敦賀市疋田(2-2-9-80-4)	●			福井県告示第598号	平成19年9月4日
1	敦賀市	疋田	敦賀市疋田(2-II-8052)		●		福井県告示第598号	平成19年9月4日
1	敦賀市	疋田	敦賀市疋田(2-I-578)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	疋田	敦賀市疋田(2-I-579)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	疋田	敦賀市疋田(2-2-9-10102)	●			福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	疋田	敦賀市疋田(2-II-10102)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	疋田	敦賀市疋田(2-II-8051)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	疋田	敦賀市疋田(2-I-46-1)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	疋田	敦賀市疋田(2-I-46-2)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	曾々木	敦賀市曾々木(2-I-8041-1)		●		福井県告示第598号	平成19年9月4日
1	敦賀市	曾々木	敦賀市曾々木(2-I-8041-2)		●		福井県告示第598号	平成19年9月4日
1	敦賀市	曾々木	敦賀市曾々木(2-2-9-26-1)	●			福井県告示第598号	平成19年9月4日
1	敦賀市	曾々木	敦賀市曾々木(2-2-9-27-1)	●			福井県告示第598号	平成19年9月4日
1	敦賀市	曾々木	敦賀市曾々木(2-2-9-81-1)	●			福井県告示第598号	平成19年9月4日
1	敦賀市	曾々木	敦賀市曾々木(2-II-8053-1)		●		福井県告示第598号	平成19年9月4日
1	敦賀市	曾々木	敦賀市曾々木(2-2-9-10701)	●			福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	曾々木	敦賀市曾々木(2-II-10702)		●		福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	曾々木	敦賀市曾々木(2-II-10708)		●		福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	曾々木	敦賀市曾々木(2-II-10709)		●		福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	曾々木	敦賀市曾々木(2-II-10711)		●		福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	曾々木	敦賀市曾々木(2-II-8053-2)		●		福井県告示第216号	平成22年3月30日

箇所数	郡・市	大字	区域名	自然現象の種類			公示番号	公示日
				土石流	急傾斜	地滑り		
1	敦賀市	奥野	敦賀市奥野(2-I-10602)		●		福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	奥野	敦賀市奥野(2-2-9-21)	●			福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	奥野	敦賀市奥野(2-2-9-22)	●			福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	奥野	敦賀市奥野(2-2-9-23)	●			福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	奥野	敦賀市奥野(2-2-9-24-1)	●			福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	奥野	敦賀市奥野(2-2-9-24-2)	●			福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	奥野	敦賀市奥野(2-2-9-24-3)	●			福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	奥野	敦賀市奥野(2-2-9-25)	●			福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	奥野	敦賀市奥野(2-II-10601)		●		福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	奥野	敦賀市奥野(2-II-10603)		●		福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	麻生口	敦賀市麻生口(2-2-9-34)	●			福井県告示第153号	平成21年3月24日
1	敦賀市	麻生口	敦賀市麻生口(2-II-8054-1)		●		福井県告示第153号	平成21年3月24日
1	敦賀市	麻生口	敦賀市麻生口(2-II-8054-2)		●		福井県告示第153号	平成21年3月24日
1	敦賀市	麻生口	敦賀市麻生口(2-II-8054-3)		●		福井県告示第153号	平成21年3月24日
1	敦賀市	奥麻生	敦賀市奥麻生(2-I-8042)		●		福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	奥麻生	敦賀市奥麻生(2-2-9-31)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	奥麻生	敦賀市奥麻生(2-2-9-83)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	奥麻生	敦賀市奥麻生(2-II-8056)		●		福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	奥麻生	敦賀市奥麻生(2-II-10905)		●		福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	奥麻生	敦賀市奥麻生(2-II-10913)		●		福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	奥麻生	敦賀市奥麻生(2-II-10915)		●		福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	新道	敦賀市新道(2-I-11005)		●		福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	新道	敦賀市新道(2-29-11002)	●			福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	新道	敦賀市新道(2-29-11007)	●			福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	新道	敦賀市新道(2-29-11010)	●			福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	新道	敦賀市新道(2-29-11011)	●			福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	新道	敦賀市新道(2-29-11014)	●			福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	新道	敦賀市新道(2-29-11015)	●			福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	新道	敦賀市新道(2-2-9-32)	●			福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	新道	敦賀市新道(2-2-9-33)	●			福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	新道	敦賀市新道(2-2-9-63-1)	●			福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	新道	敦賀市新道(2-2-9-63-2)	●			福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	新道	敦賀市新道(2-2-9-64)	●			福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	新道	敦賀市新道(2-2-9-84)	●			福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	新道	敦賀市新道(2-2-9-85)	●			福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	新道	敦賀市新道(2-II-8055)		●		福井県告示第681号	平成20年12月19日

箇所数	郡・市	大字	区域名	自然現象の種類			公示番号	公示日
				土石流	急傾斜	地滑り		
1	敦賀市	杉箸	敦賀市杉箸(2-I-751)		●		福井県告示第683号	平成16年12月7日
1	敦賀市	杉箸	敦賀市杉箸(2-2-9-28)	●			福井県告示第683号	平成16年12月7日
1	敦賀市	杉箸	敦賀市杉箸(2-2-9-62)	●			福井県告示第683号	平成16年12月7日
1	敦賀市	杉箸	敦賀市杉箸(2-II-8059)		●		福井県告示第683号	平成16年12月7日
1	敦賀市	杉箸	敦賀市杉箸(2-II-8060)		●		福井県告示第683号	平成16年12月7日
1	敦賀市	杉箸	敦賀市杉箸(2-I-580)		●		福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	杉箸	敦賀市杉箸(2-I-581)		●		福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	杉箸	敦賀市杉箸(2-2-9-29-1)	●			福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	杉箸	敦賀市杉箸(2-2-9-29-2)	●			福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	杉箸	敦賀市杉箸(2-II-11201)		●		福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	追分	敦賀市追分(2-2-9-41-1)	●			福井県告示第153号	平成21年3月24日
1	敦賀市	追分	敦賀市追分(2-2-9-41-2)	●			福井県告示第153号	平成21年3月24日
1	敦賀市	追分	敦賀市追分(2-II-10203)		●		福井県告示第153号	平成21年3月24日
1	敦賀市	深坂	敦賀市深坂(2-2-9-37)	●			福井県告示第153号	平成21年3月24日
1	敦賀市	深坂	敦賀市深坂(2-2-9-66-1)	●			福井県告示第389号	平成27年6月30日
1	敦賀市	駄口	敦賀市駄口(2-2-9-10402)	●			福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	駄口	敦賀市駄口(2-2-9-39-1)	●			福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	駄口	敦賀市駄口(2-2-9-39-2)	●			福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	駄口	敦賀市駄口(2-2-9-39-3)	●			福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	駄口	敦賀市駄口(2-2-9-39-4)	●			福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	駄口	敦賀市駄口(2-2-9-40)	●			福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	刀根	敦賀市刀根(2-2-9-30-1)	●			福井県告示第961号	平成17年11月29日
1	敦賀市	刀根	敦賀市刀根(2-2-9-30-2)	●			福井県告示第961号	平成17年11月29日
1	敦賀市	刀根	敦賀市刀根(2-2-9-82)	●			福井県告示第961号	平成17年11月29日
1	敦賀市	刀根	敦賀市刀根(2-II-8061)		●		福井県告示第961号	平成17年11月29日
1	敦賀市	刀根	敦賀市刀根(2-I-8043)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	刀根	敦賀市刀根(2-2-9-11101)	●			福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	刀根	敦賀市刀根(2-2-9-11107)	●			福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	刀根	敦賀市刀根(2-2-9-11109)	●			福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	刀根	敦賀市刀根(2-II-11105)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	刀根	敦賀市刀根(2-II-11114)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	刀根	敦賀市刀根(2-II-11119)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	刀根	敦賀市刀根(2-II-11120)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	刀根	敦賀市刀根(2-II-11124)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	刀根	敦賀市刀根(2-II-11128)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	刀根	敦賀市刀根(2-II-11129)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日

箇所数	郡・市	大字	区域名	自然現象の種類			公示番号	公示日
				土石流	急傾斜	地滑り		
1	敦賀市	刀根	敦賀市刀根(2-I-47-4)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	刀根	敦賀市刀根(2-I-47-5)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	刀根	敦賀市刀根(2-II-8006)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	山中	敦賀市山中(2-2-9-10501)	●			福井県告示第84号	平成21年2月20日
1	敦賀市	山中	敦賀市山中(2-2-9-10502)	●			福井県告示第84号	平成21年2月20日
1	敦賀市	山中	敦賀市山中(2-2-9-10503)	●			福井県告示第84号	平成21年2月20日
1	敦賀市	山中	敦賀市山中(2-2-9-10504)	●			福井県告示第84号	平成21年2月20日
1	敦賀市	山中	敦賀市山中(2-2-9-10507)	●			福井県告示第84号	平成21年2月20日
1	敦賀市	山中	敦賀市山中(2-2-9-38)	●			福井県告示第84号	平成21年2月20日
1	敦賀市	山中	敦賀市山中(2-2-9-65-1)	●			福井県告示第84号	平成21年2月20日
1	敦賀市	山中	敦賀市山中(2-2-9-65-2)	●			福井県告示第84号	平成21年2月20日
1	敦賀市	山中	敦賀市山中(2-2-9-65-3)	●			福井県告示第84号	平成21年2月20日
1	敦賀市	筋生野	敦賀市筋生野(2-I-8010)		●		福井県告示第320号	平成17年3月31日
1	敦賀市	筋生野	敦賀市筋生野(2-I-12004)		●		福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	筋生野	敦賀市筋生野(2-I-588)		●		福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	筋生野	敦賀市筋生野(2-I-8008)		●		福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	筋生野	敦賀市筋生野(2-III-8005-1)		●		福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	筋生野	敦賀市筋生野(2-III-8005-2)		●		福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	筋生野	敦賀市筋生野(2-III-8005-3)		●		福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	筋生野	敦賀市筋生野(2-I-750)		●		福井県告示第103号	令和4年3月22日
1	敦賀市	筋生野	敦賀市筋生野(2-I-8009)		●		福井県告示第103号	令和4年3月22日
1	敦賀市	沢	敦賀市沢(2-I-12101)		●		福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	金山	敦賀市金山(2-2-10-12301)	●			福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	金山	敦賀市金山(2-2-10-12302)	●			福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	金山	敦賀市金山(2-2-10-27-1)	●			福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	金山	敦賀市金山(2-2-10-27-2)	●			福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	金山	敦賀市金山(2-2-10-28)	●			福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	金山	敦賀市金山(2-2-10-29)	●			福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	金山	敦賀市金山(2-II-12304)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	金山	敦賀市金山(2-II-12308)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	金山	敦賀市金山(2-II-12309)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	金山	敦賀市金山(2-II-12311)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	金山	敦賀市金山(2-II-8010)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	金山	敦賀市金山(2-III-8006)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	金山	敦賀市金山(2-III-8007-1)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	金山	敦賀市金山(2-III-8007-2)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日

箇所数	郡・市	大字	区域名	自然現象の種類			公示番号	公示日
				土石流	急傾斜	地滑り		
1	敦賀市	関	敦賀市関(2-I-747)		●		福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	関	敦賀市関(2-2-10-21)	●			福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	関	敦賀市関(2-2-10-23)	●			福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	関	敦賀市関(2-2-10-4)	●			福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	関	敦賀市関(2-2-10-6)	●			福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	関	敦賀市関(2-III-8008)		●		福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	関	敦賀市関(2-2-10-12405)	●			福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	関	敦賀市関(2-2-10-22)	●			福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	関	敦賀市関(2-2-10-3)	●			福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	関	敦賀市関(2-2-10-5)	●			福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	関	敦賀市関(2-II-12405)		●		福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	長谷	敦賀市長谷(2-I-589-1)		●		福井県告示第999号	平成18年12月26日
1	敦賀市	長谷	敦賀市長谷(2-I-589-3)		●		福井県告示第999号	平成18年12月26日
1	敦賀市	長谷	敦賀市長谷(2-I-589-5)		●		福井県告示第999号	平成18年12月26日
1	敦賀市	長谷	敦賀市長谷(2-2-9-54)	●			福井県告示第999号	平成18年12月26日
1	敦賀市	長谷	敦賀市長谷(2-2-9-55-1)	●			福井県告示第999号	平成18年12月26日
1	敦賀市	長谷	敦賀市長谷(2-2-9-55-2)	●			福井県告示第999号	平成18年12月26日
1	敦賀市	長谷	敦賀市長谷(2-2-9-55-3)	●			福井県告示第999号	平成18年12月26日
1	敦賀市	長谷	敦賀市長谷(2-2-9-88-1)	●			福井県告示第999号	平成18年12月26日
1	敦賀市	長谷	敦賀市長谷(2-I-589-2)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	長谷	敦賀市長谷(2-I-589-4)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	長谷	敦賀市長谷(2-I-589-6)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	長谷	敦賀市長谷(2-I-752)		●		福井県告示第173号	平成27年3月24日
1	敦賀市	長谷	敦賀市長谷(2-II-12802)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	長谷	敦賀市長谷(2-II-12804)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	長谷	敦賀市長谷(2-II-12806)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	長谷	敦賀市長谷(2-2-9-55-11)	●			福井県告示第387号	令和3年10月12日
1	敦賀市	長谷	敦賀市長谷(2-2-9-55-12)	●			福井県告示第387号	令和3年10月12日
1	敦賀市	みどりヶ丘町	敦賀市みどりヶ丘(2-2-9-13301)	●			福井県告示第84号	平成21年2月20日
1	敦賀市	みどりヶ丘町	敦賀市みどりヶ丘町(2-2-9-48)	●			福井県告示第84号	平成21年2月20日
1	敦賀市	みどりヶ丘町	敦賀市みどりヶ丘町(2-2-9-49)	●			福井県告示第84号	平成21年2月20日
1	敦賀市	みどりヶ丘町	敦賀市みどりヶ丘町(2-2-9-50)	●			福井県告示第84号	平成21年2月20日
1	敦賀市	みどりヶ丘町	敦賀市みどりヶ丘町(2-2-9-86)	●			福井県告示第84号	平成21年2月20日
1	敦賀市	みどりヶ丘町	敦賀市みどりヶ丘(2-II-13303)		●		福井県告示第84号	平成21年2月20日
1	敦賀市	山	敦賀市山(2-II-13213)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	山	敦賀市山(2-2-9-13201)	●			福井県告示第91号	平成23年3月4日

箇所数	郡・市	大字	区域名	自然現象の種類			公示番号	公示日
				土石流	急傾斜	地滑り		
1	敦賀市	山	敦賀市山(2-2-9-51)	●			福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	山	敦賀市山(2-2-9-51-1)	●			福井県告示第96号	令和3年3月23日
1	敦賀市	山	敦賀市山(2-2-9-52)	●			福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	山	敦賀市山(2-2-9-53)	●			福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	山	敦賀市山(2-2-9-67)	●			福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	山	敦賀市山(2-2-9-68)	●			福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	山	敦賀市山(2-2-9-69-1)	●			福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	山	敦賀市山(2-2-9-69-2)	●			福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	山	敦賀市山(2-2-9-70)	●			福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	山	敦賀市山(2-2-9-87)	●			福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	山	敦賀市山(2-II-13201)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	山	敦賀市山(2-II-13215)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	山	敦賀市山(2-II-8011)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	山	敦賀市山(2-II-8012)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	山	敦賀市山(2-II-8013)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	山	敦賀市山(2-II-8014)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	山	敦賀市山(2-II-8015)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	山	敦賀市山(2-III-8011)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	雨谷	敦賀市雨谷(2-119)			●	福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	御名	敦賀市御名(2-I-8044-1)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	御名	敦賀市御名(2-I-8044-2)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	野坂	敦賀市野坂(2-2-10-1)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	野坂	敦賀市野坂(2-2-9-56-1)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	野坂	敦賀市野坂(2-2-9-56-2)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	野坂	敦賀市野坂(2-III-8009)		●		福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	野坂	敦賀市野坂(2-II-12506)		●		福井県告示第134号	平成23年3月29日
1	敦賀市	野坂	敦賀市野坂(2-II-12508)		●		福井県告示第134号	平成23年3月29日
1	敦賀市	野坂	敦賀市野坂(2-II-8010-1)		●		福井県告示第387号	令和3年10月12日
1	敦賀市	野坂	敦賀市野坂(2-II-8010-2)		●		福井県告示第387号	令和3年10月12日
1	敦賀市	野坂	敦賀市野坂(2-2-10-56-12)	●			福井県告示第387号	令和3年10月12日
1	敦賀市	野坂	敦賀市野坂(2-2-10-56-13)	●			福井県告示第387号	令和3年10月12日
1	敦賀市	天筒町	敦賀市天筒町(2-I-8028-1)		●		福井県告示第320号	平成17年3月31日
1	敦賀市	天筒町	敦賀市天筒町(2-I-8028-2)		●		福井県告示第320号	平成17年3月31日
1	敦賀市	天筒町	敦賀市天筒町(2-2-9-71-1)	●			福井県告示第320号	平成17年3月31日
1	敦賀市	天筒町	敦賀市天筒町(2-2-9-71-2)	●			福井県告示第320号	平成17年3月31日
1	敦賀市	天筒町	敦賀市天筒町(2-III-8020)		●		福井県告示第320号	平成17年3月31日

箇所数	郡・市	大字	区域名	自然現象の種類			公示番号	公示日
				土石流	急傾斜	地滑り		
1	敦賀市	天筒町	敦賀市天筒町(2-Ⅲ-8021)		●		福井県告示第320号	平成17年3月31日
1	敦賀市	天筒町	敦賀市天筒町(2-Ⅲ-8022)		●		福井県告示第320号	平成17年3月31日
1	敦賀市	天筒町	敦賀市天筒町(2-3-74)	●			福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	天筒町	敦賀市天筒町(2-Ⅰ-8002-1)		●		福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	天筒町	敦賀市天筒町(2-Ⅰ-8002-2)		●		福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	曙町	敦賀市曙町(2-Ⅰ-8027-1)		●		福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	曙町	敦賀市曙町(2-Ⅰ-8027-2)		●		福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	曙町	敦賀市曙町(2-Ⅰ-8027-3)		●		福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	金ヶ崎町	敦賀市金ヶ崎町(2-Ⅰ-8026-1)		●		福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	金ヶ崎町	敦賀市金ヶ崎町(2-Ⅰ-8026-2)		●		福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	金ヶ崎町	敦賀市金ヶ崎町(2-Ⅰ-8026-3)		●		福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	金ヶ崎町	敦賀市金ヶ崎町(2-3-18)	●			福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	金ヶ崎町	敦賀市金ヶ崎町(2-3-19)	●			福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	金ヶ崎町	敦賀市金ヶ崎町(2-3-00101)	●			福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	金ヶ崎町	敦賀市金ヶ崎町(2-Ⅲ-8014)		●		福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	金ヶ崎町	敦賀市金ヶ崎町(2-Ⅲ-8001-2)		●		福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	金ヶ崎町	敦賀市金ヶ崎町(2-Ⅰ-00101)		●		福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	金ヶ崎町	敦賀市金ヶ崎町(2-Ⅰ-00103)		●		福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	金ヶ崎町	敦賀市金ヶ崎町(2-Ⅱ-00102)		●		福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	金ヶ崎町	敦賀市金ヶ崎町(2-Ⅱ-00105)		●		福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	金ヶ崎町	敦賀市金ヶ崎町(2-Ⅰ-567-1)		●		福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	金ヶ崎町	敦賀市金ヶ崎町(2-Ⅰ-567-2)		●		福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	舞崎町	敦賀市舞崎(2-Ⅰ-570)		●		福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	舞崎町	敦賀市舞崎(2-Ⅰ-8029)		●		福井県告示第652号	平成17年7月29日
1	敦賀市	舞崎町	敦賀市舞崎(2-Ⅱ-8028)		●		福井県告示第652号	平成17年7月29日
1	敦賀市	余座	敦賀市余座(2-Ⅱ-07101)		●		福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	余座	敦賀市余座(2-Ⅱ-07102)		●		福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	余座	敦賀市余座(2-Ⅱ-07103)		●		福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	余座	敦賀市余座(2-Ⅱ-07104)		●		福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	余座	敦賀市余座(2-Ⅱ-8029)		●		福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	新保	敦賀市新保(2-Ⅰ-8020)		●		福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	新保	敦賀市新保(2-2-9-08601)	●			福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	新保	敦賀市新保(2-2-9-08602)	●			福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	新保	敦賀市新保(2-2-9-08605)	●			福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	新保	敦賀市新保(2-2-9-08609)	●			福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	新保	敦賀市新保(2-2-9-08610)	●			福井県告示第64号	平成23年2月15日

箇所数	郡・市	大字	区域名	自然現象の種類			公示番号	公示日
				土石流	急傾斜	地滑り		
1	敦賀市	新保	敦賀市新保(2-I-08603)		●		福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	新保	敦賀市新保(2-108)			●	福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	葉原	敦賀市葉原(2-II-08558-1)		●		福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	葉原	敦賀市葉原(2-II-08558-2)		●		福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	葉原	敦賀市葉原(2-2-9-08513)	●			福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	葉原	敦賀市葉原(2-2-9-08514)	●			福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	葉原	敦賀市葉原(2-2-9-08515)	●			福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	葉原	敦賀市葉原(2-II-08521)		●		福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	葉原	敦賀市葉原(2-II-08522)		●		福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	葉原	敦賀市葉原(2-II-08542)		●		福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	葉原	敦賀市葉原(2-II-8004)		●		福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	越坂	敦賀市越坂(2-II-08308)		●		福井県告示第153号	平成21年3月24日
1	敦賀市	越坂	敦賀市越坂(2-2-9-4)	●			福井県告示第153号	平成21年3月24日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-2-9-3)	●			福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-2-9-58)	●			福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-2-9-90S)	●			福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-2-9-91S)	●			福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-II-8031)		●		福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-II-8032)		●		福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-II-8035)		●		福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-II-8036)		●		福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-III-8015)		●		福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-III-8016)		●		福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-III-8017)		●		福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-III-8018)		●		福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-III-8019)		●		福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-III-8023)		●		福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-III-8025)		●		福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-III-8026)		●		福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-I-568)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-I-569)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-I-746)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-2-9-08004)	●			福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-2-9-99903)	●			福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-II-08021)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-II-08028)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日

箇所数	郡・市	大字	区域名	自然現象の種類			公示番号	公示日
				土石流	急傾斜	地滑り		
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-I-08029)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-II-08032)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-II-08033)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-II-8034)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-II-8033)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-II-08023)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-II-08026)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-III-8024-1)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	樫曲	敦賀市樫曲(2-III-8024-2)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	大蔵	敦賀市大蔵(2-I-571)		●		福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	大蔵	敦賀市大蔵(2-2-9-2)	●			福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	大蔵	敦賀市大蔵(2-II-07202)		●		福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	大蔵	敦賀市大蔵(2-II-07203)		●		福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	谷口	敦賀市谷口(2-I-8033-1)		●		福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	谷口	敦賀市谷口(2-III-8033-2)		●		福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	谷	敦賀市谷(2-2-9-11-1)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	谷	敦賀市谷(2-2-9-11-2)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	谷	敦賀市谷(2-2-9-12-1)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	谷	敦賀市谷(2-2-9-12-2)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	谷	敦賀市谷(2-2-9-12-3)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	谷	敦賀市谷(2-2-9-13)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	谷	敦賀市谷(2-II-8043)		●		福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	谷	敦賀市谷(2-I-576)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	谷	敦賀市谷(2-II-07601)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	井川	敦賀市井川(2-29-7401)	●			福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	井川	敦賀市井川(2-2-9-7)	●			福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	井川	敦賀市井川(2-2-9-8)	●			福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	井川	敦賀市井川(2-II-7402)		●		福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	井川	敦賀市井川(2-II-7403)		●		福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	井川	敦賀市井川(2-II-7404)		●		福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	中	敦賀市中(2-I-07301)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	中	敦賀市中(2-I-07302)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	中	敦賀市中(2-I-07304)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	中	敦賀市中(2-I-572-1)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	中	敦賀市中(2-I-572-2)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	中	敦賀市中(2-I-8005)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日

箇所数	郡・市	大字	区域名	自然現象の種類			公示番号	公示日
				土石流	急傾斜	地滑り		
1	敦賀市	中	敦賀市中(2-I-8035)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	中	敦賀市中(2-II-8038-2)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	中	敦賀市中(2-I-8004)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	中	敦賀市中(2-122)			●	福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	泉ヶ丘町	敦賀市泉ヶ丘町(2-I-8034)		●		福井県告示第438号	平成23年10月28日
1	敦賀市	泉ヶ丘町	敦賀市泉ヶ丘町(2-II-08701)		●		福井県告示第438号	平成23年10月28日
1	敦賀市	泉ヶ丘町	敦賀市泉ヶ丘町(2-II-08702)		●		福井県告示第438号	平成23年10月28日
1	敦賀市	泉ヶ丘町	敦賀市泉ヶ丘町(2-II-08703)		●		福井県告示第438号	平成23年10月28日
1	敦賀市	泉ヶ丘町	敦賀市泉ヶ丘町(2-II-08704)		●		福井県告示第387号	令和3年10月12日
1	敦賀市	泉ヶ丘町	敦賀市泉ヶ丘町(2-II-08705)		●		福井県告示第438号	平成23年10月28日
1	敦賀市	泉ヶ丘町	敦賀市泉ヶ丘町(2-II-08706)		●		福井県告示第438号	平成23年10月28日
1	敦賀市	藤ヶ丘町	敦賀市藤ヶ丘町(2-I-8030)		●		福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	藤ヶ丘町	敦賀市藤ヶ丘町(2-2-9-1)	●			福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	田尻	敦賀市田尻(2-I-566-1)		●		福井県告示第594号	平成18年6月27日
1	敦賀市	田尻	敦賀市田尻(2-I-8019-1)		●		福井県告示第594号	平成18年6月27日
1	敦賀市	田尻	敦賀市田尻(2-I-8019-2)		●		福井県告示第594号	平成18年6月27日
1	敦賀市	田尻	敦賀市田尻(2-2-9-5)	●			福井県告示第594号	平成18年6月27日
1	敦賀市	田尻	敦賀市田尻(2-II-08420)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	田尻	敦賀市田尻(2-I-08415)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	田尻	敦賀市田尻(2-II-08421)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	瀬河内	敦賀市瀬河内(2-I-8025)		●		福井県告示第820号	平成18年9月29日
1	敦賀市	瀬河内	敦賀市瀬河内(2-2-9-72)	●			福井県告示第820号	平成18年9月29日
1	敦賀市	瀬河内	敦賀市瀬河内(2-2-9-73)	●			福井県告示第820号	平成18年9月29日
1	敦賀市	瀬河内	敦賀市瀬河内(2-2-9-74-1)	●			福井県告示第820号	平成18年9月29日
1	敦賀市	瀬河内	敦賀市瀬河内(2-II-8030)		●		福井県告示第820号	平成18年9月29日
1	敦賀市	瀬河内	敦賀市瀬河内(2-I-08208)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	瀬河内	敦賀市瀬河内(2-II-08207)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	瀬河内	敦賀市瀬河内(2-II-08209)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	瀬河内	敦賀市瀬河内(2-II-08210)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	池河内	敦賀市池河内(2-2-9-57)	●			福井県告示第153号	平成21年3月24日
1	敦賀市	池河内	敦賀市池河内(2-II-8057)		●		福井県告示第153号	平成21年3月24日
1	敦賀市	池河内	敦賀市池河内(2-II-8058)		●		福井県告示第153号	平成21年3月24日
1	敦賀市	川北	敦賀市川北(2-I-8032)		●		福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	川北	敦賀市川北(2-II-8037)		●		福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	深山寺	敦賀市深山寺(2-I-8031)		●		福井県告示第820号	平成18年9月29日
1	敦賀市	深山寺	敦賀市深山寺(2-2-9-59)	●			福井県告示第820号	平成18年9月29日

箇所数	郡・市	大字	区域名	自然現象の種類			公示番号	公示日
				土石流	急傾斜	地滑り		
1	敦賀市	深山寺	敦賀市深山寺(2-2-9-6)	●			福井県告示第820号	平成18年9月29日
1	敦賀市	深山寺	敦賀市深山寺(2-II-8005)		●		福井県告示第820号	平成18年9月29日
1	敦賀市	高野	敦賀市高野(2-I-8037)		●		福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	高野	敦賀市高野(2-2-9-10-1)	●			福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	高野	敦賀市高野(2-2-9-75-1)	●			福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	高野	敦賀市高野(2-2-9-75-2)	●			福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	高野	敦賀市高野(2-2-9-9)	●			福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	高野	敦賀市高野(2-II-8039)		●		福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	高野	敦賀市高野(2-II-8040)		●		福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	高野	敦賀市高野(2-III-8028)		●		福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	高野	敦賀市高野(2-III-8029)		●		福井県告示第166号	平成19年3月23日
1	敦賀市	高野	敦賀市高野(2-I-07505)		●		福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	高野	敦賀市高野(2-I-07506)		●		福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	高野	敦賀市高野(2-I-8038)		●		福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	高野	敦賀市高野(2-2-9-07502)	●			福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	高野	敦賀市高野(2-I-8003)		●		福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	岡山市	敦賀市岡山市(2-I-748)		●		福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	岡山市	敦賀市岡山市(2-I-749)		●		福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	山泉	敦賀市山泉(2-2-9-09202)	●			福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	山泉	敦賀市山泉(2-II-09202)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	山泉	敦賀市山泉(2-II-09204)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	山泉	敦賀市山泉(2-II-09205)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	山泉	敦賀市山泉(2-I-09201)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	山泉	敦賀市山泉(2-II-09206)		●		福井県告示第387号	令和3年10月12日
1	敦賀市	坂下	敦賀市坂ノ下(2-2-9-16)	●			福井県告示第820号	平成18年9月29日
1	敦賀市	坂下	敦賀市坂下(2-III-8031)		●		福井県告示第820号	平成18年9月29日
1	敦賀市	坂下	敦賀市坂ノ下(2-I-575)		●		福井県告示第134号	平成23年3月29日
1	敦賀市	坂下	敦賀市坂下(2-II-8041)		●		福井県告示第134号	平成23年3月29日
1	敦賀市	坂下	敦賀市坂下(2-I-8006)		●		福井県告示第134号	平成23年3月29日
1	敦賀市	吉河	敦賀市吉河(2-I-573)		●		福井県告示第1020号	平成17年12月27日
1	敦賀市	吉河	敦賀市吉河(2-I-574)		●		福井県告示第1020号	平成17年12月27日
1	敦賀市	吉河	敦賀市吉河(2-2-9-14)	●			福井県告示第1020号	平成17年12月27日
1	敦賀市	吉河	敦賀市吉河(2-2-9-15)	●			福井県告示第1020号	平成17年12月27日
1	敦賀市	吉河	敦賀市吉河(2-2-9-60)	●			福井県告示第1020号	平成17年12月27日
1	敦賀市	吉河	敦賀市吉河(2-II-8042)		●		福井県告示第1020号	平成17年12月27日
1	敦賀市	吉河	敦賀市吉河(2-I-09503)		●		福井県告示第64号	平成23年2月15日

箇所数	郡・市	大字	区域名	自然現象の種類			公示番号	公示日
				土石流	急傾斜	地滑り		
1	敦賀市	吉河	敦賀市吉河(2-I-09504)		●		福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	吉河	敦賀市吉河(2-I-09505)		●		福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	吉河	敦賀市吉河(2-I-8036-1)		●		福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	吉河	敦賀市吉河(2-I-8036-2)		●		福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	吉河	敦賀市吉河(2-II-09501)		●		福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	吉河	敦賀市吉河(2-III-8027)		●		福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	鳩原	敦賀市鳩原(2-I-09606)		●		福井県告示第416号	平成21年6月23日
1	敦賀市	鳩原	敦賀市鳩原(2-2-9-43)	●			福井県告示第416号	平成21年6月23日
1	敦賀市	鳩原	敦賀市鳩原(2-2-9-44)	●			福井県告示第416号	平成21年6月23日
1	敦賀市	鳩原	敦賀市鳩原(2-III-8034)		●		福井県告示第387号	令和3年10月12日
1	敦賀市	鳩原	敦賀市鳩原(2-II-8044)		●		福井県告示第387号	令和3年10月12日
1	敦賀市	鳩原	敦賀市鳩原(2-II-8045)		●		福井県告示第387号	令和3年10月12日
1	敦賀市	小河口	敦賀市小河口(2-I-577-1)		●		福井県告示第416号	平成21年6月23日
1	敦賀市	小河口	敦賀市小河口(2-I-577-2)		●		福井県告示第416号	平成21年6月23日
1	敦賀市	小河口	敦賀市小河口(2-I-577-3)		●		福井県告示第416号	平成21年6月23日
1	敦賀市	小河口	敦賀市小河口(2-2-9-09703)	●			福井県告示第416号	平成21年6月23日
1	敦賀市	小河口	敦賀市小河口(2-2-9-09704)	●			福井県告示第416号	平成21年6月23日
1	敦賀市	小河口	敦賀市小河口(2-II-09702)		●		福井県告示第416号	平成21年6月23日
1	敦賀市	小河口	敦賀市小河口(2-II-09705)		●		福井県告示第416号	平成21年6月23日
1	敦賀市	小河	敦賀市小河(2-I-8039)		●		福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	小河	敦賀市小河(2-2-9-17-1)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	小河	敦賀市小河(2-2-9-17-2)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	小河	敦賀市小河(2-2-9-18)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	小河	敦賀市小河(2-2-9-19)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	小河	敦賀市小河(2-2-9-61-1)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	小河	敦賀市小河(2-2-9-76)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	小河	敦賀市小河(2-2-9-77)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	小河	敦賀市小河(2-2-9-78)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	小河	敦賀市小河(2-2-9-79)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	小河	敦賀市小河(2-II-8046)		●		福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	小河	敦賀市小河(2-II-8049)		●		福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	小河	敦賀市小河(2-II-8050-1)		●		福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	小河	敦賀市小河(2-II-8050-2)		●		福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	小河	敦賀市小河(2-2-9-09801)	●			福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	小河	敦賀市小河(2-2-9-09802)	●			福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	小河	敦賀市小河(2-II-09805)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日

箇所数	郡・市	大字	区域名	自然現象の種類			公示番号	公示日
				土石流	急傾斜	地滑り		
1	敦賀市	小河	敦賀市小河(2-II-09809)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	小河	敦賀市小河(2-II-8047)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	小河	敦賀市小河(2-II-8048-1)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	小河	敦賀市小河(2-II-8048-2)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	堂	敦賀市堂(2-2-9-45-1)	●			福井県告示第999号	平成18年12月26日
1	敦賀市	堂	敦賀市堂(2-2-9-45-2)	●			福井県告示第999号	平成18年12月26日
1	敦賀市	堂	敦賀市堂(2-2-9-46)	●			福井県告示第999号	平成18年12月26日
1	敦賀市	堂	敦賀市堂(2-2-9-47)	●			福井県告示第999号	平成18年12月26日
1	敦賀市	堂	敦賀市堂(2-III-8032)		●		福井県告示第999号	平成18年12月26日
1	敦賀市	堂	敦賀市堂(2-III-8033)		●		福井県告示第999号	平成18年12月26日
1	敦賀市	白木	敦賀市白木(2-3-46)	●			福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	白木	敦賀市白木(2-3-47)	●			福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	白木	敦賀市白木(2-3-48-1)	●			福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	白木	敦賀市白木(2-3-48-2)	●			福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	白木	敦賀市白木(2-3-49)	●			福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	白木	敦賀市白木(2-III-8000)		●		福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	白木	敦賀市白木(2-III-8001)		●		福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	白木	敦賀市白木1・2丁目(2-II-5708)		●		福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	白木	敦賀市白木1・2丁目(2-II-5709)		●		福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	白木	敦賀市白木1・2丁目(2-I-5711)		●		福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	立石	敦賀市立石(2-I-582-1)		●		福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	立石	敦賀市立石(2-I-582-2)		●		福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	立石	敦賀市立石(2-I-582-3)		●		福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	立石	敦賀市立石(2-I-582-4)		●		福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	立石	敦賀市立石(2-I-582-5)		●		福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	浦底	敦賀市浦底(2-I-05504)		●		福井県告示第84号	平成21年2月20日
1	敦賀市	浦底	敦賀市浦底(2-I-583)		●		福井県告示第84号	平成21年2月20日
1	敦賀市	浦底	敦賀市浦底(2-II-05501)		●		福井県告示第84号	平成21年2月20日
1	敦賀市	浦底	敦賀市浦底(2-II-05503)		●		福井県告示第84号	平成21年2月20日
1	敦賀市	浦底	敦賀市浦底(2-3-33)	●			福井県告示第84号	平成21年2月20日
1	敦賀市	浦底	敦賀市浦底(2-3-34)	●			福井県告示第84号	平成21年2月20日
1	敦賀市	浦底	敦賀市浦底(2-3-35)	●			福井県告示第84号	平成21年2月20日
1	敦賀市	浦底	敦賀市浦底(2-3-36)	●			福井県告示第84号	平成21年2月20日
1	敦賀市	浦底	敦賀市浦底(2-3-76)	●			福井県告示第84号	平成21年2月20日
1	敦賀市	色浜	敦賀市色浜(2-I-8003)		●		福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	色浜	敦賀市色浜(2-3-29-1)	●			福井県告示第133号	平成20年2月29日

箇所数	郡・市	大字	区域名	自然現象の種類			公示番号	公示日
				土石流	急傾斜	地滑り		
1	敦賀市	色浜	敦賀市色浜(2-3-29-2)	●			福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	色浜	敦賀市色浜(2-3-30-1)	●			福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	色浜	敦賀市色浜(2-3-30-2)	●			福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	色浜	敦賀市色浜(2-3-31-1)	●			福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	色浜	敦賀市色浜(2-3-31-2)	●			福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	色浜	敦賀市色浜(2-3-32-1)	●			福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	色浜	敦賀市色浜(2-3-32-2)	●			福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	色浜	敦賀市色浜(2-I-584-1)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	色浜	敦賀市色浜(2-I-584-2)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	色浜	敦賀市色浜(2-II-05403)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	色浜	敦賀市色浜(2-II-05404)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	色浜	敦賀市色浜(2-II-05405)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	色浜	敦賀市色浜(2-II-05406)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	色浜	敦賀市色浜(2-I-05409)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	色浜	敦賀市色浜(2-I-05410)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	手	敦賀市手(2-3-25)	●			福井県告示第677号	平成19年10月12日
1	敦賀市	手	敦賀市手(2-3-26)	●			福井県告示第677号	平成19年10月12日
1	敦賀市	手	敦賀市手(2-3-27)	●			福井県告示第677号	平成19年10月12日
1	敦賀市	手	敦賀市手(2-3-28-1)	●			福井県告示第677号	平成19年10月12日
1	敦賀市	手	敦賀市手(2-I-8004)		●		福井県告示第677号	平成19年10月12日
1	敦賀市	手	敦賀市手(2-II-8003)		●		福井県告示第677号	平成19年10月12日
1	敦賀市	手	敦賀市手(2-3-57)	●			福井県告示第677号	平成19年10月12日
1	敦賀市	手	敦賀市手(2-3-58)	●			福井県告示第677号	平成19年10月12日
1	敦賀市	手	敦賀市手(2-3-75)	●			福井県告示第677号	平成19年10月12日
1	敦賀市	手	敦賀市手(2-II-05303)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	手	敦賀市手(2-II-05304)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	手	敦賀市手(2-II-05308)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	手	敦賀市手(2-II-05318)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	手	敦賀市手(2-II-05319)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	手	敦賀市手(2-3-05301)	●			福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	手	敦賀市手(2-III-8002)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	沓	敦賀市沓(2-3-23-1)	●			福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	沓	敦賀市沓(2-3-23-2)	●			福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	沓	敦賀市沓(2-3-23-3)	●			福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	沓	敦賀市沓(2-3-23-4)	●			福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	沓	敦賀市沓(2-3-24)	●			福井県告示第74号	平成22年2月9日

箇所数	郡・市	大字	区域名	自然現象の種類			公示番号	公示日
				土石流	急傾斜	地滑り		
1	敦賀市	杵	敦賀市杵(2-Ⅲ-8003)		●		福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	杵	敦賀市杵(2-Ⅱ-8004)		●		福井県告示第74号	平成22年2月9日
1	敦賀市	縄間	敦賀市縄間(2-I-05005)		●		福井県告示第438号	平成23年10月28日
1	敦賀市	縄間	敦賀市縄間(2-I-585-1)		●		福井県告示第438号	平成23年10月28日
1	敦賀市	縄間	敦賀市縄間(2-I-585-2)		●		福井県告示第438号	平成23年10月28日
1	敦賀市	縄間	敦賀市縄間(2-I-585-3)		●		福井県告示第438号	平成23年10月28日
1	敦賀市	縄間	敦賀市縄間(2-I-585-4)		●		福井県告示第438号	平成23年10月28日
1	敦賀市	縄間	敦賀市縄間(2-Ⅱ-8000)		●		福井県告示第438号	平成23年10月28日
1	敦賀市	縄間	敦賀市縄間(2-Ⅱ-05001)		●		福井県告示第438号	平成23年10月28日
1	敦賀市	縄間	敦賀市縄間(2-Ⅱ-05004)		●		福井県告示第438号	平成23年10月28日
1	敦賀市	縄間	敦賀市縄間(2-Ⅱ-05006)		●		福井県告示第438号	平成23年10月28日
1	敦賀市	縄間	敦賀市縄間(2-Ⅱ-05007)		●		福井県告示第438号	平成23年10月28日
1	敦賀市	縄間	敦賀市縄間(2-Ⅱ-05012)		●		福井県告示第438号	平成23年10月28日
1	敦賀市	縄間	敦賀市縄間(2-Ⅱ-05017)		●		福井県告示第438号	平成23年10月28日
1	敦賀市	縄間	敦賀市縄間(2-Ⅱ-05021)		●		福井県告示第438号	平成23年10月28日
1	敦賀市	縄間	敦賀市縄間(2-3-05006)	●			福井県告示第438号	平成23年10月28日
1	敦賀市	縄間	敦賀市縄間(2-3-05008)	●			福井県告示第438号	平成23年10月28日
1	敦賀市	縄間	敦賀市縄間(2-3-55-2)	●			福井県告示第438号	平成23年10月28日
1	敦賀市	縄間	敦賀市縄間(2-3-55-3)	●			福井県告示第438号	平成23年10月28日
1	敦賀市	縄間	敦賀市縄間(2-3-55-4)	●			福井県告示第438号	平成23年10月28日
1	敦賀市	縄間	敦賀市縄間(2-3-56-1)	●			福井県告示第173号	平成27年3月24日
1	敦賀市	名子	敦賀市名子(2-I-04901)		●		福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	名子	敦賀市名子(2-Ⅱ-04911)		●		福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	名子	敦賀市名子(2-Ⅱ-8006)		●		福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	名子	敦賀市名子(2-3-04901)	●			福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	名子	敦賀市名子(2-3-20-1)	●			福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	名子	敦賀市名子(2-3-20-2)	●			福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	名子	敦賀市名子(2-3-54)	●			福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	名子	敦賀市名子(2-Ⅲ-8000-1)		●		福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	名子	敦賀市名子(2-Ⅲ-8000-2)		●		福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	二村	敦賀市二村(2-Ⅱ-04802)		●		福井県告示第84号	平成21年2月20日
1	敦賀市	二村	敦賀市二村(2-Ⅱ-04803)		●		福井県告示第84号	平成21年2月20日
1	敦賀市	二村	敦賀市二村(2-3-04801)	●			福井県告示第84号	平成21年2月20日
1	敦賀市	二村	敦賀市二村(2-3-04802)	●			福井県告示第84号	平成21年2月20日
1	敦賀市	二村	敦賀市二村(2-3-04803)	●			福井県告示第84号	平成21年2月20日
1	敦賀市	二村	敦賀市二村(2-3-53-1)	●			福井県告示第84号	平成21年2月20日

箇所数	郡・市	大字	区域名	自然現象の種類			公示番号	公示日
				土石流	急傾斜	地滑り		
1	敦賀市	二村	敦賀市二村(2-3-53-2)	●			福井県告示第84号	平成21年2月20日
1	敦賀市	常宮	敦賀市常宮(2-I-8005)		●		福井県告示第820号	平成18年9月29日
1	敦賀市	常宮	敦賀市常宮(2-II-8005)		●		福井県告示第820号	平成18年9月29日
1	敦賀市	常宮	敦賀市常宮(2-3-21)	●			福井県告示第820号	平成18年9月29日
1	敦賀市	常宮	敦賀市常宮(2-3-22-1)	●			福井県告示第820号	平成18年9月29日
1	敦賀市	常宮	敦賀市常宮(2-3-22-2)	●			福井県告示第820号	平成18年9月29日
1	敦賀市	元比田	敦賀市元比田(2-II-06801)		●		福井県告示第540号	平成20年9月12日
1	敦賀市	元比田	敦賀市元比田(2-II-06803)		●		福井県告示第540号	平成20年9月12日
1	敦賀市	元比田	敦賀市元比田(2-II-8016)		●		福井県告示第540号	平成20年9月12日
1	敦賀市	元比田	敦賀市元比田(2-3-1)	●			福井県告示第540号	平成20年9月12日
1	敦賀市	元比田	敦賀市元比田(2-3-59)	●			福井県告示第540号	平成20年9月12日
1	敦賀市	大比田	敦賀市大比田(2-II-06710)		●		福井県告示第540号	平成20年9月12日
1	敦賀市	大比田	敦賀市大比田(2-3-2)	●			福井県告示第540号	平成20年9月12日
1	敦賀市	大比田	敦賀市大比田(2-3-60)	●			福井県告示第540号	平成20年9月12日
1	敦賀市	大比田	敦賀市大比田(2-3-61)	●			福井県告示第540号	平成20年9月12日
1	敦賀市	大比田	敦賀市大比田(2-105)			●	福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	横浜	敦賀市横浜(2-I-6604)		●		福井県告示第253号	平成20年4月4日
1	敦賀市	横浜	敦賀市横浜(2-3-3-1)	●			福井県告示第253号	平成20年4月4日
1	敦賀市	横浜	敦賀市横浜(2-3-3-2)	●			福井県告示第253号	平成20年4月4日
1	敦賀市	横浜	敦賀市横浜(2-3-4-2)	●			福井県告示第253号	平成20年4月4日
1	敦賀市	横浜	敦賀市横浜(2-106)			●	福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	杉津	敦賀市杉津(2-I-06512)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	杉津	敦賀市杉津(2-I-06515)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	杉津	敦賀市杉津(2-II-06504)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	杉津	敦賀市杉津(2-I-06513)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	杉津	敦賀市杉津(2-II-06514)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	杉津	敦賀市杉津(2-II-8017)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	杉津	敦賀市杉津(2-3-06501)	●			福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	杉津	敦賀市杉津(2-3-5-1)	●			福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	杉津	敦賀市杉津(2-3-5-2)	●			福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	杉津	敦賀市杉津(2-3-5-3)	●			福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	杉津	敦賀市杉津(2-3-5-4)	●			福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	杉津	敦賀市杉津(2-3-5-5)	●			福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	杉津	敦賀市杉津(2-3-5-6)	●			福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	杉津	敦賀市杉津(2-3-5-7)	●			福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	杉津	敦賀市杉津(2-3-5-8)	●			福井県告示第91号	平成23年3月4日

箇所数	郡・市	大字	区域名	自然現象の種類			公示番号	公示日
				土石流	急傾斜	地滑り		
1	敦賀市	杉津	敦賀市杉津(2-3-62-2)	●			福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	杉津	敦賀市杉津(2-I-06516)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	阿曾	敦賀市阿曾(2-3-6-1)	●			福井県告示第999号	平成18年12月26日
1	敦賀市	阿曾	敦賀市阿曾(2-3-63-1)	●			福井県告示第999号	平成18年12月26日
1	敦賀市	阿曾	敦賀市阿曾(2-3-64-2)	●			福井県告示第999号	平成18年12月26日
1	敦賀市	阿曾	敦賀市阿曾(2-3-7-1)	●			福井県告示第999号	平成18年12月26日
1	敦賀市	阿曾	敦賀市阿曾(2-3-7-2)	●			福井県告示第999号	平成18年12月26日
1	敦賀市	阿曾	敦賀市阿曾(2-3-7-3)	●			福井県告示第999号	平成18年12月26日
1	敦賀市	阿曾	敦賀市阿曾(2-3-7-4)	●			福井県告示第999号	平成18年12月26日
1	敦賀市	阿曾	敦賀市阿曾(2-3-7-5)	●			福井県告示第999号	平成18年12月26日
1	敦賀市	阿曾	敦賀市阿曾(2-II-06405)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	阿曾	敦賀市阿曾(2-II-06406)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	阿曾	敦賀市阿曾(2-II-06407)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	阿曾	敦賀市阿曾(2-II-06408)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	阿曾	敦賀市阿曾(2-II-8018)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	阿曾	敦賀市阿曾(2-3-06401)	●			福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	阿曾	敦賀市阿曾(2-3-64-1)	●			福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	拳野	敦賀市拳野(2-II-8019)		●		福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	拳野	敦賀市拳野(2-3-8)	●			福井県告示第681号	平成20年12月19日
1	敦賀市	五幡	敦賀市五幡(2-I-563)		●		福井県告示第944号	平成18年11月24日
1	敦賀市	五幡	敦賀市五幡(2-3-50)	●			福井県告示第944号	平成18年11月24日
1	敦賀市	五幡	敦賀市五幡(2-II-06201)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	五幡	敦賀市五幡(2-II-06210)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	五幡	敦賀市五幡(2-II-06211)		●		福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	五幡	敦賀市五幡(2-3-06201)	●			福井県告示第419号	平成22年7月16日
1	敦賀市	江良	敦賀市江良(2-I-8011)		●		福井県告示第999号	平成18年12月26日
1	敦賀市	江良	敦賀市江良(2-I-8012)		●		福井県告示第999号	平成18年12月26日
1	敦賀市	江良	敦賀市江良(2-II-8020)		●		福井県告示第999号	平成18年12月26日
1	敦賀市	江良	敦賀市江良(2-II-8021)		●		福井県告示第999号	平成18年12月26日
1	敦賀市	江良	敦賀市江良(2-3-10)	●			福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	江良	敦賀市江良(2-3-9-1)	●			福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	江良	敦賀市江良(2-3-9-2)	●			福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	江良	敦賀市江良(2-3-9-3)	●			福井県告示第64号	平成23年2月15日
1	敦賀市	赤崎	敦賀市赤崎(2-I-564-1)		●		福井県告示第683号	平成16年12月7日
1	敦賀市	赤崎	敦賀市赤崎(2-I-564-2)		●		福井県告示第683号	平成16年12月7日
1	敦賀市	赤崎	敦賀市赤崎(2-I-8013)		●		福井県告示第683号	平成16年12月7日

箇所数	郡・市	大字	区域名	自然現象の種類			公示番号	公示日
				土石流	急傾斜	地滑り		
1	敦賀市	赤崎	敦賀市赤崎(2-I-8014)		●		福井県告示第683号	平成16年12月7日
1	敦賀市	赤崎	敦賀市赤崎(2-I-8015-1)		●		福井県告示第683号	平成16年12月7日
1	敦賀市	赤崎	敦賀市赤崎(2-3-11)	●			福井県告示第683号	平成16年12月7日
1	敦賀市	赤崎	敦賀市赤崎(2-3-12-1)	●			福井県告示第683号	平成16年12月7日
1	敦賀市	赤崎	敦賀市赤崎(2-3-12-2)	●			福井県告示第683号	平成16年12月7日
1	敦賀市	赤崎	敦賀市赤崎(2-3-13)	●			福井県告示第683号	平成16年12月7日
1	敦賀市	赤崎	敦賀市赤崎(2-3-51)	●			福井県告示第683号	平成16年12月7日
1	敦賀市	赤崎	敦賀市赤崎(2-3-66-1)	●			福井県告示第683号	平成16年12月7日
1	敦賀市	赤崎	敦賀市赤崎(2-3-66-2)	●			福井県告示第683号	平成16年12月7日
1	敦賀市	赤崎	敦賀市赤崎(2-3-67)	●			福井県告示第683号	平成16年12月7日
1	敦賀市	赤崎	敦賀市赤崎(2-3-68-1)	●			福井県告示第683号	平成16年12月7日
1	敦賀市	赤崎	敦賀市赤崎(2-3-68-2)	●			福井県告示第683号	平成16年12月7日
1	敦賀市	赤崎	敦賀市赤崎(2-3-68-3)	●			福井県告示第683号	平成16年12月7日
1	敦賀市	赤崎	敦賀市赤崎(2-3-68-4)	●			福井県告示第683号	平成16年12月7日
1	敦賀市	赤崎	敦賀市赤崎(2-3-68-5)	●			福井県告示第683号	平成16年12月7日
1	敦賀市	赤崎	敦賀市赤崎(2-3-69)	●			福井県告示第683号	平成16年12月7日
1	敦賀市	赤崎	敦賀市赤崎(2-3-70-1)	●			福井県告示第683号	平成16年12月7日
1	敦賀市	赤崎	敦賀市赤崎(2-3-70-2)	●			福井県告示第683号	平成16年12月7日
1	敦賀市	赤崎	敦賀市赤崎(2-3-70-3)	●			福井県告示第683号	平成16年12月7日
1	敦賀市	赤崎	敦賀市赤崎(2-III-8012)		●		福井県告示第683号	平成16年12月7日
1	敦賀市	赤崎	敦賀市赤崎(2-II-06007)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	赤崎	敦賀市赤崎(2-II-06008)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	赤崎	敦賀市赤崎(2-II-06009)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	赤崎	敦賀市赤崎(2-II-06012)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	赤崎	敦賀市赤崎(2-3-06004)	●			福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	赤崎	敦賀市赤崎(2-3-65)	●			福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	田結	敦賀市田結(2-I-8015-2)		●		福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	田結	敦賀市田結(2-I-8016)		●		福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	田結	敦賀市田結(2-I-8017)		●		福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	田結	敦賀市田結(2-I-8018)		●		福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	田結	敦賀市田結(2-I-8023)		●		福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	田結	敦賀市田結(2-I-8024)		●		福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	田結	敦賀市田結(2-II-8023)		●		福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	田結	敦賀市田結(2-II-8024)		●		福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	田結	敦賀市田結(2-II-8025)		●		福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	田結	敦賀市田結(2-3-14)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日

箇所数	郡・市	大字	区域名	自然現象の種類			公示番号	公示日
				土石流	急傾斜	地滑り		
1	敦賀市	田結	敦賀市田結(2-3-15-1)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	田結	敦賀市田結(2-3-15-2)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	田結	敦賀市田結(2-3-15-3)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	田結	敦賀市田結(2-3-15-5)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	田結	敦賀市田結(2-3-15-6)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	田結	敦賀市田結(2-3-15-7)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	田結	敦賀市田結(2-3-16)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	田結	敦賀市田結(2-3-17)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	田結	敦賀市田結(2-3-71)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	田結	敦賀市田結(2-3-72-2)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	田結	敦賀市田結(2-3-73)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	田結	敦賀市田結(2-3-78S-1)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	田結	敦賀市田結(2-3-78S-2)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	田結	敦賀市田結(2-3-78S-3)	●			福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	田結	敦賀市田結(2-III-8013)		●		福井県告示第220号	平成18年2月28日
1	敦賀市	田結	敦賀市田結(2-II-05902)		●		福井県告示第91号	平成23年3月4日
1	敦賀市	鞠山	敦賀市鞠山(2-I-5803)		●		福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	鞠山	敦賀市鞠山(2-I-5804)		●		福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	鞠山	敦賀市鞠山(2-II-05805)		●		福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	鞠山	敦賀市鞠山(2-I-5815)		●		福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	鞠山	敦賀市鞠山(2-I-5813)		●		福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	鞠山	敦賀市鞠山(2-I-565-1)		●		福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	鞠山	敦賀市鞠山(2-I-565-2)		●		福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	鞠山	敦賀市鞠山(2-I-565-3)		●		福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	鞠山	敦賀市鞠山(2-I-8021)		●		福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	鞠山	敦賀市鞠山(2-I-8022)		●		福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	鞠山	敦賀市鞠山(2-3-52)	●			福井県告示第133号	平成20年2月29日
1	敦賀市	杳見	敦賀市杳見(2-I-8007)		●		福井県告示第598号	平成19年9月4日
1	敦賀市	杳見	敦賀市杳見(2-2-10-10-1)	●			福井県告示第598号	平成19年9月4日
1	敦賀市	杳見	敦賀市杳見(2-2-10-24-1)	●			福井県告示第598号	平成19年9月4日
1	敦賀市	杳見	敦賀市杳見(2-2-10-7)	●			福井県告示第598号	平成19年9月4日
1	敦賀市	杳見	敦賀市杳見(2-2-10-8-1)	●			福井県告示第598号	平成19年9月4日
1	敦賀市	杳見	敦賀市杳見(2-2-10-8-2)	●			福井県告示第598号	平成19年9月4日
1	敦賀市	杳見	敦賀市杳見(2-2-10-9)	●			福井県告示第598号	平成19年9月4日
1	敦賀市	杳見	敦賀市杳見(2-II-8009-1)		●		福井県告示第598号	平成19年9月4日
1	敦賀市	杳見	敦賀市杳見(2-II-8009-2)		●		福井県告示第598号	平成19年9月4日

箇所数	郡・市	大字	区域名	自然現象の種類			公示番号	公示日
				土石流	急傾斜	地滑り		
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-2-10-12-1)	●			福井県告示第598号	平成19年9月4日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-2-10-31-1)	●			福井県告示第598号	平成19年9月4日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-2-10-31-2)	●			福井県告示第598号	平成19年9月4日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-2-10-31-3)	●			福井県告示第598号	平成19年9月4日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-2-10-31-4)	●			福井県告示第598号	平成19年9月4日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-2-10-31-5)	●			福井県告示第598号	平成19年9月4日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-I-04204)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-II-04231)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-I-04236)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-I-586)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-II-04203)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-I-04218)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-I-04219)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-II-04232)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-II-04233)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-II-04234)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-II-04238)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-II-04239)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-II-04241)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-II-04242)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-II-04244)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-II-04246)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-2-10-11-1)	●			福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-2-10-11-2)	●			福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-2-10-11-3)	●			福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-2-10-11-4)	●			福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-2-10-30)	●			福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-2-10-32-1)	●			福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-2-10-32-2)	●			福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-2-10-32-3)	●			福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-2-10-33S)	●			福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-I-04217)		●		福井県告示第408号	平成23年9月30日
1	敦賀市	沓見	敦賀市沓見(2-I-48)		●		福井県告示第408号	平成23年9月30日
1	敦賀市	木崎	敦賀市木崎(2-I-04301)		●		福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	木崎	敦賀市木崎(2-I-587-1)		●		福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	木崎	敦賀市木崎(2-I-587-2)		●		福井県告示第216号	平成22年3月30日

箇所数	郡・市	大字	区域名	自然現象の種類			公示番号	公示日
				土石流	急傾斜	地滑り		
1	敦賀市	木崎	敦賀市木崎(2-I-745)		●		福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	木崎	敦賀市木崎(2-2-10-04301)	●			福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	木崎	敦賀市木崎(2-2-10-04302)	●			福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	木崎	敦賀市木崎(2-II-04305)		●		福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	木崎	敦賀市木崎(2-II-04310)		●		福井県告示第216号	平成22年3月30日
1	敦賀市	櫛川	敦賀市櫛川(2-I-04002)		●		福井県告示第408号	平成23年9月30日
1	敦賀市	櫛川	敦賀市櫛川(2-I-04003)		●		福井県告示第408号	平成23年9月30日
1	敦賀市	櫛川	敦賀市櫛川(2-I-04005)		●		福井県告示第408号	平成23年9月30日
1	敦賀市	櫛川	敦賀市櫛川(2-II-04006)		●		福井県告示第408号	平成23年9月30日
1	敦賀市	櫛川	敦賀市櫛川(2-II-04007)		●		福井県告示第408号	平成23年9月30日
1	敦賀市	櫛川	敦賀市櫛川(2-II-04008)		●		福井県告示第408号	平成23年9月30日
1	敦賀市	櫛川	敦賀市櫛川(2-II-8007-1)		●		福井県告示第408号	平成23年9月30日
1	敦賀市	櫛川	敦賀市櫛川(2-II-8007-2)		●		福井県告示第408号	平成23年9月30日
1	敦賀市	櫛川	敦賀市櫛川(2-III-8004)		●		福井県告示第408号	平成23年9月30日
1	敦賀市	原	敦賀市原(2-I-8006)		●		福井県告示第994号	平成18年11月24日
1	敦賀市	原	敦賀市原(2-2-10-13-1)	●			福井県告示第994号	平成18年11月24日
1	敦賀市	原	敦賀市原(2-2-10-13-2)	●			福井県告示第994号	平成18年11月24日
1	敦賀市	原	敦賀市原(2-2-10-14-1)	●			福井県告示第994号	平成18年11月24日
1	敦賀市	原	敦賀市原(2-2-10-14-2)	●			福井県告示第994号	平成18年11月24日
1	敦賀市	原	敦賀市原(2-2-10-14-3)	●			福井県告示第994号	平成18年11月24日
1	敦賀市	原	敦賀市原(2-2-10-15-1)	●			福井県告示第994号	平成18年11月24日
1	敦賀市	原	敦賀市原(2-2-10-15-2)	●			福井県告示第994号	平成18年11月24日
1	敦賀市	原	敦賀市原(2-2-10-16)	●			福井県告示第994号	平成18年11月24日
1	敦賀市	原	敦賀市原(2-2-10-17)	●			福井県告示第994号	平成18年11月24日
1	敦賀市	原	敦賀市原(2-2-10-18)	●			福井県告示第994号	平成18年11月24日
1	敦賀市	永大町	敦賀市原(2-2-10-19-2)	●			福井県告示第944号	平成18年11月24日
1	敦賀市	永大町	敦賀市原(2-2-10-20-1)	●			福井県告示第944号	平成18年11月24日
1	敦賀市	永大町	敦賀市原(2-2-10-20-2)	●			福井県告示第944号	平成18年11月24日
1	敦賀市	原	敦賀市原(2-2-10-25)	●			福井県告示第994号	平成18年11月24日
1	敦賀市	原	敦賀市原(2-2-10-26)	●			福井県告示第994号	平成18年11月24日
1	敦賀市	原	敦賀市原(2-I-04103)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	原	敦賀市原(2-II-04107)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	原	敦賀市原(2-II-04126)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	原	敦賀市原(2-II-04102)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	原	敦賀市原(2-I-04104)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	原	敦賀市原(2-II-04123)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
1	敦賀市	原	敦賀市原(2-II-04124)		●		福井県告示第597号	平成22年12月17日
755				335	415	5		

資料4-9 農業用ため池一覧

(令和5年11月現在)

名 称	所 在 地	総貯水量 (m ³)	管 理 者
沓見	敦賀市沓見	2,160	敦賀市土地改良区
西原ため池	敦賀市沓見	8,000	敦賀市土地改良区
穴釜ため池	敦賀市野坂	11,900	敦賀市土地改良区
蛭谷	敦賀市野坂	3,000	敦賀市
長谷溜池	敦賀市長谷	13,000	敦賀市
平山溜池	敦賀市高野	1,100	敦賀市
高野溜池1	敦賀市高野	2,900	自然人
高野溜池2	敦賀市高野	1,900	自然人
五反田川ため池	敦賀市沓見	14,700	福井県
金山ため池	敦賀市金山	7,300	福井県

資料5-1 敦賀市危険物施設数一覧

(令和5年11月現在)

製造所等の別	1 類	2 類	3 類	4 類	5 類	6 類	混在	計
製造所	0	0	0	1	0	0	0	1
貯蔵所	0	0	0	281	0	0	0	281
取扱所	0	0	2	141	0	0	2	145

(補足) 危険物の類別危険性

類別	危険性・注意事項	災害予防・消火方法
1 (酸化性固体)	可燃物との接触、混合、分解促進物との接近、過熱、衝撃、摩擦を避けるとともに、アルカリ金属の過酸化物(含有するものを含む。)にあっては、水との接触を避ける。	酸化剤の分解を抑制する。 大量注水(アルカリ金属の過酸化物は窒息消火)
2 (可燃性固体)	酸化剤との接触、混合、炎、火花、高温体との接近、過熱を避けるとともに、鉄粉、金属粉及びマグネシウム(含有するものを含む。)にあっては、水又は酸との接触は避け、引火性固体にあってはみだりに蒸気を発生させない。	燃焼速度が速く、有毒ガスが発生するものがあるので注意を要する。 大量注水(金属粉、硫化リンは窒息消火)
3 (自然発火性物質及び禁水性物質)	自然発火性物品にあっては、炎、火花、高温体との接近、過熱、空気との接触を避け、禁水性物品にあっては、水との接触を避ける。	禁水性物品の消火には、炭酸塩類等を用いた粉末消火薬剤又はこれらの物品のために製造された消火薬剤を用いる。 その他は窒息消火
4 (引火性液体)	炎、火花、高温体との接近、過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させない。	引火点以下に保持する。液体の漏洩を防止する。 窒息消火
5 (自己反応性物質)	炎、火花、高温体との接近、過熱、衝撃、摩擦を避ける。	燃焼は爆発的で、極めて燃焼速度が速い。 大量注水
6 (酸化性液体)	可燃物との接触、混合、分解促進物との接近、過熱を避ける。	容器の破損、漏洩による災害を防止する。 大量注水 (窒息消火は効果がない。)

資料5-2 石油類販売業者一覧

(令和5年11月現在)

名 称	所 在 地	電話番号
井田スクエア(株)Dr. Drive セルフサンメイト敦賀店	木崎15-11-1	24-4311
栄月(株)Dr. Driveセルフ敦賀サンルート27店	古田刈16水掛20-1	21-1110
栄月(株)Dr. Drive敦賀中央店	中央町1丁目1-1	25-5550
合資会社乙名石油店	元町6-5	25-1333
(株)木戸商事	三島町2丁目11-18	22-3973
(株)畠商店敦賀中央SS	野神15-6-4	25-4835
J A福井県敦賀西部給油所	勘生野104-19-1	23-1701
大和石油(株)松島給油所	呉竹町2丁目11	24-1212
(株)竹腰石油店	蓬萊町16-19	22-0729
敦賀市漁業協同組合	蓬萊町17-19	22-1057
敦賀自動車工業(株)	長沢13-10	22-2553
(株)西浦石油店駅前給油所	白銀町6-22	25-1900
(株)西浦石油店西給油所	平和町10-14	23-1331
西日本フリート(株)ルート8敦賀給油所	疋田5筋違11-3	27-1144
あおい商事(株)セルフイーグルステーション敦賀店	木崎5号11-1	24-5196
福井県漁業協同組合連合会	蓬萊町17-13	22-0072
(株)畠商店カーポートつるがSS	鉄輪町2丁目4-13	25-1105
(株)ファーストハーバーツルガ	名子37-19-1	22-8777
(株)若狭エネルギー敦賀北給油所	昭和町1丁目22-25	23-3121
(株)若狭エネルギー敦賀給油所	元町5-7	25-2462
(株)若狭エネルギーセルフ敦賀南給油所	古田刈48-18	22-2557
(株)若狭エネルギーセルフ敦賀西バイパス給油所	若葉町1丁目1535	21-3025
(株)ムラタ石油店セルフアミューズいちのの	若葉町3丁目206	24-2200
(有)渡辺石油	道口46-1 (岡山町2丁目)	22-1309

資料5-3 LPガス販売業者一覧

(令和5年11月現在)

名 称	所 在 地	電話番号
井田スクエア(株)LPガス部敦賀販売所	市野々4-3-4	24-1717
(有)インテリア総合建築	津内町2-10-7	25-3023
宇野酸素(株)敦賀営業所	布田町83-7-1	22-4450
(有)梶野商店	平和町19-14	22-1709
敦賀ガス(株)	津内町1-14-2	22-0840
(有)中野商事	元町19-25	22-1133
(株)中村ガス設備	筋生野104-9-2	22-1378
(有)原田プロパン商会	白銀町9-22	22-1232
イワタニセントラル北陸(株)敦賀支店	木ノ芽町114-2-4	23-3655
(有)三笠屋	桜町4-9	22-1771
クリーンガス福井(株)敦賀支店	木崎84-2-1	22-3910
福井県農業協同組合敦賀支店	三島町2-11-11	22-0086
ENEOSグローブエナジー(株)福井嶺南支店	櫛川85茶円花1-3	25-2411
(株)ガスショップ ヤサカ	筋生野73-13-3	20-1600

資料5-4 火薬庫の状況

(令和5年11月現在)

事業所	所在地	火薬庫の種類	棟数
敦賀セメント(株)	泉165-1	一級火薬庫	2棟

資料5-5 毒物劇物営業者等の状況

(令和5年11月現在)

毒物劇物販売業者			毒物劇物業務上取扱者				毒物劇物 製造業者	毒物劇物 輸入業者	特定毒物 使用者	計
一般	農業用品目	特定品目	電気メッキ	金属熱処理	運送	しろあり				
43	4	2	0	0	1	0	1	1	2	54

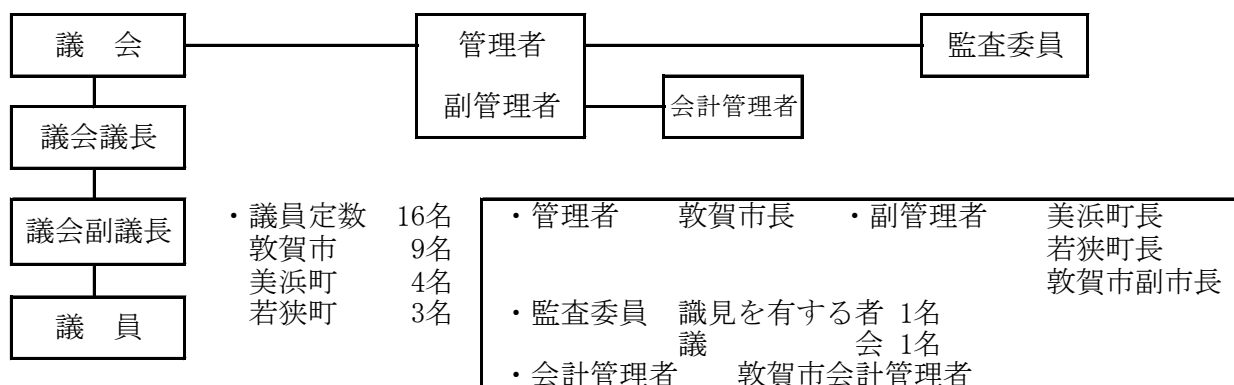
資料6-1 敦賀美方消防組合の組織機構

(令和5年11月現在)

敦賀美方消防組合は、一市二町で消防事務を共同処理する消防一部事務組合で、敦賀市に消防本部・署を設置し、美浜町及び若狭町（旧三方地区）に消防署、敦賀市東部に分署を設置している。

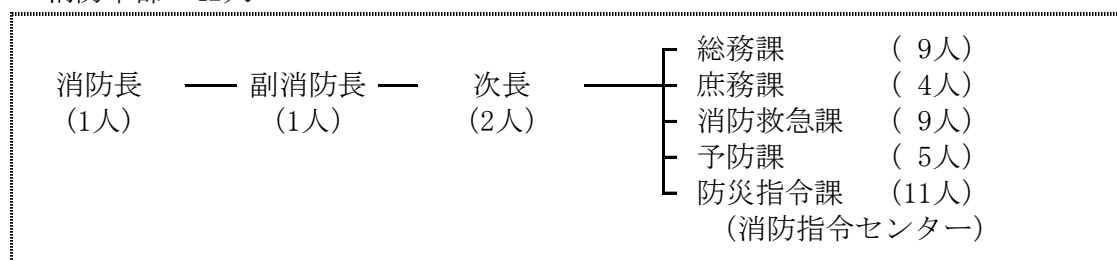
一方、非常備消防については、構成市町ごとに消防団を編成し、敦賀美方消防協会の下、消防団相互の円滑な運営体制を構築しております。

○消防組合



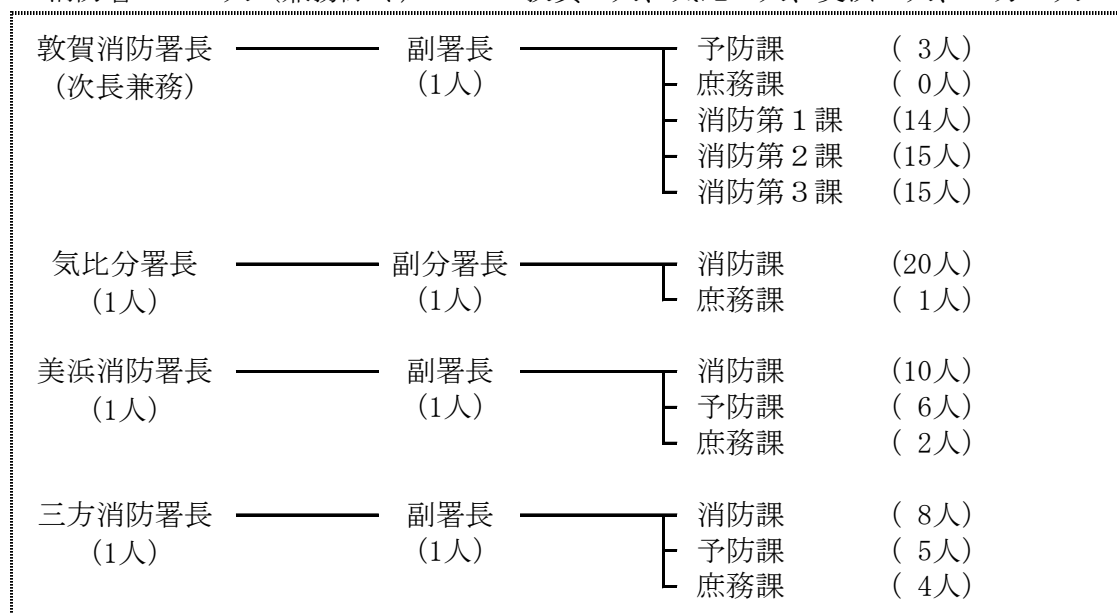
○消防本部・署の組織（条例定数 156人、実数 152人）

消防本部 42人



消防署 110人（兼務除く）

敦賀48人、気比23人、美浜20人、三方19人



○消防団組織（条例定数769人）

敦賀消防団	295人	団長（1人）・副団長（2人）・分団長（8人）・団員（284人）	内機能別団員15人
美浜消防団	241人	団長（1人）・副団長（1人）・分団長（4人）・団員（235人）	
三方消防団	233人	団長（1人）・副団長（1人）・分団長（4人）・団員（227人）	

資料6-2 消防団の状況

(令和5年11月現在)

区分		階級別							合 計
		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	
敦賀消防団	団長・副団長	1	2						3
	気比分団			1	1	3	5	25	35
	松原分団			1	1	3	3	27	35
	西浦分団			1	1	3	3	22	30
	東浦分団			1	1	3	6	20	31
	東郷分団			1	1	3	6	21	32
	中郷分団			1	1	2	3	16	23
	愛発分団			1	1	2	4	24	32
	栗野分団			1	1	3	6	19	30
	女性活動班						1	9	10
	機能別班							15	15
	小計	1	2	8	8	22	37	198	276
	定員	1	2	8	8	22	36	218	295
美浜消防団	団長・副団長	1	1						2
	第1分団			1	1	3	3	13	21
	第2分団			1	1	9	9	70	90
	第3分団			1	1	5	7	51	65
	第4分団			1	1	5	6	36	49
	女性活動班					1	1	5	7
	小計	1	1	4	4	23	26	175	234
	定員	1	1	4	4	22	25	184	241
三方消防団	団長・副団長	1	1						2
	本部分団			1	1	1	2	12	17
	第1分団			1	1	3	8	54	67
	第2分団			1	1	2	8	61	73
	第3分団			1	1	2	6	53	63
	女性活動班						1	6	7
	小計	1	1	4	4	8	25	186	229
	定員	1	1	4	4	8	24	191	233
合 計		3	4	16	16	53	88	559	739
定 員		3	4	16	16	52	85	593	769

資料6-3 敦賀消防団管轄区域表

名称	部	車両	定数							管轄区域	
			団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員		
敦賀美 方消 防組 合敦 賀消 防団	気比分団	1部	多目的搬送車	1	2	1	1	3	5	26	桜町、元町、蓬萊町、相生町、曙町、神楽町1丁目、神楽町2丁目、天筒町、角鹿町、港町、栄新町、金ヶ崎町、本町1丁目、本町2丁目、津内町1丁目、津内町2丁目、津内町3丁目、舞崎町、舞崎町2丁目、白銀町、鉄輪町1丁目、鉄輪町2丁目、東洋町、清水町1丁目、清水町2丁目、三島町1丁目、三島町2丁目、三島町3丁目、開町、川崎町、結城町、松栄町
		2部	消防ポンプ自動車								
		3部	消防ポンプ自動車								
	松原分団	1部	消防ポンプ自動車			1	1	3	3	31	松島町、松島町2丁目、鋳物師町、松原町、呉竹町1丁目、呉竹町2丁目、新松島町、中央町1丁目、中央町2丁目、昭和町1丁目、昭和町2丁目、櫛川、櫛川町2丁目、木崎、沓見、原、永大町、松葉町、平和町
		2部	小型動力ポンプ積載車								
		3部	小型動力軽積載車								
	西浦分団	1部	小型動力ポンプ積載車			1	1	3	3	22	名子、二村、縄間、常宮、沓、手、色浜、浦底、明神町、立石、白木1丁目、白木2丁目
		2部	消防ポンプ自動車								
		3部	小型動力軽積載車								
	東浦分団	1部	消防ポンプ自動車			1	1	3	6	21	泉、鞠山、田結、赤崎、江良、五幡、拳野、阿曾、杉津、横浜、大比田、元比田
		2部	小型動力ポンプ積載車								
		3部	小型動力ポンプ軽積載車								
	東郷分団	1部	消防ポンプ自動車			1	1	3	6	21	余座、大蔵、中、井川、高野、谷、谷口、川北、深山寺、檜曲、池河内、瀬河内、越坂、田尻、葉原、新保、木ノ芽町、河原町、若泉町、泉ヶ丘町、藤ヶ丘町
		2部	消防ポンプ自動車								
		3部	小型動力ポンプ積載車								
	中郷分団	1部	消防ポンプ自動車			1	1	2	3	19	長沢、岡山町1丁目、岡山町2丁目、古田刈、堂、山泉、道口、坂下、吉河、鳩原、小河口、小河、衣掛町、布田町
		2部	小型動力ポンプ積載車								
	愛発分団	1部	消防ポンプ自動車			1	1	2	4	24	市橋、疋田、追分、深坂、駄口、山中、奥野、杉箸、刀根、新道、奥麻生、麻生口、曾々木
		2部	小型動力ポンプ積載車								
粟野分団	1部	消防ポンプ自動車	1	1	3	6	29	呉羽町、野神、若葉町1丁目、若葉町2丁目、若葉町3丁目、新和町1丁目、新和町2丁目、和久野、砂流、御名、公文名、市野々町1丁目、市野々町2丁目、榎林、萌生野、沢、桜ヶ丘町、ひばりヶ丘町、金山、関、野坂、長谷、山、萩野町、みどりヶ丘町			
	2部	多目的搬送車									
	3部	消防ポンプ自動車									
女性活動班						1	9	敦賀市全域			
機能別班 (学生団員)							15	敦賀市全域			
計			1	2	8	8	22	37	217		

資料6-4 消防通信状況

通 信 施 設 状 況

(令和5年11月1日現在)

種 別 署所別	光						衛 星 経 由 1 1 9 番	F A X 1 1 9 番	緊 急 メ ー ル 1 1 9 番	職 員 緊 急 メ ー ル	N e t 1 1 9 緊 急 通 報 シ ス テ ム	光		INS・アナログ		携 帯 電 話	衛 星 携 帯 電 話	専 用 回 線	指 令 専 用 回 線	署 所 端 末 装 置	指 令 情 報 出 力 装 置	車 両 運 用 端 末 装 置	敦 賀 市 防 災 メ ー ル (T o n B o m e r l)	滅 災 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ヨ ン シ ス テ ム	C A T V 防 災 放 送 (デ ジ タ ル 0 9 2 c h)	消 防 無 線						デ ジ タ ル 簡 易 ト ラ ン シ ー バ ー	消 防 用 映 像 情 報 通 信 シ ス テ ム	福 井 県 防 災 情 報 ネ ッ ト ワ ー ク	福 井 県 広 域 災 害 救 急 医 療 情 報 シ ス テ ム	防 災 気 象 情 報 シ ス テ ム	
	固 定 1 1 9 番	I P 1 1 9 番	携 帯 1 1 9 番	へ ル プ ネ ッ ト	コ ー ル パ ン ク	携 帯 1 1 9 番 転 送 回 線						一 般 加 入 電 話	F A X	一 般 加 入 電 話	F A X											デ ジ タ ル			ア ナ ロ グ								
																										移 動 局			移 動 局								
																										卓 上 型 (デ ュ ア ル 型)	可 搬 型 (デ ュ ア ル 型)	車 載 型 (デ ュ ア ル 型)	携 帯 型	車 載 型	携 帯 型						
本 部	2回線 12CH					1回線 4CH	1	1	1	1	1	2回線 14CH				2	6	1		1		1	1	本部1 山1 簡易4	1			8			5	1	1	1	1		
常 備	敦賀消防署													7	1				1	1	11					1	21	14	2		14						
	美浜消防署											1	1	3				1	1	1	3		1	1		6	7	1		4							
		INS																																			
	三方消防署												2	1	3						1	1	1	3		1	1		6	7	1		4				
		INS		アナログ																																	
気比分署												1	1	3						1	1	1	3				6	3	1		4						
アナログ		アナログ																																			
小 計	2回線 12CH					1回線 4CH	1	1	1	1	1	2回線 14CH		4	3	16	3	6	4	4	5	20	1	1	1	8	3	1	39	39	5	0	31	1	1	1	1
非 常 備	敦賀消防団																											14	8								
	美浜消防団																											7	12								
	三方消防署																											3	11								
	小 計																												24	31							
合 計	2回線 12CH					1回線 4CH	1	1	1	1	1	2回線 14CH		4	3	16	3	6	4	4	5	20	1	1	1	8	3	1	63	70	5	0	31	1	1	1	1

資料6-5 消防車両配置状況

(令和5年11月現在)

車両区分 所属別	ポンプ自動車		特殊消防自動車等						その他車両						消防車両合計	小型動力ポンプ	
	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学車	救助工作車	梯子車	支援車	小型動力ポンプ付水槽車	救急車	指揮隊車	指令車	査察広報車	指揮広報車	資機材運搬車	マイクロバス			小型動力ポンプ付積載車
敦賀消防署	1	2		1	2	1	1	3	1	2	2	2	2			20	2
気比分署	1		1					1		1			1	1		6	1
美浜消防署		1	1					1		2			1			6	2
三方消防署	1	1						1		2			1			6	1
小計	3	4	2	1	2	1	1	6	1	7	2	2	5	1		38	6
敦賀消防団	12														9	21	1
美浜消防団	7														12	19	
三方消防団	3														11	14	3
小計	22														32	54	4
合計	25	4	2	1	2	1	1	6	1	7	2	2	5	1	32	92	10

資料6-6 救助用器具保有状況

(その1)

(令和5年11月現在)

品名 署別	一般救助用器具						重量物排除用器具						切断用器具						破壊用器具				検知・測定用器具				除染用器具										
	かぎ付はしご	三連梯子	金属製折りたたみ梯子又はワイヤー梯子	空気式救助マット	救命索発射銃	サバイバースリング又は救助用縛帯	平担架	油圧ジャッキ	油圧スプレッダー	可搬ウインチ	救助用簡易起重機	マット型空気ジャッキ一式	大型油圧スプレッダー	救助用支柱器具	チェーンブロック	油圧切断機	エンジンカッター	ガス溶断器	チェーンソー	鉄線カッター	空気鋸	大型油圧切断機	空気切断機	コンクリート・鉄線切断用チェーンソー	万能斧	ハンマー	携帯用コンクリート破壊器具	削岩機	ハンマードリル	生物剤検知器	可燃性ガス測定器(コンビネーション式)	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器	化学剤検知器	除染シャワー	除染シャワー(4口以上)
敦賀消防署	4	3		1	1	8	3	1	5	6	2	4	3		1	4		2	10	3	2	1	1	15	7	2	1	2		2	2	2	17		1		1
気比分署	2	1				1			1			1			1	1	5							5	2	1			2	2	2	1					
美浜消防署		1				2		1	1	2		1	1		1	1			5		1			7		1	1		1	1	1	2					
三方消防署	1	2				3			1		1	1			1	1	2	6	1	1				3	2		1	1	2	2	2						
合計	7	7		1	1	14	3	2	7	9	2	6	6		3	7	5	26	4	4	1	1	30	11	4	2	4		7	7	7	20		1		1	

(その2)

(令和5年11月現在)

品名	呼吸保護用器具					隊員保護用器具										水難救助用器具										山岳救助用器具	高度救助用器具										その他の救助用器具													
	空気呼吸器	空気補充用ボンベ	酸素呼吸器	簡易呼吸器	防塵マスク	送排風機	エアラインマスク	耐電手袋	耐電衣	耐電ズボン	耐電長靴	防塵メガネ	携帯警報器	防毒マスク	化学防護服(陽圧式化学防護服を除く)	陽圧式化学防護服	耐熱服	放射線防護服	特殊ヘルメット	潜水器具	救命胴衣	水中投降器	救命浮環	浮標	救命ボート	船外機	水中スクーター	水中無線機	水中時計	水中テレビカメラ	登山器具	バスケット型担架	画像探照器	地中音響探知機	熱画像直視装置	夜間用暗視装置	電磁波探査装置	二酸化炭素探査装置	水中探査装置	地震警報機	投光器	携帯投降器	携帯拡声器	携帯無線機	応急処置用セット	車両移動器具	緩降機	ロープ投降機	救助用降下機	発電機
敦賀消防署	50	2	2		18	2		6	2	2	2		4	9	18	10	5	13		14	34	6	6	2	3	3			6		24	4	2	1	5	1				1	7	29	13	15	5	2	3	4	4	13
気比分署	17				10		2					10			2		7				15	2		1															5	2	5	4	2	1					8	
美浜消防署	18						3					4	5		5	2	8				11	4		1	1					20											3	2	6	7	1					5
三方消防署	14				24		10				8	2	5		2	4	5				20	2		1	1					5										3	1	10	7						2	
合計	99	2	2		52	2		21	2	2	2	18	10	19	18	19	11	33		14	80	6	14	2	6	5			6		49	4	2	1	5	1				1	18	34	34	33	8	3	3	4	4	28

資料 6-7 消防水利の状況

(令和5年11月現在)

水利種別	消火栓 (公設)	防 火 水 槽 (公設)		井戸式 消火栓
		40 m ³ 以上 うち耐震性	20 ~ 40 m ³	
市町				
敦賀市	1,860	101 46	70	53
美浜町	587	72 20	35	
若狭町 (旧三方町)	596	44 14	49	
合 計	3,043	217 80	154	53

資料 6-8 化学消火薬剤備蓄状況

(令和5年11月現在)

種別	空気が消火薬剤 (機械泡消火薬剤)									油処理剤	合 計 (ℓ)
	たん白系	水成膜泡		合成界面活性剤泡			水溶性 液体用 泡	合成系 (クラスA 泡)		乳化剤	
		たん 白 泡 消 火 薬 剤	(F 1 6 3 3 T) メガ フ ォ ー ム	サー フ ウ ォ ー ター	メガ フ ォ ー ム (A G F)	ス ー パ ー フ ォ ー ム		プロ フ ォ ー ム	ライ ト ウ ォ ー ター		
署別											
敦賀消防署				160				153		26	339
気比分署				340						10	350
美浜消防署	200	380	160		180					54	974
三方消防署				20				100	60	50	230
合 計	200	380	160	520	180			253	60	140	1,893

資料 6 - 9 消防相互応援協定等の状況

1 消防相互応援協定関係

協定名	協定先	締結年月日
福井県広域消防相互応援協定	福井県下市町・組合	平成18年4月1日
敦賀美方消防組合・高島市 消防相互応援協定	高島市	平成17年1月1日
敦賀美方消防組合・湖北地域消防組合 消防相互応援協定	湖北地域消防組合	平成18年4月1日

2 高速自動車道関係

協定名	協定先	締結年月日
高速自動車国道北陸自動車道 における消防相互応援協定	南越消防組合	昭和52年12月5日
〃	湖北地域消防組合	平成18年4月1日
舞鶴若狭自動車道における 消防相互応援協定	若狭消防組合、舞鶴市、綾部市 福知山市、丹波市、丹波篠山市 三田市、三木市、神戸市	平成30年4月5日

3 福井県防災ヘリコプター関係

協定名	協定先	締結年月日
福井県防災ヘリコプター応援協定	福井県	平成9年4月1日

4 海上業務協定

協定名	協定先	締結年月日
船舶火災の消火等に関する 業務協定	敦賀海上保安部	昭和47年5月8日

資料6-10 水閘門管理者一覧

(令和5年11月現在)

河川名	地係	名称	位置	取入口		管理者
				構造	寸法	
笙の川	松島	松島ポンプ場排水ゲート	左岸	铸铁製ゲート2連電動	H = 2.50 W = 1.80	敦賀市長 (下水道課)
笙の川	松島	二夜の川排水ゲート	左岸	铸铁製ゲート電動	H = 1.50 W = 1.50	敦賀市長 (下水道課)
笙の川	三島	三島頭首工	左岸	鉄扉手動	H = 1.20 W = 1.50	三島農家組合長
笙の川	野神	野神頭首工	左岸	鉄扉手動	H = 0.70 W = 0.90	野神区長
笙の川	道の口	道の口頭首工	右岸 左岸	鉄扉手動 鉄扉手動	H=0.82 W=1.76 H=0.45 W=0.75	敦賀土地改良区
笙の川	道の口	小河口頭首工	右岸	鉄扉手動	H = 0.70 W = 1.85	小河口区長
黒河川	公文名	堀堰	左岸	鉄扉手動	H = 0.60 W = 0.70	公文名農家組合長
黒河川	山泉	山泉頭首工	右岸	鉄扉自動	H = 0.95 W = 1.30	敦賀土地改良区
黒河川	公文名	公文名頭首工	左岸	鉄扉手動	H = 1.00 W = 1.70	公文名農家組合長
黒河川	山	二又頭首工	左岸	鉄扉電動	H = 1.90 W = 2.70	山農家組合長
井の口川	木崎	木崎排水ゲート	右岸	ステンレス製引扉自動	H = 1.50 W = 1.50	敦賀市長 (下水道課)
井の口川	木崎	櫛川統合堰	右岸 左岸	鉄扉自動	H = 0.57 W = 1.05	櫛川農家組合長
井の口川	木崎	木崎頭首工	左岸	鉄扉自動	H = 0.60 W = 1.10	木崎農家組合長
井の口川	櫛川	櫛川北排水ゲート	右岸	鉄扉手動	H = 2.00 W = 2.00	敦賀市長 (下水道課)
井の口川	櫛川	櫛川南排水ゲート	右岸	鉄扉手動	H = 1.70 W = 1.50	敦賀市長 (下水道課)
井の口川	萩野町	排水門ゲート	右岸	鉄扉手動	H = 2.00 W = 1.40	敦賀市長 (農林水産振興課)
井の口川	筋生野	排水門ゲート	右岸	鉄扉手動	H = 1.80 W = 1.40	敦賀市長 (農林水産振興課)
助高川	野神	野神排水ゲート	左岸	ステンレス製フラップゲート自動	H = 1.50 W = 1.00	敦賀市長 (下水道課)
助高川	野神	一本松堰	右岸 左岸	自然自動 自然自動	H=0.60 W=1.20 H=0.70 W=0.85	三島農家組合長
助高川	野神	松島自動堰	左岸	鉄扉自動	H = 1.00 W = 0.65	松島農家組合長
木の芽川	谷口	大蔵頭首工	右岸	鉄扉手動	H = 0.60 W = 1.00	大蔵区長
深川	布田町	布田排水ゲート	左岸	ステンレス製フラップゲート自動	H = 1.50 W = 2.00	敦賀市長 (下水道課)
野坂川	筋生野	寄定堰	右岸	鉄扉手動	H = 1.50×2 W = 2.38×2	筋生野農家組合長

資料6-11 水防資器材備蓄一覧

(令和5年11月現在)

番号	倉庫名	管理者	所在地	17品目資器材																		
				俵	かます	袋類	畳	むしろ	縄	竹	生木	丸太	杭	蛇籠	置石	鉄線	釘	板類	かすがい	土砂		
敦-1	中央	敦賀土木	中央町1丁目7-36			7,000								60	40			125				
敦-2	新和	敦賀市	新和町2丁目33-1			500		4	6					143	116			40		7	214	
敦-3	和久野	敦賀市	和久野5号21			850		500	14					124	18			80				5
敦-4	中郷	敦賀市	羽織町36-2			1,000		96	100	50				66	19			160				22
敦-5	若泉	敦賀市	中37号62			200		30	24	13				160				60				180
敦-6	疋田	敦賀市	疋田28号4-1			800		300	40					80				180				100

番号	倉庫名	その他の資器材																			
		スコップ	掛矢	ペンチ	まさかり	ロープ	一輪車	照明具	鍬	金づち	つるはし	担棒	鎌	鉋(ナタ)	ノコギリ	ビニール紐	ブルーシート 360×540	ブルーシート 540×720	アンカー筋 L=0.4m	大型 土のう	ボトル ユニット
敦-1	中央	21	6			40	8	4	1	3	10						90				170
敦-2	新和	130	12	5	4	17	14		1	10			12	6	1		6	6			6
敦-3	和久野	22	5		1	2	7		5		4	12	21	2	1		6				
敦-4	中郷	16	1		2	2	19		3			25	6	1	5		10				479
敦-5	若泉	18	1		6	2	20		5	24	10				1		50	1			
敦-6	疋田	26	6	7	8	1	8		5	10	4	5	9	3	5		8				

資料 7 - 1 水道施設の状況

名 称	計 画 給水人口 (人)	原水の別	浄水処理方法	配水方式	配水能力 (m ³ /日)
敦賀市上水道	67,600	地下水 (深井戸22ヶ 所)	塩素滅菌	ポンプ送水後 自然流下 ポンプ直送	65,704
敦賀市新保水道施設	220	湧 水	精密ろ過膜 + 塩素滅菌	自然流下式	32.0
敦賀市山水道施設	602	深井戸	塩素滅菌	自然流下式	151.0
敦賀市愛発西水道施設	1,029	表流水	精密ろ過膜 + 塩素滅菌	自然流下式	228.0
敦賀市刀根水道施設	153	浅井戸	塩素滅菌	ポンプ送水後 自然流下	30.0
敦賀市杉箸水道施設	153	浅井戸	塩素滅菌	ポンプ送水後 自然流下	28.0
敦賀市小河水道施設	180	浅井戸	塩素滅菌	ポンプ送水後 自然流下	54.0
敦賀市奥麻生水道施設	95	浅井戸	塩素滅菌	ポンプ送水後 自然流下	10.0
敦賀市新道水道施設	66	浅井戸	塩素滅菌	ポンプ送水後 自然流下	14.0
敦賀市駄口水道施設	49	湧 水	塩素滅菌	ポンプ送水後 自然流下	6.0
敦賀市白木水道施設	79	表流水	精密ろ過膜 + 塩素滅菌	自然流下式	62.0

資料7-2 上水道配水区域の状況

名称	取水井	配水池							
		名称	設置場所	構造	容量(m ³)	遮断弁	築造年度	設置形式	緊急給水
昭和系	第4・第5・第6・第8・第9 第10・第11・第12・第19号井	昭和髙区配水池	昭和浄水場内	R C造	3,300	無	1981	地上式	可能
		昭和低区配水池	昭和浄水場内	P C造	5,000	無	1993	地上式	可能
		木崎配水池	木崎山北側	P C造	2,400	有	2018	地上式	可能
中郷髙区系	第15・第16・第17・ 第21・第22号井	中郷配水池	中郷浄水場内	P C造	7,500	無	2003	地下式	可能
中郷低区系									
天筒係 東郷・東浦系	第1・第2・第3・第18 第13・第14号井	天筒配水池	天筒山西側斜面	R C造	1,840	有	1965	半地下式	不可能
		東浦配水池	横浜区内山中外	P C造	530	有	1997	地上式	不可能
みどりヶ丘系	第7・第20号井	みどりヶ丘低区 配水池	みどりヶ丘町区内	P C造	1,200	有	1989	地上式	不可能
高野系	中郷低区系から 中ポンプ場を經由	高野配水池	温泉山北側斜面	P C造	920	有	2006	地上式	可能
沓見系	昭和系から 沓見中継ポンプ場を經由	沓見低区配水池	沓見区山中	P C造	1,000	無	1995	地上式	不可能
野坂系	昭和系から 金山ポンプ場を經由	野坂低区配水池	野坂区内 栗野駅南側	P C造	1,500	有	1994	地上式	可能
西浦系	昭和系から 西浦中継ポンプ場を經由	西浦配水池	名子区内山中	P C造	1,000	有	2001	地上式	不可能

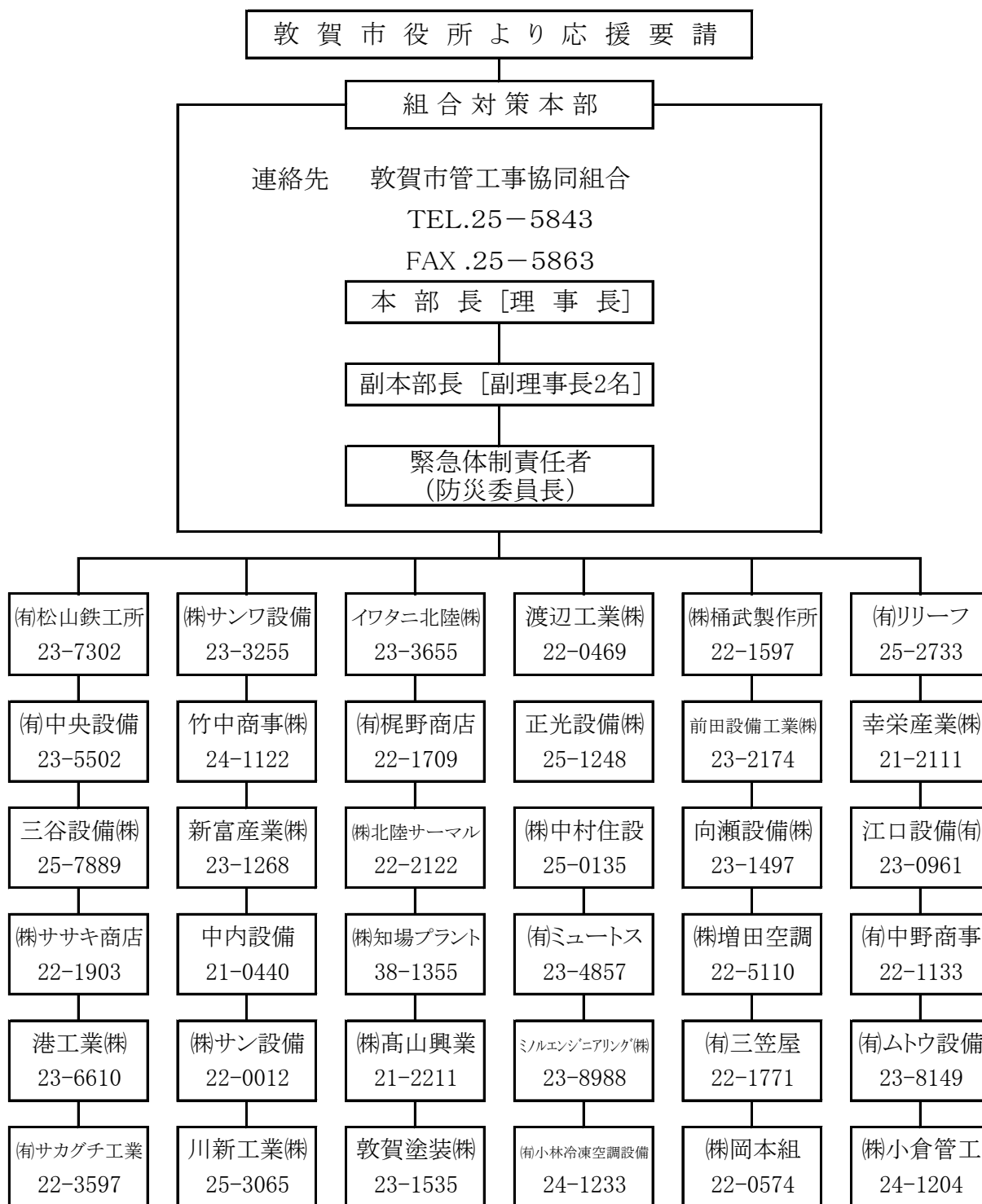
資料 7-3 プール設置状況

名 称	所在地	プールの 設置年	プールの本体 の材質	プールの大きさ (m)	総貯水量 (m ³)
黒河小学校	校舎：御名25-5 (プール：御名37-13-1)	H10.7	プレキャスト コンクリート	13×25 (0.9-1.0)	309
敦賀西小学校	結城町8-6	S63.3	プレキャスト コンクリート	9×25 (1.0-1.1) 直径10.4(0.6-0.7)	291
敦賀南小学校	清水町1丁目10-40	S63.6	プレキャスト コンクリート	9×25 (1.0-1.1) 直径10.4(0.6-0.7)	291
中郷小学校	津内38-1-2 (岡山町1丁目)	S63.7	プレキャスト コンクリート	13×25 (0.9-1.0)	309
中央小学校	野神40-249	H1.7	プレキャスト コンクリート	13×25 (0.9-1.0)	309
沓見小学校	沓見66-2-10	H2.6	プレキャスト コンクリート	8.2×25 (1.0-1.1) 4.3×25 (0.3-0.7)	271
東浦小中学校	杉津19-12-1	H4.7	プレキャスト コンクリート	9×25 (1.0-1.1) 5×8 (0.6-0.65)	261
敦賀市花城プール	櫛川41-1-1	S55.8	コンクリート	13×25 (0.9-1.1)	325
敦賀市愛発プール	疋田31-3-3	S62.7	コンクリート	13×25 (0.9-1.1)	325
大島公園プール	元町15-12	S50.3	コンクリート	10×16 (0.3-0.6)	72
和久野中央公園プール	新和町2丁目16	S48.3	コンクリート	10×14 (0.3-0.6)	63
総合運動公園屋内プール	沓見149-1	H10.3	プレキャスト コンクリート	18×25 (0.2-1.4)	630
総合運動公園屋外プール	沓見149-1	H10.3	プレキャスト コンクリート	22×50 (1.6-1.8)	1870

資料 7-4 応急給水機器保有状況（上水道課）

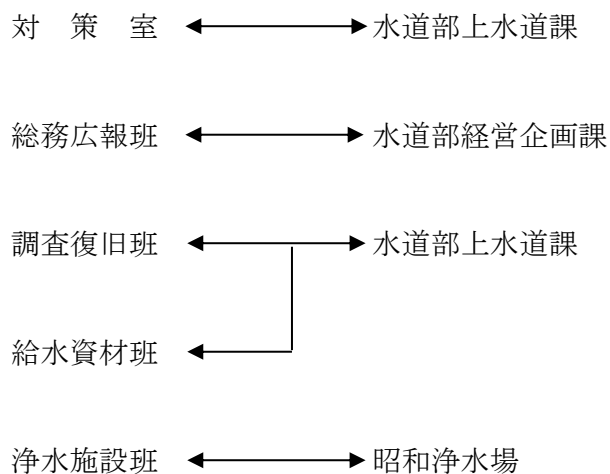
品名	常置場所	容量 (m ³)	台数 (台)	形状	寸法 (m)	空体重量 (kg)	材質	購入年月	蛇口数 (口径×口数)	備考
給水車	昭和浄水場 防災倉庫	3.4m ³ 級	1	楕円柱形	6.1×2.2×2.7	4,270	SUS304	2015年10月	φ25×4口	架装型
可搬式給水タンク	昭和浄水場 防災倉庫	4.0m ³ 級	1	円筒形	φ1.3×3.12	550	SUS304	1996年9月	φ25×3口	加圧装置型
可搬式給水タンク	昭和浄水場 防災倉庫	1.5m ³ 級	1	楕円柱形	1.2×0.7×2.8	165	アルミ	1986年5月	φ25×2口	
簡易貯水槽	昭和浄水場 防災倉庫	2.0m ³ 級	1	立方形	1.0×2.0×1.0	200	SUS304	1995年6月	φ25×3口	
簡易貯水槽	昭和浄水場 防災倉庫	1.0m ³ 級	1	立方形	1.0×1.0×1.0	140	SUS444	1995年11月	φ25×3口	
ポリ容器 (ポリタンク)	野坂低区 配水池倉庫	1.0m ³ 級	1	立方形	1.3×1.1×1.0	43	橙色 ポリエチレン	—	—	
ポリ携行缶	昭和浄水場 防災倉庫	200用	100	直方体	0.26×0.26×0.4	1.4	白色 ポリエチレン	2009年5月	—	
発電機	昭和浄水場 防災倉庫		1		200V/7.5kVA		ディーゼル エンジン	1996年9月		

資料 7-5 敦賀市管工事協同組合緊急連絡体制

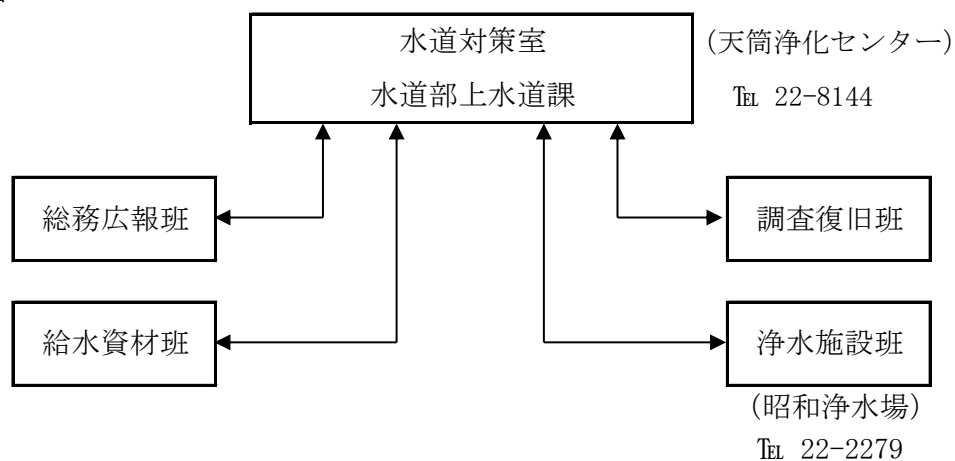


資料 7-6 応急復旧体制の概要（上水道課）

1 非常招集する指定場所



2 通信



3 業務分担



資料7-7 災害復旧作業のフローチャート（上水道課）



資料7-8 緊急飲料タンク一覧

設置場所	タンク本体						緊急遮断弁			流・出入管 (管種×管径)	設置年月	備考
	容量 (m ³)	台数 (台)	形状	材質	寸法 (m)	納入業者	ロック装置	異常感知方法	納入業者			
松島中央公園	60.0m ³	1	円筒形	鋳鉄製	φ2.0×20.0	栗本鐵工所	パルス式	震度& 流量感知	栗本鐵工所	DCIP-SII形φ75	2000年5月	
黒河小学校校庭	20.0m ³	1	円筒形	鋼製	φ2.3×5.5	扶桑建設工業	パルス式	震度& 流量感知	清水合金製作所	DCIP-SII形φ150	2000年6月	

資料 7-9 下水道事業の状況

1 公共下水道事業の状況

(令和5年3月現在)

行政人口 (人)	処理対象人口 (人)	処理区域面積 (ha)	普及率 (%)	[水洗化率] (%)	処理開始
63,068	55,662	1320.1	88.3	91.8	58.7.1

全体計画区域面積	2,430 ha
事業認可区域	1,618.4 ha
下水の排除方式	分流式
事業の着手年次	昭和49年10月23日
認可事業費	約 64,918,990 千円
汚水管渠延長	約 340,241 m
雨水幹線延長	約 22,460 m
処理場(終末)	現有処理能力(日当たり) 37,575 m ³ /日
ポンプ場(雨水)	1,124m ³ /min

2 農業集落排水事業の状況

(令和5年3月現在)

地区名	山	疋田	東浦南部
該当集落名	山・御名の一部	疋田・追分・深坂	鞠山・田結・赤崎
計画区画面積	20.7ha	21.7ha	30.2ha
計画人口	1,040人	740人	900人
処理人口(定住)	463人	302人	406人
事業期間	H8~H12	H11~H15	H11~H15
管渠延長	7,032m	4,920m	7,567m
ポンプ施設	3箇所	6箇所	8箇所
供用開始	平成12年10月	平成16年4月	平成16年4月

地区名	檜曲	東浦北部
該当集落名	檜曲・深山寺	杉津・横浜・大比田・元比田
計画区画面積	12.0ha	39.0ha
計画人口	330人	1,180人
処理人口(定住)	199人	559人
事業期間	H13~H16	H17~H22
管渠延長	3,296m	9,595m
ポンプ施設	5箇所	12箇所
共用開始	平成17年4月	平成22年10月

3 漁業集落排水事業の状況 (令和5年3月現在)

地区名	白木	浦底	立石
該当集落名	白木1丁目	浦底	立石
計画区画面積	30ha	1.8ha	1.8ha
計画人口	624人	360人	230人
処理人口 (定住)	62人	54人	46人
事業期間	H3～H5	H5～H7	H13～H17
管渠延長	1,035m	701m	1,067m
ポンプ施設	2箇所	2箇所	2箇所
供用開始	平成6年4月	平成8年4月	平成18年4月

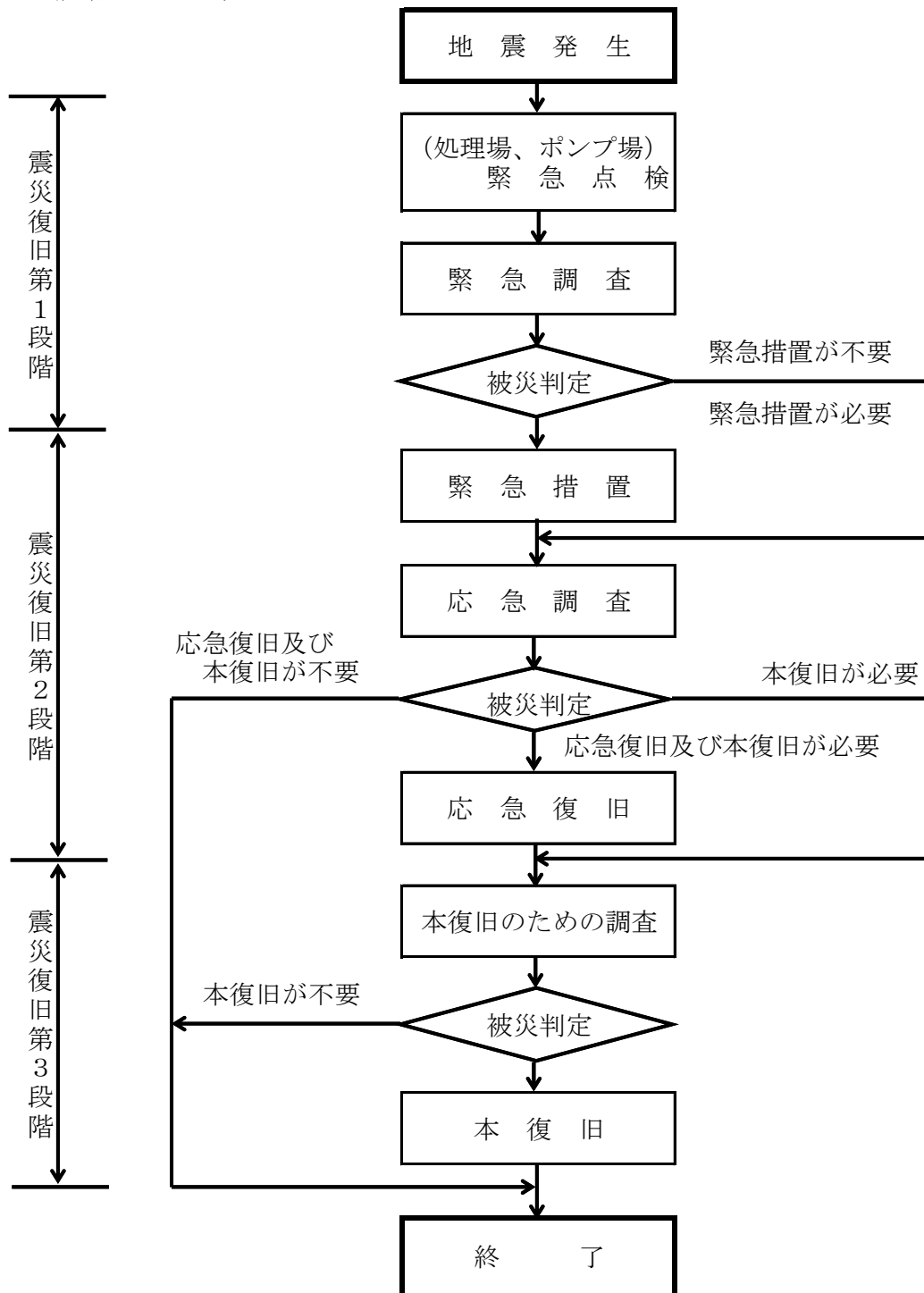
資料 7-10 敦賀市公共下水道事業下水道施設の概要

(令和5年3月現在)

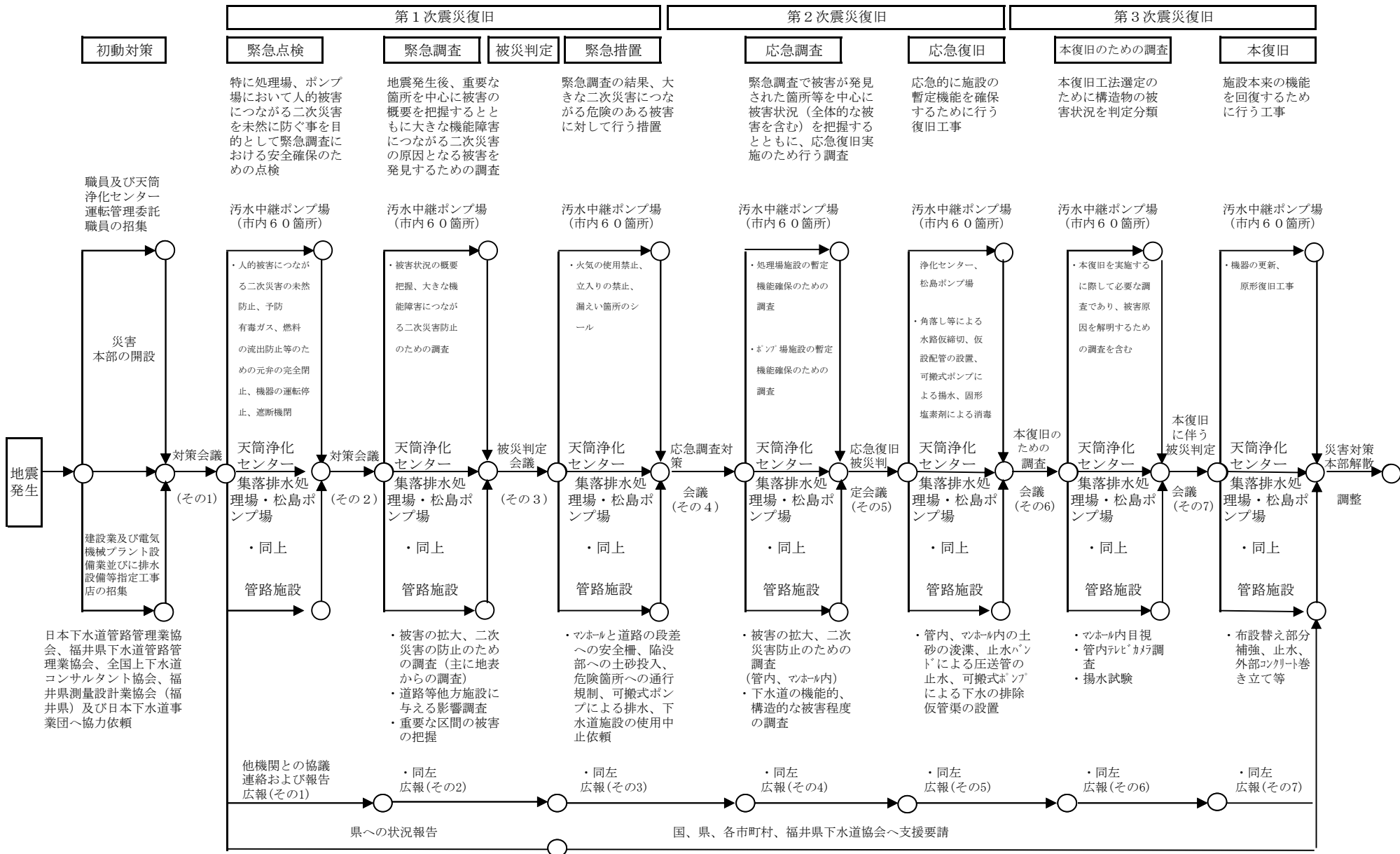
		全体計画	認可計画 (R2.3.31 現在)	現況 (R5.3.31 現在)
施工予定期間		S.49~R.17	S.49~R.6	
認可排水区域面積		2,430 ha	1,117.3 ha	438.8 ha
認可処理区域面積		2,430 ha	1,618.4 ha	1,320.1 ha
管 渠	分流汚水	約 534,600 m	約 410,695 m	約 340,241 m
	雨 水	約 190,600 m	約 114,526 m	約 22,460 m
処理区域名		中部処理区		
処理場名		天筒浄化センター		
処理場位置		敦賀市天筒町5番地内		
処理場面積		約 6.96 ha		
排除方式		分流式		
処理方式		凝集剤添加ステップ流入式多段硝化脱窒法		
認可処理能力(日当)		39,250 m ³ /日	39,250 m ³ /日	37,575 m ³ /日
1日平均流入汚水量		30,159 m ³ /日	26,746 m ³ /日	23,632 m ³ /日
処理能力		39,250 m ³ /日	39,250 m ³ /日	37,575 m ³ /日
流入水質	BOD	176 mg/ℓ	T-N	30.0 mg/ℓ
	SS	145 mg/ℓ	T-P	4.0 mg/ℓ
放流水質	BOD	15 mg/ℓ	T-N	16.4 mg/ℓ
	SS	40 mg/ℓ	T-P	3.0 mg/ℓ
放流先		金ヶ崎雨水幹線 (環境基準 B-Ⅰ)		
汚水ポンプ場		1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
雨水ポンプ場		1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所

資料 7-11 地震災害復旧作業フローチャート（下水道課）

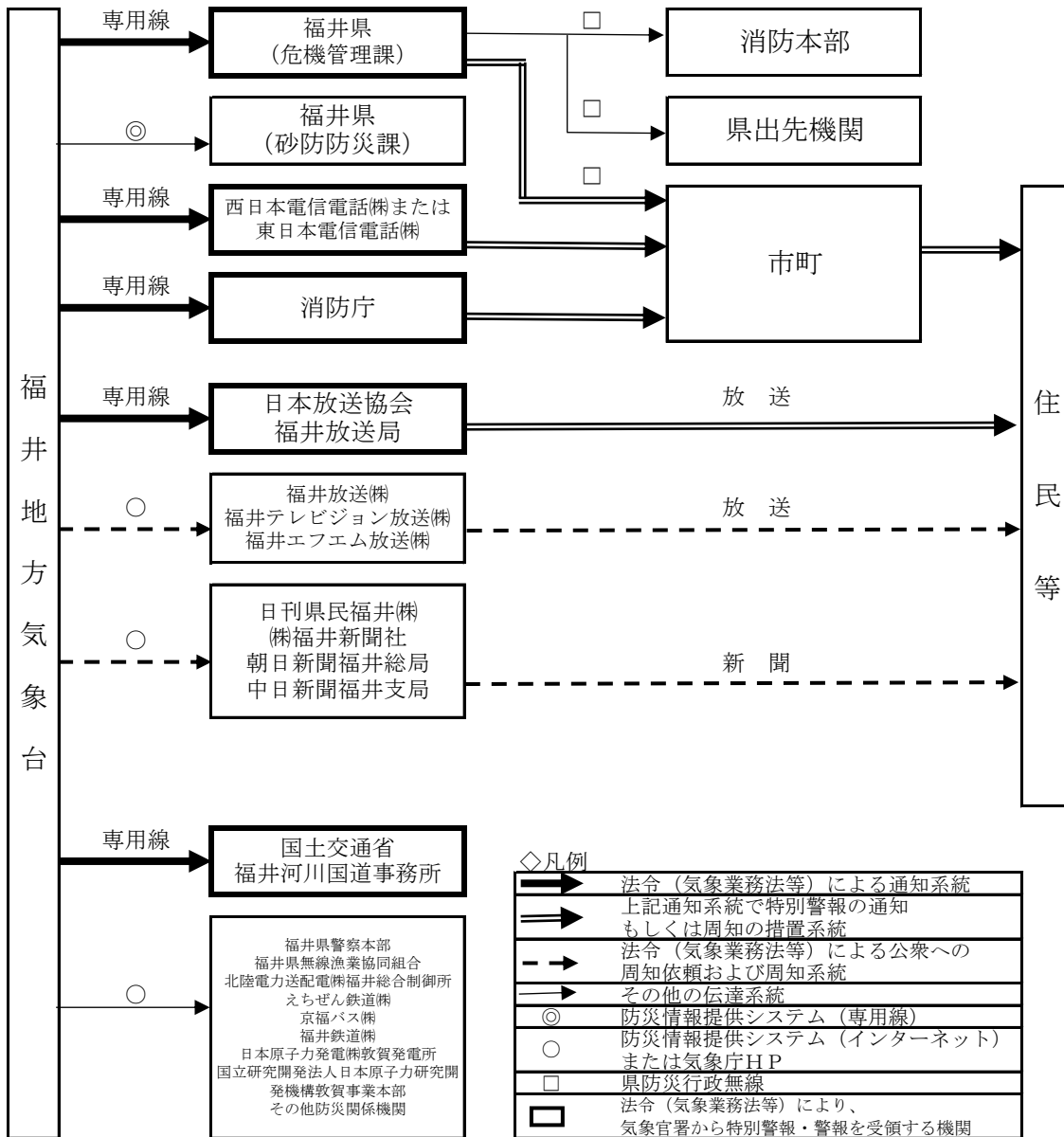
1 概略フローチャート



2 詳細フローチャート



資料8-1 特別警報・警報・注意報等の伝達系統図



資料 8-2 笙の川水系笙の川の洪水予報実施要領

福井県土木部砂防防災課（以下「砂防防災課」という。）と福井地方気象台は、「福井県及び気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定(令和5年6月1日)」(以下「協定」という。)に基づき、笙の川水系笙の川の洪水予報業務について次のとおり実施要領を改正し定める。

1. 洪水予報の作業場所

洪水予報作業は福井県では砂防防災課、福井地方気象台では観測予報室において実施するものとする。

2. 洪水予報を行う際に用いる資料

笙の川における流域内の気象庁雨量観測所及び福井県雨量・水位観測所の所在は付表 1、配置図は付図 1 のとおりとする。

3. 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡責任者は、砂防防災課においては砂防防災課長、福井地方気象台においては観測予報管理官とする。

連絡方法については、砂防防災課と福井地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）又は、付図 2 に番号を示した電話・ファックスによるものとする。

4. 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達方法は、それぞれ付表 2、付図 2 のとおりとする。

5. 洪水予報作業の開始及び終了の時期

- (1) 洪水予報作業の開始時期は、いずれかの場合に双方が協議の上決定する。
 - ア 付表 3 に示す流域平均雨量が、同表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき
 - イ 付表 1 (3) に示す基準観測所の水位が水防団待機水位（指定水位）（洪水予報作業開始の基準となる水位）を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき
 - ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき
- (2) 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、双方が協議の上決定する。

6. 洪水予報の発表

- (1) 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表時、発表官署名、見出し、主文及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、雨量、水位、注意事項、参考資料等を記載することとする。
- (2) 具体的な発表形式は、付図 3 の洪水予報の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。
- (3) 必要に応じ、予報文を補足する参考資料を、双方で協議の上添付することとする。なお、その際の電子データのサイズの上限は 400KB までとする。
- (4) 洪水予報番号は協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
- (5) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。

- (6) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

7. 洪水予報の基準

洪水予報の発表に関する基準は、協定に基づくものとし、具体的な水位の基準は、付表1(3)のとおりとする。

8. 情報システム障害時の措置

情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。

- (1) 砂防防災課と福井地方気象台の資料の交換については、付表4の種類について、ファックス又は電話等により、必要に応じ適宜通報するものとする。
- (2) 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予報警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。
- なお、洪水予報警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、砂防防災課において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、ファックス等により福井地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

9. その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。
- (2) 本要領の内容を変更する必要がある場合、又は本要領の定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議する。

附則

本実施要領は、令和5年6月1日から実施する。

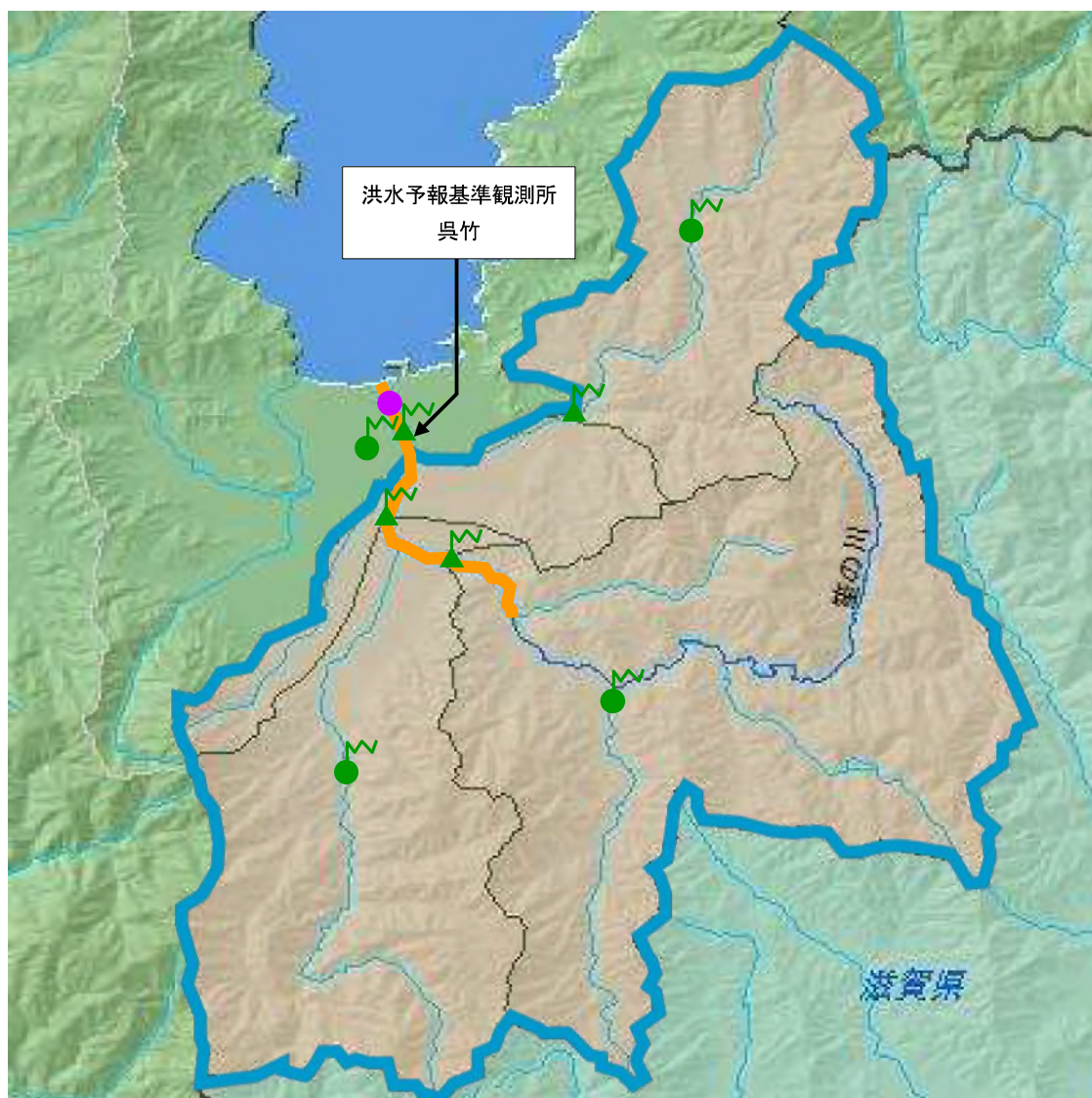
なお、本実施要領の実施に伴い、「笙の川水系笙の川の洪水予報実施要領」（令和元年5月29日）は廃止する。

令和5年 5月15日

福井県土木部 砂防防災課長 野坂 博之

福井地方気象台 防災管理官 小鷹 博之

資料 8 - 3 洪水予報区間及び雨量・水位観測所位置図（添図 1）



- 雨量観測所（県）
- 雨量観測所（国）
- 雨量観測所（気）
- ▲ 水位観測所（県）
- ▲ 水位観測所（国）
- ⚡ テレメータ
- 洪水予報指定区間



資料 8-4 情報システムにより交換される資料に含まれる笙の川流域の雨量・水位観測所(付表 1)

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地
笙の川	敦賀	つるが	敦賀市松栄町

(2) 福井県雨量観測所

流域	観測所名		所在地
笙の川	敦賀土木	つるがどぼく	敦賀市中央町1丁目7番36号
	山	やま	敦賀市山字池の平41番地
	疋田	ひきだ	敦賀市疋田46
	葉原	はばら	敦賀市葉原

(3) 福井県水位観測所(基準観測所)

河川	観測所名		位置 (緯度経度)	所在地	水防団待機 水位 (m)	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)
					(通報水位)	(警戒水位)	(特別警戒水位)	(危険水位)
					レベル1 水位	レベル2 水位	レベル3 水位	レベル4 水位
笙の川	呉竹	くれたけ	北緯 35° 38' 55" 東経 136° 03' 45"	敦賀市呉竹町 1丁目7-2	1.30	1.70	1.80	2.10

(4) 福井県水位観測所(基準観測所以外)

河川	観測所名		位置 (緯度経度)	所在地	水防団待機 水位 (m)	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)
					(通報水位)	(警戒水位)	(特別警戒水位)	(危険水位)
					レベル1 水位	レベル2 水位	レベル3 水位	レベル4 水位
笙の川	堂	どう	北緯 35° 37' 29" 東経 136° 04' 15"	敦賀市堂29号	2.00	3.00	—	4.00
	野神	のがみ	北緯 35° 37' 59" 東経 136° 03' 38"	敦賀市野神9号4-2	2.00	2.70	—	3.50
木の芽川	木の芽	きのめ	北緯 35° 38' 52" 東経 136° 05' 09"	敦賀市中	—	—	—	—

資料 8-5 洪水予報の伝達先等（付表 2）

伝 達 先	伝達方法の例	担当部署
国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所	気象情報伝送処理システム	福井地方気象台
福井県危機管理課	〃	〃
新潟地方気象台	気象情報伝送処理システム	〃
日本放送協会	気象情報伝送処理システム	〃
NTT五反田センタ	気象情報伝送処理システム（警報のみ）	〃
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	〃
敦賀土木事務所	防災行政無線	福井県土木部砂防防災課
敦賀市	〃	〃

※NTT五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他民間放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

資料 8-6 洪水予報作業の開始基準雨量（付表 3）

河 川	流 域	5時間雨量 (実況3時間+予想2時間)
笙の川	呉竹水位観測所上流域	40mm

資料 8-7 情報システム障害時に交換する資料（付表 4）

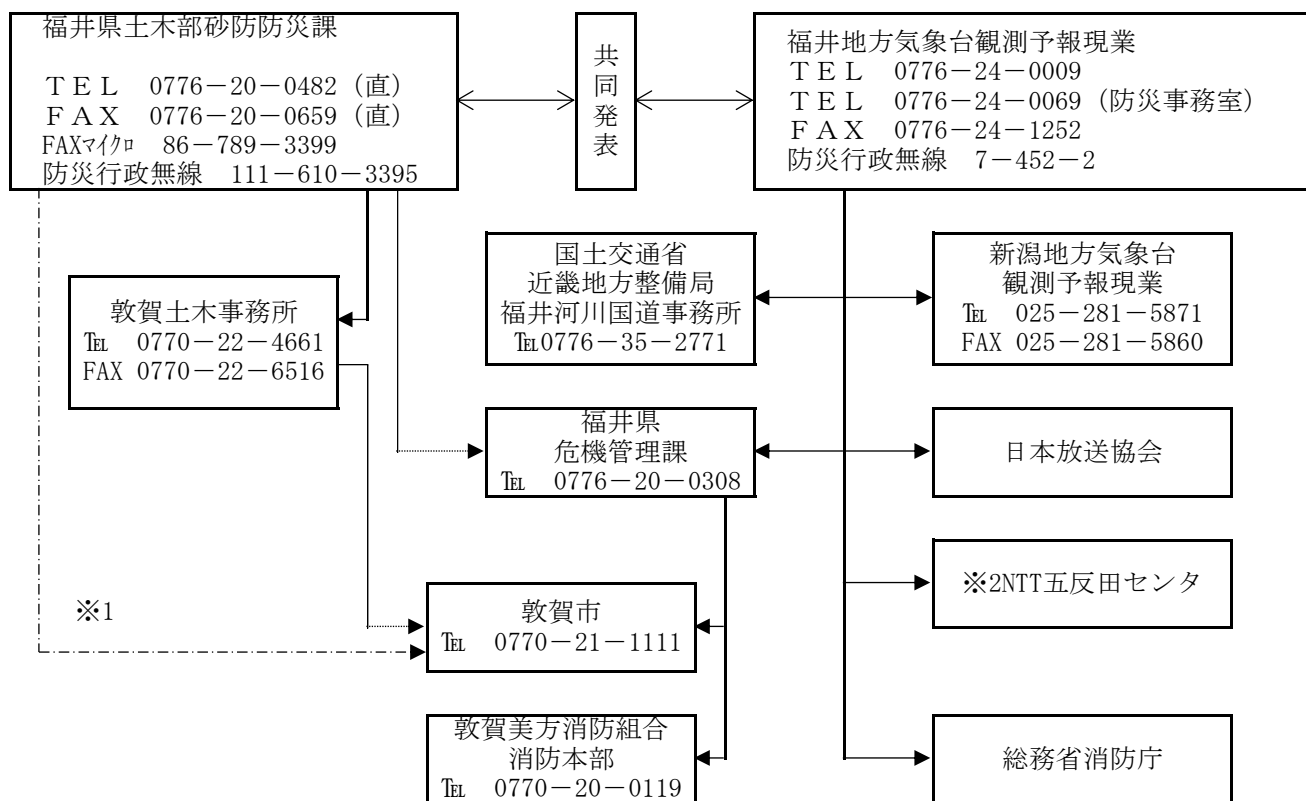
- (1) 福井地方气象台から砂防防災課に通報するもの
- ア 福井県嶺南地域に発表された注意報・警報（水防活動用）
 - イ 気象情報（大雨、台風、低気圧、梅雨等）
 - ウ 解析雨量
 - エ 降水短時間予報、降水ナウキャスト
 - オ 次の水位観測所上流域の流域平均雨量（前1時間実況、6時間先までの特別予測）
笙の川 呉竹
- (2) 福井県土木部砂防防災課から福井地方气象台に通報するもの
- ア 次の観測所の雨量（前1時間実況）
笙の川 敦賀土木、山、疋田
木の芽川 葉原
 - イ 次の観測所水位（実況）
笙の川 呉竹、野神、堂
木の芽川 木の芽

資料 8-8 代行作業担当官署の連絡先（付表 5）

代行作業担当部署	連絡先
新潟地方气象台観測予報現業	T E L 025-281-5871
	F A X 025-281-5860

※福井地方气象台側の障害規模に応じて、上記以外の官署が代行する可能性があり、その場合は、その都度、福井地方气象台から砂防防災課に対し、連絡するものとする。

資料 8 - 9 笙の川洪水予報連絡系統図（付図 2）



※1 水防法13条の4の通知

※2 洪水警報のみとし、一般の利用に適応する洪水警報の通知をもって代える。

報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、気象庁システムにより配信している。

(参考資料)

(単位：水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所		
	〇〇県〇〇市〇〇		
レベル4 水位 氾濫危険水位※			
レベル3 水位 避難判断水位※			
レベル2 水位 氾濫注意水位			
レベル1 水位 水防団待機水位			
受け持ち区間	〇〇川		
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市		
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市		
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市 〇〇県〇〇市		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
福井県ホームページ 気象庁ホームページ	https://sabo.pref.fukui.lg.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://i-ame.ame.pref.fukui.lg.jp/

問い合わせ先

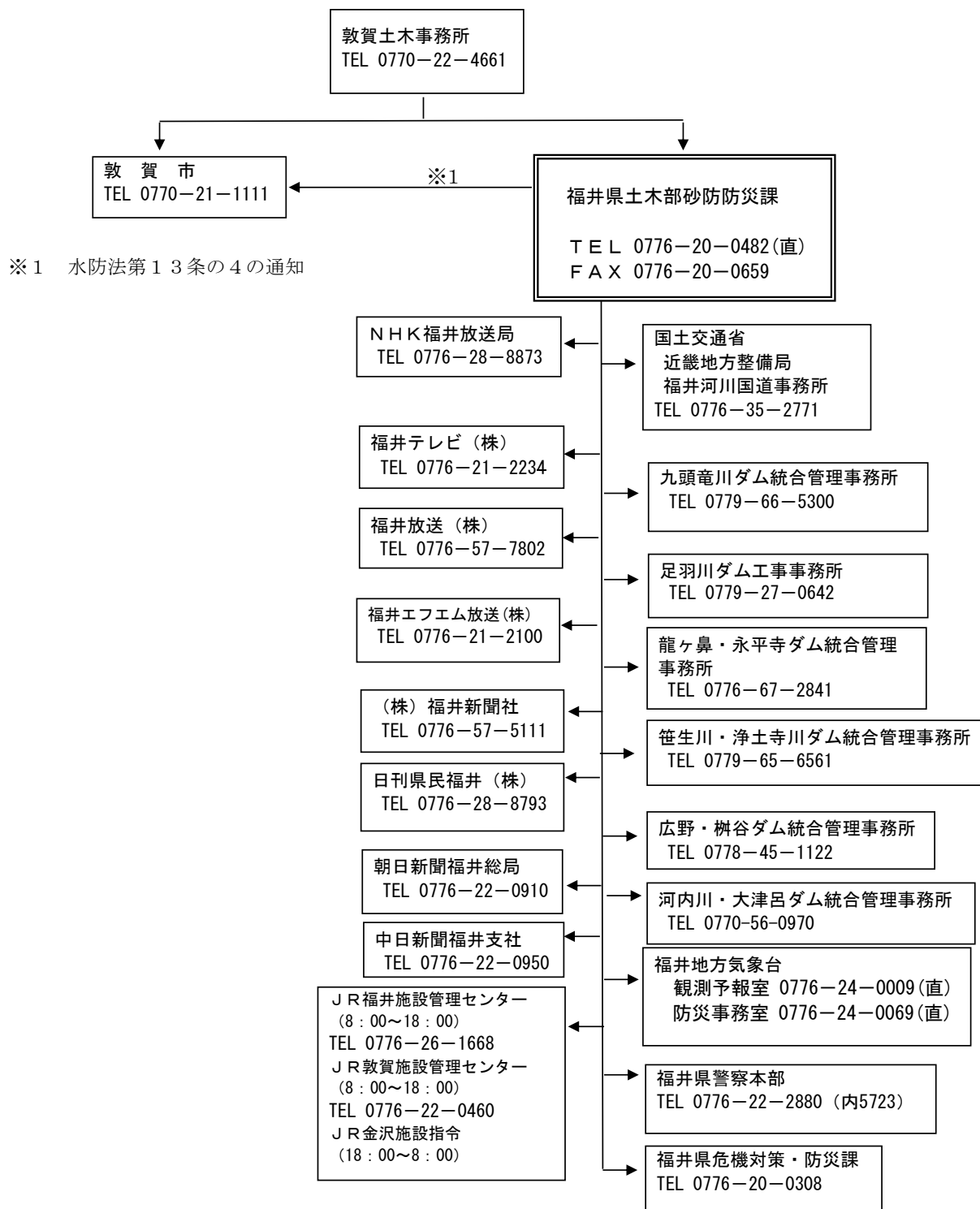
水位関係：福井県土木部砂防防災課 電話：0776-20-0482
気象関係：気象庁福井地方气象台 電話：0776-24-0009

資料8-11 水位周知発表基準

種 類	発 表 基 準
井の口川 氾濫危険情報	・ 四石橋観測所の水位が2.1m(避難判断水位)に到達したとき
井の口川 氾濫危険情報	・ 四石橋観測所の水位が2.4m(氾濫危険水位(特別警戒水位))に到達したとき
井の口川 氾濫発生情報	・ 氾濫が発生したとき

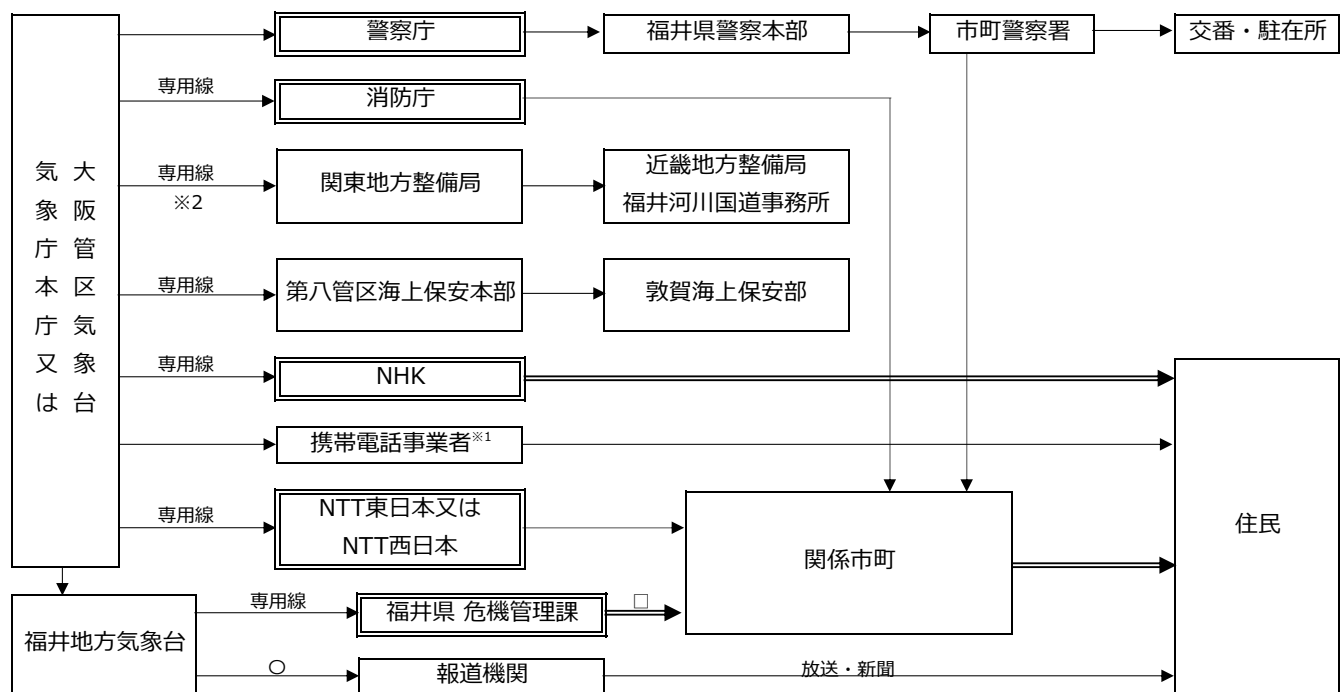
水系名	河川名	実施区間	基準地点	担当部署
井の口川 水系	井の口川	敦賀市三味線川合流点から日本海まで	四石橋 観測所	福井県敦賀土木事務所

資料8-12 井の口川水位情報連絡系統図



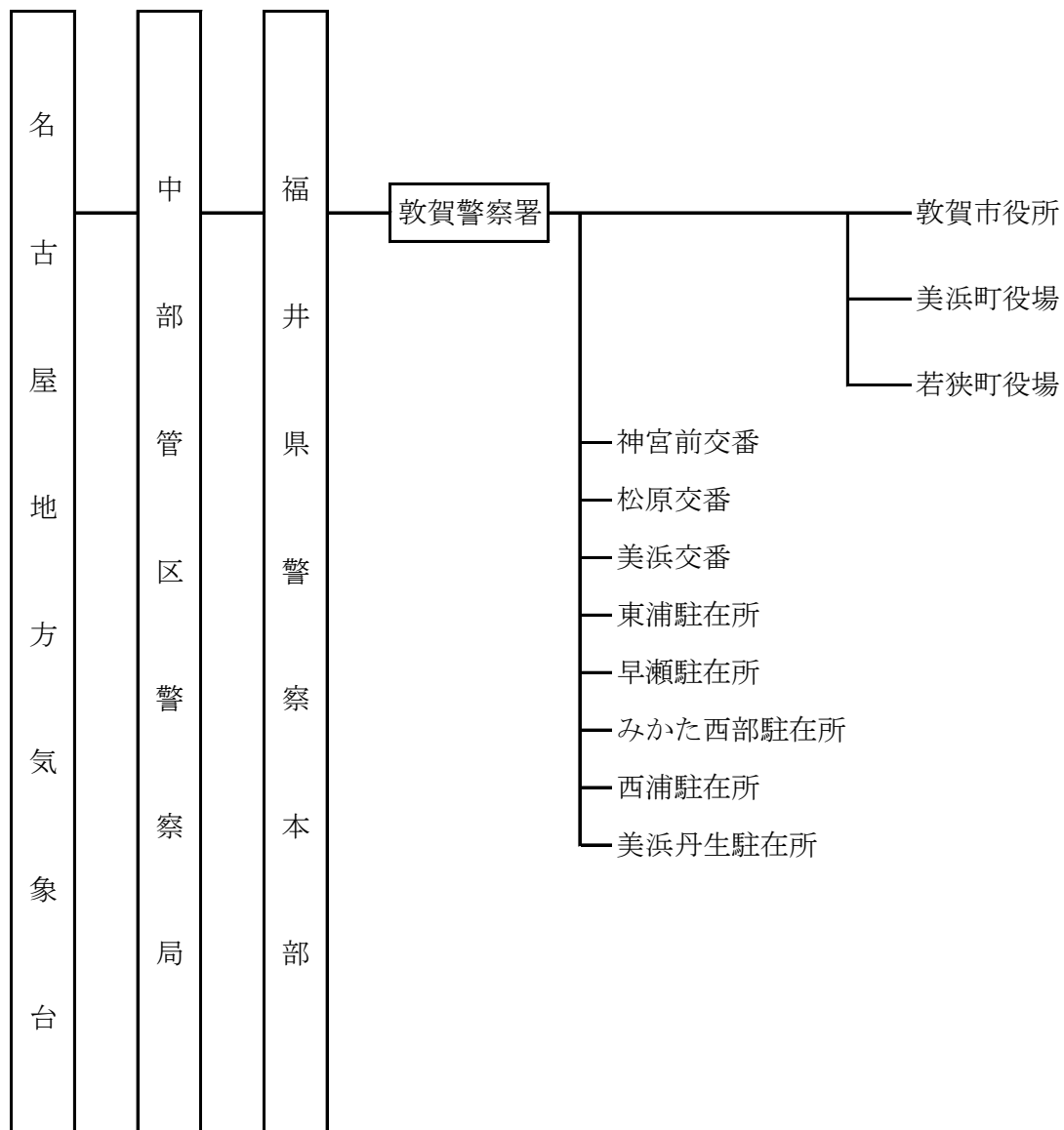
※1 水防法第13条の4の通知

資料8-13 津波警報等の伝達経路図

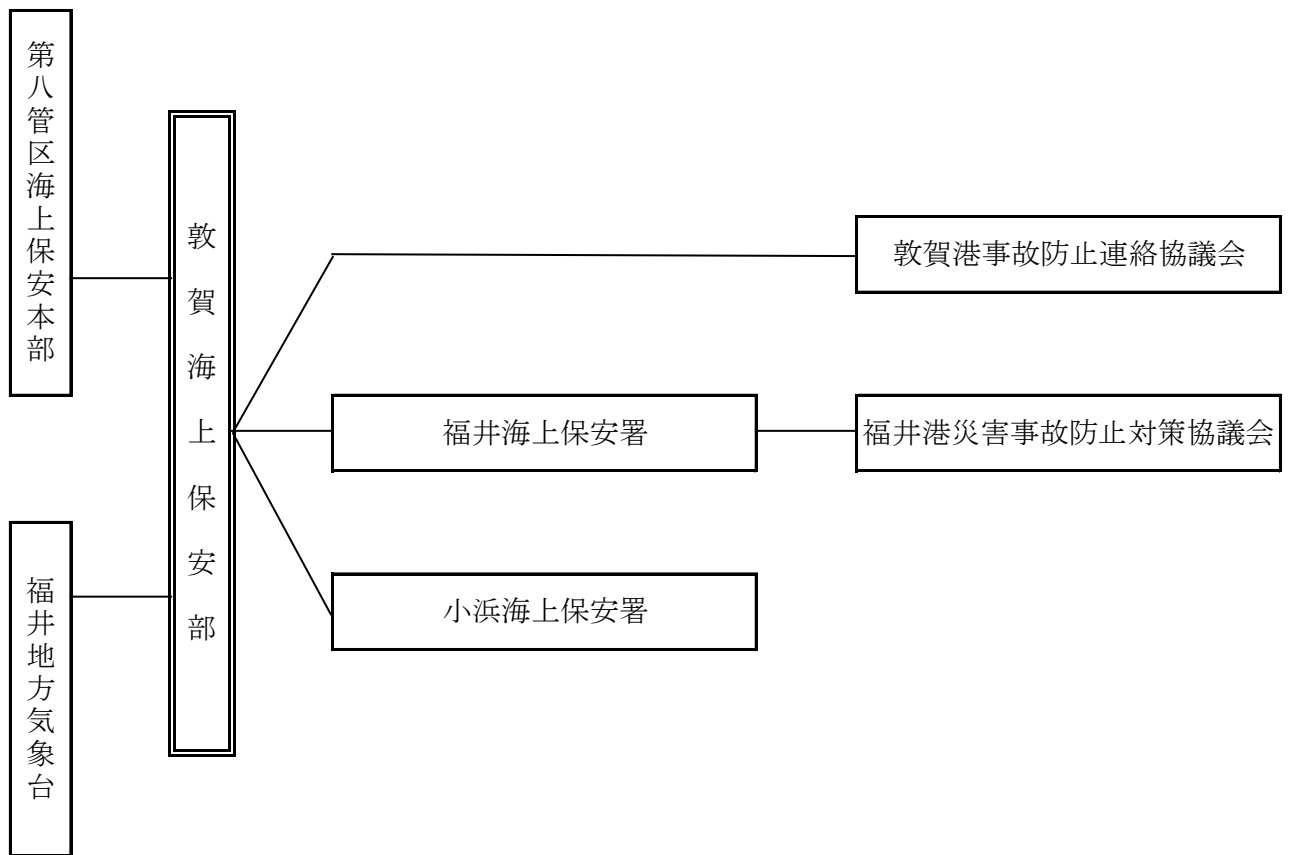


- ・ ※1 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
- ・ ※2 関東地方整備局に通知することができない場合は、福井地方気象台から可能な手段を用いて福井河川国道事務所に通知する。
- ・ 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- ・ 二重線の経路は気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
- ・ 津波注意報の通報先は、津波警報の通知先と基本的内同じであるが、法定伝達に当たらない。また、N T T は津波注意報の通知は行わない。
- ・ □の経路は、県防災行政無線。
- ・ ○の経路は、防災情報提供システム（インターネット）または気象庁H P。

資料 8 - 1 4 県警察の津波予報伝達系統図

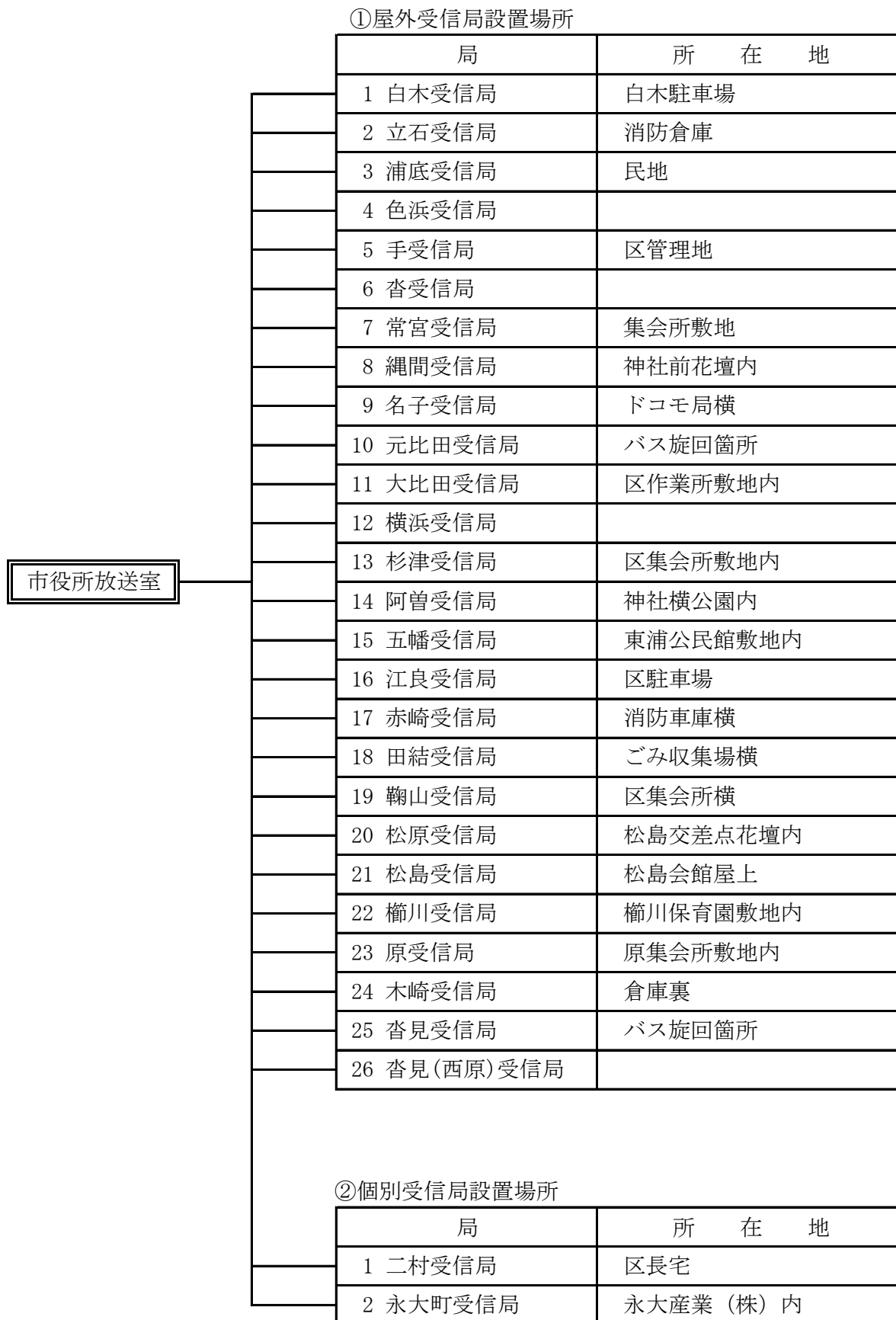


資料 8 - 1 5 敦賀海上保安部の津波予報伝達系統図



資料 8 - 1 6 敦賀市防災行政無線局系統図

1 固定系



資料 8-17 防災放送取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）、原子力施設に関する事故等、原子力災害、光化学スモッグ、PM2.5及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）に基づく国民保護措置（以下「災害等」という。）に関する情報を市民に広報するための防災放送について、必要な事項を定める。

(放送設備)

第2条 防災放送に使用する設備は、防災メール（防災Twitter含む。）、防災放送チャンネル、敦賀市ホームページ、屋外スピーカー、防災情報受信機とする。

(一般放送)

第3条 一般放送は、防災放送チャンネル及び敦賀市ホームページを使用し、次に掲げる事項とする。

- (1) 火災予防の周知に関する事項
- (2) 各種訓練に関する事項
- (3) 各種試験放送に関する事項
- (4) その他、特に必要と認める事項

(注意放送)

第4条 注意放送は、気象及び大気汚染に関する警報等が発表されている場合に、防災メール（防災Twitter）、防災放送チャンネル、敦賀市ホームページを使用し、次に掲げる事項を放送するものとする。

- (1) 気象警報に関する事項
 - ア 大雨、洪水、土砂、高潮等の気象警報等が発表され、災害が予見される事項
 - イ 洪水予報等が発表され、災害が予見される事項
 - ウ 台風等の情報で災害が予見される事項
- (2) 大気汚染に関する事項
 - ア 光化学スモッグに関する事項
 - イ PM2.5に関する事項
 - ウ 大気汚染のうち、特に必要と認める事項
- (3) 火災、救急及び救助に関する情報で、特に必要と認める事項
- (4) クマの目撃に関する情報で、付近にいることが予見される又は確認された事項

(緊急放送)

第5条 緊急放送は、災害対策本部等が設置された場合などの緊急的な対応が必要な場合において、第2条に掲げる設備を使用し、次に掲げる事項を、その目的等に応じて緊急放送及び個別放送により実施する。

- (1) 地震発生時に関する事項（震度4以上）
- (2) 気象警報に関する事項
 - ア 大雨、洪水、土砂、高潮等の気象警報等が発表され、災害が予見される事項
 - イ 洪水予報等が発表され、災害が予見される事項
 - ウ 台風等の情報で災害が予見される事項
- (3) 大気汚染に関する事項
 - ア 光化学スモッグに関する事項
 - イ PM2.5に関する事項
 - ウ 大気汚染のうち、特に必要と認める事項
- (4) 避難に関する事項
- (5) 火災、救急及び救助に関する情報で、特に必要と認める事項
- (6) 原子力施設に関する事故等の情報提供に関する事項
- (7) 原子力災害に関する事項
- (8) 国民保護法に基づく国民保護措置に関する事項
- (9) 緊急停電または断水等で市民の生活が著しく阻害されることが予見される事項
- (10) 交通機関または主要道路等の事故等により、市民生活が著しく阻害されることが予見される事項
- (11) 市民の生命が危険に晒される状況が今現在起きている又は起きる可能性が極めて高い緊急的な警察事象に関する事項
- (12) 別表に定める事項、ただし、1号から前号に定めた事項が発生した場合には、当該各号に定めた事項を優先して放送する。
- (13) その他必要と認める事項

(全国瞬時警報システム)

第6条 弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報について、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いて、自動で放送されるものについては、本要領に定める防災放送には含まないものとする。

(プライバシーの保護)

第7条 放送内容については、個人情報に留意し、プライバシーの侵害とならないよう配慮しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年3月24日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年12月16日から施行する。

別表（第5条関係）

放送内容	放送手段
防犯対策に関すること (緊急的な警察事象を除く)	防災メール、防災放送チャンネル
大規模感染症の発生に関すること	防災メール、防災放送チャンネル
サル、クマ等出没に関すること	防災放送チャンネル
地下水低下に関すること	防災放送チャンネル
消費者被害に関すること	防災放送チャンネル
コミュニティバスに関すること	防災放送チャンネル
とうろう流しと大花火大会の実施に関すること	防災放送チャンネル
敦賀まつりの実施に関すること	防災放送チャンネル

資料 8 - 1 8 広報用放送文例

1 本文例 1 【震度 4～5 強の場合】

市民の皆さまに地震発生情報をお知らせします。

ただいま、大きな地震が発生しました。

市民の皆さまは、まず落ち着いてください。

あわてず、次のことを確認してください。

(本震の状況により)

(机、テーブル、ベッドなど丈夫な家具の下にもぐってしばらく様子を見てください。)

- ① まず火の元の確認と火の始末をしてください。
- ② 出口の戸を開けてください。
- ③ 火が出たら、大声で近所に声をかけあってみんなで消火してください。
- ④ あわてて戸外に飛び出さないでください。
- ⑤ 海岸部の方々は、津波の発生に備えて、速やかに行動してください。
(この地震による津波発生のおそれはありません。)
- ⑥ うわさや流言飛語にまどわされず、ラジオや市の正確な情報により行動してください。

2 本文例 2 【震度 6 弱以上の場合】

市民の皆さまに地震発生情報をお知らせします。

ただいま、大きな地震が発生しました。

市民の皆さまは、まず落ち着いてください。

あわてず、次のことを確認してください。

(本震の状況により)

(机、テーブル、ベッドなど丈夫な家具の下にもぐってしばらく様子を見てください。)

- ① 家族みんないますか。家族の名前を呼び合ってください。
- ② まず火の元の確認と火の始末をしてください。
- ③ 出口の戸を開けてください。
- ④ 火が出たら、大声で近所に声をかけあってみんなで消火してください。
- ⑤ 非常持出し袋を持ってください。
- ⑥ 屋内のブレーカーを落としてください。
- ⑦ 屋外に出て一旦様子を見てください。

- ⑧ (状況に応じ)
(町内会や家族で決めた一時避難所があれば、そこへ一時避難してください。)
(市の指定避難所に避難してください。)
- ⑨ 避難は徒歩で、自動車は絶対使わないでください。
- ⑩ 海岸部の方々は、津波の発生に備えて、速やかに行動してください。
(この地震による津波発生のおそれはありません。)
- ⑪ うわさや流言飛語にまどわされず、ラジオや市の正確な情報により行動してください。

資料 8-19 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定

災害対策基本法第 57 条に規定する通信設備の優先利用等に関して、敦賀市長と福井県警本部長は同法施行令第 22 条の規定に基づき、次のとおり協定する。

なお、同法第 79 条の規定に基づく警察通信設備の優先使用に関する事務の取扱いについても、本協定を準用する。

昭和 38 年 8 月 1 日

敦 賀 市 長
福 井 県 警 察 本 部 長

災害対策基本法施行令第 22 条に基づく協定

第 1 敦賀市長が、災害対策基本法（以下「法」という。）第 57 条の規定に基づき警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、または警察の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用（以下「警察通信設備の使用等」という。）する場合は、本協定の定めるところによるものとする。

第 2 敦賀市長が法第 57 条の規定に基づき使用することのできる警察通信設備は、警察有線電話、警察無線電話および警察無線電信とする。

第 3 敦賀市長が法第 57 条の規定に基づき警察通信設備の使用等をする場合は、原則として当該市の地域を管轄する警察機関の通信統制官（所轄警察署長）に対して、次の事項を申し出て承認を受けるものとする。

- 1 使用等しようとする警察通信設備
- 2 使用等しようとする理由
- 3 通知内容
- 4 発信者および受信者

第 4 通信統制官は、当該申込の内容が、法第 57 条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認められるときは、その使用を承認するものとする。この場合において受付けた通信の取扱い順位の決定は、通信統制官が当該通信の緊急性、通話の内容、受付け順位等を斟酌して決定するものとする。

第 5 敦賀市長は、法第 56 条の規定に基づく伝達、通知または警告を行う場合の対象者および当該対象者に対する平常時における連絡方法等警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ当該市の地域を管轄する警察機関の通信統制官に連絡しておくものとする。

第 6 本協議に基づく警察通信設備の使用等に関しては、原則として警察通信設備の新設もしくは増設または通信機器の貸与は行わないものとする。

附 則

本協定は、昭和 38 年 8 月 1 日から施行する。

資料 8-20 日本アマチュア無線連盟敦賀クラブ会員名簿

(令和5年11月現在)

No.	コールサイン	氏名	クラブ役職	会員区分
1	J A 9 R T	近江谷 弘一		正会員
2	J A 9 W P	太田 康吉		正会員
3	J A 9 B X N	野田 正男	監事	正会員
4	J A 9 G A N	和瀬田 晃	監事・相談役	正会員
5	J A 9 M P K	長谷 茂実		正会員
6	J A 9 N U N	山崎 佳之	会計・理事	正会員
7	J A 9 R W M	河合 博幸	理事	正会員
8	J A 9 W K K	西畑 玉江		正会員
9	J A 9 W N E	小出 巧	監事	正会員
10	休止中	孝治 広幸		正会員
11	J R 9 P Z N	宮川 敏憲		正会員
12	J E 9 G O L	小倉 光幸		正会員
13	J E 9 T J X	山本 敏之		正会員
14	J E 9 V W K	北村 信二	理事	正会員
15	J F 9 N U A	市橋 英樹	会計・理事	正会員
16	J N 3 I Q K	宇治 壽雄		正会員
17	J F 9 P L F	角谷 桂一	理事	正会員
18	J R 9 D R U	中道 五一		正会員
19	J F 9 Q M T	町 宏幸	会長・事務局	正会員
20	J F 9 O N R	小島 政門		正会員
21	J F 9 R E P	藤木 豊	第1副会長	正会員
22	J F 9 Q W F	中川 紀夫		正会員
23	J F 9 R O D	中川 久見子		家族会員

資料 8-2-1 水防信号

信号別	警 鐘 信 号	サイレン信号 (余いん防止符)
第 1 信号	●-休 ●-休 ●-休 ●-休 一 点 ず つ	な し
第 2 信号	●-●-● ●-●-● ●-●-● 三 点 連 打	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止 ○-休止
第 3 信号	●-●-●-● ●-●-●-● 乱 打	約 3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 2秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止 ○-休止

※水防法第20条に規定

- (1) 第 1 信号は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- (2) 第 2 信号は、水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- (3) 第 3 信号は、必要と認める区域内的の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- (4) 信号は適宜の時間、継続すること
- (5) 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと
- (6) 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする

資料 8-2-2 津波標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報 標 識	(3点と2点との斑打) ●-●-● ●-●	(約10秒) ○——— --- ○ —— (約2秒)
津波注意報 及び津波警 報解除標識	(1点2個と2点との斑打) ● ● ●-●	(約10秒) (約60秒) ○——— --- ○ —— (約3秒) (約3秒)
津波警報 標 識	(2点) ●-● ●-● ●-●	(約5秒) ○——— --- ○ —— (約6秒)
大津波警報 標 識	(連点) ●-●-●-●	(約3秒) ○——— --- ○ —— (約2秒) (短声連点)

- (1) 「津波なし」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない
- (2) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする

第 年 月 日 号

福井県知事

殿

敦賀市長

印

自衛隊災害派遣要請書

次のとおり自衛隊の派遣を要請いたします。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - (1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。）
 - (2) 派遣を要請する理由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣を希望する勢力及びその任務
 - (1) 水防、消防、通信、防疫、給水、輸送、通路の啓開等
 - (2) 人員
 - (3) 装備の概要（特に船舶、航空機等特殊の装備を必要とするとき。）
- 4 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域、できれば連絡場所又は連絡者
 - (2) 活動内容
- 5 その他参考事項
 - (1) 連絡先
 - (2) 負担経費

資料 8-24 防災ヘリコプター緊急運航要請書

様式第 1 号 (第 3 関係)

防災ヘリコプター緊急運航要請書

要 請 団 体	発信者				
災 害 種 別	1 : 救急 2 : 救助 3 : 災害応急 4 : 火災防御 5 : 広域応援				
要 請 内 容	1 : 救急 2 : 救助 3 : 物資等輸送 4 : 火災消火 5 : 広報 6 : 調査				
発生場所・目標	(市町)	丁目	番地	・目標	
発 生 日 時					
災害(事故)概要					
気 象	天候 視程	風向 m 雲高	風速 m	m/s	気温 °C 警報・注意報
出場先臨時着陸場	場所 (市町)	丁目	番地	目標 要請側病院名	
搬送先臨時着陸場	場所 (市町)	丁目	番地	目標 搬送先病院名	
傷 病 者 等	傷病者氏名	生年月日	年 月 日	歳	傷病名 程度 (重・中・軽) 男・女
地 上 指 揮 者 コールサイン	指揮者名	コールサイン 無線種別 (統制波 ・ 主運用波)			
他の航空機の 活 動 要 請	(有・無) 機関名	機数	機		
要 請 日 時	令和 年 月 日 (曜日)	午前・午後	時	分	

以下の項目については、運航管理責任者が記入後至急通知します。

様式第 2 号 (第 4 関係)

防災ヘリコプター緊急運航決定書

受 信 日 時	
受 信 者	
出 動 の 有 無	有・無
航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 コールサイン 無線種別 (統制波 ・ 主運用波)
到着予定時間	令和 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
活動予定時間	時間 分
必 要 資 機 材	
その他特記事項	

資料 8-25 敦賀市被害状況調査及び報告要領

(目的)

第1 この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条第1項（被害状況等の報告）及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条（消防庁長官に対する消防統計等の報告）の規定に基づき、市長が知事に対して行う災害の状況報告に関し、必要な資料を得るため、各部長が行う災害の状況調査及び報告に関し、必要な事項を定め、被害状況の適確かつ迅速な把握を目的とするものである。

(調査)

第2 被害状況調査は、住民の生命及び財産に関する事項、市の管理する施設等について調査の上、報告するものとする。

1 報告すべき災害

災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象、又は大規模な事故等災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害である。

2 報告の基準

被害状況報告に当たっては、おおむね次に掲げる事項に該当し被害が生じた場合は、速やかに報告するものとする。

- (1) 市が災害対策連絡室又は災害対策本部を設置したもの
- (2) 地震が発生し、県の区域内で震度1以上を記録したもの
- (3) 注意報・警報が発表されたもの
- (4) その他特に報告の指示があったもの

(報告の種類)

第3 被害状況報告の種類は、次のとおりとする。

- 1 災害即報 災害を覚知したとき直ちに行う。
- 2 災害確定報告 応急対策終了後10日以内に行う。

(報告の方法)

第4 災害即報は、原則として別記様式第1号又は別記様式第2号により報告するものとするが、やむを得ないときは、電話報告又は急使により報告するものとする。

- 2 災害確定報告は、必ず別記様式第2号により報告するものとする。
- 3 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたとき、又は同法の適用基準に達する見込みがあるときには、災害即報と併せて、別記様式第3号により報告するものとする。

(報告先)

第5 被害状況報告は、市民生活部長に報告するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、災害対策本部又は市民生活部危機管理対策課担当者に報告するものとする。

(報告責任者)

第6 各部長は、あらかじめ各班の被害状況報告責任者を定めておかなければならない。

(防災会議への報告)

第7 市長は、必要に応じ、被害状況及び応急対策等の措置について、敦賀市防災会議に報告するものとする。

(県への報告)

第8 市民生活部長は、被害状況の集計結果を福井県危機対策・防災課に報告するものとする。

(被害程度の認定基準)

第9 被害状況の基準については、次の表のとおりとする。

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、また受ける必要のある者のうち、1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1か月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流出した部分の床面積が、その住家の述べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の述べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

世帯等	り災世帯	<p>災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。</p> <p>例えば、寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生計が別であれば分けて扱うものとする。</p>
	り災者	り災世帯の構成員とする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの基準中他の被害項目に属さないものとする。この施設に常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	文教施設	学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専門学校及び専修学校における教育の用に供する施設とする。
	福祉施設	社会福祉事業法第2条の規定により、社会福祉事業により経営される施設とする。
	その他の公共建物	例えば、市庁舎、公民館及び図書館等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	公共建物以外の非住家	公共建物以外の倉庫、工場、車庫等の建物とする。
火災発生件数	火災発生件数	地震又は火山噴火の場合に限る。その他の火災の報告は、別に定めるところにより行う。
	危険物	消防法(昭和23年法律第186号)第11条第1項により、敦賀美方消防組合管理者の許可を受け設置されている危険物製造所、危険物貯蔵所及び危険物取扱所の施設とする。
公共土木施設の被害	市又はその機関の維持管理に属する以下の施設とする。	
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。ただし、砂防法(明治30年法律第29号)第3条ノ2の規定によって同法が準用される天然の河岸を除く。
	砂防施設	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条ノ2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

公共土木施設の被害	林地荒廃防止施設	山林砂防施設（立木を除く。）又は海岸砂防施設（防潮堤を含み、立木を除く。）とする。
	港湾施設	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、係留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	漁港施設	漁港法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設とする。
	海岸施設	国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設とする。
農林水産業施設の被害	農業用施設	農地の利用又は保全上必要な公共的施設であつて、かんがい排水施設、農業用道路又は農地若しくは農作物の災害を防止するため必要な施設とする。
	林業用施設	林地の利用又は保全上必要な公共的施設であつて、林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。）、林道とする。
	漁港施設	漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、水産業協同組合の維持管理に属する施設であつて、外かく施設、係留施設及び水域施設とする。
	共同利用施設	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合又は水産業協同組合連合会の所有する倉庫、加工施設、共同作業場その他の農林水産業者の共同利用に供する施設であつて、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）第1条の3に規定する施設とする。
	農地	耕作の目的に供される土地とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流失・埋没・冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
その他の公共施設	公共建物、公共土木施設、農林水産業施設以外の公共施設をいい、例えば都市施設、公園施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
<p>農産・林産・水産・畜産の被害</p> <p>「農産」「林産」「水産」「畜産」とは、農林水産業施設以外の被害をいい、それぞれの項目ごとに記入すること。</p>		

商の 工被 業害	建物以外の商工業の被害で、工業原材料、生産物、生産機械器具及び操率低 下や観光客のキャンセル等による間接被害等とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
そ の 他 の 被 害	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶 (漁船を除く。)	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不 能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理し なければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した 時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸 数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のう ち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不通となった電話の回線数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

(災害に対しとられた措置)

第10 災害に対してとられた措置の概要は、具体的かつ詳細に記載するものとし、報告様式に
余白がない場合は、別紙とする。

(第1号様式)

		報告日時		年 月 日 時 分								
		部課名										
		報告者名										
		受信者名										
[災害概況速報]												
災害名		(第 報)										
災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分						
被害の状況	死傷者	死者	人	行方不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟	床下浸水	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟		
応急対策の状況												

第2号様式（災害即報・災害確定報告）

部課名		区分		被害数（被害額）		区分		被害数（被害額）		区分		（被害額）				
災害名		非住家の被害	文教施設	公立	棟	()	農産・林産・水産の被害	稲	ha	千	()	被害総額		千円		
報告番号			私立	棟	()	野菜・果樹		千	()	名称						
報告者名			病院診療所等	公立	()	ビニールハウス等		千	()	設置		年	月	日	時	分
受信日時			私立	棟	()	その他		千	()	解散		年	月	日	時	分
受信者名			福祉施設	棟	()	立木・苗木等		千	()	適用状況						
区分			その他の公共建物	棟	()	薪炭施設等		千	()	適用		年	月	日	時	分
被害数（被害額）		公共建物以外の非住宅	棟	()	その他	千	()	解除		年	月	日	時	分		
火災発生		建物	件	()	漁具養殖施設等	千円	()	消防職員出動延人数		人						
人的被害		危険物	件	()	漁船	千円	()	消防団員出動延人数		人						
死者		その他	件	()	水産物	千円	()	災害発生場所								
行方不明者		道路	千	()	その他	千円	()	災害発生年月日								
負傷者		橋りょう	千	()	家畜・家きん類	千円	()	災害の種類概況								
重傷者		河川	千	()	畜産物	千円	()	消防機関の活動状況								
軽傷者		砂防施設	千	()	畜舎等	千円	()	その他(避難の勧告、指示の状況)								
住家の被害		林地荒廃防止施設	千	()	その他	千円	()									
全壊		港湾施設	千	()	商業	千円	()									
世帯①		漁港施設	千	()	繊維工業	千円	()									
人②		海岸施設	千	()	鋳工業	千円	()									
半壊		農業用施設	千	()	観光業	千円	()									
世帯③		林業用施設	千	()	その他	千円	()									
人④		漁港施設	千	()	清掃施設	千円	()									
一部破損		共用施設	千	()	崖くずれ	箇所										
世帯		農業用	千	()	鉄道不通	箇所										
人		林業用	千	()	船舶(漁船を除く。)	千	()									
床上浸水		畜産用	千	()	水道	戸										
世帯⑤		水産用	千	()	電気	戸										
人⑥		流失・埋没	千	()	ガス	戸										
床下浸水		冠水	千	()	電話	回線										
世帯		流失・埋没	千	()	ブロック塀	箇所										
人		冠水	千	()	その他の被害	千円	()									
り災世帯数(①+③+⑤)		冠水	千	()												
り災者数(②+④+⑥)		その他の公共施設	千	()												

(第3号様式)

被害状況報告

世帯構成員別被害状況調(中間、決定)

区分 世帯数	全壊		流失		半壊		床上浸水		計	
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
1人世帯										
2人 "										
3人 "										
4人 "										
5人 "										
6人 "										
7人 "										
8人 "										
9人 "										
10人 "										
11人 "										
12人 "										
13人 "										
14人 "										
15人 "										
計										

資料 8-26 地域被害状況報告書

区名	
----	--

※ 報告時点のわかる範囲内で記入してください。

発信日時	月 日 時 分	記入者	
		連絡先	— —

人的被害	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 重傷（歩行不可） 名、中軽傷（歩行可） 名	
	安否未確認者（行方不明） 名	要救助者（生理め等） 名
	救助等の人員	<input type="checkbox"/> 足りている <input type="checkbox"/> 不足している

火災発生	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり （ 棟出火）	
	火災ありの場合	<input type="checkbox"/> 延焼中 <input type="checkbox"/> 消火済

建物被害	家屋被害	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり （ 棟）	
	会館・公会堂等	避難所として	<input type="checkbox"/> 使用可 <input type="checkbox"/> 使用不可

※ 以下の状況が確認され次第、順次報告してください。

ライフライン状況	上水道	<input type="checkbox"/> 使用可 <input type="checkbox"/> 使用不可
	電気	<input type="checkbox"/> 使用可 <input type="checkbox"/> 使用不可
	電話	<input type="checkbox"/> 使用可 <input type="checkbox"/> 携帯不可 <input type="checkbox"/> 固定電話不可
	道路・橋	<input type="checkbox"/> 被害なし <input type="checkbox"/> 道路の被害あり <input type="checkbox"/> 橋の被害あり

飲料水食料等の状況	飲料水	<input type="checkbox"/> 足りている <input type="checkbox"/> 不足している
	食料	<input type="checkbox"/> 足りている <input type="checkbox"/> 不足している
	毛布	<input type="checkbox"/> 足りている <input type="checkbox"/> 不足している

その他連絡事項	
---------	--

※ 各班・組などから災害状況を取りまとめて、市への報告は集落（町・区）ごと又は地区ごとをお願いします。

連絡先 敦賀市災害対策本部 TEL 〇〇-〇〇〇〇
 （敦賀市市民生活部危機管理対策課） FAX 〇〇-〇〇〇〇

受信者
/ :

資料 9 - 1 災害備蓄倉庫一覽

名 称	規格・構造	面積 (㎡)	所在地
第 1 防災備蓄倉庫	L G S 平屋建	99 (西側)	敦賀市野神
第 2 防災備蓄倉庫		99 (東側)	昭和浄水場敷地内
第 3 防災備蓄倉庫	R C 造 1 階	83	敦賀市松原町 松原小学校 1 階
第 4 防災備蓄倉庫	R C 造平屋建	197	敦賀市吳竹町 松島中央公園
第 5 防災備蓄倉庫	R C 造 1 階	27	敦賀市公文名 栗野公民館
第 6 防災備蓄倉庫	R C 造 2 階	49	敦賀市曙町 敦賀消防団器具置場
第 7 防災備蓄倉庫	S 造平屋建	98	敦賀市羽織町 中郷公民館

資料9-2 災害備蓄品保有状況（危機管理対策課）

（令和5年11月1日現在）

1 飲食料関係

品名	備蓄量	品名	備蓄量
アルファ米	11,900 食	ようかん	3,010 食
サバイバルフーズ	17,698 食	保存水(1本500ml)	9,600 本
ビスケット	3,060 食		
保存用パン	2,612 食		

2 炊き出し関係

品名	備蓄量	品名	備蓄量
炊飯釜	47 個	大型炊き出し器	1 台
やかん	6 個	炊飯セット	9 台
ガスボンベ	3 台		

3 日用品関係

品名	備蓄量	品名	備蓄量
ウェットティッシュ	334 本	お茶容器	1,850 個
トイレットペーパー	552 ロール	紙皿	2,400 枚
おわん(発砲スチロール製)	14,600 枚	食品用ラップ	932 本
紙おむつ(大人用)	7,856 枚	哺乳ビン	1,325 本
紙おむつ(乳児用)	8,398 枚	おにぎりパック	14,700 枚
生理用ナプキン	15,144 枚	紙コップ	6,240 個
尿とりパッド	4,848 枚	歯磨きセット	94 セット
餅箱	55 箱	石鹸	312 個
餅箱のふた	15 枚	ゴミ袋	30,660 枚
アルミホイル	457 本	クラフトテープ	262 巻
スプーン	6,270 本	粗面ラインテープ	7 巻
フォーク	6,300 本	荷造りひも	14 本
缶切	15 個	ジュートひも	6 本
割り箸	14,200 膳	ちりとり	16 個

4 給水関係

品名	備蓄量	品名	備蓄量
濾水機	10 台	給水タンク	6 個
ポリタンク(20ℓ)	402 個	給水袋	2,568 枚

5 資機材関係

品名	備蓄量	品名	備蓄量
トラロープ (100m)	13 本	脚立	5 脚
カラーコーン	108 個	足場台	3 台
コーンウェイト	105 個	梯子	5 脚
コーンバー	93 本	発電機	50 台
方向指示板	4 枚	石油ストーブ	20 台
スコップ	860 本	ガソリン携行缶(20ℓ)	15 個
のこぎり	37 丁	コードリール(30m)	15 個
なた	21 丁	バルーン照明機	38 台
鎌	50 丁	投光器(専用三脚有り)	16 セット
バール	70 丁	拡声器 (携帯用含む)	31 個
ハンマー	20 丁	土のう袋	6,200 枚
金テコ棒	20 丁	水土のう袋	3,760 枚
斧	20 丁	テント	39 組
かけや	40 丁	テント幕	33 枚
ボルトクリッパー	10 丁	テント三方幕	26 組
三ツ鍬	28 丁	プライベートルーム	20 基
バケツ	1,186 個	簡易ベッド	31 台
三角バケツ	24 個	エアマット	100 枚
ブルーシート	4,320 枚	エアータント	1 張
アルミロールマット	25 枚	衝立	2 枚
避難所用間仕切り	24 セット	蛍光灯セット	1 セット
組み立て水槽	1 組	オイルスネア	49 本
柄杓の柄	35 本	縄	13 本
ドラムポンプ	33 個	網	1 枚
デッキブラシ	12 本	フルイ	12 個
ジョレン	16 本	竹べら	2,000 個
一輪車	3 台	オガライト	42 個
リヤカー (折りたたみ式含む)	20 台	ドライワイパー	7 本

6 トイレ関係

品名	備蓄量	品名	備蓄量
仮設トイレ	37 台	携帯トイレ	1,578 個
ユニバーサルトイレ	4 台	排便収納袋	5,400 枚
簡易組立便座	679 個	マンホールトイレ	70 個

7 救護関係

品名	備蓄量	品名	備蓄量
診療台	2 台	エアーパーテージ	20 個
担架	25 台	応急医療セット	8 セット
救急箱	68 個	車椅子	25 台
ガーゼ	17 枚	救命ロープ (200m)	4 本
救助袋	2 袋	毛布	6,161 枚

8 装飾品・装備品関係

品名	備蓄量	品名	備蓄量
ヘッドランプ	88 個	カップズボン	221 着
ヘルメット	615 個	カップポンチョ	3 着
頭巾	52 個	カップスカート	244 着
懐中電灯	101 個	前掛け	105 着
防護服	200 枚	ゴム手袋	860 双
マスク	600 枚	軍手	300 双
ポケット線量計	120 個	作業用手袋	4,096 双
個人防護服セット	208 セット	作業用つなぎ	173 着
防護マスク	208 枚	防塵用つなぎ	80 着
防護マスク吸着缶	416 個	長靴 (25.0~27.0cm)	374 足
サージカルマスク	6,650 枚	胴付長	40 足
カップ	3,463 着	防塵用マスク	6 枚
カップ上衣	322 着		

9 その他

品名	備蓄量	品名	備蓄量
非常袋	1,274 個	フードバック	298 個

資料 9 - 3 米穀販売店一覧

(令和 5 年 1 1 月現在)

名 称	所 在 地	電話番号
福井県農業協同組合敦賀支店	三島町2丁目11-11	20-0086
福井県農業協同組合敦賀東部支店	深川町23-1	24-5800
福井県農業協同組合栗野支店	勤生野104-19-1	22-5341
福井県農業協同組合ファーマーズマーケット	三島町2丁目11-11	22-2504

資料 9-4 主要調達先一覧

(令和5年11月現在)

品目	名 称	所 在 地	電話番号
食料	福井県農業協同組合	三島町2丁目11-11	22-0086
	敦賀青果食品協同組合(各食料品店)	古田刈66-1303	22-3800
	(株)ニチレイ・ロジスティクス関西 敦賀事業所	蓬萊町1-16	22-4411
	敦賀市公設地方卸売市場	古田刈66-1303-1	24-1522
	福井県漁業協同組合連合会敦賀支所	蓬萊町17-13	22-0072
衣料	敦賀衣料品協同組合	津内町1丁目5-22	23-3390
燃料	敦賀石油事業協同組合	中央町1丁目1-36-2	25-2945
	福井県LPガス協会敦賀支部	木ノ芽町114-2-4	23-3655

資料 9-5 炊出し予定場所一覧

(令和5年11月現在)

名称	所在地	連絡先	給食可能数	使用燃料
敦賀市学校給食センター	野神12-16	TEL 22-0410 FAX 22-9364	5,000食	プロパンガス

- 備考：1 常時米保管量300kg
 2 常時プロパンガス保管量1,250kg（1本50kg, 25本）
 3 給食可能数は1日（8時間）おにぎり5,000個
 4 非常電源なし

資料 10-1 救急病院一覧

施設名	所在地	電話番号	備考
市立敦賀病院	三島町1丁目6-60	22-3611	災害拠点病院 救急告示病院
泉ヶ丘病院	中81-1-11	22-7700	救急告示病院
国立病院機構 敦賀医療センター	桜ヶ丘町33-1	25-1600	救急告示病院

資料10-2 医療機関一覧

(令和5年11月現在)

名 称	診療科名	病床数	所 在 地	電話番号
泉ヶ丘病院	内科 循環器科 消化器内科 神経内科 腎臓内科 外科 整形外科 リウマチ科 リハビリテーション科 泌尿器科 脳神経外科	116	中81-1-11	22-7700
いちはし整形外科	整形外科 リハビリテーション科	0	楡林9-9-6	20-1825
猪原病院	精神科 内科	111	楡林32-5-2(ひばりヶ丘町)	22-3558
産科婦人科 井上クリニック	産婦人科	18	木崎49-24-1	21-4103
宇野耳鼻咽喉科医院	耳鼻咽喉科 アレルギー科	0	清水町2丁目17-1	22-3387
耳鼻咽喉科加藤医院	耳鼻咽喉科	0	三島町1丁目11-4	23-1031
加藤胃腸科医院	内科 胃腸科 小児科 肛門科 外科	0	新松島町10-5	25-6888
泉ヶ丘病院附属 かなわクリニック	整形外科 内科 脳神経外科 リハビリテーション科	0	鉄輪町1丁目2-55	22-4874
川上医院	内科 消化器内科 形成外科 糖尿病内科 脂質代謝内科	0	松原町1-39	22-0977
河原皮膚科医院	皮膚科	0	楡林5-1-1	47-5524
河原崎眼科	眼科	0	木崎21-2	21-0055
くまがい内科クリニック	内科 消化器内科	0	中央町1丁目17-24	21-2501
こもれば診療所	外科 内科	0	筋生野95-2-1	47-5725
さかい皮ふ科クリニック	皮膚科	0	中央町2丁目16-5	24-4177

名 称	診療科名	病床数	所 在 地	電話番号
せきクリニック	外科 内科 消化器科	0	御名53-14-6	21-2000
菌田クリニック	小児科 皮膚科	0	古田刈68-1401	22-5118
独立行政法人 国立病院機構 敦賀医療センター	内科 消化器内科 糖尿病内科 循環器内科 呼吸器内科 脳神経内科 血液内科 疼痛緩和内科 精神科 小児科 外科 心臓血管外科 消化器外科 肛門外科 内視鏡外科 呼吸器外科 脳神経外科 整形外科 リウマチ科 リハビリテーション科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 放射線科 麻酔科 歯科	223	桜ヶ丘町33-1	25-1600
医療法人敦賀温泉病院	内科 精神科 心療内科 リハビリテーション科	0	吉河41-1-5	23-8210
つるが生協診療所	内科	0	和久野14-22-1	21-0176

名 称	診療科名	病床数	所 在 地	電話番号
中村医院	内科 小児科	0	相生町12-15	22-0570
萩の実ストレスケアクリニック	内科 精神科 心療内科	0	清水町2丁目11-6	22-2482
はぎはら整形外科クリニック	整形外科 リハビリテーション科 リウマチ科	0	原49-24-2 (木崎)	20-0811
はやし内科胃腸科医院	内科 胃腸科	0	金山76-2-2(沢)	22-8055
福辻耳鼻咽喉科医院	耳鼻咽喉科	0	津内町2丁目8-22	22-0269
船井医院	内科 循環器内科	0	中央町1丁目2-1	23-0025
松田マタニティクリニック	産婦人科	0	平和町7-3	24-1131
みやがわクリニック	小児科	0	野神43-1-2	20-1700
三宅眼科医院	眼科	0	津内町3丁目8-12	23-0028
明峰クリニック	内科 外科 循環器科	0	津内町3丁目6-38	23-3031
もり耳鼻咽喉科アレルギー科クリニック	耳鼻咽喉科 アレルギー科	0	市野々2丁目35-2	23-1300
よしの眼科	眼科	0	三島町1丁目13-7	25-1211
和久野医院	内科 消化器内科 外科 肛門科	0	和久野29-19	22-3080
敦賀市休日急患センター	内科 小児科 歯科	0	中央町2丁目16-52	25-5311
敦賀市国民健康保険 東浦診療所	内科	0	大比田34-16-1	28-1440
敦賀市国民健康保険 疋田診療所	内科	0	疋田11-9-1	27-1106
敦賀市国民健康保険 疋田診療所杉箸出張所	内科	0	杉箸109-17-3	27-1106
敦賀市国民健康保険 疋田診療所葉原出張所	内科	0	葉原98-21-18	27-1106
はせペインクリニック	麻酔科 ペインクリニック整形外科 ペインクリニック内科	0	中央町1丁目13-30	25-1370
竹内内科クリニック	内科 糖尿病内科 内分泌内科 脂質代謝内科	0	砂流40-2-4 (櫛林)	36-4840
あんどろ小児科	小児科	0	沓見140-2-1	24-5880

名 称	診療科名	病床数	所 在 地	電話番号
市立敦賀病院	内科 神経内科 消化器内科 循環器内科 小児科 外科 心臓血管外科 乳腺外科 整形外科 脳神経外科 皮膚科 形成外科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科口腔外科 麻酔科 救急科 神経科精神科 リハビリテーション科 放射線科 病理診断科	332	三島町1丁目6-60	22-3611

資料 10-3 敦賀地区歯科医師会会員一覧（敦賀市内）

（令和5年11月現在）

名 称	所 在 地	電話番号
大谷歯科医院	津内町3丁目3-46	25-2626
岸歯科医院	中央町1丁目1-34	24-1505
岸本歯科医院	津内町3丁目5-1	25-8234
こうじたに歯科	古田刈68-1307	24-2110
さいとう歯科医院	公文名5-74-2	21-2668
澤村歯科医院	白銀町4-19	22-0034
歯科坂本医院	神楽町1丁目1-25	22-0134
歯科診療所 ななクリニック	開町3-35	37-3831
清水歯科医院	呉竹町2丁目3-1	24-4618
たかはし歯科	若葉町2丁目1102	21-3737
たけの子歯科	木崎20-15-1	24-0418
多田歯科クリニック	公文名25-12-2	21-4182
長村歯科医院	野神40-256-4	22-4460
根尾歯科医院	古田刈69-2017	24-1182
平和歯科医院	平和町39-18	21-0118
吉光歯科医院	道口46-1-1	20-0018

資料10-4 敦賀市薬剤師会会員一覧（敦賀市内）

（令和5年11月現在）

Aグループ	薬局名	電話番号
A-1 リーダー	泉ヶ丘薬局駅前店	47-5517
A-2	泉ヶ丘調剤薬局	20-0311
A-3	クオール薬局	20-1189
A-4	エーワン薬局	21-5533
A-5	あわの薬局	25-2082
A-6	ウェルシア薬局金山店	21-3561
A-7	ウェルシア薬局中央町店	20-5735
A-8	井上調剤薬局	20-1193

Bグループ	薬局名	電話番号
B-1 リーダー	ツルガ薬局松原店	22-8515
B-2	ツルガ薬局市野々店	25-0708
B-3	ツルガ薬局駅前本店	22-0206
B-4	あい調剤薬局	20-5001
B-5	げんき堂薬局	22-8585
B-6	クスリのアオキ木崎薬局	47-6201
B-7	クスリのアオキ敦賀南薬局	25-8611
B-8	クスリのアオキ新敦賀薬局	37-3574
B-9	クスリのアオキ美浜薬局	47-6725

Cグループ	薬局名	電話番号
C-1 リーダー	カドノ薬局市立病院前店	22-0880
C-2	カドノ薬局中央店	22-5799
C-3	カドノ薬局木崎店	21-0909
C-4	カドノ薬局津内店	22-3222
C-5	クララ調剤薬局	21-6801
C-6	スマイル薬局	47-6960
C-7	みなみ調剤薬局	25-8910
C-8	みなみ薬局榎林店	25-6480
C-9	みなみ薬局金山店	47-5102

Dグループ	薬局名	電話番号
D-1 リーダー	日本調剤三島町薬局	21-3708
D-2	スギ薬局敦賀榎林店	47-5230
D-3	スギ薬局敦賀病院前店	47-5394
D-4	まるちゃん薬局	22-6077
D-5	ほほえみ薬局	45-3636
D-6	みはま調剤薬局	32-3050
D-7	南山堂薬局	22-7715
D-8	ハタナカ薬局	21-0093

資料 10-5 敦賀市医師会災害対策本部編成表

(令和5年12月1日現在)

災害救護対策本部（医師会本部）					
本部長	神谷敬一郎	TEL医 22-7700	敦賀市医師会館内 (敦賀市中央町2丁目16番54号) TEL 24-3131 (災害時優先電話) 災害用携帯 090-8702-5363 E-mail info@tsuruga-med.or.jp 携帯型防災無線電話番号 5908		
副本部長	宮川 和彦	TEL医 20-1700			
	林 信太	TEL医 22-8055			
本部総務係	長谷 浩吉	TEL医 25-1370			
	加藤 善彦	TEL医 25-6888			
	坂井 秀彰	TEL医 24-4177			
	熊谷 将史	TEL医 21-2501			
事務局 (事務係)	野瀬 清	医師会災害用携帯： 090-8702-5363			
	松井 信子	災害用携帯E-mail： t-ishikai@docomo.ne.jp			
救護チーム第1班			救護チーム第2班		
救護班 (1)	市橋 幸三	TEL医 20-1825	救護班 (2)	萩原 修平	TEL医 20-0811
	石川 淳	TEL医 22-3080		木村 輝明	TEL医 23-3031
	関 健一郎	TEL医 21-2000		渡邊 剛史	TEL医 47-5725
	竹内美紀子	TEL医 36-4840		山崎 憲蔵	TEL医 23-0025
	藪田 毅	TEL医 22-5118		中村 三郎	TEL医 22-0570
	河原 謙一	TEL医 47-5524		森 繁人	TEL医 23-1300
	宇野 敏行	TEL医 22-3387		池田 拓生	TEL医 23-1031
	井上 修司	TEL医 21-4103		松田 和則	TEL医 24-1131
	三宅 幸	TEL医 23-0028		河原崎正裕	TEL医 21-0055
収 容 施 設					
収容施設	市立敦賀病院 TEL (総務企画課) 22-3611 (代)		敦賀市三島町1丁目6-60		
	(独)国立病院機構敦賀医療センター TEL (管理課) 25-1600 (代)		敦賀市桜ヶ丘町33-1		
	泉ヶ丘病院 TEL (事務局) 22-7700 (代)		敦賀市中81-1-11		
	猪原病院 TEL (事務局) 22-3558 (代)		敦賀市榎林32-5-2		
	敦賀温泉病院 TEL (事務局) 23-8210 (代)		敦賀市吉河41-1-5		

※ 大規模災害発生により多数の患者を収容するときは、学校等の公の施設を臨時救護所とする。

資料 1 1 - 1 敦賀市役所車両保有台数一覧

(令和5年11月現在)

種 別		台 数	計
原付自転車		1	1
軽自動車	乗用車	41	70
	貨物自動車	29	
小型貨物自動車	バン	20	26
	トラック	6	
乗用自動車	普通自動車	15	40
	小型自動車	25	
乗合自動車		1	1
普通貨物自動車	2t以上	4	4
	2t以下	0	
大型特殊自動車		9	9
普通特殊自動車		6	6
小型特殊自動車		11	11
計			168

資料 1 1 - 2 市及び民間協力保有除雪車一覧

(令和 5 年 1 1 月現在)

車種別 区分	グレーダー	ブ ル ドーザー	タ イ ヤ ショベル	除 雪 ドーザ	除 雪 トラック	除 雪 ロータリー	歩 道 除雪車 (小型ロータリー)
市保有車 (リース含)	0	0	14	2	2	1	4
民間借上	7	1	144	1	0	0	0
計	7	1	158	3	2	1	4

資料 1 1 - 3 ヘリコプター緊急離着陸場一覧

(令和 5 年 1 1 月現在)

名 称	所 在 地	面 積	備 考
敦賀市総合運動公園 陸上競技場	沓 見	190×120 (m)	自衛隊指定
松原運動場	松 島 町	100×100 (m)	自衛隊指定
田結海水浴場駐車場	田 結	180×51 (m)	
敦賀原子力館 グラウンド	明 神 町	65×55 (m)	
敦賀港鞠山南	金ヶ崎町	20×20 (m)	自衛隊指定
白木漁港	白 木	70×65 (m)	
もんじゅ港内 荷揚岸壁	白 木	60×40 (m)	
旧西浦小中学校	色	50×50 (m)	

資料 1 1 - 4 陸上輸送業者一覧

1 普通トラック（4ナンバー含む）（けん引、被けん引除く）

（令和5年11月現在）

会社名	会社名（フリガナ）	郵便番号	住所	車両数
亜紀マネジメント(株)	アキマネジメント	914-0812	敦賀市昭和町1-3-2	3
(有)石原運輸 敦賀営業所	イシハラウンシュ ツルカ`エイキ`ヨウシヨ	914-0071	敦賀市泉171-9-2	2
(株)Isomi Express	イソミエクスプレス	914-0079	敦賀市港町10-2	5
(有)イナバエンタープライズ	イナバ`エンタープライズ`	914-0045	敦賀市古田刈68-1520	6
(有)ウイングエクスプレス敦賀営業所	ウイング`エクスプレス`	914-0037	敦賀市道口14-6-2	1
(有)エーダイ開発	エーダイ`カイクハツ`	914-0045	敦賀市古田刈39-2-1	5
SSKロイヤル(株) 敦賀営業所	エスエスケ`ロイヤル`	914-0125	敦賀市若葉町2-1103	4
(有)オオハシ運輸	オオハシウンシュ	914-0124	敦賀市市野々13-1-3	22
(有)片山商店	カタヤマシヨウテン	914-0125	敦賀市若葉町1-221	2
(株)上組 敦賀事業所	カミグ`ミ`	914-0823	敦賀市杓見156中田11-1	5
(株)岸組	キシグ`ミ`	914-0812	敦賀市昭和町1-2-42	2
共栄商事(株)	キョウエイシヨウジ`	914-0028	敦賀市中36-14-4	4
協和運輸建設(有)	キョウワウンシュケンセツ	914-0056	敦賀市津内83-6-1	13
協和産業(株)	キョウワサンギ`ヨウ`	914-0147	敦賀市関26-3-1	11
楠原輸送(株)北陸営業所	クスハラユソウホクリクエイキ`ヨウシヨ`	914-0273	敦賀市田結35-1-1	5
グロービック(株) 敦賀支店	グ`ロービ`ック ツルカ`シテン`	914-0272	敦賀市赤崎38-22-1	7
沢田運送(株)	サワタ`ウンソウ`	914-0814	敦賀市木崎2-1-3	10
(株)三共運送	サンキョウウンソウ	914-0002	敦賀市葉原107-2	12
(株)SEA LINE	シーライン	914-0272	敦賀市赤崎44-41-4	2
(株)下畑組	シモハ`タケ`ミ`	914-0121	敦賀市野神24-16-1	6
真和運送(株)	シンワウンソウ	914-0823	敦賀市杓見64-9-3	2
大和流通(株)	ダイワリユウツウ	914-0812	敦賀市昭和町1-11-2	8
(有)竹田建材	タケタ`ケンザ`イ`	914-0136	敦賀市中24-22-1	9
(有)タナック	タナック	914-0025	敦賀市樋ノ水町33-1	6
(株)タニグチ	タニグ`チ`	914-0043	敦賀市衣掛町529	8
(有)敦賀運送	ツルカ`ウンソウ`	914-0018	敦賀市大蔵1-10	5
敦賀海陸運輸(株)	ツルカ`カイリクウンシュ`	914-0056	敦賀市津内町63-3-3	28

会社名	会社名(フリガナ)	郵便番号	住所	車両数
(有)西浦商会	ニシウラショウカイ	914-0814	敦賀市木崎13-1-1	12
(株)ツルカケミカルサービス	ツルカケミカルサービス	914-0078	敦賀市櫛川30-7-1	6
敦賀清掃工業(有)	ツルカセイソウコウギョウ	914-0812	敦賀市昭和町2-10-12	14
敦賀セメント運輸(株)	ツルカセメントウン	914-0071	敦賀市泉2-6-1	8
敦賀トラック企業組合	ツルカトラックキギョウクミアイ	914-0056	敦賀市津内町63-3-3	8
(有)敦賀緑運	ツルカリョクウン	914-0134	敦賀市山22-7	1
寺川建設工業(株)	テラカワケンセツコウギョウ	914-0811	敦賀市中央町2丁目16-45	8
(株)登建	トウケン	914-0823	敦賀市沓見96-13	9
東部物流(株)	トウブフツリユウ	914-0272	敦賀市赤崎38-23-1	15
中村運輸(株)	ナカムラウン	914-0028	敦賀市中18-8-1若狭物流内	22
日栄自動車(株)	ニチエイジトウシャ	914-0046	敦賀市長沢43-1-2	4
(株)ハルジヤパン	ハルジヤパン	914-0056	敦賀市津内町67-9-1	1
福井トナミ運輸(株)	フクイトナミウン	914-0039	敦賀市羽織町13-3	41
(株)福地組	フクチグミ	914-0136	敦賀市砂流44-7-1	6
(有)フロックス	フロックス	914-0045	敦賀市古田刈68-1402	6
(株)平成ポンプクリート	ヘイセイポンプクリート	914-0141	敦賀市苜生野81-4-2	9
(株)北興	ホクコウ	914-0272	敦賀市赤崎44-41-4	7
松浦商運	マツウラショウウン	914-0131	敦賀市公文名22-7-16	5
(株)マルトミ運輸	マルトミウン	914-0003	敦賀市瀬河内41号一の瀬2-2	5
丸山重機(株)	マルヤマジユウキ	914-0812	敦賀市昭和町1-7-12	7
(有)森口運輸	モリグチウン	914-0802	敦賀市呉竹町1丁目27-15	6
森口建設(株)	モリグチケンセツ	914-0821	敦賀市櫛川34-22	5
山本運送(有)	ヤマモトウソウ	914-0028	敦賀市中45-17-2	8
若狭ダンプ企業組合	ワカサダンプキギョウクミアイ	914-0821	敦賀市櫛川89-6-1	23
若山建設(株)	ワカヤマケンセツ	914-0028	敦賀市中73-8	8
(株)米岡運送	ヨネオカウソウ	914-0045	敦賀市古田刈16-1-1	6

注：(一社)福井県トラック協会敦賀支部の会員名簿であり災害時等出動を確保するものではない。

2 バス

(令和5年11月現在)

名 称	所 在 地	電話番号
福井鉄道嶺南営業所	中44-21-3	22-1317 22-4200
敦賀観光バス	白銀町4	25-2111
海陸観光バス	長沢6-2-2	24-3555 0120-818-355
ワコーサービス	木崎54-19-1	25-8845
ベイ・クルーズ	野神15-5-13	25-0555

3 タクシー

(令和5年11月現在)

名 称	所 在 地	電話番号
敦賀第一交通	相生町18-20	22-3366
サンキュータクシー	神楽町2丁目5-10	23-0039
海陸タクシー	長沢6-2-2	22-3123 0120-818-355
敦賀タクシー	深川町10-2	22-1414

資料 1 1 - 5 海上輸送業者一覧

(令和 5 年 1 1 月現在)

名 称	電話番号	旅客船		貨物船		引 船	
		(隻)	(人)	(隻)	(t)	(隻)	(t)
敦賀海陸運輸(株)	22-3111	0	0	0	0	1	7.1 t × 1 隻
(株)オーミマリン ※7, 8 月のみ	22-1352	2	122	0	0	0	0
計		2	122	0	0	3	

資料 1 1 - 6 乗船施設一覧

(令和 5 年 1 1 月現在)

名 称	所在地	接岸可能トン数 (DWT)	周辺地区
白木漁港岸壁	白木	5	白木
(独) 日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ荷揚岸壁	白木	3, 000	白木
立石漁港物揚場	立石	5	立石
浦底漁港 (浦底地区) 栈橋	浦底	10	浦底、色、手
浦底漁港 (色地区) 栈橋	色浜	10	浦底、色、手
浦底漁港 (手地区) 栈橋	手	5	浦底、色、手
杉津栈橋	杉津	3	杉津、 横浜
日本原子力発電(株)敦賀発電所岸壁	明神町	3, 000	明神町、浦底、色
敦賀港	鞠山南	50, 000	全域

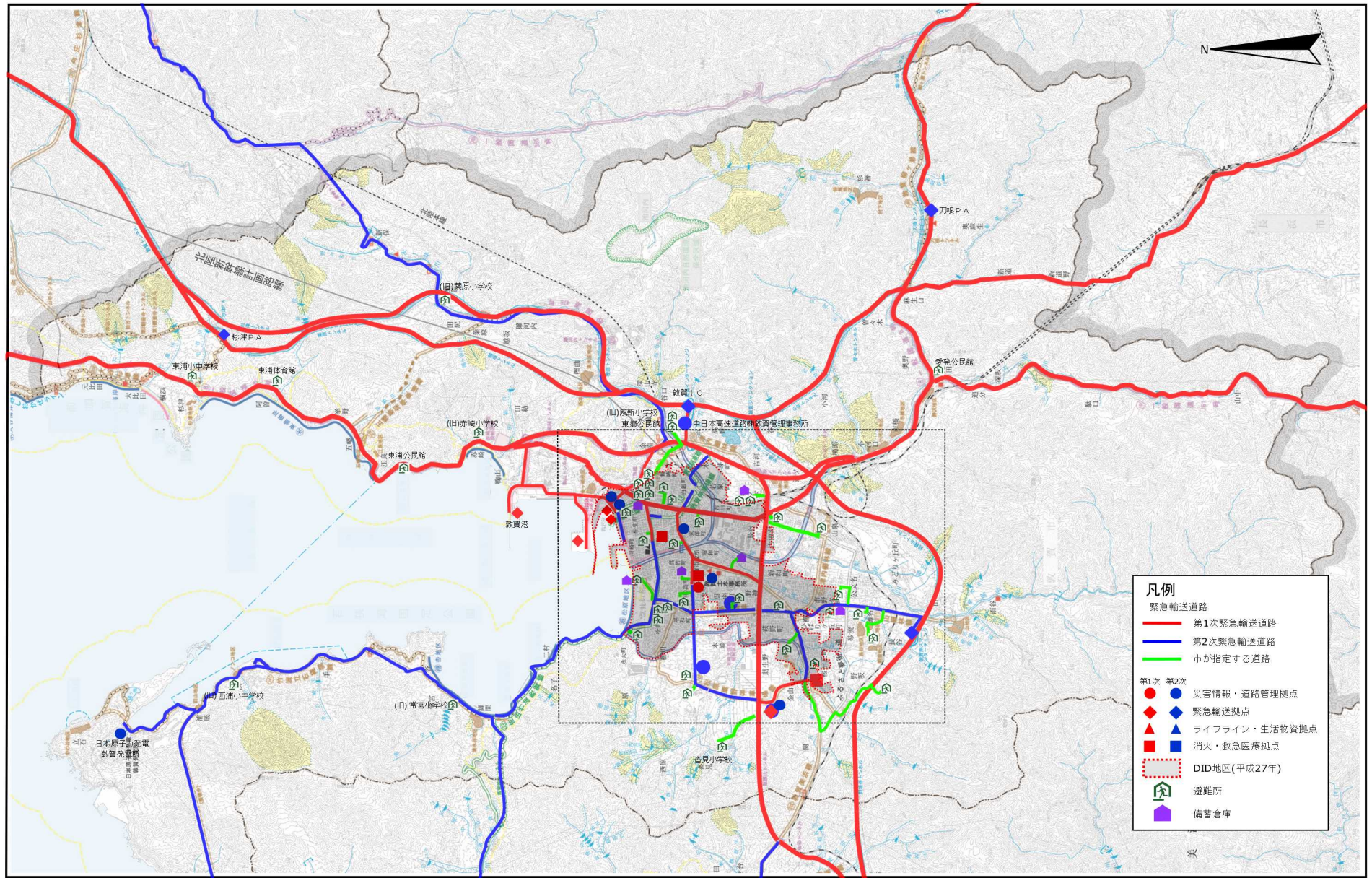
資料 1 1 - 7 雪捨場一覧

(令和 5 年 1 1 月現在)

番号	場 所	備 考
1	敦賀市総合運動公園第 2 駐車場	
2	黒河川左岸 (和久野橋下流)	
	笙の川左岸 (昭和町地係)	緊急時使用
	松原運動場 (松原公園内)	緊急時使用

その他状況により適切な場所を随時定める。

資料 1 1 - 8 緊急輸送道路等位置図



資料12-1 災害廃棄物仮置場候補地一覧

No.	優先度	施設名称	所在地区	所在地	所管課	インフラ状況			敷地面積	敷地使用可能面積	避難所	備考
						上水	下水	搬入路				
1	◎	松原公園(松原グラウンド)	松原地区	松島地係	スポーツ振興課	引込済	引込可	確保可	10.0 千㎡	10.0 千㎡	—	初動対応地(北・南・西・松原・東浦・西浦地区)
2	◎	東郷コミュニティセンターグラウンド	東郷地区	井川33-12	生涯学習課	引込済	—	確保可	5.0 千㎡	5.0 千㎡	○	初動対応地(東郷地区)
3	◎	中郷スポーツ広場	中郷地区	羽織町34(坂下)	スポーツ振興課	引込済	—	確保可	7.0 千㎡	7.0 千㎡	○	初動対応地(中郷地区)
4	◎	愛発公民館グラウンド	愛発地区	疋田27-1	生涯学習課	引込済	引込可	確保可	6.0 千㎡	6.0 千㎡	○	初動対応地(愛発地区)
5	◎	栗野スポーツセンターグラウンド	栗野地区	長谷47-54	スポーツ振興課	引込済	引込済	確保可	10.0 千㎡	10.0 千㎡	○	初動対応地(栗野地区)
6	○	天筒浄化センター敷(一部)	北地区	天筒町5-9	下水道課	引込済	引込可	確保可	5.0 千㎡	5.0 千㎡	—	追加仮置場(仮置場が不足する場合)
7	○	きらめきスタジアム(A, Bコート)	南地区	若泉町9-3	スポーツ振興課	引込済	—	確保可	11.0 千㎡	11.0 千㎡	—	C, Dコートを優先して利用
8	○	きらめきスタジアム(C, Dコート)	南地区	若泉町9-3	スポーツ振興課	引込済	—	確保可	11.0 千㎡	11.0 千㎡	—	C, Dコートを優先して利用
9	○	清掃センター埋立処分場跡地	松原地区	榎川88-1-2	清掃センター	引込可	—	確保可	32.1 千㎡	6.0 千㎡	—	二次仮置場候補地
10	○	旧常宮小学校グラウンド	西浦地区	常宮13-25	契約管理課	引込済	—	確保可	1.6 千㎡	1.6 千㎡	○	閉校
11	○	旧西浦小中学校グラウンド	西浦地区	色浜33-1-2	契約管理課	引込済	—	確保可	2.6 千㎡	2.6 千㎡	○	閉校
12	○	東浦体育館グラウンド	東浦地区	阿曾77-12	スポーツ振興課	引込済	—	確保可	1.5 千㎡	1.5 千㎡	○	
13	○	旧葉原小学校グラウンド	東郷地区	葉原99-36	教育総務課	引込済	—	確保可	1.9 千㎡	1.9 千㎡	○	閉校
14	○	古田川公園	中郷地区	古田刈68-702	都市政策課	引込済	引込済	確保可	10.2 千㎡	9.0 千㎡	—	追加仮置場(仮置場が不足する場合)、調整池
15	○	山中スキー場敷	愛発地区	山中3-8 外	契約管理課	引込不可	—	不明	54.6 千㎡	7.2 千㎡	—	追加仮置場(仮置場が不足する場合)
16	○	元ごみ焼却場敷	愛発地区	麻生口2-9-1 外	契約管理課	引込可	—	確保可	6.0 千㎡	6.0 千㎡	—	追加仮置場(仮置場が不足する場合)
17	△	旧敦賀北小学校グラウンド	北地区	曙町11-94	契約管理課	引込済	引込済	確保可	7.9 千㎡	7.9 千㎡	○	閉校
18	△	角鹿小中学校グラウンド	北地区	角鹿町6-1	教育総務課	引込済	引込済	確保可	9.9 千㎡	9.9 千㎡	○	
19	△	敦賀南小学校グラウンド	南地区	清水町1丁目10-40	教育総務課	引込済	引込済	確保可	6.5 千㎡	6.5 千㎡	○	
20	△	気比中学校グラウンド	南地区	清水町1丁目11-41	教育総務課	引込済	引込済	確保可	12.1 千㎡	12.1 千㎡	○	
21	△	敦賀西小学校グラウンド	西地区	結城町8-6	教育総務課	引込済	引込済	確保可	4.2 千㎡	4.2 千㎡	○	
22	△	松原小学校グラウンド	松原地区	松島町27-22	教育総務課	引込済	引込済	確保可	5.9 千㎡	5.9 千㎡	○	
23	△	松陵中学校グラウンド	松原地区	松葉町1-1	教育総務課	引込済	引込済	確保可	12.1 千㎡	12.1 千㎡	○	
24	△	沓見小学校グラウンド	松原地区	沓見66-2-10	教育総務課	引込済	引込済	確保可	6.1 千㎡	6.1 千㎡	○	
25	△	ハートフル・スクールグラウンド	東浦地区	赤崎39-8	学校教育課	引込済	引込済	確保可	2.6 千㎡	1.1 千㎡	○	一部工事のため使用不可
26	△	東浦小中学校グラウンド	東浦地区	杉津19-12-1	教育総務課	引込済	引込不可	確保可	9.1 千㎡	9.1 千㎡	○	
27	△	旧威新小学校グラウンド	東郷地区	井川17-20	文化振興課	引込済	—	確保可	3.5 千㎡	3.5 千㎡	○	閉校
28	△	中郷小学校グラウンド	中郷地区	津内38-1-2(岡山町1丁目)	教育総務課	引込済	引込済	確保可	5.1 千㎡	5.1 千㎡	○	
29	△	中央小学校グラウンド	栗野地区	野神40-249	教育総務課	引込済	引込済	確保可	7.2 千㎡	7.2 千㎡	○	
30	△	栗野小学校グラウンド	栗野地区	筋生野47-11	教育総務課	引込済	引込済	確保可	3.7 千㎡	3.7 千㎡	○	
31	△	栗野中学校グラウンド	栗野地区	金山78-1-1	教育総務課	引込済	引込済	確保可	12.1 千㎡	12.1 千㎡	○	
32	△	黒河小学校グラウンド	栗野地区	御名25-5	教育総務課	引込済	引込済	確保可	4.5 千㎡	4.5 千㎡	○	
33	△	栗野南小学校グラウンド	栗野地区	公文名31-2-1	教育総務課	引込済	引込済	確保可	5.5 千㎡	5.5 千㎡	○	
面積(合計)									293.5 千㎡	217.3 千㎡		

※各小中学校は学校活動への支障を考慮し優先度を低く設定

資料 1 2 - 2 廃棄物処理施設一覧

(令和 5 年 1 1 月現在)

区 分	施設数	能 力	名 称	所在地
一般廃棄物処理施設	1	100 (t/日)	敦賀市清掃センター	櫛川
最終処分場	1	50 (m ³ /日)	赤崎最終処分場	赤崎
し尿処理施設	1	70 (kl/日)	敦賀市衛生処理場	昭和町 1 丁目

資料 1 2 - 3 ごみ収集車及び従事者数一覧

(令和 5 年 1 1 月現在)

区 分	ごみ収集車						従事者 (名)
	運搬トラック						
	中型		小型		合計		
	台数	積載量(t)	台数	積載量(t)	台数	積載量(t)	
委託	14	28.70	3	1.80	17	30.50	24
許可	8	23.55	52	36.95	60	60.50	136
計	22	52.25	55	38.75	77	91.00	160

資料 1 2 - 4 し尿取扱業者及びし尿運搬車並びに従事者数一覧

(令和 5 年 1 1 月現在)

名称	所在地	し尿運搬車		
		台数	積載量	従事者
		(台)	(kl)	(名)
敦賀環境整備株式会社	昭和町2丁目10-12	5	16.3	19
二州工業有限会社	昭和町1丁目 3-10	4	17.15	9

資料 1 2 - 5 公衆便所一覽

(令和5年11月現在)

区分 区名	名 称	所 在 地	構 造		規 模 (数)			
			建物 種別	方式 種別	男		女	身 障
					大	小		
相生町	旭公園公衆便所	相生町4-12	木造	直	1	1	1	(1)
曙町	気比神宮前公衆便所	曙町8-2	鉄筋 コンクリート	直	2	5	5	1
曙町	気比神宮内公衆便所	気比神宮内	鉄筋 コンクリート	直	2	6	10	—
天筒町	金ヶ崎公園 (天筒山) 便所	天筒町地係 (天筒山登山口)	木造	直	1	1	1	—
泉	金ヶ崎公園 (山頂) 便所	泉地係	鉄筋 コンクリート	バ	1	3	2	—
泉	金ヶ崎公園 (中池見分岐) 便所	泉地係	木造	バ	—	1	1	—
金ヶ崎町	金ヶ崎公園便所	泉地係 (第2駐車場)	木造	直	1	2	2	(1)
金ヶ崎町	金ヶ崎公園便所	金ヶ崎地係 (金ヶ崎宮横)	補強コンクリート ブロック造	浄	1	2	3	—
金ヶ崎町	金ヶ崎緑地休憩所	金ヶ崎緑地内	補強コンクリート ブロック造	浄	2	3	4	1
桜町	蓬萊公園	桜町7-2	木造	直	—	1	1	2
蓬萊町	蓬萊遊園地便所	蓬萊町16-6	木造	直	1	1	1	(1)
元町	大島公園公衆便所	元町15-12	木造	直	1	1	1	(1)
舞崎町2丁目	舞崎第1公園	舞崎町2丁目24-1	木造	直	—	1	1	2
清水町2丁目	清水第1公園	清水町2丁目16-1	鉄筋 コンクリート	直	—	2	2	—
本町2丁目	本町第3公園	本町2丁目5-3	木造	直	1	1	1	(1)
白銀町	清水第2公園	白銀町6-12	鉄筋 コンクリート	直	—	3	2	—
津内町2丁目	津内公園便所	津内町2丁目3-1	木造	直	1	1	1	1
三島町1丁目	三島公園	三島町1丁目816	鉄筋 コンクリート	直	—	1	1	—
開町	津内緑地便所	津内100-2-3	鉄筋 コンクリート	直	—	3	1	—
昭和町2丁目	昭和第1公園	昭和町2丁目8-1	鉄筋 コンクリート	直	—	2	2	—
呉竹町1丁目	松島第1公園	呉竹町1丁目905番	鉄筋 コンクリート	直	—	1	1	—
呉竹町2丁目	松島中央公園 (南側)	呉竹町2丁目601番	鉄筋 コンクリート	直	1	3	2	—
呉竹町2丁目	松島中央公園 (東側)	呉竹町2丁目601番	鉄筋 コンクリート	直	1	2	2	1
松島町	神明遊園地便所	松島町2822	補強コンクリート ブロック造	直	—	1	1	—
松島町	松原公衆便所	松島町 (松原林内西側)	木造	直	1	2	2	1
松島町	松原公衆便所	松島町 (松原林内東側)	木造	直	1	2	2	1

区分 区名	名称	所在地	構造		規模(数)			
			建物種別	方式種別	男		女	身障
					大	小		
新松島町	松島第4公園	新松島町2201-1	鉄筋 コンクリート	直	—	2	1	—
鋳物師町	松島第5公園	鋳物師町1615番地	鉄筋 コンクリート	直	—	2	2	—
松原町	観光トイレ	松原町2-2-7 (松原神社境内)	擬木 トイレ	直	1	2	2	1
松原町	松原公園便所	松原町地係 (観光案内所横)	コンクリート ブロック造	直	1	3	3	—
松原町	松原公園便所	松原町地係 (中央駐車場西側)	木造	直	2	3	3	1
松原町	松原公園便所	松原町地係 (浜グラウンド駐車場横)	コンクリート ブロック造	直	1	3	3	—
橿川	花城公衆便所	橿川41-2-2 (花城駐車場横)	鉄筋 コンクリート	直	2	5	6	1
橿川	橿川河川公園	橿川93号井の口701番	木造	直	1	2	2	(1)
杳見	運動公園便所	杳見149号 (野球場前)	鉄筋 コンクリート	直	2	6	6	1
杳見	運動公園便所	杳見149号 (陸上競技場前)	鉄筋 コンクリート	直	2	4	3	1
杳見	運動公園便所	杳見149号 (ちびっ子広場)	鉄筋 コンクリート	直	2	3	3	1
杳見	運動公園便所	杳見149号 (ふれあい広場内)	鉄筋 コンクリート	直	1	3	3	1
名子	名子公衆便所	名子1-1	木造	汲	1	1	1	1
白木	白木公衆便所	白木1丁目1	鉄筋 コンクリート	浄	—	3	2	—
白木	白木公衆便所	白木1丁目62-1	鉄筋 コンクリート	浄	—	3	2	1
鞠山(公園)	港湾施設敷地内 公衆便所	鞠山95-2-1	鉄骨	浄	1	1	1	—
鞠山(フェリオス)	港湾施設敷地内 公衆便所	鞠山95-4	鉄骨	浄	1	2	2	1
鞠山(釣り護岸)	港湾施設敷地内 公衆便所	鞠山95-3	鉄骨	浄	1	2	2	1
池河内	池河内公衆便所	池河内2-26	木造	汲	—	2	2	—
新和町2丁目	和久野中央公園便所	新和町2丁目16	鉄筋 コンクリート	直	—	2	1	—
筋生野	桜ヶ谷公園便所	金山97号	鉄骨	直	—	—	1	(1)
古田刈	古田刈公園	古田刈68号702番	鉄筋 コンクリート	直	—	1	1	—
野坂	野坂いこいの森便所	野坂80-17-2 (第1駐車場)	木造	浄	1	2	2	1
野坂	野坂いこいの森便所	野坂81-26 (キャンプファイヤー場)	木造	浄	1	1	1	1
野坂	野坂いこいの森便所	野坂81-27 (第3駐車場)	コンクリート ブロック造	浄	—	2	1	—
野坂	野坂いこいの森便所	野坂81-26-4 (第2駐車場)	木造	浄	1	2	3	—
野坂	野坂いこいの森便所	野坂80-5 (穴釜池)	コンクリート ブロック造	汲	1	3	3	—

※ 方式種別は、直：下水道直接放流、浄：浄化槽、汲：汲取式、バ：バイオ式である
 気比神宮前公衆便所には、幼児用大便器、小便器が各1器ある
 松原公園便所(中央駐車場西側)には、幼児用小便器が1器ある
 ()は、身障者共同トイレ

資料 1 2 - 6 感染症患者等の収容施設一覧

(令和 5 年 1 1 月現在)

施設名称	所在地	ベッド数
市立敦賀病院	三島町1丁目6-60	2床

資料 1 2 - 7 遺体安置所候補地一覧

(令和 5 年 1 1 月現在)

名称	所在地	備考
敦賀斎苑	金山3-1-1	
総合運動公園 ゲートボール場	沓見149-1	

資料 1 2 - 8 火葬場の処理能力

(令和 5 年 1 1 月現在)

名称	所在地	火葬炉の数	緊急時の処理能力	
			稼働時間	火葬数
敦賀斎苑	金山3-1-1	6基 施設利用時間 8:30~17:30		
			※24時間	※48体

※平時では9件（3件／日×3基）が可能。24時間体制の受入れは、現状の職員体制、委託内容では不可能である。

資料13-1 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

No.	地区名	避難施設名		所在地	電話番号	面積 (体育館等)	収容人員
		種別	名称				
1	北	公民館	北公民館	曙町	24-1545	176 m ²	70 人
2		学校	旧敦賀北小学校	曙町	-	788 m ²	315 人
3		学校	角鹿小中学校	角鹿町	22-1634	1062 m ²	424 人
4		その他施設	武道館	曙町	25-5820	890 m ²	356 人
5		その他施設	市民文化センター	桜町	25-5125	397.5 m ²	159 人
6	南	公民館	南公民館	本町2丁目	22-2866	212 m ²	84 人
7		学校	敦賀南小学校	清水町1丁目	22-0010	647 m ²	258 人
8		学校	気比中学校	清水町1丁目	22-0682	1198 m ²	479 人
9		その他施設	プラザ萬象	東洋町	22-9711	1262.5 m ²	505 人
10	西	公民館	西公民館	三島町2丁目	21-2700	291 m ²	116 人
11		学校	敦賀西小学校	結城町	22-0538	806 m ²	322 人
12	松原	公民館	松原公民館	新松島町	23-8990	235 m ²	94 人
13		学校	松原小学校	松島町	25-0171	924 m ²	369 人
14		学校	沓見小学校	沓見	22-1349	427 m ²	170 人
15		学校	松陵中学校	松葉町	22-0045	1213 m ²	485 人
16		学校	敦賀高等学校	松葉町	25-1521	2445 m ²	978 人
17		学校	敦賀気比高等学校	沓見	24-2150	2090 m ²	836 人
18		学校	敦賀市立看護大学	木崎	20-5500	950 m ²	380 人
19		その他施設	市立体育館	松葉町	22-5244	1462.5 m ²	585 人
20		その他施設	児童文化センター	櫛川	25-7879	895 m ²	358 人
21	西浦	学校	旧西浦小中学校	色	-	426 m ²	170 人
22		学校	旧常宮小学校	常宮	-	422 m ²	168 人
23	東浦	公民館	東浦公民館	五幡	28-1251	191 m ²	76 人
24		学校	東浦小中学校	杉津	28-1254	704 m ²	281 人
25		学校	ハートフル・スクール	赤崎	22-7072	438 m ²	175 人
26		その他施設	東浦体育館	阿曾	28-1001	545 m ²	218 人
27	東郷	公民館	東郷公民館(東郷コミュニティセンター)	井川	22-0895	1008 m ²	403 人
28		学校	旧咸新小学校	井川	-	489 m ²	195 人
29		学校	旧葉原小学校	葉原	22-1109	420 m ²	168 人
30	中郷	公民館	中郷公民館	羽織町	22-0192	253 m ²	101 人
31		学校	中郷小学校	岡山町1丁目	22-1324	705 m ²	282 人
32		学校	敦賀工業高等学校	山泉	25-1533	2000 m ²	800 人
33		その他施設	中郷体育館	坂下(羽織町)	21-2060	1200 m ²	480 人
34	栗野	公民館	栗野公民館	御名	22-0902	264 m ²	105 人
35		学校	栗野小学校	筋生野	22-1426	629 m ²	251 人
36		学校	栗野南小学校	公文名	25-1233	567 m ²	226 人
37		学校	黒河小学校	御名	22-1433	422 m ²	168 人
38		学校	中央小学校	野神	24-0020	937 m ²	374 人
39		学校	栗野中学校	金山	22-1430	1278 m ²	511 人
40		その他施設	栗野スポーツセンター	長谷	21-1710	1200 m ²	480 人
41		その他施設	金山体育館	金山	21-1130	370 m ²	148 人
42		その他施設	少年自然の家	野坂	24-0052	579.78 m ²	231 人
43	愛発	公民館	愛発公民館	疋田	27-1101	707.5 m ²	283 人
						総計	13,637 人

※1 収容能力は1人2.5m²として算定した。

- 2 公民館は、ホールを基本として計上したが、被災状況に応じ他の室も使用できる。
- 3 小・中学校等は、屋内運動場を基本として計上したが、被災状況に応じ他の室も使用できる。
- 4 収容施設に不足を生じたときは、他の公共施設に収容する。

敦賀市指定緊急避難場所一覧

No.	地区名	避難施設名		所在地	電話番号	面積 (体育館等)	収容人員	海拔 (約m)	災害種別ごとの評価						備考
		名称	指定 避難所						洪水	土砂	高潮	地震	津波	大規模 な火事	
1	北	北公民館	○	曙町11-91	24-1545	176 m ²	70 人	2.5	○	◎	○	○	○	○	
2		旧敦賀北小学校	○	曙町11-94	—	788 m ²	315 人	2.0	○	○	○	○	○	○	
3		角鹿小中学校	○	角鹿町6-1	22-1634	1,062 m ²	424 人	3.0	○	◎	○	○	○	○	
4		武道館	○	曙町11-80	25-5820	890 m ²	356 人	2.0	○	○	○	○	○	×	
5		市民文化センター	○	桜町7-1	25-5125	397.50 m ²	159 人	2.5	○	○	△	○	△	○	津波時は2階以上
6		キッズパークつるが		神楽町2丁目2-4	22-8020	— m ²	— 人	2.5	○	○	○	○	○	×	
7		金ヶ崎公園		泉、津内地係	—	— m ²	— 人	27.0	○	×	○	○	○	○	海拔は金崎宮付近の値
8		蓬莱公園		桜町7-2	—	1,831 m ²	— 人	3.5	○	○	○	○	×	○	
9		大島公園		元町15-12	—	2,210 m ²	— 人	2.5	○	○	○	○	○	○	
10		旭公園		相生町4-12	—	2,555 m ²	— 人	2.5	△	○	○	○	○	○	
11		境公園		栄新町10-16	—	492 m ²	— 人	2.0	×	○	○	○	×	○	
12		神宮前広場		神楽町1丁目1-4 外	—	186 m ²	— 人	2.0	×	○	○	○	○	×	
							北地区合計	1,324 人							
13	南	南公民館	○	本町2丁目1-20	22-2866	212 m ²	84 人	3.0	△	○	○	○	○	○	洪水時は2階以上
14		敦賀南小学校	○	清水町1丁目10-40	22-0010	647 m ²	258 人	4.0	○	○	○	○	○	○	
15		気比中学校	○	清水町1丁目11-41	22-0682	1,198 m ²	479 人	4.0	△	◎	○	○	○	○	洪水時は2階以上
16		プラザ萬象	○	東洋町1-1	22-9711	1,262.50 m ²	505 人	4.5	△	○	○	○	○	○	洪水時は2階以上
17		図書館		東洋町2-1	22-1868	— m ²	— 人	4.0	△	○	○	○	○	○	洪水時は2階以上
18		アル・プラザ敦賀		白銀町11-5	23-7771	— m ²	— 人	3.0	△	○	○	○	○	×	洪水時は2階以上
19		敦賀駅交流施設(オルパーク)		鉄輪町1丁目1-19	20-0689	— m ²	— 人	5.5	△	○	○	○	○	×	洪水時は2階以上
20		本町第1公園		本町1丁目3-5	—	1,001 m ²	— 人	2.5	△	○	○	○	○	○	
21		本町第2公園		本町1丁目13-3	—	1,814 m ²	— 人	2.5	×	○	○	○	○	○	
22		本町第3公園		本町2丁目5-3	—	2,300 m ²	— 人	3.5	△	○	○	○	○	○	
23		清水第1公園		清水町2丁目16-1	—	2,235 m ²	— 人	4.5	△	○	○	○	○	○	
24		清水第2公園		白銀町6-12	—	2,505 m ²	— 人	4.0	×	○	○	○	○	○	
25		舞崎第1公園		舞崎町2丁目24-1	—	1,634 m ²	— 人	7.0	△	○	○	○	○	○	
26		舞崎第2公園		舞崎町2丁目15-4	—	1,421 m ²	— 人	8.0	×	○	○	○	○	○	
27		東洋公園		東洋町4-18	—	585 m ²	— 人	4.0	×	○	○	○	○	○	
28		津内緑地		津内100号2番3	—	— m ²	— 人	3.5	×	○	○	○	○	○	
29		白銀広場		白銀町12-40	—	1,236 m ²	— 人	3.5	△	○	○	○	○	×	
							南地区合計	1,326 人							

No.	地区名	避難施設名	指定 避難所	所在地	電話番号	面積 (体育館等)	収容人員	海拔 (約m)	災害種別ごとの評価						備考
		名称							洪水	土砂	高潮	地震	津波	大規模 な火事	
30	西	西公民館	○	三島町2丁目19-8	21-2700	291 m ²	116 人	2.5	△	◎	○	×	○	○	洪水時は2階以上
31		敦賀西小学校	○	結城町8-6	22-0538	806 m ²	322 人	2.0	×	○	○	○	○	○	
32		敦賀市役所		中央町2丁目1-1	21-1111	— m ²	— 人	4.0	○	○	○	×	○	○	敷地を想定
33		松島中央公園		呉竹町2丁目601	—	15,789.57 m ²	— 人	3.0	×	○	○	○	○	○	
34		津内公園		津内町2丁目3-1	—	1,808 m ²	— 人	2.5	×	○	○	○	○	○	
35		三島公園		三島町1丁目816	—	1,200 m ²	— 人	1.5	×	○	○	○	×	○	
36		昭和第1公園		昭和町2丁目8-1	—	7,249 m ²	— 人	5.5	×	○	○	○	○	○	
37		昭和第2公園		野神15号7-1	—	1,923 m ²	— 人	6.5	△	○	○	○	○	○	
38		昭和第3公園		昭和町1丁目10-1	—	2,336 m ²	— 人	3.5	×	○	○	○	○	○	
39		松島第1公園		呉竹町1丁目905	—	1,315 m ²	— 人	2.5	×	○	○	○	○	○	
40		松島第2公園		中央町1丁目1601	—	1,877 m ²	— 人	3.5	×	○	○	○	○	○	
41		三島第2公園		三島36号18-14 外	—	1,148.80 m ²	— 人	3.0	×	○	○	○	○	○	
						西地区合計	438 人								
42	松原	松原公民館	○	新松島町22-48	23-8990	235 m ²	94 人	3.0	△	◎	○	○	○	○	洪水時は2階以上
43		松原小学校	○	松島町27-22	25-0171	924 m ²	369 人	3.5	○	○	○	○	○	○	
44		杓見小学校	○	杓見66-2-10	22-1349	427 m ²	170 人	28.0	○	◎	○	○	○	○	
45		松陵中学校	○	松葉町1-1	22-0045	1,213 m ²	485 人	4.0	○	○	○	○	○	○	
46		敦賀高等学校	○	松葉町2-1	25-1521	2,445 m ²	978 人	4.5	○	○	○	○	○	○	
47		敦賀気比高等学校	○	杓見164-1	24-2150	2,090 m ²	836 人	20.0	○	◎	○	○	○	○	
48		敦賀市立看護大学	○	木崎78-2-1	20-5500	950 m ²	380 人	16.0	○	○	○	○	○	○	
49		市立体育館	○	松葉町1-2	22-5244	1,462.50 m ²	585 人	4.0	○	○	○	○	○	○	
50		児童文化センター	○	櫛川42-2-1	25-7879	895 m ²	358 人	2.5	○	◎	△	○	△	○	津波時は2階以上
51		清掃センター		櫛川88-1-2	21-1153	— m ²	— 人	30.0	○	×	○	○	○	○	
52		敦賀市総合運動公園		杓見149-1	23-6638	— m ²	— 人	9.0	○	○	○	○	○	○	
53		松原公園		松島地係	—	— m ²	— 人	4.0	○	○	○	○	○	○	海拔はグラウンド横駐車場付近の値
54		松島第4公園		松島133号2201番	—	2,298 m ²	— 人	3.0	×	○	○	○	○	○	
55		松島第6公園		新松島町601	—	1,413 m ²	— 人	3.0	×	○	○	○	○	○	
56		牛丸公園		野神40号大坪301番	—	1,838.78 m ²	— 人	5.5	○	○	○	○	○	○	
						松原地区合計	4,255 人								
57	西浦	旧西浦小中学校	○	色33-1-2	—	426 m ²	170 人	3.0	○	◎	○	○	○	○	
58		旧常宮小学校	○	常宮13-25	—	422 m ²	168 人	2.5	○	◎	○	○	○	○	土砂災害時には海岸側の校舎のみ可
59		情報棟前広場		白木1丁目	—	— m ²	— 人	23.0	○	×	○	○	○	○	
						西浦地区合計	338 人								

No.	地区名	避難施設名	指定 避難所	所在地	電話番号	面積 (体育館等)	収容人員	海拔 (約m)	災害種別ごとの評価						備考
		名称							洪水	土砂	高潮	地震	津波	大規模 な火事	
60	東浦	東浦公民館	○	五幡32-8-1	28-1251	191 m ²	76 人	4.0	○	◎	△	○	△	○	津波時は2階以上
61		東浦小中学校	○	杉津19-12-1	28-1254	704 m ²	281 人	27.0	○	◎	○	○	○	○	
62		ハートフル・スクール	○	赤崎39-8	22-7072	438 m ²	175 人	7.0	○	◎	○	○	○	○	
63		東浦体育館	○	阿曾77-12	28-1001	545 m ²	218 人	26.0	○	◎	○	○	○	○	
							東浦地区合計	750 人							
64	東郷	東郷公民館(東郷コミュニティセンター)	○	井川33-12	22-0895	1,008 m ²	403 人	19.5	○	◎	○	○	○	○	
65		旧咸新小学校	○	井川17-20	—	489 m ²	195 人	27.0	○	◎	○	○	○	○	
66		旧葉原小学校	○	葉原99-36	22-1109	420 m ²	168 人	150.0	○	○	○	○	○	○	
							東郷地区合計	766 人							
67	中郷	中郷公民館	○	羽織町36-1	22-0192	253 m ²	101 人	11.5	△	◎	○	○	○	○	洪水時は2階以上
68		中郷小学校	○	津内38-1-2(岡山町1丁目)	22-1324	705 m ²	282 人	14.0	○	×	○	○	○	○	
69		敦賀工業高等学校	○	山泉13-1	25-1533	2,000 m ²	800 人	16.0	△	○	○	○	○	○	洪水時は2階以上
70		中郷体育館	○	羽織町34(坂下)	21-2060	1,200 m ²	480 人	12.0	○	◎	○	○	○	○	
71		岡山公園		長沢、古田刈地係	—	— m ²	— 人	14.5	○	×	○	○	○	○	
72		山泉公園		山泉73号泉南501番	—	2,674.45 m ²	— 人	31.0	○	○	○	○	○	○	
73		石蔵公園		道口23号石蔵16番	—	1,219 m ²	— 人	17.0	×	○	○	○	○	○	調整池
							中郷地区合計	1,663 人							
74	粟野	粟野公民館	○	御名53-19	22-0902	264 m ²	105 人	28.0	○	◎	○	○	○	○	
75		粟野小学校	○	筋生野47-11	22-1426	629 m ²	251 人	17.5	○	×	○	○	○	○	
76		粟野南小学校	○	公文名31-2-1	25-1233	567 m ²	226 人	27.0	○	○	○	○	○	○	
77		黒河小学校	○	御名25-5	22-1433	422 m ²	168 人	37.5	○	◎	○	○	○	○	
78		中央小学校	○	野神40-249	24-0020	937 m ²	374 人	6.0	○	◎	○	○	○	○	
79		粟野中学校	○	金山78-1-1	22-1430	1,278 m ²	511 人	14.5	○	◎	○	○	○	○	
80		粟野スポーツセンター	○	長谷47-54	21-1710	1,200 m ²	480 人	54.0	○	○	○	○	○	○	
81		金山体育館	○	金山58-13-1	21-1130	370 m ²	148 人	29.5	○	◎	○	○	○	○	
82		少年自然の家	○	野坂80-15	24-0052	579.78 m ²	231 人	150.0	○	○	○	○	○	○	
83		福井県若狭湾エネルギー研究センター駐車場		長谷64-52-1	—	— m ²	— 人	98.0	○	○	○	○	○	○	
84		桜ヶ谷公園		筋生野、金山地係	—	— m ²	— 人	16.0	○	×	○	○	○	○	
85		和久野第1公園		新和町1丁目13	—	2,338 m ²	— 人	10.5	○	○	○	○	○	○	
86		和久野第2公園		新和町2丁目25	—	2,553 m ²	— 人	15.0	○	○	○	○	○	○	
87		和久野中央公園		新和町2丁目16	—	7,447 m ²	— 人	13.5	○	○	○	○	○	○	
88		筋生野公園		筋生野97号11-2	—	1,155 m ²	— 人	14.0	○	○	○	×	○	○	鉄塔あり
89		西ノ森公園		野神40号300番	—	2,500 m ²	— 人	7.5	○	○	○	×	○	○	鉄塔あり
90	粟野南第1公園		公文名5号和久野上83番	—	975 m ²	— 人	20.5	×	○	○	○	○	○	調整池	
							粟野地区合計	2,494 人							
91	愛発	愛発公民館	○	足田37-1	27-1101	707.50 m ²	283 人	84.5	○	◎	○	○	○	○	
							愛発地区合計	283 人							
							総計	13,637 人							

- ※1 公民館は、ホールを基本として計上したが、被災状況に応じ他の室も使用できる。
 2 小・中学校等は、屋内運動場を基本として計上したが、被災状況に応じ他の室も使用できる。
 3 洪水については、浸水区域にある施設についても一定の条件により可とする。
 4 土砂災害については、原則◎の施設を優先的に開設する。

資料13-2 福祉避難所一覧

No.	地区名	避難施設名			所在地	代表電話番号	電話番号	法人名	受入可能人数	備考					
		種別	施設名称	事業所名											
1	北	認知症対応型共同生活介護	グループホーム つくし	グループホーム つくし	天筒町8-55	21-1331	21-1331	特定非営利活動法人 つくし	5人						
2		介護老人福祉施設	第2溪山荘ぼっぼ	第2溪山荘ぼっぼ	鉄輪町1丁目2-57	21-1515	21-1515	社会福祉法人 敬仁会	10人						
		短期入所生活介護		第2溪山荘ぼっぼショートステイ			21-1616								
		通所介護		第2溪山荘ぼっぼデイサービスセンター			21-4545								
		養護老人ホーム		萩の苑											
3		通所リハビリ	通所リハビリセンターいずみ	通所リハビリセンターいずみ	鉄輪町1丁目2-55	25-6556	25-6556	医療法人 保仁会	10人						
4	南	通所介護	敦賀市社会福祉協議会 地域リハビリセンター「あいあい」	敦賀市社会福祉協議会 地域リハビリセンター「あいあい」	東洋町4-1	22-2250	22-2250	指定管理者 社会福祉法人 敦賀市社会福祉協議会	5人						
5		短期入所療養介護	気比の風	小規模サテライト型介護老人保健施設「気比の風」	津内町3丁目6-21	20-0211	20-0211	医療法人 明峰会	10人						
		介護老人保健施設		小規模サテライト型介護老人保健施設「気比の風」											
6		認知症対応型共同生活介護	グループホーム明峰夢	グループホーム明峰夢	津内町3丁目7-17	23-3700	23-3700		2人						
7		地域密着型通所介護	駅前アクティブセンター ステップ	駅前アクティブセンター ステップ	白銀町10-13 酒井電機ビル1階	21-4088	21-4088	株式会社 リハふらす	2人						
8		通所介護	リハビリ特化型デイサービス「R-style」	リハビリ特化型デイサービス「R-style(アールスタイル)」	白銀町10-15	22-2282	22-2282		2人						
9		通所介護	敦賀ケアセンターかくだ	敦賀ケアセンターかくだ	昭和町2丁目20-16	25-4141	25-4141	株式会社 かくだ	3人						
10		認知症対応型共同生活介護		敦賀ケアセンターかくだ「あおい」							敦賀ケアセンターかくだ「あおい」	昭和町2丁目11-5	25-4160	25-4160	5人
11		看護小規模多機能型居宅介護		かくだデイサービスセンター「さくら」							かくだデイサービスセンター「さくら」	中央町2丁目10-34	25-0055	25-0055	3人
12	西	通所リハビリ	リバーサイド気比の杜	通所リハビリステーション「じゃらん」	昭和町2丁目2801	20-1171	20-1171	医療法人 明峰会	5人						
		短期入所療養介護		リバーサイド気比の杜											
		介護老人保健施設		リバーサイド気比の杜											
13		認知症対応型共同生活介護	アイホーム	アイホームらくらく	結城町13-24	21-0017	21-0017	株式会社 ケア・サービス・アイ	4人						
		小規模多機能型居宅介護		アイホームゆうゆう											
14		地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	第3溪山荘あおぞら	第3溪山荘あおぞら	松島町2丁目6-35	22-8570	22-8570	社会福祉法人 敬仁会	5人						
		短期入所生活介護		第3溪山荘あおぞらショートステイ			22-8570								
		認知症対応型通所介護		第3溪山荘まつデイサービスセンター			22-8571								
		通所介護		第3溪山荘あおぞらデイサービスセンター			22-8572								
15		認知症対応型共同生活介護	敦賀ケアセンターかくだ「あずさ」	敦賀ケアセンターかくだ「あずさ」	新松島町8-30	22-6120	22-6120	株式会社 かくだ	1人						
16	松原	通所介護	ほっと地域リハビリセンター敦賀	ほっと地域リハビリセンター敦賀	杵見141-2-1	37-1000	37-1000	株式会社 ほっとリハビリシステムズ	8人						
		短期入所生活介護		ほっとリハビリショートステイ敦賀											
17		認知症対応型共同生活介護	グループホーム 幸	グループホーム 幸	鑄物師町1904-1	20-0294	20-0294	社会福祉法人 ふくい福祉家	3人						
18		通所介護	デイサービスセンター 幸	デイサービスセンター 幸	平和町1-23	25-3100	25-3100		5人						
19		認知症対応型共同生活介護	松原のいろ幸	グループホームさと	鑄物師町12-16-5	24-6701	24-6701	特定非営利活動法人 ふくい福祉家	8人						
		小規模多機能型居宅介護		松原のいろ幸			24-6700								
20		放課後等デイサービス	敦賀市立子ども発達支援センター パラレル	敦賀市立子ども発達支援センター パラレル	榎川41号2番地の3	22-7172	22-7172	指定管理者 社会福祉法人敬仁会	40人						

No.	地区名	避難施設名			所在地	代表 電話番 号	電話番号	法人名	受入可能 人数	備考
		種別	施設名称	事業所名						
21	東郷	地域密着型通所介護	デイサービスつむぎ	デイサービスつむぎ	藤ヶ丘町15-5	21-5525	21-5525	社会福祉法人 藤ヶ丘福祉会	2人	
22		通所介護	溪山荘	溪山荘デイサービスセンター	中81号岩ヶ鼻1-5(泉ヶ丘町)	24-2288	24-2780	社会福祉法人 敬仁会	25人	
		短期入所生活介護		溪山荘ショートステイ						
		介護老人福祉施設		溪山荘						
23		短期入所療養介護	湯の里ナーシングホーム	湯の里ナーシングホーム	中81号岩ヶ鼻1-11	22-4400	22-4400	医療法人 保仁会	20人	
		介護老人保健施設		湯の里ナーシングホーム						
24		通所介護	エメラルドハウスデイサービスセンター	エメラルドハウスデイサービスセンター	中81号岩ヶ鼻1-1	21-6500	21-6500	社会福祉法人 健心会	10人	
25		認知症対応型共同生活介護	グループホーム あかり苑	グループホーム あかり苑	高野2-1-1	23-7878	23-7878	社会福祉法人 敬仁会	10人	
		小規模多機能型居宅介護		小規模多機能型居宅介護事業所 あゆみ						
26		地域密着型通所介護	デイサービス雀の学校	雀の学校	堂44号岡の越1-1(岡山町2丁目)	20-1711	20-1711	株式会社 北寿	5人	
27	地域密着型通所介護	あすかデイサービスセンター	あすかデイサービスセンター	山泉73-914-4	47-6664	47-6664	株式会社あすか	3人		
28	認知症対応型共同生活介護	グループホームひなた	グループホームひなた	道口63-13-1	24-1123	24-1123	社会福祉法人 敬仁会	5人		
	小規模多機能型居宅介護		小規模多機能型居宅介護いっぶく							
29	通所リハビリ	敦賀温泉病院	デイケアゆらり	吉河41-1-5	23-8210	23-8210	医療法人 敦賀温泉病院	10人		
30	通所介護	敦賀市社会福祉協議会 地域リハビリセンター「ぬくもりの里」	敦賀市社会福祉協議会 地域リハビリセンター「ぬくもりの里」	御名70-11-2	20-1777	20-1777	社会福祉法人 敦賀市社会福祉協議会	5人		
31	短期入所生活介護	つるが生協在宅総合センター和	つるが生協ショートステイ 満天	公文名1-6	25-4311	21-7010	福井県医療生活協同組合	80人		
	通所介護		つるが生協デイサービス てくてく							
	認知症対応型共同生活介護		和の家 えがお							
	認知症対応型通所介護		和の家 ぬくぬく							
32	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム「こばやし」	小規模多機能ホーム「こばやし」	砂流50-37-7(ひばりヶ丘町)	23-1605	23-1605	株式会社 こばやし	5人		
33	通所介護	デイサービス こばやし	サービス付高齢者住宅 悠優 デイサービス こばやし	砂流50-40-1(ひばりヶ丘町)	25-8008	25-8008		5人		
34	認知症対応型通所介護	県民せいきょう敦賀 きらめきあったかホーム	県民せいきょう敦賀きらめきあったかホーム	市野々町2丁目1554番	21-1500	21-1500	福井県民生活協同組合	6人		
	小規模多機能型居宅介護		県民せいきょう小規模多機能ホーム 敦賀きらめきハウス							
35	認知症対応型共同生活介護	どりのむほうす	グループホーム どりのむほうす	長谷36-3-1	20-5751	20-5751	有限会社 どりのむ	1人		
36	認知症対応型共同生活介護	グループホームみつばち 愛・心	グループホームみつばち 愛・心	野坂20-1	20-0038	20-0038	有限会社 みつばちホーム	9人		
37	地域密着型通所介護	眞盛苑	デイサービスセンター眞盛苑	筋生野90-3	21-6161	21-6161	社会福祉法人 慈攝会	9人		
	短期入所生活介護		ショートステイ眞盛苑							
	介護老人福祉施設		眞盛苑							
38	短期入所療養介護	ヒバリヒルズ	ヒバリヒルズ	榊林32-5-2 (ひばりヶ丘町)	22-8600	22-8600	医療法人 積善会 猪原病院	10人		
	介護老人保健施設		ヒバリヒルズ							
39	介護老人福祉施設	常磐荘	常磐荘	金山50-19-1	25-6960	25-6960	社会福祉法人 相生会	10人		
40	障害者支援施設	敦賀市立やまびこ園	敦賀市立やまびこ園	長谷47-21	21-1133	21-1133	指定管理者 社会福祉法人 敦賀市社会福祉事業団	30人		
								受入可能人数合計	396人	

※ No.は建物ごと

指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所選定にあたって
用語の定義・一覧表の注釈

- (1) 指定緊急避難場所
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所または施設で、市が指定するもの。
地震災害、津波災害、洪水等の浸水害、土石流等の土砂災害など、災害の種類ごとに、指定緊急避難場所を指定することとなる。
- (2) 指定避難所（福祉避難所も含む）
災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させ避難者の生活環境を確保するための施設で市が指定するもの。
- (3) 福祉避難所（指定避難所の一部）
障害者等の要配慮者が避難所での生活において安心して生活ができる体制を整備した施設
- (4) 「指定避難所」欄が「○」の施設は、指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねる。
（「災害の種類」欄が「◎」または「○」または「△」の災害時のみ）
- (5) 「収容人員」は、避難所として使用する場合の被災者の収容数であり、体育館等の面積に応じて、2.5㎡当たり1人で算出。
- (6) 「災害の種類」欄の凡例
◎：その災害時に指定緊急避難場所または指定避難所とする施設で優先して開設する避難所
○：その災害時に指定緊急避難場所または指定避難所とする施設
△：備考欄に記載の点に注意が必要だが、指定緊急避難場所または指定避難所とする施設
×：その災害時には指定緊急避難場所または指定避難所としない施設

〔洪水〕

凡例	判定基準
○	敦賀市洪水避難地図(敦賀市洪水ハザードマップ)において浸水区域にかからない施設
△	建物の場合、1m未満の浸水区域にある施設 公園等の場合、0.5m未満の浸水区域にある公園等
×	建物の場合、1m以上の浸水区域にある施設 公園等の場合、0.5m以上の浸水区域にある公園等

〔土砂〕

凡例	判定基準
◎	土砂災害防止法の警戒区域及び特別警戒区域にかからない施設
○	敷地の一部等が土砂災害防止法の警戒区域及び特別警戒区域にかかるが、施設等に影響がないと考えられる施設
×	上記の◎または○または△に該当しない不適切な施設

〔高潮〕

凡例	判定基準
○	沿岸部から距離があり、高潮による影響が見込まれないと考えられる施設等
△	沿岸部に近いが、高潮による影響が見込まれないと考えられる施設等

〔地震〕

凡例	判定基準
○	新耐震基準を満たす施設(昭和56年以降の建物又は、耐震補強を行っているもの)
×	新耐震基準を満たしていない施設

〔津波〕

凡例	判定基準
○	敦賀市津波ハザードマップにおいて浸水区域にかからない施設等
△	建物の場合、0.3m未満の浸水区域にある施設
×	浸水区域にある公園等

〔大規模な火事〕

凡例	判定基準
○	防火地域にない施設等
×	防火地域にある施設等

資料13-3 要配慮者利用施設一覧(避難確保計画の作成等を要する施設)

(1) 医療施設 [有床]

(令和5年11月現在)

No.	地区	名称	所在地	電話番号	水害(洪水)				土砂災害	備考
					笙の川(浸水深)		井の口川(浸水深)		警戒区域	
					計画規模	想定最大規模	計画規模	想定最大規模		
1	西	市立敦賀病院	三島町1丁目6-60	22-3611	0.5-3.0m未満	3.0-5.0m未満	-	0.5-3.0m未満	-	
2	松原	産科・産婦人科 井上クリニック	木崎49-24-1	21-4103	-	0.5-3.0m未満	-	0.5-3.0m未満	-	
3	東郷	泉ヶ丘病院	中81-1-11	22-7700	-	-	-	-	崖崩れ・地滑り	
4	中郷	医療法人敦賀温泉病院	吉河41-1-5	23-8210	-	-	-	-	崖崩れ	

(2) 教育施設

(令和5年11月現在)

No.	地区	名称	所在地	電話番号	水害(洪水)				土砂災害	備考
					笙の川(浸水深)		井の口川(浸水深)		警戒区域	
					計画規模	想定最大規模	計画規模	想定最大規模		
5	北	敦賀北幼稚園	曙町11-94	22-5875	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	0.5m未満	-	
6	北	角鹿小中学校	角鹿町6-1	22-1634	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
7	南	敦賀南小学校	清水町1丁目10-40	22-0010	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
8	南	気比中学校	清水町1丁目11-41	22-0682	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
9	南	早翠幼稚園	本町1丁目6-10	21-1000	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
10	南	敦賀教会幼稚園	本町2丁目2-25	25-0452	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
11	西	敦賀西小学校	結城町8-6	22-0538	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	0.5-3.0m未満	-	
12	松原	松原小学校	松島町27-22	25-0171	0.5m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
13	松原	松陵中学校	松葉町1-1	22-0045	-	0.5-3.0m未満	-	-	-	
14	松原	敦賀高等学校	松葉町2-1	25-1521	-	0.5-3.0m未満	-	-	-	
15	松原	松陵幼稚園	櫛川町2丁目11-5-5	25-8240	0.5m未満	0.5-3.0m未満	0.5m未満	0.5-3.0m未満	-	
16	松原	敦賀気比高等学校・付属中学校	沓見164-1	24-2150	-	-	-	-	崖崩れ	
17	東浦	東浦小中学校	杉津19-12-1	28-1254	-	-	-	-	崖崩れ・土石流	
18	中郷	中郷小学校	津内38-1-2(岡山町1丁目)	22-1324	-	0.5-3.0m未満	-	-	崖崩れ	
19	中郷	敦賀工業高等学校	山泉13-1	25-1533	0.5-3.0m未満	3.0-5.0m未満	-	-	土石流	
20	粟野	中央小学校	野神40-249	24-0020	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	0.5m未満	0.5-3.0m未満	-	
21	粟野	粟野小学校	筋生野47-11	22-1426	-	-	0.5m未満	0.5-3.0m未満	崖崩れ	
22	粟野	粟野中学校	金山78-1-1	22-1430	-	0.5-3.0m未満	0.5m未満	0.5m未満	-	
23	粟野	黒河小学校	御名25-5	22-1433	-	0.5-3.0m未満	-	-	-	
24	粟野	粟野南小学校	公文名31-2-1	25-1233	-	0.5m未満	-	-	-	

(3) 児童福祉施設

(令和5年11月現在)

No.	地区	名称	所在地	電話番号	水害(洪水)				土砂災害 警戒区域	備考
					笹の川(浸水深)		井の口川(浸水深)			
					計画規模	想定最大規模	計画規模	想定最大規模		
25	北	角鹿児童クラブ	角鹿町6-1	21-0123	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
26	北	神宮前ぼっぼ保育園	曙町8-12	21-2850	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	0.5m未満	-	
27	北	気比保育園	蓬萊町4-18	22-1312	-	0.5m未満	-	-	-	
28	北	晴明保育園	相生町14-3	22-1460	-	0.5m未満	-	-	-	
29	南	敦賀児童館	舞崎町2丁目20-4	22-2806	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
30	南	つるが保育園	舞崎町2丁目21-1	23-5510	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
31	南	南児童クラブ	清水町1丁目10-40	24-1038	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
32	南	さみどり保育園	本町1丁目7-7	22-1000	0.5m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
33	南	子育て総合支援センター	本町2丁目5-20	22-0147	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
34	西	松乃栄保育園	松栄町14-13	23-0320	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	0.5-3.0m未満	-	
35	西	西児童クラブ	結城町8-6	21-0775	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	0.5-3.0m未満	-	
36	西	三島保育園	三島37-10-1(三島町3丁目)	25-4813	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	0.5-3.0m未満	-	
37	西	敦賀市病児・病後児保育施設(はびけあ)	三島町1丁目4-25	23-2723	0.5-3.0m未満	3.0-5.0m未満	-	0.5-3.0m未満	-	
38	松原	櫛川保育園	松島130-238(櫛川)	25-1210	-	0.5-3.0m未満	-	0.5-3.0m未満	-	
39	松原	げんきっこほいくえん	松島130-259-1(櫛川)	47-6696	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	0.5m未満	0.5-3.0m未満	-	
40	松原	松原児童館・松原児童クラブ	松島町28-40	23-1521	0.5m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
41	松原	松原保育園	松原町4-5	22-0854	-	0.5-3.0m未満	-	-	-	
42	松原	木崎保育園	木崎38-4-1	23-3710	-	0.5-3.0m未満	-	0.5-3.0m未満	-	
43	松原	児童文化センター	櫛川42-2-1	25-7879	0.5-1.0m未満	1.0-3.0m未満	0.5m未満	0.5-1.0m未満	-	

(3) 児童福祉施設

(令和5年11月現在)

No.	地区	名 称	所 在 地	電話番号	水害(洪水)				土砂災害 警戒区域	備考
					笹の川(浸水深)		井の口川(浸水深)			
					計画規模	想定最大規模	計画規模	想定最大規模		
44	東郷	東郷保育園	谷口20-3-4	25-4761	-	0.5m未満	-	-	-	
45	東郷	藤ヶ丘保育園	藤ヶ丘町15-5	25-8854	-	0.5-3.0m未満	-	-	-	
46	中郷	中郷西保育園	古田刈66-1303-2	24-5270	0.5-3.0m未満	3.0-5.0m未満	-	-	-	
47	中郷	中郷保育園・中郷児童クラブ	道口24-2-1(岡山町2丁目)	25-7900 ・22-7022	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
48	中郷	第2中郷児童クラブ	羽織町34(坂下)	24-1035	0.5m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
49	粟野	中央児童クラブ	野神40-249	21-0700	0.5m未満	0.5-3.0m未満	0.5m未満	0.5-3.0m未満	-	
50	粟野	粟野子育て支援センター	新和町1丁目3-10	25-5647	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
51	粟野	新和さみどり保育園	新和町1丁目6-7	20-0200	0.5m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
52	粟野	第二早翠幼稚園	市野々町1丁目110	21-0002	0.5m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
53	粟野	きらきらほいくえん	若葉町1丁目1610	22-6447	-	0.5m未満	0.5m未満	0.5m未満	-	
54	粟野	櫛林保育園	櫛林13-9-1	25-7540	-	0.5m未満	-	-	-	
55	粟野	第2粟野児童クラブ	筋生野47-11	24-1036	-	-	0.5m未満	0.5-3.0m未満	崖崩れ	
56	粟野	第3粟野児童クラブ	筋生野87-6-7(萩野町)	23-3106	-	0.5m未満	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	
57	粟野	粟野保育園・粟野児童クラブ	筋生野54-32-1	25-0320 ・22-5288	-	-	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	
58	粟野	金山保育園	桜ヶ丘町32-2	22-2191	-	-	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	
59	粟野	黒河保育園	御名38-15	22-1147	-	0.5m未満	-	-	-	
60	粟野	黒河児童クラブ	御名70-9	21-1122	-	0.5m未満	-	-	-	
61	粟野	つくしんぼ保育園・粟野南児童クラブ	公文名29-1-2	25-8547	-	0.5m未満	-	-	-	
62	粟野	第2粟野南児童クラブ	山80-1-1(公文名)	24-0057	-	0.5m未満	-	-	-	
63	粟野	さくら保育所	野坂35-6-1	25-1627	-	-	-	0.5m未満	-	

(4) 高齢者福祉施設

(令和5年11月現在)

No.	地区	名 称	所 在 地	電話番号	水害(洪水)				土砂災害	備考
					笙の川(浸水深)		井の口川(浸水深)		警戒区域	
					計画規模	想定最大規模	計画規模	想定最大規模		
64	北	グループホーム つくし	天筒町8-55	21-1331	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	-	崖崩れ	
65	南	駅前アクティブセンター ステップ	白銀町10-13 酒井電機ビル1階	21-4088	0.5m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
66	南	リハビリ特化型デイサービス「R-style(アールスタイル)」	白銀町10-15	22-2282	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
67	南	サービス付高齢者向け住宅 笙の里	鉄輪町1丁目2-55	25-6616	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
68	南	通所リハビリセンターいずみ	鉄輪町1丁目2-55	25-6556	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
69	南	第2溪山荘ぼっぼ	鉄輪町1丁目2-57	21-1515	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
70	南	第2溪山荘ぼっぼショートステイ	鉄輪町1丁目2-57	21-1515	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
71	南	第2溪山荘ぼっぼデイサービスセンター	鉄輪町1丁目2-57	21-1616	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
72	南	養護老人ホーム萩の苑	鉄輪町1丁目2-57	21-4545	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
73	南	小規模サテライト型介護老人保健施設「気比の風」	津内町3丁目6-21	20-0211	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
74	南	小規模サテライト型介護老人保健施設「気比の風」ショートステイ	津内町3丁目6-21	20-0211	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
75	南	グループホーム明峰夢	津内町3丁目7-17	23-3700	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
76	南	敦賀市社会福祉協議会 地域リハビリセンター「あいあい」	東洋町4-1	22-2250	0.5m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	

(4) 高齢者福祉施設

(令和5年11月現在)

No.	地区	名 称	所 在 地	電話番号	水害(洪水)				土砂災害	備考
					笹の川(浸水深)		井の口川(浸水深)		警戒区域	
					計画規模	想定最大規模	計画規模	想定最大規模		
77	西	アイホーム ゆうゆう	結城町13-24	21-0017	0.5-3.0m未満	3.0-5.0m未満	-	0.5-3.0m未満	-	
78	西	アイホーム らくらく	結城町13-24	21-0017	0.5-3.0m未満	3.0-5.0m未満	-	0.5-3.0m未満	-	
79	西	敦賀ケアセンターかくだ「あおい」	昭和町2丁目11-5	25-4160	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
80	西	敦賀ケアセンターかくだ	昭和町2丁目20-16	25-4141	0.5m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
81	西	敦賀ケアセンターかくだ「はるか」	昭和町2丁目20-16	25-4141	0.5m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
82	西	通所リハビリテーション「じゃらん」	昭和町2丁目2801	20-1171	-	0.5-3.0m未満	-	-	-	
83	西	リバーサイド気比の杜	昭和町2丁目2801	20-1171	-	0.5-3.0m未満	-	-	-	
84	西	リバーサイド気比の杜ショートステイ	昭和町2丁目2801	20-1171	-	0.5-3.0m未満	-	-	-	
85	西	サービス付き高齢者住宅アネックス明峰	昭和町2丁目2908	20-1161	0.5-3.0m未満	3.0-5.0m未満	-	-	-	
86	西	かくだデイサービスセンター「さくら」	中央町2丁目10-34	25-0055	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	0.5m未満	0.5-3.0m未満	-	
87	松原	第3溪山荘あおぞら	松島町2丁目6-35	22-8570	0.5-3.0m未満	3.0-5.0m未満	-	0.5-3.0m未満	-	
88	松原	第3溪山荘あおぞらショートステイ	松島町2丁目6-35	22-8570	0.5-3.0m未満	3.0-5.0m未満	-	0.5-3.0m未満	-	
89	松原	第3溪山荘あおぞらデイサービスセンター	松島町2丁目6-35	22-8572	0.5-3.0m未満	3.0-5.0m未満	-	0.5-3.0m未満	-	
90	松原	第3溪山荘まつデイサービスセンター	松島町2丁目6-35	22-8571	0.5-3.0m未満	3.0-5.0m未満	-	0.5-3.0m未満	-	
91	松原	敦賀ケアセンターかくだ「あずさ」	新松島町8-30	22-6120	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	0.5-3.0m未満	-	
92	松原	グループホームさと	鑄物師町12-16-5	24-6701	-	0.5-3.0m未満	-	-	-	
93	松原	松原のいろ幸	鑄物師町12-16-5	24-6700	-	0.5-3.0m未満	-	-	-	
94	松原	グループホーム 幸	鑄物師町1904-1	20-0294	0.5m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
95	松原	デイサービスセンター幸	平和町1-23	25-3100	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	0.5-3.0m未満	-	
96	松原	幸デイサービスセンター「暖(のん)」	平和町17-4	21-1188	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	0.5-3.0m未満	-	

(4) 高齢者福祉施設

(令和5年11月現在)

No.	地区	名称	所在地	電話番号	水害(洪水)				土砂災害 警戒区域	備考
					笹の川(浸水深)		井の口川(浸水深)			
					計画規模	想定最大規模	計画規模	想定最大規模		
97	東郷	エメラルドハウス	中81号岩ヶ鼻1-1	21-6500	-	-	-	-	崖崩れ	
98	東郷	エメラルドハウスデイサービスセンター	中81号岩ヶ鼻1-1	21-6500	-	-	-	-	崖崩れ	
99	東郷	溪山荘	中81号岩ヶ鼻1-5	24-2288	-	-	-	-	崖崩れ・地滑り	
100	東郷	溪山荘ショートステイ	中81号岩ヶ鼻1-5	24-2288	-	-	-	-	崖崩れ・地滑り	
101	東郷	溪山荘デイサービスセンター	中81号岩ヶ鼻1-5	24-2780	-	-	-	-	崖崩れ・地滑り	
102	東郷	湯の里ナーシングホーム	中81号岩ヶ鼻1-11	22-4400	-	-	-	-	崖崩れ・地滑り	
103	東郷	湯の里ナーシングホームショートステイ	中81号岩ヶ鼻1-11	22-4400	-	-	-	-	崖崩れ・地滑り	
104	東郷	敦賀ケアセンターかくた「はるのさん」	中81号岩ヶ鼻1-13	21-1177	-	-	-	-	崖崩れ	
105	東郷	グループホーム あかり苑	高野2-1-1	23-7878	-	-	-	-	崖崩れ	
106	東郷	小規模多機能型居宅介護事業所 あゆみ	高野2-1-1	23-5511	-	-	-	-	崖崩れ	
107	東郷	サービス付高齢者向け住宅 緋の家	藤ヶ丘町15-5	25-8854	-	0.5-3.0m未満	-	-	-	
108	東郷	デイサービスつむぎ	藤ヶ丘町15-5	25-8854	-	0.5-3.0m未満	-	-	-	
109	中郷	雀の郷	堂44号岡の腰1-1(岡山町2丁目)	20-1711	-	0.5-3.0m未満	-	-	崖崩れ	
110	中郷	雀の学校	堂44号岡の腰1-1(岡山町2丁目)	20-1711	-	0.5-3.0m未満	-	-	崖崩れ	
111	中郷	あすかデイサービスセンター	山泉73-914-4	47-6664	-	-	-	-	土石流	
112	中郷	グループホームひなた	衣掛町420	24-1123	-	0.5-3.0m未満	-	-	-	
113	中郷	小規模多機能型居宅介護いっぷく	衣掛町420	24-1124	-	0.5-3.0m未満	-	-	-	
114	中郷	医療法人敦賀温泉病院 デイケア ゆらり	吉河41-1-5	23-8210	-	-	-	-	崖崩れ	

(4) 高齢者福祉関係施設

(令和5年11月現在)

No.	地区	名称	所在地	電話番号	水害(洪水)				土砂災害	備考
					笹の川(浸水深)		井の口川(浸水深)		警戒区域	
					計画規模	想定最大規模	計画規模	想定最大規模		
115	粟野	ヒバリヒルズ	榎林32-5-2	22-8600	-	0.5m未満	-	0.5m未満	-	
116	粟野	ヒバリヒルズショートステイ	榎林32-5-2	22-8600	-	0.5m未満	-	0.5m未満	-	
117	粟野	ショートステイ真盛苑	筋生野90-3	21-6161	-	0.5m未満	-	0.5-3.0m未満	崖崩れ	
118	粟野	デイサービスセンター真盛苑	筋生野90-3	21-6161	-	0.5m未満	-	0.5-3.0m未満	崖崩れ	
119	粟野	真盛苑	筋生野90-3	21-6161	-	0.5m未満	0.5m未満	0.5-3.0m未満	崖崩れ	
120	粟野	常磐荘	金山50-19-1	25-6960	-	-	-	0.5m未満	-	
121	粟野	グループホーム みつばち 愛・心	野坂20-1	20-0038	-	-	-	-	土石流	
122	粟野	どりいむはうす	長谷36-3-1	20-5751	-	-	-	-	崖崩れ	
123	粟野	小規模多機能ホーム「こばやし」	砂流50-37-7(ひばりヶ丘町)	23-1605	-	0.5m未満	-	-	-	
124	粟野	サービス付高齢者住宅 悠優	砂流50-40-1(ひばりヶ丘町)	25-8008	-	0.5m未満	-	-	-	
125	粟野	サービス付高齢者住宅 悠優 デイサービス こばやし	砂流50-40-1(ひばりヶ丘町)	25-8008	-	0.5m未満	-	-	-	
126	粟野	敦賀市社会福祉協議会地域 リハビリセンター「ぬくもりの里」	御名70-11-2	20-1777	-	0.5-3.0m未満	-	-	-	
127	粟野	つるが生協デイサービス てくてく	公文名1-6	21-6111	0.5m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
128	粟野	つるが生協ショートステイ 満天	公文名1-6	21-7010	0.5m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
129	粟野	和の家 ぬくぬく	公文名1-6	25-2929	0.5m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
130	粟野	和の家 えがお	公文名1-6	25-3535	0.5m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
131	粟野	はのあデイサービス	公文名35-39-1	47-5484	-	0.5-3.0m未満	-	-	-	
132	粟野	県民せいきょう 敦賀きらめきあつたかホーム	市野々町2丁目1554	21-1500	-	0.5-3.0m未満	-	-	-	
133	粟野	県民せいきょう小規模多機能ホーム 敦賀きらめきハウス	市野々町2丁目1554	21-5400	-	0.5-3.0m未満	-	-	-	

(5) 障がい者福祉施設

(令和5年11月現在)

No.	地区	名称	所在地	電話番号	水害(洪水)				土砂災害 警戒区域	備考
					笹の川(浸水深)		井の口川(浸水深)			
					計画規模	想定最大規模	計画規模	想定最大規模		
134	北	HATARAKU	相生町3番26号	47-5990	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
135	北	神宮前ぼっぼ	曙町8-12	37-3575	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	0.5m未満	-	
136	南	アフタースクール アイ	清水町1丁目6-17	21-0089	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
137	南	社会福祉事業 ふらっぶ	白銀町5-23	36-4518	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
138	南	+Be Ipppo!	津内町1丁目2-12 栄ビル301	47-6526	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	0.5m未満	-	-	
139	松原	敦賀市立子ども発達支援センター「バラレル」	櫛川41-2-3	22-7172	0.5m未満	0.5-3.0m未満	0.5m未満	0.5-3.0m未満	-	
140	西	スマイルビーチカフェ	三島町2丁目19-12	36-4357	0.5m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
141	西	NEST Care	中央町1丁目9-4	070-4126-0190	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
142	西	COCO	松栄町13番4-2	47-5665	0.5m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
143	中郷	ワンシード・わくわく	道口63-1-1(岡山町1丁目)	36-1257	-	0.5-3.0m未満	-	-	-	
144	中郷	ワンシード・いこい	道口63-1-1(岡山町1丁目)	36-1171	-	0.5-3.0m未満	-	-	-	
145	中郷	ワンシード・つどい	道口63-1-1(岡山町1丁目)	36-1171	-	0.5-3.0m未満	-	-	-	
146	中郷	Ipppo!	公文名54-10-1	47-6526	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
147	中郷	ワンシード すぷらうと	衣掛町167	36-1171	0.5m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
148	粟野	+Ipppo!	野神2-34-2	47-6979	0.5m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
149	粟野	グループホーム新和	新和町1丁目7-2 サンプリエ和久野Ⅱ	21-1133	-	0.5-3.0m未満	-	-	-	
150	粟野	こどもの輪 花	若葉町2丁目1617番地	22-0870	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	0.5m未満	-	
151	粟野	グループホーム桜ヶ丘	桜ヶ丘町9-19	21-1133	-	-	-	0.5m未満	-	
152	粟野	障害福祉サービスセンターひまわりの家	桜ヶ丘町8-8	24-2068	-	-	-	0.5m未満	-	
153	粟野	地域活動支援センター はあとぼーとさくらヶ丘	桜ヶ丘町8-8	24-4848	-	-	-	0.5m未満	-	
154	粟野	障害者交流センター野坂の郷	桜ヶ丘町8-6	22-2022	-	-	-	0.5m未満	-	
155	粟野	独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター多機能型通所支援事業所 あさひ	桜ヶ丘町33-1	25-1600	-	-	-	0.5-3.0m未満	-	
156	粟野	独立行政法人 国立病院機構敦賀医療センター	桜ヶ丘町33-1	25-1600	-	-	-	0.5-3.0m未満	-	
157	粟野	アイホームあんのん	野坂43-1-22	47-6181	-	-	-	0.5m未満	-	
158	粟野	アイホーム敦賀	金山73-6-1	47-6160	-	-	-	0.5m未満	-	
159	粟野	Be Ipppo!	野神15-4-13	47-6526	0.5m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
160	粟野	LIFE Ipppo! 和久野	和久野2東河原17-3	47-6964	0.5-3.0m未満	0.5-3.0m未満	-	-	-	
161	粟野	こども発達支援ルーム ぐらすup	金山57-16-1	36-1135	-	-	-	0.5m未満	-	
162	粟野	はなえみ	桜ヶ丘町12-1	25-2775	-	-	0.5m未満	0.5m未満	-	

資料 13-4 要配慮者の状況

(令和5年11月現在)

種 別	人 数 (人)
乳幼児 (0～1歳児)	771
高齢者 (65歳以上)	18,779
介護保険における要介護3～5の者	1,149
在宅ひとり暮らし者 (65歳以上)	1,331
心身障害者・児	3,991
合 計	26,021
全 人 口	63,035
災害時要配慮者人口比率	41.3 %

資料 1 4 - 1 災害時応援協定締結一覧

(令和 5 年 1 1 月現在)

	協 定 名	協定相手先名	協定締結日	応援内容
1	敦賀市と各務原市との間における災害時相互応援協定	各務原市	平成7年10月2日	
2	災害時における相互援助協定（敦賀市・向日市）	向日市	平成7年10月23日	
3	敦賀市と敦賀市管工事協同組合の災害時における協力に関する協定	敦賀市管工事協同組合	平成18年9月13日	応急活動
4	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定	福井県エルピーガス協会	平成19年3月20日	応急活動
5	災害時における救急物資提供等に関する協定	北陸コカ・コーラボトリング株式会社	平成20年8月1日	物資提供
6	災害時における被災施設等の応急対策業務に関する協定	敦賀市土木協会	平成20年12月22日	応急活動
7	災害時における被災施設等の応急対策業務に関する協定	敦賀市建築協会	平成20年12月22日	応急活動
8	災害時における被災施設等の応急対策業務に関する協定	福井県電業協会 敦賀支部	平成20年12月22日	応急活動
9	災害時における公共施設等の電気設備の保安対策業務に関する協定	北陸電気保安協会	平成20年12月22日	応急活動
10	災害時における被災施設等の応急対策業務に関する協定	福井県下水道管路管理業協会	平成22年3月24日	応急活動

	協 定 名	協定相手先名	協定締結日	応援内容
11	茨城県水戸市と福井県敦賀市との間における災害時相互応援協定	水戸市	平成23年10月10日	
12	福井大学附属国際原子力工学研究所と敦賀市との原子力防災に関する相互連携協定	国立大学法人福井大学附属国際原子力工学研究所	平成24年6月27日	
13	災害時における生活物資の供給協力等に関する協定書	福井県民生活協同組合	平成24年8月9日	物資提供
14	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	社団法人福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	平成25年3月1日	物資提供
15	原子力災害時等における敦賀市民の県外広域避難に関する協定	奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市	平成26年2月26日	
16	災害時における福祉避難所として介護保険施設等を使用することに関する協定	敦賀市介護サービス事業者連絡協議会	平成26年3月6日	
17	災害時等における測量・調査等の応急対策業務に関する協定	一般社団法人福井県測量設計業協会	平成26年3月19日	応急活動
18	災害時等における放送に関する協定	株式会社嶺南ケーブルネットワーク、敦賀FM放送	平成26年3月19日	防災放送
19	災害時における物資の貸渡しに関する協定	北陸建設機械リース業協会福井支部	平成26年8月5日	
20	災害時における石油燃料等の優先供給に関する協定	福井県石油商業組合敦賀支部	平成27年2月27日	
21	災害時の医療救護活動等に関する協定	一般社団法人敦賀市医師会、敦賀地区歯科医師会、敦賀市薬剤師会	平成27年6月30日	医療救護
22	福井県・市町災害時相互応援協定	福井県・県内市町	平成28年9月16日	

	相互応援協定名	協定相手先名	協定締結日	応援内容
23	災害時における協力に関する協定	敦賀市内の郵便局	平成29年8月1日	
24	災害時のドローン運用業務協定	一般社団法人福井県ドローン協会	平成29年9月28日	
25	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話株式会社福井支店	平成29年11月14日	
26	災害時における公衆浴場等の使用に関する協定	福井県公衆浴場業生活衛生同業組合敦賀支部	平成29年11月14日	
27	敦賀市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	令和2年10月1日	応援活動
28	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和2年10月1日	
29	災害時における応援に関する協定	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社	令和2年10月27日	
30	防災減災パートナーシップに関する協定	福井放送株式会社	令和5年3月29日	

資料 1 4 - 2 福井県・市町災害時相互応援協定

(趣旨)

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 6 7 条および 6 8 条の規定の趣旨に基づき、県内において災害が発生し、被災市町独自では十分な災害応急対策が実施できないときに、県および県内市町が相互に協力して応援を行うため、必要な事項について定めるものとする。

(県および市町における情報収集および伝達)

第 2 条 県および市町は、災害が発生した場合においては、被災市町における被災状況等の情報収集に積極的に努めるものとする。

- 2 市町は、収集した情報を速やかに県に報告するものとする。
- 3 県は、収集した被災状況および応急活動等の情報を速やかに他市町に伝達するものとする。

(応援の種類)

第 3 条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水および生活必需物資（以下「支援物資」という。）ならびにその供給に必要な資機材の提供およびあっせん
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材ならびに物資の提供およびあっせん
- (3) 救援および救助活動に必要な車両等の提供およびあっせん
- (4) 救援、医療、防疫および応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあっせん
- (8) 避難者の受入れ
- (9) ごみおよび尿処理のための車両および施設の提供
- (10) 支援物資の受入れ、仕分けおよび保管等に必要な施設の提供
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(県の役割)

第 4 条 県は、被災市町と連絡がとれない場合または被災市町が災害対策本部を設置した場合その他被災状況等の情報収集を行う必要があると認めた場合は、職員を派遣し被災地の情報収集を行うものとする。

- 2 県は、被災市町からの応援の要請があった場合は、速やかに連絡調整を行うとともに、応援を行い、または他の市町に応援を求めるものとする。
- 3 県は前条に掲げる応援のほか、被災市町からの要請があった場合または県が必要と認めた場合は、職員を派遣し、被災市町災害対策本部の運営等の応援を行うものとする。

- 4 県は、災害の規模、場所または被災市町からの応援の要請内容に照らし、必要と認められた場合は、速やかに防災機関、他の都道府県または国に応援を求めるものとする。

(応援要請の手続き)

第5条 応援を受けようとする被災市町は、県または他の市町に対して次の事項を明らかにして無線または電話等（以下「電話等」という。）で応援を要請した後に、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 第3条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名および数量等
 - (3) 第3条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種および人員
 - (4) 応援場所および応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 前項の規定により被災市町から応援の要請を受けた県は、他の市町による応援が必要と認められたときは、被災市町が属するブロック（別表に定めるブロックをいう。）内の市町と速やかに調整の上、応援の割当てを決定し、被災市町および応援市町に対し、文書および電話等により連絡するものとする。
 - 3 県は、前項の規定による応援の割当てのみによっては十分な応援を行うことができないと認められたときは、他のブロックの市町と速やかに調整の上、応援の割当てを決定し、被災市町および応援市町に対し、文書および電話等により連絡するものとする。
 - 4 被災市町が第1項の規定により、県に応援を要請した場合において、前2項の規定により他の市町による応援を受けたときは、被災市町から応援市町に対して応援の要請があつたものとみなす。
 - 5 第1項の規定により被災市町から応援の要請を受けた市町は、応援の内容を県および被災市町に対し、速やかに文書および電話等により連絡するものとする。

(市町の自主的活動)

第6条 災害が発生し、被災市町との連絡がとれない場合において、応援を行おうとする市町が必要と認められたときは、職員を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づいて必要な応援を行うことができる。

- 2 応援を行おうとする市町は、その内容を県に対して報告するものとする。
- 3 第1項に規定する応援を行う場合は、前条に規定する要請があつたものとみなす。

(物資等の携行)

第7条 県および市町は、職員を派遣する場合には、自ら消費または使用する物資等を携行させるように努めるものとする。

(応援費用の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町の負担とする。

2 応援を要請した被災市町において、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を要請した被災市町から申し出があった場合は、応援を要請された県または市町は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(日頃の災害に対する備え)

第9条 県および市町は、日頃の防災意識の高揚を図るとともに、防災施設および資機材の整備ならびに防災に関する組織の育成に努めるものとする。

(訓練の実施)

第10条 市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、市町防災訓練を実施するとともに、毎年度実施している県防災総合訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(連絡窓口)

第11条 県および市町は、災害が発生した場合に、速やかに必要な情報を相互に伝達するため、あらかじめ連絡担当部局を定め、連絡体制を整備するものとする。

(市町消防防災連絡会議の開催)

第12条 県および市町は、この協定が円滑に行われるよう、毎年度および必要に応じて、市町消防防災連絡会議を開催し、防災に関する必要な情報を交換するものとする。

(他の協定との関係)

第13条 この協定は、県または市町が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(その他)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項およびこの協定に定めのない事項は、県および市町が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成28年9月16日から適用する。

平成8年2月23日に締結した「福井県・市町村災害時相互応援協定」は、この協定の適用をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、県および各市町記名押印の上、各1通を保有する。

(第5条関係)

ブロック	市町
福井・坂井・奥越	福井市、大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町
丹南	鯖江市、越前市、池田町、越前町、南越前町
嶺南	敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

平成28年9月16日

福井県知事	西 川 一 誠
福井市長	東 村 新 一
敦賀市長	淵 上 隆 信
小浜市長	松 崎 晃 治
大野市長	岡 田 高 大
勝山市長	山 岸 正 裕
鯖江市長	牧 野 百 男
あわら市長	橋 本 達 也
越前市長	奈 良 俊 幸
坂井市長	坂 本 憲 男
永平寺町長	河 合 永 充
池田町長	杉 本 博 文
南越前町長	川 野 順 万
越前町長	内 藤 俊 三
美浜町長	山 口 治 太 郎
高浜町長	野 瀬 豊
おおい町長	中 塚 寛
若狭町長	森 下 裕

資料 1 4 - 3 福井県広域消防相互応援協定

(目的)

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第 226号）第39条の規定に基づき、福井県内の市町（消防事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。以下同じ。）における相互応援体制を確立し、消防力の強化を図ることを目的とする。

(協定区域)

第 2 条 協定区域は、この協定書により協定した市町（以下「関係市町」という。）の区域とする。

(災害の範囲)

第 3 条 この協定において「災害」とは消防組織法第 1 条に規定する災害で、応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第 4 条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 普通応援 関係市町が接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、被災市町の長（一部事務組合にあっては、管理者とする。以下同じ。）の要請を待たずに出動する応援。
 - (2) 特別応援 関係市町の区域内に災害が発生した場合に、被災市町の長の要請に基づいて出動する応援。ただし、通信の途絶等により被災地との連絡をとることができないときは、関係市町の長は、被災市町の長からの要請があったものとみなし応援出動することができる。
- 2 前項第 1 号に規定する普通応援については、この協定書に定めるもののほか、関係市町の長が別に定めることができる。

(応援要請)

第 5 条 特別応援を要請しようとする市町（以下「受援市町」という。）の長は、次の事項を明確にして応援する市町（以下「応援市町」という。）の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び災害の状況
- (3) 応援隊の種別、隊数及び人員
- (4) 防ぎよに必要な資機材の種別及び人員
- (5) 集結場所
- (6) その他必要な事項

- 2 受援市町の長は、事後速やかに前各号に掲げる事項を記載した文書を応援市町の長に提出しなければならない。
- 3 普通応援で出動した場合は、応援市町の長は、直ちにその旨を被災市町の長に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 応援市町の長は、当該市町の区域内の警備に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援市町の長は、前項の規定により応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量及び到着予定時刻を受援市町の長に通報するものとする。
ただし、派遣しがたいときは、その旨を直ちに通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 この協定に基づき応援のため出動した消防隊、救急隊及びその他の隊は、受援市町の消防長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した経費については、次により負担するものとする。

- (1) 人件費及び消費燃料等の経常的経費並びに公務災害補償費は、応援市町の負担とする。
- (2) 消火薬剤及び食料費等の経費は、受援市町の負担とする。
- (3) その他多額の経費を要する場合は、その都度、当該関係市町の長が協議のうえ定める。

(疑義)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、関係市町の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第10条 この協定の運用に関し必要な事項は、関係市町の消防長が協議のうえ定める。

(改廃)

第11条 この協定の改廃は、関係市町の長が協議のうえ行うものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期間は、平成18年3月20日から平成20年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日1ヶ月前までにいずれかの関係市町からも何らかの意思表示がないときは、更に2年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本書9通を作成し、関係市町の長は記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

附則

この協定書は、平成18年3月20日から施行する。

平成18年4月1日

附則

この協定書は、令和元年6月1日から施行する。

令和元年6月1日

福井市長		東村 新一
敦賀美方消防組合	管理者	淵上 隆信
南越消防組合	管理者	奈良 俊幸
若狭消防組合	管理者	松崎 晃治
大野市長		石山 志保
勝山市長		山岸 正裕
鯖江・丹生消防組合	管理者	牧野 百男
嶺北消防組合	管理者	坂本 憲男
永平寺町長		河合 永充

資料 1 4 - 4 敦賀市と各務原市との間における災害時相互応援協定

(趣旨)

第 1 条 この協定は、災害時（一般自然災害をいう。）における応急対策及び復旧対策の万全を期すため、福井県敦賀市と岐阜県各務原市の区域内における災害が発生した場合において、相互に応援を行うことについて定めるものとする。

(応援の種類及び内容)

第 2 条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童及び生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の手続き)

第 3 条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第 4 条に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第 4 条 応援の要請を受けた市は、業務に支障のない限り、これを実施するものとする。

(維持管理)

第 5 条 応援のために要請した機械、器具等の維持管理については、応援を要請した市が行うものとする。

(応援に要した経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市が負担するものとする。

(連絡責任者)

第7条 応援の要請に関する事項の連絡を円滑に行うため、次のとおり連絡責任者を置くものとする。

- (1) 敦賀市総務部総務課長
- (2) 各務原市総務部防災交通課長

(応援体制の整備)

第8条 両市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成7年10月2日から3年間とし、有効期間が満了する1カ月前にいずれの市からも、この協定について、改正又は廃止の意思表示がないときは、引き続き3年間自動的に有効期間を延長するものとする。
以後、期間満了時においても、また、同様とする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各1通を保管する。

平成7年10月2日

敦賀市長

河瀬 一治

各務原市長

平野 喜八郎

資料 1 4 - 5 災害時における相互援助協定（敦賀市・向日市）

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時における応急対策の万全を期し、福井県敦賀市と京都府向日市が物資等の相互援助を行うことについて定めるものとする。

（要請）

第 2 条 災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びに必要とする資器材等の種類、数量
- (3) 必要とする時間
- (4) 希望する場所
- (5) その他必要事項

（業務の実施）

第 3 条 援助の要請を受けた市は、これを実施するものとする。

（維持管理）

第 4 条 援助のために要請した資器材等の維持管理については、援助を要請した市が行うものとする。

（経費）

第 5 条 第 3 条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、援助を要請した市が負担するものとする。

（連絡責任者）

第 6 条 第 2 条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 敦賀市総務部総務課長
- (2) 向日市市民部環境対策室長

（その他）

第 7 条 この協定の実施に関して必要な事項、及びこの協定に定めのない事項は双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成7年10月23日から平成10年10月22日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、双方からこの協定改正の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

平成7年10月23日

福井県敦賀市長 河瀬 一 治

京都府向日市長 岡崎 誠 之

資料 14-6 災害時における協力に関する協定（敦賀市・敦賀市内の郵便局）

敦賀市(以下「甲」という。)と敦賀市内の郵便局(以下「乙」という。)は、敦賀市内で発生した地震等の災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、敦賀市内で災害が発生し、必要が生じた場合は、次の事項について相互に協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲又は乙が収集した被災者に対する避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (2) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (3) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除
- (4) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置、郵便局社員による郵便物の取集・交付及び避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収等並びにこれらを実際に行うために必要な事項
- (6) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (7) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除き、要請した者が負担するものとする。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、被災者の安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては市民生活部危機管理対策課長とし、乙においては日本郵便株式会社敦賀郵便局総務部長とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議し決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による解約の申出がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書12通を作成し、甲乙それぞれが押印の上、各1通を保有する。

平成29年8月1日

甲 敦賀市	敦賀市長	淵上 隆信
乙 日本郵便株式会社	敦賀郵便局長	大畑 一三
	敦賀松原郵便局長	山形 裕司
	敦賀結城郵便局長	白木 宏和
	栗野郵便局長	片矢 智晃
	疋田郵便局長	高木 正吾
	杉津郵便局長	木下 晴央
	中郷郵便局長	藏本 宏一
	敦賀駅前通郵便局長	上野 晴信
	敦賀中央町郵便局長	笠島 郁子
	敦賀松栄郵便局長	小林 真紀
	敦賀新和町郵便局長	森川 義則

資料 1 4 - 7 茨城県水戸市と福井県敦賀市との間における災害時相互応援協定

(趣旨)

第 1 条 この協定は、姉妹都市の盟約を結ぶ茨城県水戸市と福井県敦賀市が、災害時における応急対策及び復旧対策の万全を期すため、両市の区域内において、気象災害、地震津波災害及び原子力災害その他の災害が発生した場合において、相互に応援を行うことについて定めるものとする。

(応援の種類及び内容)

第 2 条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫及び応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの募集及び派遣
- (6) 児童及び生徒の受入れ及び就学機会の提供
- (7) 被災者に対する避難所の設置及び応急仮設住宅の提供
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の手続き)

第 3 条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等をもって要請し、事後に文書を提出することができる。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人数
- (4) 応援の場所
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第 4 条 応援の要請を受けた市は、業務に支障のない限り、これを実施するものとする。

(維持管理)

第 5 条 応援のために要請した機械、器具等の維持管理については、応援を要請した市が行うものとする。

(応援に要した経費の負担)

第 6 条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市が負担するものとする。

(連絡責任者)

第 7 条 両市は、応援に関する事項の連絡を円滑に行うため、防災担当課長を連絡責任者とする。

(応援体制の整備)

第8条 両市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成23年10月10日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、当事者署名押印のうえ各1通を保管する。

平成23年10月10日

茨城県水戸市長 高橋 靖

福井県敦賀市長 河瀬 一治

資料 14-8 全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国原子力発電所所在市町村協議会の会員（準会員を含む。）である市町村において、大規模な災害が発生し、被災した会員市町村（以下「被災会員市町村」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合における会員市町村の相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(災害応援市町村)

第2条 災害応援市町村は、この要綱の趣旨に賛同した別表に掲げる会員市町村（以下「応援会員市町村」という。）とする。

(連絡担当部局)

第3条 会員市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定めるものとする。

(連絡)

第4条 被災会員市町村は、災害が発生したときは、速やかに事務局に連絡するものとする。

2 事務局は、前項の連絡を受けたときは、速やかに会員市町村へ周知するものとする。

(応援の種類)

第5条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、被災会員市町村が特に必要と認めるもの

(応援要請の手続)

第6条 応援を受けようとする被災会員市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項に記載した文書（別記様式1）を事務局に提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までの応援に要する品名、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の事務職、医療職、技術職、技能職の職種別及び人員
- (4) 応援を受ける場所及びその経路
- (5) 応援を受ける期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、応援要請に必要な事項

(応援体制)

第7条 事務局は、被災会員市町村から応援の要請を受けたときは、役員市町村と協力し、要請の内容に応じ、次の各号に掲げる災害の応援体制を当該各号に定める会員市町村をもって組織するものとする。

- (1) 第1次体制 別に定めるブロック別都道府県内の会員市町村
- (2) 第2次体制 全会員市町村

(実施)

第8条 事務局から応援を要請された会員市町村は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

- 2 応援要請を受けなかった会員市町村は、被災会員市町村と連絡をとり、適宜必要な応援をすることができるものとする。

(緊急応援活動の実施)

第9条 会員市町村は、他の会員市町村において災害が発生した場合で、緊急の応援活動が必要であると判断したときは、第7条の規定にかかわらず、緊急応援活動を実施できるものとする。

(経費の負担)

第10条 職員の派遣に要する経費及び救援物資の調達その他の応援に要する経費は、原則として被災会員市町村が負担するものとする。

(災害補償等)

第11条 第5条第4号の規定により派遣された職員（次項において「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

- 2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災会員市町村が、被災会員市町村への往復経路の途中に生じたものについて応援を行う会員市町村が賠償の責めを負うものとする。

(資料等情報の交換)

第12条 会員市町村は、この要綱に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、災害相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月12日から施行する。

資料14-9 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定 (敦賀市・福井県民生活協同組合)

敦賀市（以下「甲」という。）と福井県民生活協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給協力等について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、敦賀市の区域内において、気象災害、地震津波災害、原子力災害及びその他の災害が発生し、又はその恐れがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力等に関する事項について定めるものとする。

(生活物資供給の協力要請)

第2条 災害時等において、甲が生活物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

2 大地震などの大規模災害により、甲が市外へ広域的に避難した場合、避難先の場所からも、甲は乙に対して、前項の規定による要請をすることができる。ただし、乙が運搬できる範囲内の限りとする。

(生活物資供給の協力実施)

第3条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(生活物資供給の要請手続き)

第4条 甲の乙に対する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、後日文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制について常に点検、改善に努めるものとする。

(生活物資の運搬)

第5条 生活物資の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第6条 乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

(ボランティア活動)

第7条 乙は、乙の組合員のボランティア活動を推進し、甲はこれに協力するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進するために、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するため必要な事項については、別に定めるものとする。

(定めのない事項)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成24年8月9日

甲 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市

敦賀市長 河瀬 一 治

乙 福井県福井市開発町第2号1番1
福井県民生活協同組合

理事長 竹 生 正 人

資料 14-10 災害時等の応援に関する申し合わせ（敦賀市・国土交通省近畿地方整備局）

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と敦賀市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合において、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次の各号のとおりとする。

- 一 敦賀市内で重大な災害の発生または、発生するおそれがある場合
- 二 敦賀市に災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン [情報連絡員]含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として、災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

(緊急災害対策派遣隊の派遣)

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

(緊急災害対策派遣隊の受け入れ)

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年9月25日

甲 近畿地方整備局長 谷本光司

乙 敦賀市長 河瀬一治

資料 14-11 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定
(敦賀市・福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会)

敦賀市(以下「甲」という。)と社団法人福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、敦賀市の区域内において、気象災害、地震津波災害及びその他災害が発生した場合(以下「災害時等」という。)に、甲が乙に対して災害時等の応急対策及び災害復旧に関する応援を要請するときの基本的な必要事項について定めることにより、業務を迅速に実施することを目的とする。

(応援要請の窓口)

第2条 甲及び乙は、この協定に基づく応援要請を迅速かつ確実にを行うため、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとする。

(業務の内容)

第3条 甲の要請により乙が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成21年6月内閣府)に基づく、災害時等の敦賀市内における家屋の被害認定調査及び判定
- (2) 甲が発行するり災証明について、市民からの相談に対する甲の業務の補助をすること
- (3) 不動産の表示に関する登記・境界関係相談所の開設
- (4) その他甲が必要と認める業務

(業務の体制)

第4条 乙は、前条に規定する業務を実施するため、構成員の緊急時の連絡体制の一覧表を甲に提出し、承認を受けるものとする。

2 乙は、前項の一覧表において構成員に変更があった場合は、遅延なく文書により甲に届け出るものとする。この場合において、連絡体制の変更についても同様とする。

(応援要請)

第5条 甲は、乙に対し業務を要請するときは、次に掲げる事項を示して文書により応援を要請するものとする。

- (1) 業務の実施期間及び場所
- (2) 業務の目的
- (3) 業務の内容
- (4) その他必要な事項

(業務の実施)

第6条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに業務を実施するものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(他団体との協議)

第8条 乙は、甲が乙以外の団体と同一内容の協定を締結しようとするときは、その協定の相手方となろうとする団体と、事前に緊急時の協力体制及び連絡体制について協議するものとする。

(実施報告)

第9条 乙は、この協定に基づき業務を実施したときは、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。

- (1) 業務の実施期間及び場所
- (2) 業務の内容
- (3) 業務に従事した者の氏名
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第10条 甲の要請により、乙が業務に要した費用は、原則として乙が負担するものとする。

2 乙が、甲の要請により被害認定調査や相談所設置に要した資機材の費用は、災害発生前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

(損害賠償)

第11条 この協定に基づいて業務に従事した者（以下「従事者」という。）がその業務による負傷もしくは疾病により死亡、又は障害の状態になった場合における従事者に対する損害賠償については、乙の負担とする。

(協定の解除)

第12条 甲又は乙において、協定を継続できない事情が生じたときは、双方協議のうえ、この協定を解除できるものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保管する。

平成25年 3 月 1 日

甲 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市
敦賀市長 河 瀬 一 治

乙 福井県福井市下馬2丁目314番地
社団法人福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 笠 川 寛 幸

資料 1 4 - 1 2 災害時における福祉避難所として介護保険施設等を使用することに関する協定
(敦賀市・敦賀市介護サービス事業者連絡協議会)

(趣旨)

第 1 条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）への対応として、敦賀市（以下「甲」という。）が、敦賀市介護サービス事業者連絡協議会（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として介護保険施設等の使用及び住宅要援護者の安全確保に係る協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、あらかじめ指定する避難所では対応が困難な者をいう。

- (1) 介護保険の要介護 3～5 の認定者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が 1 級及び 2 級の者
- (3) 前 2 号に準じる者で市長が必要と認めるもの

(施設の使用及び安全確保の要請及び受諾)

第 3 条 甲は、要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

- 2 甲は、避難できない在宅要援護者の安全確保のため、乙に安否確認及び支援の協力を要請できるものとする。
- 3 乙は、甲からの要請を受諾するよう努めるものとする。

(指定施設)

第 4 条 福祉避難所は、乙に所属する介護サービス提供事業所に掲げる施設とする。

(使用期間)

第 5 条 避難施設の使用期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

(手続等)

第 6 条 甲は、第 3 条の規定により施設の使用及び安全確保について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ協議のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報
- (2) 家族の住所、氏名、連絡先
- (3) 使用する期間

(4)その他必要と認める事項

(避難者の移送)

第7条 乙は、甲の要請に基づき、乙が要援護者を受入れる場合、避難施設への要援護者の移送は、原則として当該要援護者の家族と支援者が行うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 乙は要援護者を介護する職員の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用は、原則として甲に承認を求めたもの限り、甲が所要の実費を負担するものとする。ただし、特に緊急を要する場合、要援護者の支援に必要な物資の調達に要した経費、その他の事情等を勘案し甲乙協議する。

(受入れ可能人員等)

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 甲及び乙は、業務上知り得た要援護者又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第12条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第13条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(有効期限)

第14条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

2 この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成26年3月6日

甲 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市
敦賀市長 河瀬 一 治

乙 敦賀市東洋町4番1号
敦賀市介護サービス事業者連絡協議会
会 長 櫻 井 誓 行

資料 14-13 災害時の医療救護活動等に関する協定

敦賀市と一般社団法人敦賀市医師会、敦賀地区歯科医師会及び敦賀市薬剤師会（以下「三者」という。）は、災害時における医療救護活動等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、敦賀市の区域内において、気象災害、地震津波災害、及びその他の災害（原子力災害を除く）が発生した場合に、敦賀市の要請により三者が敦賀市に協力して実施する医療救護活動に関する事項を定めるものとする。

（救護計画）

第2条 三者は、災害時の医療救護活動を円滑に実施するため、活動マニュアルを策定し、これを敦賀市に提出するものとする。

2 三者は、前項の活動マニュアルを変更したときは、これを敦賀市に提出するものとする。

（医療救護活動本部への参画）

第3条 三者は、敦賀市災害対策本部が設置した敦賀市医療救護活動本部に参画し、災害状況の把握や各関係機関の連絡調整等を行うとともに、災害の状況により設置する医療救護所の活動等に備えるため、各団体の体制準備を進めるものとする。

（救護チームへの派遣）

第4条 敦賀市災害対策本部は、医療救護所を設置し、救護活動を実施する必要がある場合において、三者の協力が必要なときは、三者若しくは三者のうちいずれかに対し救護チームの派遣を要請するものとする。

2 三者若しくは三者のうちいずれかは、前項に規定により敦賀市災害対策本部から要請を受けた場合は、救護チームを編成し、医療救護所等に派遣するものとする。

3 三者若しくは三者のうちいずれかは、緊急やむを得ない事情により、敦賀市災害対策本部の要請を受ける前に救護チームを編成し、派遣した場合には、速やかに敦賀市災害対策本部に報告するものとする。この場合は、敦賀市災害対策本部が承認した救護チームは、敦賀市災害対策本部の要請に基づく救護チームとみなすものとする。

（活動場所）

第5条 救護チームは、敦賀市災害対策本部が災害現場等に設置する医療救護所及びその他敦賀市災害対策本部が指示する場所において、救護活動を実施するものとする。

(救護チームの業務)

第6条 救護チームの業務は、次のとおりとする。

(1) 一般社団法人敦賀市医師会

- ・医療救護所の医療活動における総括
- ・傷病者に対するトリアージ、応急処置及び医療
- ・死亡の確認及び検案
- ・その他必要な事項

(2) 敦賀地区歯科医師会

- ・歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- ・後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ・医療救護所及び避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- ・警察及び海上保安庁の依頼による検視・検案に際しての法歯学上の協力
- ・その他必要な事項

(3) 敦賀市薬剤師会

- ・医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- ・医薬品等の供給への協力
- ・医療救護所、避難所及び医薬品ストックセンター等における医薬品等の仕分け及び管理
- ・その他必要な事項

(後方支援病院)

第7条 後方支援病院については、傷病者の受け入れのための準備を行い、医療救護所から転送された傷病者や直接来院する者の対応に当たるものとする。

2 市内の被災していない医療機関においても、前項のとおり体制を整えるものとする。

(指揮命令)

第8条 各救護チームに係る指揮命令及び救護活動の連絡調整は、敦賀市医療救護活動本部が行うものとする。

(実施主体の変更)

第9条 敦賀市の災害の規模が拡大し、災害救助法が適用となり、対策の実施者が敦賀市から福井県に移行した場合においても、三者は医療救護活動に協力するものとする。

(医薬品等の供給)

第10条 三者が派遣する救護チームが使用する医薬品等は、敦賀市災害対策本部が補給し、救護チームの輸送、通信の確保等救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 敦賀市薬剤師会の会員薬局は、災害の状況に応じ、敦賀市災害対策本部の要請により医薬品等を優先的に提供するものとする。

(医療費及び調剤費)

第11条 医療救護所等の医療費及び調剤費の患者負担は、無しとする。

2 後方医療施設及び薬局における医療費及び調剤費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第12条 敦賀市災害対策本部の要請に基づき、三者が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、敦賀市が負担するものとする。

(1) 医療救護活動本部に参画し、従事した者に対する費用弁償

(2) 救護チームとして救護活動に従事した医師及び看護師、歯科医師等、薬剤師に対する費用弁償

(3) 救護チームが使用した医薬品等の費用弁償

(4) 救護チームとして救護活動に従事した医師及び看護師、歯科医師等、薬剤師が救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(5) その他救護チームの編成・派遣等に係る事務費等

2 前項に定める費用弁償等の内容については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）及び災害救助法施行細則（昭和35年福井県規則第67号）に準拠するものとし、その他については、その都度敦賀市と三者で協議の上、決定する。

(防災訓練)

第13条 三者は、敦賀市から要請があった場合は、敦賀市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

2 三者は、日頃から災害における体制及び活動の確認のため、可能な限り訓練を実施するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、敦賀市と三者協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書四通を作成し、敦賀市と三者それぞれ記名押印の上、各自一通を保管する。

平成27年6月30日

敦 賀 市

敦賀市長 淵 上 隆 信

一般社団法人敦賀市医師会

会 長 川 上 究

敦賀地区歯科医師会

会 長 長 村 康 央

敦賀市薬剤師会

会 長 南 雅 継

資料 15-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

(令和 5 年 6 月現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第 4 条第 1 項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000 円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第 4 条第 2 項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ず、その他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮置住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,775,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考				
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること				
		区分	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	6人以上1人増すごとに加算する額
		全壊	夏 19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
		全流	冬 31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半壊	夏 6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
		床上浸水	冬 10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上				

種 類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり 50,000 円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯343,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の 給与	住家の全壊（焼）、 流失、半壊（焼）又 は床上浸水により学 用品を喪失又は毀損 等により使用するこ とができず、就学上 支障のある小学校児 童、中学校生徒、義 務教育学校生徒及び 高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で 教育委員会に届出又はその承認を 受けて使用している教材、又は正 規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は1人当た り次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給す る。
埋 葬	災害の際死亡した 者を対象にして実 際に埋葬を実施す る者に支給	1体当たり 大人（12歳以上）219,100円以内 小人（12歳未満）175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象とな る。
死体の捜 索	行方不明の状態に あり、かつ四囲の 事情によりすでに 死亡していると推 定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処 理	災害の際死亡した 者について、死体 に関する処理（埋 葬を除く。）を する。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 一時保存 ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検索、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必 要な場合は当該地域における通常の実費を加算 できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300 円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇用費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇用費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料 15-2 敦賀市防災条例

昭和 38 年 3 月 28 日

条例第 5 号

改正 昭和 56 年 10 月 1 日条例第 24 号

平成 12 年 3 月 27 日条例第 4 号

平成 23 年 9 月 28 日条例第 15 号

平成 24 年 9 月 28 日条例第 20 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 防災会議（第 2 条—第 5 条）

第 3 章 災害対策本部（第 6 条—第 8 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）

第 16 条第 6 項の規定に基づく敦賀市防災会議（以下「防災会議」という。）及び同法第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づく敦賀市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の組織、所掌事務等必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 防災会議

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 敦賀市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又は、これに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が委嘱する者
- (3) 福井県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者

- (4) 福井県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 敦賀美方消防組合の消防長及び敦賀消防団長
 - (8) 指定公共機関又は、指定地方公共機関並びに公共的施設の管理者及び公益的事業を営む法人の役員又は、職員のうちから市長が委嘱する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱するもの
- 6 前項の委員の定数は、35人以内とする。
- 7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。
(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福井県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(議事等)

第5条 第2章各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

第3章 災害対策本部

(組織)

第6条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。
(部)

第7条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第8条 第3章各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年10月1日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第4号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月28日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の敦賀市防災条例第3条第7項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までの間に同条第5項第9号の規定により委嘱された委員の任期は、同日までとする。

資料 15-3 敦賀市防災会議内規

(目的)

第1条 この内規は、敦賀市防災条例(昭和38年敦賀市条例第5号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、敦賀市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(招集)

第2条 防災会議の招集は、会長が行う。

2 会議招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を付記しなければならない。

(代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により、防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員又は代理者がともに出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(会議)

第4条 防災会議は、過半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。この場合、前条第1項の代理出席者は、委員とみなす。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当するときは、会長は、委員の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、防災会議の決議に代えることができる。

(1) 緊急を要する事態が発生し、防災会議を招集する暇がないと認めるとき。

(2) その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないとき。

(専決処分)

第5条 防災会議が成立しないとき、防災会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、別記のものについて専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告し、承認を求めなければならない。

(異動等の報告)

第6条 条例第3条第5項第1号から3号まで及び第7号の委員が異動等により変更があつたときは、後任者は、その職、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

附 則

この内規は、昭和38年12月27日より適用する。

附 則

この内規は、令和3年2月26日より施行する。

(別記)

1 防災計画に基づき、その実施を推進すること。(条例第2条)

2 災害に関する情報を収集すること。(条例第2条)

3 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(法第21条)

4 災害対策本部の設置について、市長に意見の具申をすること。(法第23条)

5 関係機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者に対し、防災計画の実施状況について報告又は資料の提出を求めること。(法第45条)

6 その他特に軽易な事項

資料15-4 敦賀市防災会議委員一覧

(令和5年11月現在)

委 員			連 絡 場 所			
号別	機 関 名	職名	担当課	郵便番号	所 在 地	電話番号
						FAX番号
会長	敦賀市	市 長	秘書 広報課	914-8501	中央町2丁目1-1	21-1111 22-8170
1号	国土交通省近畿地方整備局 福井河川国道事務所 敦賀国道維持出張所	所 長		914-0057	開町3-28-1	22-5166 25-6466
1号	海上保安庁第八管区 海上保安本部 敦賀海上保安部	部 長	警備 救難課	914-0079	港町7-15	22-0191 22-0214
1号	国土交通省中部運輸局 福井運輸支局 敦賀庁舎	次 長	海事担当	914-0079	港町7-15	22-0003 21-2198
1号	国土交通省 北陸地方整備局 敦賀港湾事務所	所 長	沿岸防 災対策 室	914-0065	松栄町7-28	22-2590 21-8101
1号	厚生労働省 福井労働局 敦賀労働基準監督署	署 長	安全衛 生課	914-0055	鉄輪町1丁目7-3	22-0745
2号	陸上自衛隊 第14普通科連隊 第3中隊	中隊長	第3科	921-8520	石川県金沢市野田町1-8	076-241-2171 (242) 076-241-2171 (213)
3号	福井県嶺南振興局	危機対 策幹	二州企画振 興室	914-0811	中央町1丁目7-42	22-0002 22-0243
3号	福井県嶺南振興局 敦賀土木事務所	所 長	総務課	914-0811	中央町1丁目7-36	22-4661 23-0477
3号	福井県嶺南振興局 二州健康福祉センター	所 長	地域 支援室	914-0057	開町6-5	22-3747 22-1205
3号	福井県嶺南振興局 敦賀港湾事務所	所 長	総務課	914-0078	桜町2-1	22-0369 22-7067
4号	敦賀警察署	署 長	警備課	914-0814	木崎12-18-1	25-0110 22-4000
5号	敦賀市	副市長	秘書 広報課	914-8501	中央町2丁目1-1	21-1111 22-8170
5号	敦賀市	市 民 生活 部 長	危機 管理 対策 課	914-8501	中央町2丁目1-1	21-1111 21-8682
6号	敦賀市教育委員会	教育長	教育 総務課	914-8501	中央町2丁目1-1	21-1111 23-6944
7号	敦賀美方消防組合	消防長	消防本部 防災指令課	914-0811	中央町2丁目1-2	20-0119 22-0685

委 員			連 絡 場 所			
号別	機 関 名	職名	担当課	郵便番号	所 在 地	電話番号
						FAX番号
7号	敦賀美方消防組合 敦賀消防団	団 長	敦賀 消防署 庶務課	914-0811	中央町2丁目1-2	23-9990 47-4004
8号	日本郵便㈱ 敦賀郵便局	局 長	総務部	914-8799	元町11-5	25-1001 25-2537
8号	西日本電信電話㈱ 福井支店	支店長	設備部	914-0843	福井市西開発1-2410	0776-52-3031 0776-54-8539
8号	北陸電力㈱ 敦賀営業所	所 長	敦賀 営業所	914-0051	本町2丁目10-8	25-8099 (日中) 090-6818-3364 (夜間) 25-8104
8号	西日本旅客鉄道 敦賀地域鉄道部	部 長		914-0055	鉄輪町1丁目1-24	48-0179 21-3277
8号	中日本高速道路㈱金沢支社 敦賀保全・サービスセンター	所 長	工務 担当課	914-0014	井川17号稻荷藪8-1	25-5223 22-9293
8号	日本原子力発電㈱ 敦賀発電所 敦賀事業本部	所 長	安全・ 防災室	914-8555	明神町1	26-8020 26-9012
8号	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 敦賀事業本部	本部長	地域共 生・広 報課	914-8585	木崎65-20	23-3021 21-4025
8号	(一社) 敦賀市医師会	会 長	事務局	914-0811	中央町2丁目16-54	24-3131 24-3132
8号	(福) 敦賀市社会福祉協議会	会 長	総務 グループ	914-0047	東洋町4-1	22-3133 22-3785
8号	敦賀市赤十字奉仕団	委員長	地域 福祉課	914-0811	中央町2丁目1-1	22-8124 22-8163
8号	敦賀市区長連合会	会 長	総務課	914-0811	中央町2丁目1-1	22-8101 22-6220
8号	福井県農業協同組合 敦賀支店	信用課 課長	営農 経済課	914-0058	三島町2丁目11-11	47-6109 24-4015
8号	敦賀市漁業協同組合	代 表 理 事 組 合 長	総務課	914-0061	蓬萊町17-19	22-1057 25-2997
8号	敦賀商工会議所	会 頭	会 員 サービスク	914-0063	神楽町2丁目1-4	22-2611 24-1311
8号	㈱嶺南ケーブルネットワーク	代表取 締役社 長		914-0814	木崎40-8-1	24-2211 23-5522
9号	(大) 福井大学附属 国際原子力工学研究所	所 長	事務室	914-0055	鉄輪町1丁目3-33	25-0021 25-0031
9号	敦賀地区女性防火クラブ	会 長	消防本部 予防課	914-0811	中央町2丁目1-2	20-0119 22-0685
9号	つるが男女共同参画 ネットワーク	理事		914-0812	本町2丁目1番20号 (南公民館内)	23-5411 23-5662

資料 15-5 敦賀市災害対応基金条例

平成 27 年 3 月 19 日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 非常災害発生時の対応及び市行造林地等の災害の損失補償に必要な財源を確保するため、敦賀市災害対応基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、第 1 条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

(敦賀市災害応急対策基金条例の廃止)

2 敦賀市災害応急対策基金条例(平成 9 年敦賀市条例第 22 号)は、廃止する。

(敦賀市災害応急対策基金条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の敦賀市災害応急対策基金条例の規定により設置されていた敦賀市災害応急対策基金に属する現金は、この条例の規定により設置される基金に属する現金とみなす。

(敦賀市行造林地等災害補償基金条例の廃止)

4 敦賀市行造林地等災害補償基金条例(平成 20 年敦賀市条例第 2 号)は、廃止する。

(敦賀市行造林地等災害補償基金条例の廃止に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の敦賀市行造林地等災害補償基金条例の規定により設置されていた敦賀市行造林地等災害補償基金に属する現金は、この条例の規定により設置される基金に属する現金とみなす。

資料 15-6 敦賀市災害見舞金等支給条例

昭和 47 年 3 月 30 日

条例第 10 号

改正 昭和 49 年 3 月 30 日 条例第 13 号

昭和 49 年 7 月 20 日 条例第 39 号

昭和 57 年 9 月 29 日 条例第 22 号

昭和 63 年 3 月 25 日 条例第 12 号

平成 8 年 3 月 29 日 条例第 7 号

平成 12 年 3 月 27 日 条例第 28 号

平成 25 年 10 月 1 日 条例第 35 号

(目的)

第 1 条 この条例は、火災又は風水害等により災害をうけた被災者に対する災害見舞金及び被災者の葬祭を行う者に対する弔慰金（以下「見舞金等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「災害」とは、風水害、震災等の自然災害及び火災をいう。

(支給要件)

第 3 条 本市に引き続き 1 年以上住所を有する者が災害により次の各号の一に該当する場合、当該被災者の世帯主に対して見舞金等を支給する。

- (1) 死亡又は死亡したと推定される時。
- (2) 1 月以上にわたり入院加療を必要とする負傷をした時。
- (3) 自己の居住の用に供する家屋が全焼し、若しくは全壊し、又は滅失した時。
- (4) 自己の居住の用に供する家屋が半焼し、又は半壊した時。
- (5) 自己の居住の用に供する家屋の一部が焼失又は損壊により一時的に居住の用に供することができなくなった時。
- (6) 前 3 号に該当しない場合であって、自己の居住の用に供する家屋の床上に達した浸水により一時的に居住の用に供することができなくなった時。

(見舞金等の額)

第 4 条 前条の規定により支給する見舞金等の額は、別表のとおりとする。

(災害の程度)

第 5 条 第 3 条第 1 号及び第 2 号を除く各号の災害の程度は、官公署等の資料に基づきその程度を決定する。

(支給の制限)

第 6 条 市長は、災害が被災者の故意若しくは重大な過失によると認定した場合、又は災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用をうけた場合は、災害見舞金等の全部又は一部を支給しない。

- 2 災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年敦賀市条例第39号）により災害弔慰金の支給を受けたときは、第3条第1号を支給要件とする見舞金等は、支給しない。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月30日条例第13号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年7月20日条例第39号）抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年9月29日条例第22号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月25日条例第12号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第7号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第28号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月1日条例第35号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の敦賀市災害見舞金等支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年9月16日（以下「適用日」という。）以後に生じた災害に係る見舞金等について適用する。

（経過措置）

- 2 前項の規定にかかわらず、適用日から公布の日の前日までの間に生じた災害に係る見舞金等を支給する場合において、新条例の規定による見舞金等の額が、この条例による改正前の敦賀市災害見舞金等支給条例（以下「旧条例」という。）の規定による見舞金等の額に満たないときは、当該見舞金等の額は、旧条例の規定による見舞金等の額とする。

別表(第4条関係)

支給要件	種類	被災の程度	金額
第3条第1号に該当するとき。			100,000円
第3条第2号に該当するとき。			50,000円
第3条第3号に該当するとき。	火災等	70%以上	200,000円
	風水害等	70%以上	100,000円
第3条第4号に該当するとき。	火災等	20%以上70%未満	140,000円
	風水害等	20%以上70%未満	70,000円
第3条第5号に該当するとき。	火災等	20%未満	60,000円
	風水害等	20%未満	30,000円
第3条第6号に該当するとき。			20,000円

資料 15-7 災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年 7月20日

条例第39号

改正 昭和50年 3月25日条例第16号

昭和51年12月27日条例第47号

昭和53年 7月 1日条例第29号

昭和56年10月 1日条例第28号

昭和57年 9月29日条例第22号

昭和62年 6月25日条例第13号

平成 3年12月24日条例第28号

平成23年 9月28日条例第20号

令和 元年 7月 8日条例第 6号

令和 2年 3月23日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては、250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 弔慰金は次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

（支給の手續）

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

（災害障害見舞金の支給）

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害をうけた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の貸付限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額が、その家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合	150万円
イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
ウ 住居が半壊した場合	270万円
エ 住居が全壊した場合	350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合	150万円
イ 住居が半壊した場合	170万円
ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。）	250万円
エ 住居の全体が滅失し、又は流出した場合	350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、措置期間中は、無利子とし、措置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年1.5%とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

(敦賀市災害見舞金等支給条例の一部改正)

2 敦賀市災害見舞金等支給条例(昭和47年条例第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(昭和50年3月25日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年12月27日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和53年7月1日条例第29号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の条例第5条の規定は、昭和53年1月14日以降に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和56年10月1日条例第28号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害について適用する。

附 則（昭和57年9月29日条例第22号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

（敦賀市災害見舞金支給条例の一部改正）

- 3 敦賀市災害見舞金支給条例（昭和47年敦賀市条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和62年6月25日条例第13号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和62年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年12月24日条例第28号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規程は同年5月26日以後に生じた災害により災害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成23年9月28日条例第20号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

平成 28 年 1 月 4 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に規定する災害(火災を除く。以下「災害」という。)によって市内で生じた被害について、市が証明書(以下「罹災証明書等」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(罹災証明書等の種類)

第 2 条 罹災証明書等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 罹災証明書 住家について、市が現地調査等により、罹災の事実を確認することができた場合に、その被害の程度を証明するもの
 - (2) 罹災届出証明書 次に掲げる物件等の罹災状況について、被害を受けた事実を市長に届け出たことを証明するもの
 - ア 住家及び非住家並びにそれらに附帯する工作物
 - イ 自動車、家財道具等の動産
 - ウ その他市長が適当と認めたもの
- 2 罹災証明書等において証明する事項は、災害によって生じた被害に関する事項とし、被害額については証明しないものとする。

(交付の対象)

第 3 条 罹災証明書等の交付の対象者は、災害により被害を受けた建物、塀及び門扉等の工作物並びに家財及び事業用資産の所有者又は管理者とする。

(申請)

第 4 条 罹災証明書等の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、罹災証明書等交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 被害状況の写真
 - (2) 被害場所の位置図
 - (3) 修繕に係る見積書
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請の期限は、罹災した日から起算して 1 年以内とする。ただし、提出書類により災害の被害の事実を確認することができ、申請の内容が正当と認められる

場合は、この限りでない。

(交付)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める罹災証明書等を申請者に対して、遅滞なく交付するものとする。

- (1) 市が被害状況を調査し、別表の被害認定基準に該当するものであるかを認定した場合 罹災証明書(様式第2号)
- (2) 前号の規定による認定又は災害と被害との因果関係の確認ができない場合 罹災届出証明書(様式第3号)

2 市長は、前項の規定により既に交付した罹災証明書等と同一の証明内容について申請があったときは、前条第1項各号に掲げる書類の添付及び申請内容の審査を省略して罹災証明書等を交付するものとする。

(手数料)

第6条 罹災証明書等の交付に係る手数料は、無料とする。

(代理人)

第7条 第4条第1項の規定による申請及び第5条第1項に規定する罹災証明書等の受領は、罹災者の代理人が行うことができる。

2 代理人が前項の申請又は受領を行おうとするときは、委任状(様式第4号)を市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる者が代理人となるときは、この限りではない。

- (1) 罹災者が個人の場合にあつては、その同居家族
- (2) 罹災者が法人の場合にあつては、当該法人の社員
- (3) 敦賀市パートナーシップ宣誓制度実施要綱及び福井県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に規定する宣誓者のパートナー
- (4) その他市長が適当と認めた者

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 6月 26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 11月 1日から施行する。

別表（第5条関係）

被害認定基準

1	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
2	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
3	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
4	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもとする。

5	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
6	準半壊に至らない (一部損壊)	全壊、大規模半壊及び半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとする。
7	床上浸水	建物の床の高さより上に浸水したもの又は全壊、大規模半壊、中規模半壊及び半壊には該当しないが、浸水によって土砂、竹木等が堆積したことにより一時的に建物を使用することができない程度のものとする。
8	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

備考

- この表の被害認定基準に基づく住家の被害認定に係る具体的な調査及び判定の方法については、内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき行うものとする。

罹災証明書等交付申請書

年 月 日			
敦賀市長 <div style="text-align: center;"> 申請者 住所 氏名（名称） 電話番号 </div> <p>次のとおり、罹災したので、当該罹災に係る証明書の交付を申請します。</p>			
<p>※住家の所有者がチェックしてください。 敦賀市が被害認定調査を迅速に行うため、必要に応じて、固定資産課税台帳等に 記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報の利用について</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>同意します。 <input type="checkbox"/>同意しません。</p>			
世帯主 (管理者・所有者)	住所（所在）		
	氏名（名称）		
罹災年月日	年	月	日
罹災原因	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 津波 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
被災場所 (物件の所在)	敦賀市		
被災物件	<input type="checkbox"/> 住家※（ <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 貸家家主 ）		
	<input type="checkbox"/> 非住家（ ）		
	構造 <input type="checkbox"/> 木造（ 階建） <input type="checkbox"/> 非木造（ 階建）		
	<input type="checkbox"/> 工作物（ ） <input type="checkbox"/> 家財（ ）		
<input type="checkbox"/> その他（ ）			
被害の状況			
使用目的			必要部数 部
添付書類	<input type="checkbox"/> 被害状況の写真 <input type="checkbox"/> 被害場所の位置図 <input type="checkbox"/> 修繕に係る見積書 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類（ ）		

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
申請者住所	
申請者氏名	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	
浸水程度	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

敦賀市長

Ⓜ

罹災届出証明書

世帯主 (所有者・管理 者)	住所	
	氏名	
申請者	住所	
	氏名	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災場所 (物件の所在)	
被災物件	
被害の概要	

上記のとおり、罹災の届出があり、その状況について確認したことを証明します。

年 月 日

敦賀市長

㊟

委任状

（宛先） 敦賀市長

（代理人）

住 所

氏 名

私は、上記代理人に、

罹災証明書等交付申請

罹災証明書又は罹災届出証明書の受領

に関する権限を委任します。

年 月 日

（委任者）

住 所

氏 名

（委任者本人が署名して下さい。）

資料 15-9 敦賀市災害応急用井戸協力の家登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時において、市の給水体制が整うまでの間、洗濯、トイレ等に使用できる水や飲料水（以下「生活用水等」という。）を確保するため、災害時における生活用水等を市民等に供給するための井戸を有する家屋等（以下「災害応急用井戸協力の家」という。）の登録制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 災害応急用井戸協力の家は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に所在する井戸を有する家屋等であって、継続的に使用可能なものであること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3) 水道法で定める水質基準（別表1）を満たしている井戸を有する家屋等であること。
- (4) 井戸水を汲み上げるための電動式若しくは手動式のポンプ又はつるべ等があること。
- (5) 災害時において、市民等へ生活用水等の円滑な供給が行えるよう井戸の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）により継続的かつ適正に管理されている井戸を有していること。
- (6) 災害時において、市民等に井戸の所在地及び所有者等の氏名を公表できること。
- (7) 平時において、防災関係機関等への情報提供することに同意できること。
- (8) 井戸の故障等においては、一切の責任を負うことに同意できること。

(登録の申請)

第3条 災害応急用井戸協力の家の登録を受けようとする所有者等は、災害応急用井戸協力の家登録申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

(登録の決定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、災害応急用井戸協力の家登録決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録の決定をしたときは、申請者に災害応急用井戸協力の家登録プレート（様式第3号。以下「プレート」という。）を交付するものとする。

(遵守事項)

第5条 前条の規定により登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 災害により水道が断水になったときは、市民等への生活用水等の円滑な提供に努めること。ただし、停電その他協力井戸を活用することが困難な状況にある場合は、この限りでない。

- (2) 災害時には、市民等へ公平に生活用水等を提供することに努めること。
- (3) 看板は、井戸または登録者の自宅の玄関等の見やすい場所に表示すること。

(水質検査)

第6条 市長は、災害応急用井戸協力の家の井戸の水質検査を実施する。ただし、水質検査項目については、福井県飲用井戸等衛生要領（昭和63年4月1日厚生部長通知衛第392号）に基づくものとする。

- 2 災害応急用井戸協力の家として登録されている場合、前検査（検査通知日を起算日とする。）から3年を超えない期間ごとに水質検査を実施し、検査結果を速やかに登録者に通知するものとする。

(使用禁止)

第7条 市長は、前条の水質検査の結果、災害応急用井戸協力の家として適でなくなったときは、登録者に対し、使用を禁止するよう注意することができる。

- 2 前項に規定する注意を受けた登録者は、自ら井戸の水質の再検査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(公表)

第8条 市長は、災害時に市民等が井戸を活用できるようにするため、災害時において協力井戸の所在地及び所有者等の氏名の公表を行うものとする。

(登録の変更)

第9条 登録者は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、災害応急用井戸協力の家登録変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 所有者等の登録内容が変更されたとき
- (2) 井戸の位置、形式が変更されたとき

(登録の解除)

第10条 登録者は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、災害応急用井戸協力の家登録解除届出書（様式第5号）を直ちに市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条各号に規定する要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 災害応急用井戸協力の家の登録を辞退するとき。
- 2 登録者は、前項に規定する届出書を提出するとともに、速やかにプレートを市長に返還しなければならない。

(名簿の管理)

第11条 市長は、登録した災害応急用井戸協力の家の情報について、適正に名簿の管理を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の際、現に登録されている災害応急用井戸協力の家については、この要綱でいう災害応急用井戸協力の家とみなす。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

資料 16-1 地震防災緊急事業五箇年計画一覧

事業項目	事業名	事業主体	施設等の位置	事業の概要	経費の概算額 (百万円)	整備予定 年度
3. 消防用施設		敦賀美方 消防組合	敦賀市	消防ポンプ自動車 災害対応特殊消防ポンプ自動車 耐震性貯水槽 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 救助用資機材 水槽付消防ポンプ自動車 小型動力ポンプ付積載車 化学消防ポンプ自動車 はしご付消防ポンプ自動車 外	762	R3～7年度

資料 17-1 防災関係機関等連絡先一覧

(令和5年11月現在)

	所属・機関名	連絡先				
		担当課	所在地	電話番号・FAX	衛星携帯電話	防災行政無線・FAX
市	敦賀市	危機管理 対策課	中央町2丁目1-1	代表 21-1111 22-8166 FAX 21-8682		301-1-193 FAX 301-1-299 専用電話 301-2
消 防	敦賀美方消防組合	消防本部 防災指令課	中央町2丁目1-2	20-0119 FAX 22-0685		指令センター 356-1-100 FAX 356-1-399 専用電話 356-2
県	福井県防災安全部	危機管理課	福井市大手3丁目17-1	代表 0776-21-1111 (日中のみ) 直通 0776-20-0308 直通(夜) 0776-20-0742 (連絡員室) FAX 0776-22-7617		111-610-2171 専用電話 111-126 専用FAX 111-151 (11F連絡員室)
	福井県土木部	砂防防災課	福井市大手3丁目17-1	代表 0776-21-1111 直通 0776-20-0494 FAX 0776-20-0676		111-610-3395 FAX 111-610-3399
	福井県嶺南振興局	二州企画振 興室	中央町1丁目7-42	22-0002 FAX 22-0243		111-780-5212 FAX 111-780-5390
	福井県嶺南振興局 敦賀土木事務所	総務課	中央町1丁目7-36	22-4661 FAX 23-0477		111-780-5114 FAX 111-780-5191 専用電話 111-780-012
	福井県嶺南振興局 敦賀港湾事務所	総務課	桜町2-1	22-0369 FAX 22-7067		413-1-10 FAX 413-5
	福井県嶺南振興局 二州健康福祉センター	地域支援室	開町6-5	22-3747 FAX 24-1205		407-1-105 FAX 407-5
県 警	敦賀警察署	警備課	木崎12-18-1	25-0110 FAX 22-4000		
指 定 行 政 機 関	北陸農政局 福井県拠点	地方参事官 室 (総括)	福井市日之出3丁目 14番15号	0776-30-1610 FAX 0776-30-1612		
	福井地方気象台		福井市豊島2-5-2	0776-24-0069 FAX 0776-24-0064		452-2

	所属・機関名	連絡先				
		担当課	所在地	電話番号・FAX	衛星携帯電話	防災行政無線・FAX
指定 行政 機関	林野庁 近畿中国森林管理局 福井森林管理署	総務 グループ	福井市春山1丁目1番54号 (福井春山合同庁舎8F)	0776-23-0200 FAX 0776-27-3574	001010-8816-234-45562	
		松原森林 事務所	敦賀市松栄町7番28号 (敦賀地方合同庁舎3F)	0770-25-0210 FAX 0770-24-2687	001010-8816-234-13744	
	国土交通省 中部運輸局 福井運輸支局	海事担当	港町7-15	22-0003 FAX 21-2198	090-7245-8185	
	国土交通省 北陸地方整備局 敦賀港湾事務所	沿岸防災 対策室	松栄町7-28 敦賀地方合同庁舎3 階	22-2590 FAX 21-8101	080-2951-5907	
	敦賀海上保安部	警備 救難課	港町7-15	22-0191 FAX 22-0214		453
	国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 敦賀国道維持出張所		開町3-28-1	22-5166 FAX 25-6466		
	厚生労働省 福井労働局 敦賀労働基準監督署	安全衛生課	鉄輪町1丁目7-3	22-0745		
	厚生労働省 福井労働局 敦賀公共職業安定所	管理課	鉄輪町1丁目7-3 敦賀駅前合同庁舎1 階	22-4220		
	(独)国立病院機構 敦賀医療センター	管理課	桜ヶ丘町33-1	25-1600 FAX 25-7409	001010-8816-51471805	
	陸上自衛隊金沢駐屯地 第14普通科連隊本部	第3科	石川県金沢市野田町 1-8	076-241-2171 内線 242		
指定 地方公共 機関	日本郵便(株) 敦賀郵便局	総務部	元町11-5	25-1001 FAX 25-2537		
	日本赤十字福井県支部 敦賀市地区	地域福祉課	中央町2丁目1-1	21-1111 FAX 22-8163		

	所属・機関名	連 絡 先				
		担当課	所在地	電話番号・FAX	衛星携帯電話	防災行政無線・FAX
指定 公共機関 ・ 指定 地方 公共機関	西日本電信電話(株) 福井支店	設備部	福井市西開発 1-2410	0776-52-3031 FAX 0776-54-8539		
	北陸電力(株) 敦賀営業所	敦賀営業所	本町2丁目10-8	25-8099 (平日・日中) 090-6818-3364 (夜間) FAX 25-8104		
	北陸電力送配電(株) 敦賀配電センター	敦賀配電 センター	本町2丁目10-8	25-8090 (平日・日中) 0120-837-119 (夜間) FAX 25-2852		
	北陸電力(株) 敦賀火力発電所	業務課	泉171-5-7	24-1313 FAX 22-6680		
	日本原子力発電(株) 敦賀発電所	安全・ 防災室	明神町1	26-8020 FAX 26-9012		459
	国立研究開発法人 日本原子力研究 開発機構敦賀事業本部	地域共生・広報課	木崎65-20	23-3021 FAX 21-2045		
		福井事務所	福井市毛矢1丁目10- 1セーレンビル4階	代表 0776-35-1171 (日中のみ)		463 (ふげん設置) 464 (もんじゅ設置)
	福井県LPガス協会 敦賀支部	伊賀セントラル北陸(株) 敦賀支店	木ノ芽町114-2-4	23-3655 FAX 24-2630		
	西日本旅客鉄道(株) 敦賀駅	事務室	鉄輪町1丁目1-24	48-0179 22-7228 (夜間緊急用) FAX 21-3277		
	中日本高速道路(株) 金沢支社	敦賀保全・サービスセン ター工事担当課 (平日 の日中のみ)	井川17号字稲荷藪8 の1	25-5223 FAX 22-9293		
道路管制センター (休日・平日の 夜間)		金沢市神野町東170	076-249-5361			
敦賀市土地改良区 事務局	事務局	苅生野104-19-1	37-5102 FAX 37-5103			
報 道 機 関	朝日新聞社敦賀支局		清水町1丁目16-18	22-0020		
	毎日新聞社敦賀駐在		鉄輪町1丁目 2番地56-1 グレイスかなわマン ションA302	23-3531		
	読売新聞社敦賀支局		新松島町4-13 内田ビル2階	22-1090		

	所属・機関名	連 絡 先				
		担当課	所在地	電話番号・FAX	衛星携帯電話	防災行政無線・FAX
報 道 機 関	中日新聞社敦賀支局		新松島町4-11 大和田ビル201号	23-2531		
	福井新聞社敦賀支社		中央町1丁目15-25	22-3939		
	NHK福井放送局 嶺南支局		津内町2丁目4-2 NTT敦賀ビル1F	22-3100		
	福井放送(株)嶺南支社		中央町1丁目 17番19号	23-1020		
	福井テレビ嶺南支社		本町2丁目7-13	23-1036		
	共同通信社敦賀通信部		木崎11-14 アパカデココート木崎502 号室	21-8775		
	敦賀FM放送(株)		昭和町1丁目12-30	23-3370		
	(株)嶺南ケーブルネットワーク (RCN)		木崎40-8-1	24-2211 0120-042-212		
	北陸工業新聞社 福井支局		福井市成和1丁目 2105	0776-24-7001		携帯型防災無線5908
公 共 団 体 等	敦賀市医師会	事務局	中央町2丁目16-54	24-3131 FAX 24-3132		
	敦賀地区歯科医師会	清水 歯科医院	呉竹町2丁目3-1	24-4618 FAX 24-4618		
	敦賀市薬剤師会	井上調剤 薬局	結城町17-8	20-1193 FAX 20-1194		
	敦賀市社会福祉協議会		東洋町4-1	22-3133 FAX 22-3785		
	福井県農業協同組合 敦賀支店	営農経済課	三島町2丁目11-11	47-6109 FAX 24-4015		
	れいなん森林組合 二州支所		観音町1-1 (坂ノ 下)	25-5380 FAX 25-7919		
	敦賀市漁業協同組合	総務課	蓬萊町17-19	22-1057 FAX 25-2997		
	敦賀商工会議所	会員 サービス課	神楽町2丁目1-4	22-2611 FAX 24-1311		

	所属・機関名	連絡先				
		担当課	所在地	電話番号・FAX	衛星携帯電話	防災行政無線・FAX
防災協定自治体	岐阜県各務原市	防災対策課	各務原市那加桜町1丁目69	代表 058-383-1111 直通 058-383-1190 FAX 058-380-1158		受付 021-41 FAX 021-41
	京都府向日市	防災安全課	向日市寺戸町中野20	代表 075-931-1111 FAX 075-922-6587		
	茨城県水戸市	防災・危機管理課	水戸市中央1丁目4-1	代表 029-224-1111 直通 029-232-9152 FAX 029-233-0523	080-2362-7285	